

国民年金法 逐条解説テキスト

(平成 27 年 4 月 1 日現在施行法令準拠)



はじめに

本書は、国民年金法のうち、市町村の国民年金事務に関係の深い部分について、条文ごとにその趣旨や内容を解説したものです。また、国民年金の制度知識を学習する上で重要な関係法律、政令（国民年金法施行令）、省令（国民年金法施行規則）、通ちょう等を盛り込みました。基礎編（制度編）の講義動画のスライドには、講義内容に関連する条文の番号が記載されていますので、動画の視聴とあわせて本書を参照することで、学習の効果が高まります。なお、巻末の索引には、重要なキーワードについて、条文にかかわりの深いページや重点的に解説しているページを記載しています。

本書が、国民年金事務担当者の皆様の参考書として、国民年金制度の理解の一助となれば幸いです。

1 本書と基礎編（制度編）講義 ダイジェスト版との関係

国民年金法		本書の 掲載ページ	「基礎編 ダイジェスト版 (1) 適用・免除」と「本書の掲載ページ」	「基礎編 ダイジェスト版 (2) 給付」と「本書の掲載ページ」
総則 (第1条～第6条)		2～12	国民年金の給付の目的…2 市町村:法定受託事務…3	—
被保険者 (第7条～第14条の5)		16～56	国民年金の被保険者…16,22 被保険者の資格の取得の時期…35 被保険者の資格の喪失の時期…35 被保険者の種別の変更…41 国民年金の被保険者期間の 計算の原則…41 国民年金の届出…43 第3号被保険者の届出…43	—
給付	通則 (第15条～第25条)	60～89	—	給付の種類…60 受給権…61
	老齢基礎年金 (第26条～第29条)	92～136	—	老齢基礎年金の支給要件…92 老齢基礎年金の支給要件の特例 …95 老齢基礎年金の年金額…106 老齢基礎年金の繰上げ…129 老齢基礎年金の繰下げ…125
	障害基礎年金 (第30条～第36条の4)	138～178	—	障害基礎年金の支給要件の原則 …138 障害基礎年金の年金額…158,159
	遺族基礎年金 (第37条～第42条)	180～206	—	遺族基礎年金の支給要件 …180,185 遺族基礎年金の年金額…197,198
	付加年金 (第43条～第48条)	208～212	—	独自給付（付加年金）…208～212
	寡婦年金 (第49条～第52条)	213～216	—	独自給付（寡婦年金）…213～216
	死亡一時金 (第52条の2～第68条) ※本書では脱退一時金を含む	217～228	—	独自給付（死亡一時金）…217～223
	給付制限 (第69条～第73条)	230～233	—	—
国民年金事業の円滑な実施を 図るための措置（第74条）		236	—	—
積立金の運用 (第75条～第84条)		240	—	—

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 ダイジェスト版 (1) 適用・免除」と「本書の掲載ページ」	「基礎編 ダイジェスト版 (2) 給付」と「本書の掲載ページ」
費用 (第 85 条～第 100 条)	244～299	保険料の法定免除…260 保険料の申請免除…262,266 保険料の学生納付特例…271 保険料の若年者納付猶予…274 保険料の追納…286 保険料の時効と後納制度…289(後納)	—
不服申立て (第 101 条・第 101 条の 2)	302～306	—	—
雑則 (第 102 条～第 110 条)	310～346	保険料の時効と後納制度…310(時効)	—
罰則 (第 111 条～第 114 条)	350～357	—	—
国民年金基金及び国民年金基金連合会 (第 115 条～第 148 条)	省略	—	—

※第 108 条の 2、第 108 条の 3、第 111 条の 3、第 113 条の 3、第 113 条の 4 は省略

2 本書と基礎編（制度編）講義 適用・免除との関係

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 適用・免除」と「本書の掲載ページ」
被保険者 (第 7 条～第 14 条の 5)	16～56	【被保険者】強制加入被保険者の資格 ケース 1…16 【被保険者】強制加入の被保険者の適用対象者…16 【被保険者】第 1 号被保険者の要件…16 【被保険者】法第 7 条第 1 項第 1 号の住所…18 【被保険者】外国人の在留管理制度…19 【被保険者】第 2 号被保険者の要件…16 【被保険者】第 3 号被保険者の要件…17 【被保険者】被扶養配偶者の認定基準…21 【被保険者】任意加入被保険者…22 【被保険者】特例による任意加入被保険者（特例高齢任意加入者）…27 【資格の取得と喪失】強制加入被保険者の資格取得の時期 ケース 1…35 【資格の取得と喪失】第 1 号被保険者の資格取得の時期…35 【資格の取得と喪失】第 2 号被保険者・第 3 号被保険者の資格取得の時期…35 【資格の取得と喪失】被保険者の資格取得の時期のまとめ…36 【資格の取得と喪失】資格喪失の時期…35,36 【資格の取得と喪失】任意加入被保険者の資格取得日…24 【資格の取得と喪失】任意加入被保険者の資格喪失日…24 【資格の取得と喪失】特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失…31 【被保険者期間と届出】期間計算 ケース 1・ケース 2・資格喪失…41 【被保険者期間と届出】種別の変更があった場合の被保険者期間の計算方法 ケース 3…41 【被保険者期間と届出】種別変更の届出 ケース 4…43 【被保険者期間と届出】国民年金の被保険者の届出…43 【被保険者期間と届出】任意加入被保険者の届出 ケース 5…44 【被保険者期間と届出】第 3 号被保険者の届出 ケース 6…43 【被保険者期間と届出】第 3 号被保険者の届出の特例…49

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 適用・免除」と「本書の掲載ページ」
費用 (第 85 条～第 100 条)	244～299	【保険料・免除(1)】国民年金の保険料…252 【保険料・免除(1)】国民年金の保険料の納付義務…257,293 【保険料・免除(1)】国民年金の保険料の納期限と滞納処分…277(納期限), 295(滞納処分) 【保険料・免除(1)】国民年金の保険料の納付方法…278 【保険料・免除(1)】基礎年金拠出金・国庫負担…291 (基礎年金拠出金), 244 (国庫負担) 【保険料・免除(2)】法定免除 ケース 1…260 【保険料・免除(2)】法定免除 ケース 2…260 【保険料・免除(2)】申請免除 ケース 3…262(全額免除),266(一部免除) 【保険料・免除(2)】国民年金保険料の免除等の所得額等の基準…263,268,269, 270,272,276 【保険料・免除(2)】生活保護法による各種扶助…261 【保険料・免除(2)】申請免除の承認基準における天災その他の事由 (特例免除) …263 【保険料・免除(2)】若年者納付猶予制度 ケース 4…274 【保険料・免除(2)】申請免除と若年者納付猶予の手続き…265,268,269,270,276 【保険料・免除(2)】学生納付特例制度 ケース 5…271 【保険料・免除(2)】学生納付特例の対象となる学校…273 【保険料・免除(2)】申請免除等の承認期間…264,272 【保険料・免除(2)】給付との関係…261,265,268,269,270,273,276 【保険料・免除(2)】追納…286 【保険料・免除(2)】後納…289
雑則 (第 102 条～第 110 条)	310～346	【被保険者期間と届出】国民年金の被保険者の届出…320 【被保険者期間と届出】第 3 号被保険者の届出 ケース 6…320

3 本書と基礎編（制度編）講義 給付との関係

国民年金法	本書の 掲載ページ	「基礎編 給付」と「本書の掲載ページ」
総則 (第 1 条～第 6 条)	2～12	【老齢基礎年金(1)】保険料納付済期間…8 【老齢基礎年金(1)】保険料免除期間…8
通則 (第 15 条～第 25 条)	60～89	【障害基礎年金(1)】障害基礎年金の受給権発生日と支給期間…65 【障害基礎年金(1)】20 歳前傷病による障害基礎年金の受給権発生日と 支給期間 (支給開始の時期) …65 【遺族基礎年金(2)】死亡の推定…68 【遺族基礎年金(2)】失踪宣告…69 【独自給付】国民年金法の給付…60 【未支給年金】…70～72
給付 老齢基礎年金 (第 26 条～第 29 条)	92～136	【老齢基礎年金(1)】老齢基礎年金の支給要件の原則…92 【老齢基礎年金(1)】支給要件の根拠条文…92 【老齢基礎年金(1)】支給要件のまとめ…94 【老齢基礎年金(1)】老齢基礎年金の支給要件の特例…95 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間…96 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間① (海外在住の日本人) …99 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間② (被用者年金各法の老齢・退職給付、 障害給付、遺族給付の受給権者等) …99,100 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間③ (被用者年金制度の加入者の配偶者) …100 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間④ (学生) …100 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間⑤ (厚生年金保険の脱退手当金を受けた者) …96 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間⑥ (外国人または外国人であった者) …100 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間⑦ (任意加入未納期間) …101 【老齢基礎年金(1)】合算対象期間⑧ (公平性の確保を目的とした合算対象期 間) …96 【老齢基礎年金(1)】受給資格期間の短縮① (昭和 5 年 4 月 1 日以前に生ま れた者の特例) …103 【老齢基礎年金(1)】受給資格期間の短縮② (被用者年金制度の加入期間の特 例) …103

国民年金法		本書の 掲載ページ	「基礎編 給付」と「本書の掲載ページ」
給付	老齢基礎年金 (第 26 条～第 29 条)	92～136	【老齢基礎年金(1)】 受給資格期間の短縮③（厚生年金保険の中高齢の特例）…104 【老齢基礎年金(1)】 厚生年金保険第 3 種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間の特例…105 【老齢基礎年金(2)】 老齢基礎年金の基本年金額…106 【老齢基礎年金(2)】 満額でない老齢基礎年金の年金額…107 【老齢基礎年金(2)】 加入可能月数…108 【老齢基礎年金(2)】 物価スライド特例措置による年金額・特例水準の解消…122 【老齢基礎年金(2)】 振替加算・振替加算の支給要件…133 【老齢基礎年金(2)】 振替加算が行われる時期・振替加算の額・振替加算の支給調整…134 【老齢基礎年金(2)】 老齢基礎年金の支給の繰上げ…129 【老齢基礎年金(2)】 繰上げ請求の減額率…130 【老齢基礎年金(2)】 繰上げの際の留意点…131 【老齢基礎年金(2)】 老齢基礎年金の支給の繰下げ…125 【老齢基礎年金(2)】 66 歳に達した日後に他の年金給付の受給権が発生した場合…126 【老齢基礎年金(2)】 繰下げ支給の取扱いの見直し…127 【老齢基礎年金(2)】 繰下げ申出の加算額…126 【老齢基礎年金(2)】 失権…136
	障害基礎年金 (第 30 条～第 36 条の 4)	138～178	【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の支給要件の原則…138 【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の初診日要件…139 【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の障害認定日要件…139 【障害基礎年金(1)】 障害基礎年金の保険料納付要件…140 【障害基礎年金(1)】 事後重症による障害基礎年金…144 【障害基礎年金(1)】 事後重症による障害基礎年金の根拠条文…144 【障害基礎年金(1)】 障害厚生年金等の受給権者の事後重症の特例…145 【障害基礎年金(1)】 事後重症の初診日についての経過措置…146 【障害基礎年金(1)】 20 歳前傷病による障害基礎年金…148 【障害基礎年金(1)】 20 歳前傷病による障害基礎年金（障害認定日要件）…148 【障害基礎年金(1)】 20 歳前傷病による障害基礎年金（事後重症の場合）…149 【障害基礎年金(1)】 はじめて 2 級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）…146 【障害基礎年金(1)】 はじめて 2 級以上に該当したことによる障害基礎年金（支給要件）…146 【障害基礎年金(1)】 併合認定…156 【障害基礎年金(1)】 先発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定…157 【障害基礎年金(1)】 後発の障害基礎年金が支給停止の場合の併合認定…157 【障害基礎年金(1)】 併合改定…162 【障害基礎年金(1)】 併合改定の要件…163 【障害基礎年金(2)】 障害基礎年金の基本年金額…158 【障害基礎年金(2)】 障害基礎年金の子の加算額…159 【障害基礎年金(2)】 増額改定…161 【障害基礎年金(2)】 減額改定…161 【障害基礎年金(2)】 障害の程度が変わった場合の年金額の改定…162 【障害基礎年金(2)】 厚生労働大臣の職権による改定…163 【障害基礎年金(2)】 障害の程度の増進による改定請求…163 【障害基礎年金(2)】 支給停止…167 【障害基礎年金(2)】 20 歳前傷病による障害基礎年金の支給停止①～④…169 【障害基礎年金(2)】 20 歳前傷病による障害基礎年金の支給停止⑤…172 【障害基礎年金(2)】 失権…165 【障害基礎年金(3)】 経過措置による障害基礎年金…151 【障害基礎年金(3)】 特例措置による障害基礎年金…153
	遺族基礎年金 (第 37 条～第 42 条)	180～206	【遺族基礎年金(1)】 遺族基礎年金の死亡者の要件…180 【遺族基礎年金(1)】 保険料納付要件の原則…181 【遺族基礎年金(1)】 保険料納付要件の経過措置…183 【遺族基礎年金(1)】 遺族の要件…185 【遺族基礎年金(2)】 遺族基礎年金の基本年金額…197 【遺族基礎年金(2)】 配偶者に支給する遺族基礎年金の額…198 【遺族基礎年金(2)】 子に支給する遺族基礎年金の額…200 【遺族基礎年金(2)】 配偶者に支給する遺族基礎年金の額の増額改定…198 【遺族基礎年金(2)】 配偶者に支給する遺族基礎年金の額の減額改定…198

国民年金法		本書の 掲載ページ	「基礎編 給付」と「本書の掲載ページ」
給付	遺族基礎年金 (第 37 条～第 42 条)	180～206	【遺族基礎年金(2)】 子に支給する遺族基礎年金の額の改定…200 【遺族基礎年金(2)】 失権・配偶者と子の共通の失権事由・配偶者の失権事由・子の失権事由…201 【遺族基礎年金(2)】 支給停止…203 【遺族基礎年金(2)】 配偶者の所在不明による支給停止…205 【遺族基礎年金(2)】 子の所在不明による支給停止…206 【生計維持】 …187～196
	付加年金 (第 43 条～第 48 条)	208～212	【独自給付】 付加年金の支給要件と年金額…208(支給要件),209(年金額) 【独自給付】 支給の繰上げ・繰下げとの関係について…211 【独自給付】 支給停止と失権…212
	寡婦年金 (第 49 条～第 52 条)	213～216	【独自給付】 死亡した夫の要件・妻の要件…213 【独自給付】 寡婦年金の支給期間と年金額…214(支給期間),215(年金額) 【独自給付】 支給停止と失権…216
	死亡一時金 (第 52 条の 2～第 68 条) ※本書では脱退一時金を含む	127～228	【独自給付】 死亡一時金の支給要件…217 【独自給付】 死亡一時金の不支給…218 【独自給付】 遺族の範囲と順位…220 【独自給付】 死亡一時金の額…221 【独自給付】 支給の調整…223 【独自給付】 脱退一時金の支給要件・脱退一時金の額…224
	給付制限 (第 69 条～第 73 条)	230～233	—
費用 (第 85 条～第 100 条)		244～299	【独自給付】 付加保険料を納付できる者・付加保険料の額と納付…255
不服申立て (第 101 条・第 101 条の 2)		302～306	【時効・不服申立てほか】 不服申立て…302 【時効・不服申立てほか】 審査請求と再審査請求の請求期間…303,304 【時効・不服申立てほか】 審査請求と再審査請求の手続き…303,304 【時効・不服申立てほか】 再審査請求と訴訟との関係…305
雑則 (第 102 条～第 110 条)		310～346	【時効・不服申立てほか】 国民年金法の消滅時効…310 【時効・不服申立てほか】 基本権の消滅時効…311 【時効・不服申立てほか】 支分権の消滅時効…311 【時効・不服申立てほか】 その他消滅時効…312 【時効・不服申立てほか】 時効の起算日…312 【時効・不服申立てほか】 届出等（法第 105 条）…320 【時効・不服申立てほか】 被保険者に関する調査…322 【時効・不服申立てほか】 資料の提供等…324 【時効・不服申立てほか】 機構（日本年金機構）への事務の委任等…330（事務の委任）,340（事務の委託）
罰則 (第 111 条～第 114 条)		350～353	【時効・不服申立てほか】 罰則（法第 111 条～第 114 条）…350～357

4 本書の構成について

◆第3章 給付 第1節 通則 ◆

法第15条～第25条、法附則第9条の2の4

説明項目に関する条文を掲載しているので、別途、法令集等を確認する必要はありません。
※平成27年4月1日現在施行法令準拠

<端数処理>

第十七条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一元未満の端数の処理については、政令ⁱ⁾で定める。

条文中の政令や省令を示して参照しやすくしています。

i) 令第4条の3

《趣旨・概要》

条文の趣旨や概要を記載しています。

本条は、年金額の端数処理について規定しています。

《解説》

国民年金法及び関係法令の条文に沿って、できる限りわかりやすい表現で解説を付けました。

1. 第1項は、年金給付を裁定するときや年金給付の額を改定するときの端数処理について規定しています。この場合、100円未満の端数が生じたときは、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げて計算します。（100円未満四捨五入）

◇満額の老齢基礎年金の額（平成27年度の場合）

$780,900 \times 0.999$ (改定率) ※ = 780,119.1 50円未満の端数は切り捨て ⇒ 780,100円

※0.999 (改定率) は、マクロ経済スライドによるスライド調整率を反映させた率です。

2. 第2項は、年金給付の額を計算する過程における端数処理について規定しています。年金給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げて計算します。ただし、この端数処理を適用して計算した額と適用しないで計算した額との差額が100円を超える場合は、この1円未満の端数処理は行いません。（令第4条の3）

《参考》

通ちょうや補足解説などをまとめています。

年金給付の各支払期月の支払額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとなります。

（国等の債権債務の金額の端数計算に関する法律第2条第1項）

5 主な改正事項について

本書では、直近の改正事項について、下記のページに掲載しておりますので、参照してください。

改正事項	施行日	本書の掲載ページ
遺族基礎年金の支給対象の拡大	平成 26 年 4 月 1 日	180 ページ（遺族基礎年金）
繰下げ支給の取扱いの見直し	平成 26 年 4 月 1 日	127 ページ（老齢基礎年金）
任意加入被保険者の保険料未納期間を合算対象期間に算入すること	平成 26 年 4 月 1 日	101 ページ（老齢基礎年金）
障害年金の額の改定請求に係る待期間の一部緩和	平成 26 年 4 月 1 日	163 ページ（障害基礎年金）
未支給年金の請求権者の拡大	平成 26 年 4 月 1 日	70 ページ（給付：通則）
法定免除該当者の保険料納付又は前納の可能化	平成 26 年 4 月 1 日	261 ページ（費用）
保険料免除にかかる遡及期間の見直し	平成 26 年 4 月 1 日	264 ページ（費用）
付加保険料の納付期間の延長	平成 26 年 4 月 1 日	256 ページ（費用）
学生納付特例の改善	平成 26 年 10 月 1 日	328 ページ（雑則）
延滞金の割合の軽減	平成 27 年 1 月 1 日	298 ページ（費用）

目 次

第1章 総則

第一条＜国民年金制度の目的＞	2
第二条＜国民年金の給付＞	2
第三条＜管掌＞	3
第四条＜年金額の改定＞	7
第四条の二＜財政の均衡＞	7
第四条の三＜財政の現況及び見通しの作成＞	7
第五条＜用語の定義＞	8
第六条＜事務の区分＞	12

第2章 被保険者

第七条＜被保険者の資格＞	16
【法附則第五条】＜任意加入被保険者＞	22
【(6) 法附則第十一条】＜任意加入被保険者の特例＞	27
【(16) 法附則第二十三条】＜任意加入被保険者の特例＞	29
第八条＜資格取得の時期＞	35
第九条＜資格喪失の時期＞	35
第十条＜任意脱退＞	40
第十一条＜被保険者期間の計算＞	41
第十一条の二	41
第十二条＜届出＞	43
第十二条の二	50
第十三条＜国民年金手帳＞	51
第十四条＜国民年金原簿＞	53
第十四条の二＜訂正の請求＞	55
第十四条の三＜訂正に関する方針＞	55
第十四条の四＜訂正請求に対する措置＞	55
第十四条の五＜被保険者に対する情報の提供＞	56

第3章 給付

第1節 通則

第十五条＜給付の種類＞	60
第十六条＜裁定＞	61
第十六条の二＜調整期間＞	63
第十七条＜端数処理＞	64
第十八条＜年金の支給期間及び支払期月＞	65

第十八条の二<死亡の推定>	68
第十八条の三<失踪宣告の場合の取扱い>	69
第十九条<未支給年金>	70
第二十条<併給の調整>	73
第二十条の二<受給権者の申出による支給停止>	78
第二十一条<年金の支払の調整>	79
第二十一条の二	83
第二十二条<損害賠償請求権>	85
第二十三条<不正利得の徴収>	87
第二十四条<受給権の保護>	89
第二十五条<公課の禁止>	89

第2節 老齢基礎年金

第二十六条<支給要件>	92
【法附則第九条】<老齢基礎年金等の支給要件の特例>	95
第二十七条<年金額>	106
第二十七条の二<改定率の改定等>	113
第二十七条の三	116
第二十七条の四<調整期間における改定率の改定の特例>	118
第二十七条の五	120
第二十八条<支給の繰下げ>	125
【法附則第九条の二】<老齢基礎年金の支給の繰上げ>	129
第二十九条<失権>	136

第3節 障害基礎年金

第三十条<支給要件>	138
第三十条の二	144
第三十条の三	146
第三十条の四	148
【(6)法附則第六条】<障害基礎年金の支給に関する特例措置>	153
第三十一条<併給の調整>	156
第三十二条	157
第三十三条<年金額>	158
第三十三条の二	159
第三十四条<障害の程度が変わった場合の年金額の改定>	162
第三十五条<失権>	165
第三十六条<支給停止>	167
第三十六条の二	169
第三十六条の三	172
第三十六条の四	174

第4節 遺族基礎年金

第三十七条<支給要件>	180
第三十七条の二<遺族の範囲>	185
第三十八条<年金額>	197
第三十九条	198
第三十九条の二	200
第四十条<失権>	201
第四十一条<支給停止>	203
第四十一条の二	205
第四十二条	206

第5節 第1款 付加年金

第四十三条<支給要件>	208
第四十四条<年金額>	209
第四十五条<国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散の場合の取扱い>	210
第四十六条<支給の繰下げ>	211
第四十七条<支給停止>	212
第四十八条<失権>	212

第5節 第2款 寡婦年金

第四十九条<支給要件>	213
第五十条<年金額>	215
第五十一条<失権>	216
第五十二条<支給停止>	216

第5節 第3款 死亡一時金

第五十二条の二<支給要件>	217
第五十二条の三<遺族の範囲及び順位等>	220
第五十二条の四<金額>	221
第五十二条の五	223
第五十二条の六<支給の調整>	223

【法附則第九条の三の二】<日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給> ...	224

第6節 給付の制限

第六十九条	230
第七十条	231
第七十一条	232
第七十二条	233
第七十三条	233

第4章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置

第七十四条<国民年金事業の円滑な実施を図るための措置>	236

第5章 積立金の運用

第七十五条<運用の目的>	240
第七十六条<積立金の運用>	240
第七十七条<運用職員の責務>	240
第七十八条<秘密保持義務>	240
第七十九条<懲戒処分>	240
第八十条<年金積立金管理運用独立行政法人法との関係>	240

第6章 費用

第八十五条<国庫負担>	244
第八十六条<事務費の交付>	247
第八十七条<保険料>	252
第八十七条の二	255
第八十八条<保険料の納付義務>	257
第八十九条	260
第九十条	262
第九十条の二	266
第九十条の三	271
【(16)法附則第十九条】<国民年金の保険料の免除の特例>	274
第九十一条<保険料の納期限>	277
第九十二条<保険料の通知及び納付>	278
第九十二条の二<口座振替による納付>	278
第九十二条の二の二<指定代理納付者による納付>	279
第九十二条の三<保険料の納付委託>	279
第九十二条の四	280
第九十二条の五	281
第九十二条の六	281
第九十三条<保険料の前納>	282
第九十四条<保険料の追納>	286
第九十四条の二<基礎年金拠出金>	291
第九十四条の三	291
第九十四条の四	292
第九十四条の五<報告>	292
第九十四条の六<第二号被保険者及び第三号被保険者に係る特例>	293
第九十五条<徴収>	293
第九十五条の二<国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収>	294

第九十六条<督促及び滞納処分>	295
第九十七条<延滞金>	297
【法附則第九条の二の五】<延滞金の割合の特例>	298
第九十八条<先取特権>	299

第7章 不服申立て

第一百一条<不服申立て>	302
第一百一条の二<再審査請求と訴訟との関係>	305

第8章 雑則

第一百二条<時効>	310
第一百三条<期間の計算>	317
第一百四条<戸籍事項の無料証明>	319
第一百五条<届出等>	320
第一百六条<被保険者に関する調査>	322
第一百七条<受給権者に関する調査>	323
第一百八条<資料の提供等>	324
第一百八条の四<基礎年金番号の利用制限等>	327
第一百九条<国民年金事務組合>	327
第一百九条の二<学生納付特例の事務手続に関する特例>	328
第一百九条の三<保険料納付確認団体>	329
第一百九条の四<機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任>	330
第一百九条の五<財務大臣への権限の委任>	334
第一百九条の六<機構が行う滞納処分等に係る認可等>	335
第一百九条の七<滞納処分等実施規程の認可等>	336
第一百九条の八<機構が行う立入検査等に係る認可等>	337
第一百九条の九<地方厚生局長等への権限の委任>	338
第一百九条の十<機構への事務の委託>	340
第一百九条の十一<機構が行う収納>	344
第一百九条の十二<情報の提供等>	345
第一百九条の十三<経過措置>	346
第一百十条<実施命令>	346

第9章 罰則

第一百十一条	350
第一百十一条の二	351
第一百十二条	351
第一百十三条	352
第一百十三条の二	352

第百十四条	352

本テキスト中の法令、略令一覧

法.....	国民年金法
法附則.....	国民年金法附則
(60)法附則.....	昭和60年改正国民年金法附則
(元)法附則.....	平成元年改正国民年金法附則
(6)法附則.....	平成6年改正国民年金法附則
(16)法附則.....	平成16年改正国民年金法附則
(23)法附則.....	平成23年改正国民年金法附則
(24)法附則.....	平成24年改正国民年金法附則
(25)法附則.....	平成25年改正国民年金法附則
令.....	国民年金法施行令
改定率改定令...	国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則.....	国民年金法施行規則
厚年法.....	厚生年金保険法
厚年令.....	厚生年金保険法施行令
社審法.....	社会保険審査官及び社会保険審査会法
措置令.....	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
基金令.....	国民年金基金令
労基法.....	労働基準法

第1章

総則

第1章 総則

<国民年金制度の目的>

第一条 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

《解説》

本条は、国民年金制度の終極の目的を示すことによって、憲法第25条（最低生活の保障）の規定を受けたわが国の社会保障の法体系の中における本法の性格を明らかにするとともに、併せて、本法を解釈し、運用する場合における指針を示したものです。

国民年金制度は、厚生年金保険等他の公的年金と同様に、老齢、障害による所得の減少ないし喪失、あるいは死亡によって国民の経済生活がそこなわれることを国民の共同連帯により防止することを目的とする制度です。

《参考》

◇日本国憲法第25条

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

<国民年金の給付>

第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金の給付の事由となる事故が老齢、障害、死亡であることを規定したものです。

＜管掌＞

第三条 国民年金事業は、政府が、管掌する。

2 国民年金事業の事務の一部は、政令ⁱ⁾の定めるところにより、法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）に行わせることができる。

3 国民年金事業の事務の一部は、政令ⁱⁱ⁾の定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととすることができる。

i) 令第1条

ii) 令第1条の2

《趣旨・概要》

本条は、国民年金事業の事務の一部を市町村長、共済組合等に行わせることができることを規定したものです。

《解説》

1. 第1項の「管掌」には、保険者となるという意味があります。ここでは、国民年金事業の運営主体である保険者が政府であることを意味しています。

管掌とは、通常は他者の事務を管理する場合に用いられますが、国民年金事業については、単に事務の管理だけではなく事業の運営までも含まれています。

この国民年金事業は、国以外の者の為し得ないものであるのみならず、国民年金制度の目的（法第1条）にあるように日本国憲法第25条第2項（国民の生存権・国の社会的使命）の理念に基づく制度であることから、国が積極的に取り組むべき性質のものであり、この第3条において、国自らが事業運営を行うと積極的に宣言しています。

2. 第2項は、共済組合等に委任する事務の範囲は政令（令第1条）で定めるとしておられます。

3. 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成12年4月施行。以下「地方分権一括法」という。）により、第3項の規定に基づき政令（令第1条の2）で定める事務は、市町村長が行うこととされています。政令では、次の事務を委任することを規定しています。なお、これらの事務は国民年金法施行令第18条の規定により、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされています。

法定受託事務の主な内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法第12条第1項・第105条、令第1条の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法附則第5条、(6)法附則第11条第1項・第5項、(16)法附則第23条、令第1条の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【法第10条、令第1条の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【令第1条の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法第90条・第90条の2・第90条の3、(16)法附則第19条、令第1条の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法第87条の2、令第1条の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む。）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【法第16条、令第1条の2】
8. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入を含む。）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【法第105条、令第1条の2】

注1) 市町村が行う「事実の審査」とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

注2) 市町村が行う「厚生労働大臣への報告」について、国民年金法第109条の4第1項に基づき、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構（以下「機構」という。）に委任されているため、実務においては機構に報告することになる。

【国民年金法施行令 第一条の二】

＜市町村が処理する事務＞

第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

一 法第十条第一項に規定する承認の申請の受理に関する事務

二 法附則第五条第一項、第二項及び第五項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項、第二項及び第六項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項、第二項及び第六項に規定する申出の受理及びその申出（法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六

年改正法附則第二十三条第二項に規定する申出を除く。)に係る事実についての審査に関する事務

三 国民年金手帳の再交付の申請（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。）に係るものに限る。）の受理に関する事務

四 法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定（次に掲げる給付を受ける権利の裁定に限る。）の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者、平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）による被保険者を含む。以下「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間のみを有する者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし加入者期間を有する者を除く。）に支給する老齢基礎年金（昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定により支給するものを除く。）

ロ 法附則第九条の三の規定による老齢年金

ハ 第一号被保険者であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による障害厚生年金若しくは障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年金の受給権者に係るものを除く。）

ニ 第一号被保険者の死亡により法第三十七条の規定による遺族基礎年金の受給権を有することとなる者に係る遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）

ホ 寡婦年金

ヘ 死亡一時金

ト 昭和六十年改正法附則第九十四条第二項の規定により支給する特別一時金

五 法第十九条第一項に規定する請求（次に掲げる年金たる給付に係るものに限る。）の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 第一号被保険者若しくは法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以

下「第三号被保険者」という。)であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病(当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。)による障害に係る障害基礎年金(法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金(法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金(当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による障害厚生年金若しくは障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年金の受給権者に係るものを除く。)

ロ 遺族基礎年金(当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。)

ハ 寡婦年金

六 法第二十条第二項(昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項に規定する申請(前号イからハまでに掲げる年金たる給付の受給権者に係るものに限る。)の受理に関する事務

七 第五号イに規定する障害基礎年金の額の改定の請求の受理に関する事務

八 法第八十七条の二第一項及び第三項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務

九 法第八十九条第二項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務

十 法第九十条第一項及び第三項(法第九十条の二第四項及び平成十六年改正法附則第十九条第三項において準用する場合を含む。)、第九十条の二第一項から第三項まで、第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項に規定する申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務

十一 法第百五条第一項、第三項及び第四項に規定する届出等(同条第三項及び第四項に規定する届出等については、第五号イからハまでに掲げる年金たる給付の受給権者に係るものに限る。)の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務

十二 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

十三 旧法による障害年金の額の改定の請求の受理に関する事務

＜年金額の改定＞

第四条 この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

《趣旨・概要》

本条は、年金額の実質改定について規定したものです。

＜財政の均衡＞

第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

《趣旨・概要》

本条は、財政の長期的な均衡を義務づけることとしたものです。

＜財政の現況及び見通しの作成＞

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

《趣旨・概要》

本条は、政府は少なくとも五年ごとに、財政検証を行うことを定めたものです。

＜用語の定義＞

第五条 この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
- 二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- 三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- 四 私立学校教職員共済法

2 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。

3 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。

4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

5 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

6 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

7 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

8 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていない

が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

9 この法律において、「被用者年金保険者」とは、厚生年金保険の管掌者たる政府又は年金保険者たる共済組合等をいう。

10 この法律において、「年金保険者たる共済組合等」とは、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金法において使用される用語を定義したものです。

《解説》

1. 第1項は、国民年金法において、被用者年金各法とは、次の①から④の法律であることを規定しています。

- ① 第1号 ⇒ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- ② 第2号 ⇒ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- ③ 第3号 ⇒ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- ④ 第4号 ⇒ 私立学校教職員共済法

2. 第2項は、保険料納付済期間について規定しています。

国民年金法において、保険料納付済期間とは、次の（1）から（3）の期間を合算した期間をいいます。ただし、老齢基礎年金の支給要件をみる上での保険料納付済期間と保険料免除期間については、「法第26条の老齢基礎年金の支給要件」を参照してください。

（1）第1号被保険者としての被保険者期間（任意加入被保険者としての被保険者期間を含む。）のうち保険料（※1、※2）を納付した期間

※1 督促及び滞納処分（法第96条）の規定により徴収された保険料を含む。

※2 4分の3免除、半額免除、4分の1免除（法第90条の2第1項から第3項）の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収されたものを除く。

（2）第2号被保険者としての被保険者期間

（3）第3号被保険者としての被保険者期間

3. 第3項は、保険料免除期間について規定しています。

国民年金法において、保険料免除期間とは、「保険料全額免除期間」、「保険料4分の3免除期間」、「保険料半額免除期間」及び「保険料4分の1免除期間」を合算した期間をいいます。

4. 第4項は、保険料全額免除期間について規定しています。

国民年金法において、保険料全額免除期間とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、「法定免除（法第89条第1項）」、「全額免除（法第90条第1項）」、「学生納付特例（法第90条の3第1項）」又は「若年者納付猶予（（16）法附則第19条第1項若しくは第2項）」（※3）の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを合算した期間をいいます。ただし、追納（法第94条第4項）の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間は、保険料納付済期間となり、保険料全額免除期間からは除かれます。

※3 法第5条第4項の条文に若年者納付猶予について直接明記されていないのは、（16）法附則第19条第4項により、若年者納付猶予についても学生納付特例と同様に取り扱うためです。

5. 第5項は、保険料4分の3免除期間について規定しています。

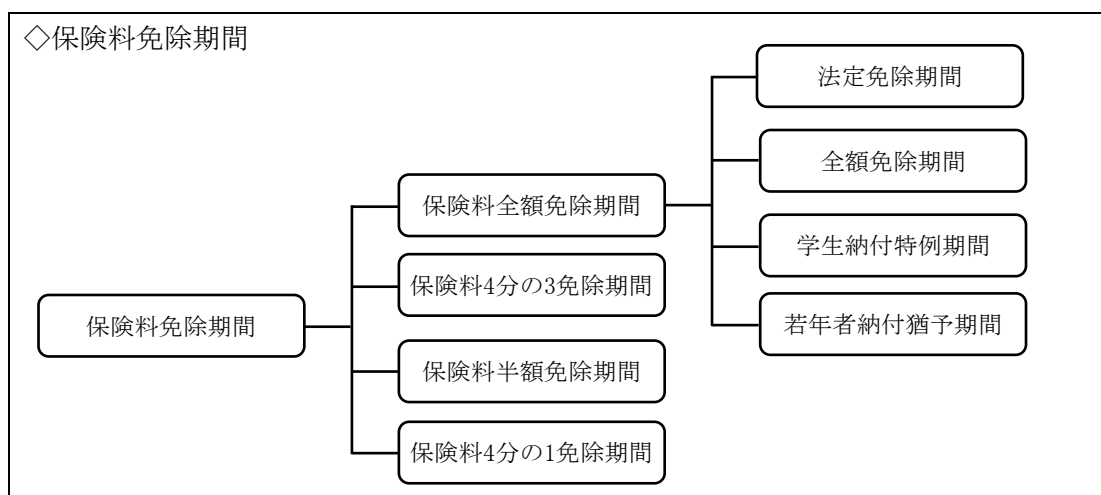
国民年金法において、保険料4分の3免除期間とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、「4分の3免除（法第90条の2第1項）」の規定によりその4分の3の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた4分の3の額以外の4分の1の額につき納付されたものに限る。）に係るものを合算した期間をいいます。ただし、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間は、保険料納付済期間となり、保険料4分の3免除期間からは除かれます。

6. 第6項は、保険料半額免除期間について規定しています。

国民年金法において、保険料半額免除期間とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、「半額免除（法第90条の2第2項）」の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るものを合算した期間をいいます。ただし、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間は、保険料納付済期間となり、保険料半額免除期間からは除かれます。

7. 第7項は、保険料4分の1免除期間について規定しています。

国民年金法において、保険料4分の1免除期間とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、「4分の1免除（法第90条の2第3項）」の規定によりその4分の1の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた4分の1の額以外の4分の3の額につき納付されたものに限る。）に係るものを合算した期間をいいます。ただし、追納の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間は、保険料納付済期間となり、保険料4分の1免除期間からは除かれます。



8. 第8項は、配偶者、夫及び妻について規定したものです。事実上婚姻関係と同様の事情にある者とは、内縁関係にある者をいい、他の公的年金制度と同様に内縁関係にある者も配偶者、夫及び妻に含むこととされています。これは、公的年金制度が、死亡した者によって実質的に生活を支えられていた者の生活の安定を図ることを目的としているからです。

ただし、内縁関係が民法に掲げられる反倫理的な内縁関係である場合（近親婚など）は、事実婚関係にある者とは認定しないものとされています。また、重婚的内縁関係については、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとされています。

なお、事実婚関係及び重婚的内縁関係の認定の要件等について、日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知：平成23年3月23日年発0323第1号『生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて』が発出されています。（最終改正：平成26年3月31日年発0331第7号）

通知の詳細については、第3章給付第4節遺族基礎年金の187ページを参照してください。

＜事務の区分＞

第六条 第十二条第一項及び第四項（第二百五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

《解説》

本条では、地方分権一括法により、市町村が処理することとされている事務を第1号法定受託事務と区分しています。

《参考》

【地方自治法 第二条第九項第一号】

第二条第九項第一号

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）。

【地方自治法施行令】＜別表第一（抜粋）＞

地方自治法第2条第9項第1号に規定される第1号法定受託事務の政令と事務は、地方自治法施行令別表第1に規定されています。

政令	事務
国民年金法施行令 （昭和三十四年政令第百八十四号）	第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務

注1 国民年金法施行令第1条の2の内容については、法第3条（管掌）を参照してください。

本テキスト中の法令、略令一覧

法・・・・・・・・・・ 国民年金法

法附則・・・・・・・・ 国民年金法附則

(60)法附則・・・・・・ 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則・・・・・・ 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則・・・・・・・・ 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則・・・・・・ 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則・・・・・・ 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則・・・・・・ 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則・・・・・・ 平成25年改正国民年金法附則

令・・・・・・・・・・ 国民年金法施行令

改定率改定令・・・ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則・・・・・・・・・・ 国民年金法施行規則

厚年法・・・・・・・・ 厚生年金保険法

厚年令・・・・・・・・ 厚生年金保険法施行令

社審法・・・・・・・・ 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令・・・・・・・・ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令・・・・・・・・ 国民年金基金令

労基法・・・・・・・・ 労働基準法

<メ モ>

第2章

被保険者

第2章 被保険者

＜被保険者の資格＞

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法ⁱ⁾に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令ⁱⁱ⁾で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）

三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2 前項第三号の規定の適用上、主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める。

3 前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

- i) 被用者年金各法
・厚生年金保険法
・国家公務員共済組合法
・地方公務員等共済組合法
・私立学校教職員共済法
ii) 令第3条

iii) 令第4条

《趣旨・概要》

本条は、国民年金の被保険者について規定したものです。昭和60年改正による基礎年金の導入の際、全国民に拡大されました。

《解説》

1. 第1項は、第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者の要件を規定しています。

国民年金法で定められている被保険者の範囲に該当すれば、本人の意思に関係なく被保険者になることとなっており、被保険者はつぎの3種類に区分されています。

(1) 第1号被保険者（法第7条第1項第1号）

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者であつて、第2号被保険者および第3号被保険者でない者。（被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合）から老齢または退職を事由とする年金を受けることができる者を除く。）

(2) 第2号被保険者（法第7条第1項第2号）

厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員または加入者。（原則、65歳未満の者）（法附則第3条、第4条の2）

被用者年金制度の加入者で65歳到達日において、老齢基礎年金の受給要件（保険料を納めた期間等が300月以上）を満たしている者は65歳以後も引き続き被用者年金制度に加入している場合でも、65歳到達日（誕生日の前日）に国民年金の

第2号被保険者の資格を喪失します。ただし、300月に満たない者は300月を満たすまで被用者年金制度の加入者である間は、第2号被保険者として引き続き70歳まで加入することができます。

これは、国民年金制度では、就労状況（被用者年金制度への加入）や所得の有無に関係なく65歳になれば老齢基礎年金を受給できるため、65歳になったら被用者年金制度に加入していても国民年金の被保険者の資格を喪失していただき、老齢基礎年金の受給者になっていただくということです。

(3) 第3号被保険者（法第7条第1項第3号）

第2号被保険者の配偶者で、その第2号被保険者に生計維持されている20歳以上60歳未満の者（被扶養配偶者）。

第3号被保険者は婚姻関係の変更、収入の増減及び年齢到達等によりその資格に変更が生じます。

なお、第2号被保険者の配偶者自身が厚生年金保険などの被保険者である場合は、その者は第2号被保険者となるため、その者の所得にかかわらず第3号被保険者の要件には該当しません。

2. 第2項は、第3号被保険者の要件のひとつである「第2号被保険者の収入により生計を維持する」ことの認定に関しては政令（令第4条）で定めるとしています。

3. 第3項は、第3号被保険者の認定について、行政手続法第3章（不利益処分）のうち聴聞及び弁明の機会の付与に関する規定は適用しないことを定めています。

《参考》

1. 「日本国内に住所を有する」について

第1号被保険者は、日本国内に住所（※1）を有する20歳以上60歳未満の者であって、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないものです。（被用者年金各法に基づく老齢給付等（※2）を受けることができる者を除く。）

ここでいう住所とは、民法第22条に規定する各人の生活の本拠をいいますが、原則として、住民基本台帳法による住民登録によって公証される場所をいいます。従って、日本国民であっても外国に住所を有する者は、当然には国民年金制度の対象とはなりません。

※1 住所については、以下の「住民の住所に関する法令の規定の解釈について」を参照のこと。

【住民基本台帳法 第四条】＜住民の住所に関する法令の規定の解釈＞

第四条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

住所に関する法令の解釈については住民基本台帳法第4条に定めがあり、「住民の住所に関する法令の規定（※3）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第1項（※4）に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。」と規定しています。

これは、住民基本台帳法に住民に関する各種行政の基礎たる位置を持たせるため、住民の住所に関する規定について、地方自治法第10条第1項にいう住民の住所と同一の意義を有することを明らかにし、関係法令ごとに個々別々に住所を認定してはならない旨を定めたものです。

地方公共団体の住民としての住所の認定は、一般的に関係法令を通じて一致することが望まれるにもかかわらず、かつてはそれぞれの法令において異なる解釈・運用が行われる例が見受けられたため、住民基本台帳法の制定に際して、このように住民の住所に関する関係法令の規定の解釈が示されています。

※3 「住民の住所に関する法令の規定」とは、地方公共団体の住民の住所に関する規定をした公職選挙法第9条第2項、地方税法第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号、国民健康保険法第5条、高齢者の医療の確保に関する法律第50条、介護保険法第9条、国民年金法第7条、児童手当法第4条、学校教育法施行令第1条及び第2条等の関係法令と解釈されています。

※4 地方自治法第10条第1項

【地方自治法 第十条第一項】

第十条第一項 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

注1 住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条第1項にいう住所と同一であり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいいます。民法第22条の生活の本拠とは、私的生活の中心地を意味します。

注2 住所の意義および認定（昭和42年10月4日「住民基本台帳事務処理要領について」）

住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、主観的な居住意思を総合して決定するものとされており、具体的には、以下のとおりとなります。

【行政事例】

○海外出張者の住所

海外出張する場合等の住所は、当該期間が1年以上に渡る場合には海外の居住地にあること（昭和46年3月31日自治振128号第9問（要旨）から、日本人であっても海外出張や留学等をする場合には当該期間が1年以上にわたる場合には転出届を提出していただき、引き続き、国民年金に加入する場合には任意加入していただくこととなる。（平成24年8月31日 全国都市協議会総会質疑に対する厚労省からの回答）

※2 被用者年金各法に基づく老齢給付等とは、厚生年金保険法の老齢給付、各種共済組合法等の退職共済年金、退職年金又は減額退職年金のほか、以下のようなものも含まれます。（令第3条）

ア) 旧船員保険法による老齢年金

イ) 恩給法による退職を支給事由とする給付

ウ) 地方公務員の退職年金に関する条例による退職を支給事由とする年金たる給付

エ) 旧執行官法による退職を支給事由とする年金たる給付

オ) 国会議員互助年金法を廃止する法律附則の規定による普通退職年金及び旧国会議員互助年金法による普通退職年金

2. 外国人の取扱いについて

(1)（住民基本台帳法の適用）

外国人の取扱いについては、従来は、住民基本台帳法の適用対象外とされており、外国人登録法（廃止）に基づき、居住関係を把握することとされてきました。

しかし、我が国に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、平成21年に住民基本台帳法が改正され、中長期在留者等（中長期在留者・特別永住者・一時庇護許可者又は仮滞在許可者・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者）であって市町村の区域内に住所を有する外国人は住民基本台帳法の適用対象となり、住民基本台帳法第4条の住民に含まれることになりました。

(2)（国民年金法の適用）

平成21年の住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月9日以降は、中長期在留者等適法に3か月を超えて在留する外国人は住民基本台帳法の適用対象となり、住民登録されるもの等については国民年金の適用対象者とされることになりました。

なお、具体的な適用対象者の範囲については、次の通知が発出されています。

平成24年6月14日 年国発0614第1号 年管管発0614第2号「国民年金における外国人適用について（通知）」及び平成24年6月14日 年管管発0614第4号「国民年金における外国人適用事務について（通知）」

(適用対象者の範囲)

平成24年7月9日以降の外国人第1号被保険者の適用対象者は、原則、住民基本台帳に記録されている者とする。

ただし、住民基本台帳に記載されていない者のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者（短期在留等の在留資格を有する者）についても適用対象者となる。

具体的には以下の者となる。

(1) 外国人住民票に記載されている者（住基法改正法第30条の45）

① 中長期在留者（入管法改正法第19条の3）

中長期滞在者とは、入管法改正法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、ア）3か月以下の在留期間が決定された者、イ）短期滞在の在留資格が決定された者、ウ）外交又は公用の在留資格が決定された者、エ）前3号に準ずる者として法務省令で定める者（入管法施行規則第19条の5）を除いた者をいう。

② 特別永住者（入管特例法に定める特別永住者をいう）

入管特例法により定められている特別永住者をいう。

③ 一時庇護許可者（入管法改正法第18条の2第1項又は仮滞在許可者（入管法改正法第61条の3の4第1項）

入管法改正法の規定により、船舶等に乗っている外国人が難民の可能性がある場合などの要件を満たすときに一時庇護のため上陸の許可を受けた者（一時庇護者）や、不法滞在者が難民認定申請を行い、一定の要件を満たすときに仮に我が国に滞在することを許可された者をいう（仮滞在許可者）。

④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者（入管法改正法第22条の2第1項）

日本国籍の喪失により日本国内に在留することとなった外国人。

(2) 外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在等の在留資格を有する者のうち、日本国内に住所を有することが明らかになった者

○ 不法滞在者について

在留資格を有しない者（不法滞在者）は、将来にわたって国内に安定した居住関係を継続的に維持しうる可能性は低いため、原則として適用対象とならない。

3. 「第2号被保険者の収入により生計を維持する」について

【国民年金法施行令 第四条】＜被扶養配偶者の認定＞

第四条 法第七条第二項に規定する主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構（以下「機構」という。）が行う。

被扶養配偶者の認定基準

被扶養配偶者 健康保険法等の被扶養者の認定基準（収入要件）を勘案して機構が認定を行います（令第4条）。

認定基準 年間収入が130万円未満（注）かつ第2号被保険者である配偶者の年間収入の1/2未満

（注）：障害を事由とする公的年金受給者の年収は、180万円未満となります。（昭和61年3月31日庁保発第13号）（一部改正：平成5年3月15日庁保発第5号）

＜ 130万円
対象者の年収
＜ 配偶者（第2号被保険者）の年収の1/2

年間収入の考え方

認定基準の年間収入の算出については、収入の種類によりつぎのように異なります。

給与所得者や年金・恩給の受給者など 総収入額（各種控除前）

資産所得や事業所得の自営業者など 総収入額から原材料費など必要な経費を控除した額

（昭和61年4月1日庁保発第18号）（一部改正：昭和62年4月27日庁保発第14号、平成元年4月21日庁保発第11号、平成15年3月24日庁文発第798号）

4. 被保険者区分の主な変遷

	昭36.4	昭37.12	昭55.4	昭57.1	昭61.4	平3.4
自営業者等	▼	▼	▼	▼	▼	▼
強制加入						
第1号被保険者						
会社員・公務員						
適用除外（被用者年金制度加入者）						
第2号被保険者						
被扶養配偶者						
任意加入						
第3号被保険者						
国会議員						
適用除外						
任意加入						
第1号被保険者						
地方議会議員						
強制加入						
任意加入						
第1号被保険者等						
海外居住の日本人						
適用除外						
任意加入被保険者						
被用者年金制度の障害・遺族年金受給者						
任意加入						
第1号被保険者						
学生						
任意加入						
第1号被保険者						
国内居住の外国人						
適用除外						
強制加入						
第1号被保険者						
	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	昭36.4	昭37.12	昭55.4	昭57.1	昭61.4	平3.4

【国民年金法附則 第五条】＜任意加入被保険者＞

- 第五条** 次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。）は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。
- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの
 - 二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者
 - 三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの
- 2** 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令ⁱ⁾で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。
- 3** 前項（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。
- 4** 第十三条第一項の規定は、第二項（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用する。
- 5** 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。
- 6** 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。
- 一 六十五歳に達したとき。
 - 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。
 - 三 前項の申出が受理されたとき。
 - 四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。
- 7** 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
- 一 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
 - 二 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当しなくなつたとき。
 - 三 被扶養配偶者となつたとき。
 - 四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。
- 8** 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号及び第四号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
- 9** 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資

i) 則第2条の2

格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 日本国内に住所を有するに至ったとき。
- 二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなつたとき。
- 三 被扶養配偶者となつたとき（六十歳未満であるときに限る。）。
- 四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による被保険者は、第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条の六まで、附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

11 第一項の規定による被保険者については、第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

12 第一項の規定による被保険者（同項第二号に掲げる者に限る。次項において同じ。）は、第一百六条第一項及び第二項並びに第二百二十七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第百三十条第二項（第百三十七条の十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、第百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第百三十七条の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第百三十条第二項に規定する加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七条の十八の規定は、適用しない。

《趣旨・概要》

本条は、「任意加入被保険者」について規定しています。

《解説》

1. 任意加入制度には、以下の2つの役割があります。

任意加入制度の2つの役割

① 年金の受給権確保

(例：70歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（300月）を満たすために加入）

② 年金額の増額

(例：満額あるいはより多くの年金額を受給するために65歳まで加入)

2. 第1項は、任意加入被保険者の要件について規定しています。

次のいずれかに該当する者（第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、任意加入被保険者となることができます。

(1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

(2) 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者

(3) 日本国籍を有する者で、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの

3. 任意加入被保険者の資格取得日と喪失日については、以下のように規定されています。

被保険者の区分	資格取得日	資格喪失日
①国内に居住する20歳以上60歳未満の被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者（法附則第5条第1項第1号）	任意加入の申出をした日（法附則第5条第3項）	◇法附則第5条第6項 1 死亡日の翌日 2 65歳に達した日 3 被用者年金制度の被保険者、組合員または加入者の資格を取得した日 4 資格喪失の申出が受理された日 5 満額の老齢基礎年金が受給できる月数（法第27条各号に掲げる月数を合算した月数が480月）に達した月の翌月1日 ◇法附則第5条第7項 6 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日 7 被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者でなくなった日 8 第2号被保険者の被扶養配偶者となった日 9 保険料を滞納し督促状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日

被保険者の区分	資格取得日	資格喪失日
②国内に居住する60歳以上65歳未満の者 (法附則第5条第1項第2号)	任意加入の申出をした日 (法附則第5条第3項)	◇法附則第5条第6項 1 死亡日の翌日 2 65歳に達した日 3 被用者年金制度の被保険者、組合員または加入者の資格を取得した日 4 資格喪失の申出が受理された日 5 満額の老齢基礎年金が受給できる月数（法第27条各号に掲げる月数を合算した月数が480月）に達した月の翌月1日 ◇法附則第5条第8項 6 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日 7 保険料を滞納し督促状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日
③海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者 (法附則第5条第1項第3号)	任意加入の申出をした日 (法附則第5条第3項)	◇法附則第5条第6項 1 死亡日の翌日 2 65歳に達した日 3 被用者年金制度の被保険者、組合員または加入者の資格を取得した日 4 資格喪失の申出が受理された日 5 満額の老齢基礎年金が受給できる月数（法第27条各号に掲げる月数を合算した月数が480月）に達した月の翌月1日 ◇法附則第5条第9項 6 日本国内に住所を有した日の翌日 7 日本国籍を有しなくなった日の翌日 8 60歳未満で第2号被保険者の被扶養配偶者となった日の翌日 9 保険料を滞納し、保険料を納付することなく2年間に経過した日の翌日

注1 資格喪失日については、①6、②6及び③6～9のそれぞれの事実があった日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日に資格を喪失します。

4. 第2項は、任意加入被保険者の保険料の納付については、原則、口座振替とすることを規定しています。これは、任意加入被保険者が年金受給権等を確保するためには、月々の保険料を確実に納付する必要があることから、現金納付に比べて確実な納付方法である口座振替を原則とすることとしたものです。

ただし、正当な理由がある場合として、厚生労働省令（則第2条の2）で定める事由（任意加入の申出を行う時点において預貯金口座を有していない、任意加入被保険者の資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合等）がある場合は、現金で納付することができます。

なお、海外居住者については、国内に居住する親族等の協力者が本人に代わり保険料を納付することができます。

5. 第6項は、任意加入被保険者は、法第9条第1号に該当した日（死亡した日）の翌日、又は第6項各号のいずれかに該当した日に、被保険者の資格を喪失することを規定しています。

6. 第9項は、海外居住者が任意加入した場合の資格喪失について規定しています。海外居住者については、日本国内から海外に転出したとき、あるいは海外から日本に帰国し転入したときに資格の得喪が生じることになっています。また、海外居住者については、保険料を滞納し、その保険料徴収権が時効消滅した時に自動的に被保険者の資格を喪失することとしています。

7. 第10項は、任意加入被保険者について、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金及び付加保険料の納付の規定等は、第1号被保険者として扱うことを規定しています。

8. 第11項は、任意加入被保険者について、法定免除、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除及び学生納付特例の規定は、適用されないことを規定しています。なお、任意加入被保険者は、若年者納付猶予の規定も適用されません。

《参考》

1. 海外に居住する日本人の任意加入の事務手続き先は、以下のように規定されています。

（平成19年6月29日 庁保険発 0629002号）

国内における住所の有無	任意加入の事務手続き先
国内に住所を有したことがある	国内における最後の住所地であった市町村役場 （国内協力者がいない場合は、国内における最後の住所地を管轄する年金事務所）
国内に住所を有したことが無い	千代田年金事務所（東京都千代田区）

【平成六年改正国民年金法附則 第十一条】

＜任意加入被保険者の特例＞

第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)(は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令ⁱ⁾で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

i) 平成6年措置令第5条

一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者

二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

ii) 則第2条の2

3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者(昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。)(が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

4 第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)の規定による申出をした者は、その申出をした日(前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日)に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

5 国民年金法第十三条第一項の規定は、第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)の規定による申出があつた場合に準用する。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第二号、第四号又は第五号に該当するに至ったときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第一号に該当するに至った日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

- 一 日本国内に住所を有しなくなったとき。
 - 二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。
- 9** 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。
- 一 日本国内に住所を有するに至ったとき。
 - 二 日本国籍を有しなくなったとき。
 - 三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。
- 10** 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。
- 11** 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

【平成十六年改正国民年金法附則 第二十三条】

＜任意加入被保険者の特例＞

第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令ⁱ⁾で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

i) 平成16年度、平成17年度、平成19年度
及び平成20年度経過措置政令第27条

- 一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者
- 二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

ii) 則第2条の2

3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

4 第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

5 国民年金法第十三条第一項の規定は、第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用する。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至ったときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。
- 三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。
- 四 七十歳に達したとき。
- 五 前項の申出が受理されたとき。

8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日

(第一号に該当するに至った日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

9 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日)に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至ったとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第二項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

《趣旨・概要》

特例による任意加入被保険者(高齢任意加入被保険者)の制度は、平成6年の法律改正(平成7年4月1日施行)により設けられた規定であり、昭和30年4月1日以前に生まれた者(平成7年4月1日に40歳に達している者)で、65歳に達した日において老齢基礎年金等の老齢年金の受給権を有しない者が対象とされていました。

しかし、平成16年の法律改正(平成17年4月1日施行)において、対象者の生年月日が「昭和40年4月1日までの間に生まれた者(平成17年4月1日に40歳に達している者)」に変更されました。

《解説》

1. 任意加入の特例による被保険者は、以下の通り規定されています。((6) 法附則第11条第1項) ((16) 法附則第23条第1項)

昭和40年4月1日以前の生まれで次のいずれかに該当する者（平成17年4月1日に40歳に達している者）

- (1) 日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の者で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者（受給資格期間（原則300月）を満たすまでの期間に限られる）
- (2) 日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の者で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者（受給資格期間（原則300月）を満たすまでの期間に限られる）

また、任意加入の特例による被保険者の資格取得日と喪失日については、以下のよう規定されています。

被保険者の区分	資格取得日	資格喪失日
①昭和40年4月1日以前生まれで国内に居住する65歳以上70歳未満の者 ((6) 法附則第11条第1項第1号) ((16) 法附則第23条第1項第1号)	任意加入の申出をした日 ((6) 法附則第11条第4項) ((16) 法附則第23条第4項)	◇(6)法附則第11条第7項、(16)法附則第23条第7項 1 死亡日の翌日 2 被用者年金制度の被保険者、組合員または加入者の資格を取得した日 3 老齢基礎年金や被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者となった日の翌日 4 70歳に達した日 5 資格喪失の申出が受理された日 ◇(6)法附則第11条第8項、(16)法附則第23条第8項 6 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日 7 保険料を滞納し督促状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日
②昭和40年4月1日以前生まれで海外に居住する65歳以上70歳未満の日本国籍を有する者 ((6) 法附則第11条第1項第2号) ((16) 法附則第23条第1項第2号)	任意加入の申出をした日 ((6) 法附則第11条第4項) ((16) 法附則第23条第4項)	◇(6)法附則第11条第7項、(16)法附則第23条第7項 1 死亡日の翌日 2 被用者年金制度の被保険者、組合員または加入者の資格を取得した日 3 老齢基礎年金や被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者となった日の翌日 4 70歳に達した日 5 資格喪失の申出が受理された日 ◇(6)法附則第11条第9項、(16)法附則第23条第9項 6 日本国内に住所を有した日の翌日 7 日本国籍を有しなくなった日の翌日 8 保険料を滞納し、保険料を納付することなく2年間が経過した日の翌日

注 1 資格喪失日については、①6及び②6～8のそれぞれの事実があった日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日に資格を喪失します。

2. 第1項では、昭和40年4月1日以前に生まれた者（第2号被保険者を除く。）であつて、第1項第1号又は第2号のいずれかの要件に該当するものは、厚生労働大臣に申し出て国民年金の被保険者（特例による任意加入被保険者）となることができることを規定しています。

ただし、その者が老齢基礎年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する場合は、特例による任意加入被保険者となることはできないものとされており、国民年金法附則第5条の規定による65歳までの任意加入とは異なっています。

3. 第2項は、特例による任意加入被保険者の保険料の納付については、原則、口座振替とすることを規定しています。これは、任意加入被保険者が本人の年金受給権を確保するためには、月々の保険料を確実に納付する必要があるからです。

ただし、正当な理由がある場合として、厚生労働省令（則第2条の2）で定める事由がある場合（預金口座または貯金口座を有していない場合など）は、現金で納付することができます。

なお、海外居住者については、国内に居住する親族等の協力者が本人に代わり保険料を納付することができます。

4. 第3項は、65歳までの任意加入被保険者が65歳に達した日において、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の被用者年金各法に基づく年金受給権を有しない場合は、その日（65歳に達した日）に特例による任意加入に移行することを規定しています。

5. 第4項は、口座振替により保険料を納付する旨の申出をした日、又は口座振替納付によらない厚生労働省令で定める正当な事由に該当する旨の申出をした日に被保険者の資格を取得することを規定しています。（日本国内に住所を有しない者は、特例による任意加入の申出をした日に被保険者の資格を取得します。）

なお、第3項の規定により、申出があったとみなされる者については、65歳に達した日に被保険者の資格を取得します。

6. 第5項は、国民年金手帳の作成交付に関する規定を準用することとされています。

7. 第7項は、本条の規定による任意加入被保険者の資格喪失について規定しています。老齢基礎年金等の給付の受給権を取得した者は、任意加入を続けることができないとされています。

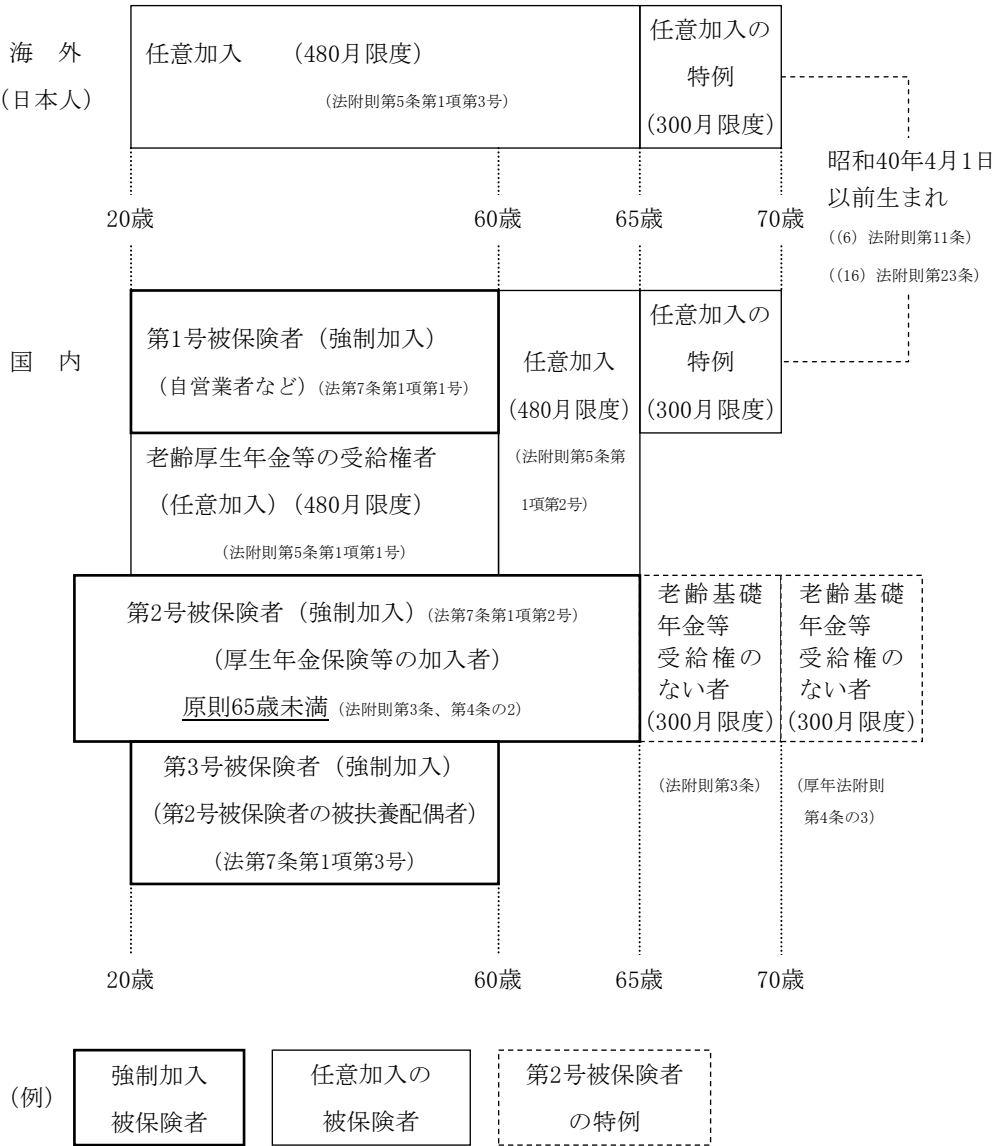
8. 第8項及び第9項は、第1項第1号に規定する者と第2号に該当する者について、それぞれに固有の資格喪失事由が規定されています。

9. 第10項は、特例による任意加入被保険者としての被保険者期間は、保険料納付済期間、死亡一時金及び脱退一時金の規定等の適用に関し、第1号被保険者の被保険者期間としてみなすことを規定しています。

10. 第11項は、特例による任意加入被保険者について、法定免除、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除及び学生納付特例の規定は、適用されないことを規定しています。

《参考》

1. 被保険者の区分図



2. 任意加入被保険者と特例による任意加入被保険者の比較

任意加入被保険者	特例による任意加入被保険者
任意加入制度の役割は、年金額の増額と年金受給権の確保。	特例による任意加入制度の役割は、年金受給権の確保。
老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していても任意加入できる。	老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有している場合は任意加入できない。
繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者である場合は、任意加入できない。	
老齢基礎年金の支給繰上げはできない。	
付加保険料を納付することができる。	付加保険料を納付することはできない。
保険料免除の規定は適用されない	
死亡一時金の規定の適用については、第1号被保険者の被保険者期間とみなす。	
脱退一時金の規定の適用については、第1号被保険者の被保険者期間とみなす。	
寡婦年金の規定の適用については、第1号被保険者の被保険者期間とみなす。	寡婦年金の規定の適用については、第1号被保険者の被保険者期間とみなさない。

＜資格取得の時期＞

第八条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至った日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

- 一 二十歳に達したとき。
- 二 日本国内に住所を有するに至ったとき。
- 三 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなつたとき。
- 四 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。
- 五 被扶養配偶者となつたとき。

＜資格喪失の時期＞

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第二号に該当するに至った日に更に第七条第一項第二号若しくは第三号に該当するに至ったとき又は第三号から第五号までのいずれかに該当するに至ったときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国内に住所を有しなくなつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときを除く。）。
- 三 六十歳に達したとき（第七条第一項第二号に該当するときを除く。）。
- 四 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となつたとき（第七条第一項第二号又は第三号に該当するときを除く。）。
- 五 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を喪失したとき（第七条第一項各号のいずれかに該当するときを除く。）。
- 六 被扶養配偶者でなくなつたとき（第七条第一項第一号又は第二号に該当するときを除く。）。

《趣旨・概要》

本条は、被保険者の資格取得、資格喪失の時期を規定したものです。

《解説》

1. 被保険者となる日、あるいは被保険者でなくなる日は、被保険者の種別によって次のように規定されています。

被保険者の区分	資格取得日（法第8条第1項）	資格喪失日（法第9条第1項）
第1号被保険者 （自営業者等） （法第7条第1項第1号）	1 20歳に達した日（第1号） 2 日本国内に住所を有した日（第2号） 3 被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者でなくなった日（第3号）	1 死亡日の翌日（第1号） 2 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日（第2号） 3 60歳に達した日（第3号） 4 被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者となった日（第4号）
第2号被保険者 （被用者年金制度の被保険者等） （法第7条第1項第2号）	厚生年金保険の被保険者、共済組合等の組合員又は加入者の資格を取得した日（第4号）	1 死亡日の翌日（第1号） 2 厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員又は加入者の資格を喪失した日、又は、65歳に達した日（原則）（第5項）（法附則第3条、第4条の2）
第3号被保険者 （被用者年金制度の被保険者等の被扶養配偶者） （法第7条第1項第3号）	1 20歳以上60歳未満の間に被扶養配偶者となった日（第5号） 2 被扶養配偶者に該当する者が20歳に達した日（第1号）	1 死亡日の翌日（第1号） 2 60歳に達した日（第3号） 3 被扶養配偶者でなくなった日の翌日（第6号）

注1 「〇〇歳に達した日」とは、誕生日の前日を指します。

年齢計算ニ関スル法律（抄） 明治35・12・2・法律 50号

1 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

2 民法第143条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス

2. 第2号被保険者の資格喪失の時期について

被用者年金制度の加入者は、原則として65歳に達した日に第2号被保険者の資格を喪失します。例えば、会社に在職していれば、70歳に達するまでは厚生年金保険の被保険者ですが、65歳到達日において老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する者は、65歳以後も引き続き被用者年金制度に加入している場合でも、65歳に達した日に国民年金の第2号被保険者の資格を喪失します。

また、第2号被保険者は、原則として65歳に達した日に第2号被保険者の資格を喪失することから、その者に生計維持されている60歳未満の第3号被保険者は第1号被保険者となります。

3. 外国人の資格取得日及び種別変更年月日

平成24年6月14日 年国発0614第1号 年管管発0614第2号「国民年金における外国人適用について（通知）」及び平成24年6月14日 年管管発0614第4号「国民年金における外国人適用事務について（通知）」

外国人第1号被保険者の資格取得及び種別変更年月日は、以下のとおりとする。

- (1) 外国人住民票に記載されている者

- ① 外国人住民票に記載される外国人第1号被保険者の資格取得年月日は、原則、外国人住民票に記載される外国人住民となった年月日

注2 外国人住民となった年月日とは、外国人住民が住基法改正法第30条の45に規定する表の上欄に掲げる者（中長期在留者・特別永住者・一時庇護許可者又は仮滞在許可者・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者）となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。

② 外国人が第2号被保険者から外国人第1号被保険者に移行した場合の種別変更年月日は、第2号被保険者でなくなった年月日。

③ 外国人が第3号被保険者から引き続き外国人第1号被保険者に移行した場合の種別変更年月日は、以下のいずれかに該当した年月日。

ア) 配偶者である第2号被保険者に扶養されなくなった日。

イ) 配偶者である第2号被保険者が第1号被保険者になった日。

ウ) 配偶者である第2号被保険者の65歳到達日（受給権発生日）。

(2) 住民基本台帳に記録されていない短期滞在等の在留資格を有する者

住民基本台帳に記録されていない短期滞在等で在留資格を有する者のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった外国人第1号被保険者の資格取得年月日は、資格取得届出日以降に住所が明らかとなった年月日。

4. 外国人の資格喪失日

平成24年6月14日 発0614第1号 年管管発0614第2号「国民年金における外国人適用について（通知）」及び平成24年6月14日 年管管発0614第4号「国民年金における外国人適用事務について（通知）」

外国人第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなった場合の資格喪失年月日は、以下のとおりとする。

(1) 外国人第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則、出国日の翌日とすること。

注3 外国人住民が国外に出国する場合においては、転出届を市（区）町村に届け出ることとなっており、（再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要である）、住民票も出国予定日に削除されることとなる。

(2) その他の場合の資格喪失年月日。

① 在留資格を取り消されたこと等により、市（区）町村が外国人住民の住民票を消除したときは、消除事由該当年月日の翌日に本人からの届出によらず資格喪失の事務を行うこと。

ただし、短期滞在等の在留資格を有し、引き続き日本国内に住所を有することが明らかである場合は、資格喪失とならない。

《参考》**【国民年金における外国人適用について】**

住民基本台帳法の一部改正により、平成24年7月9日以降は、中長期在留者等適法に3箇月を越えて在留する外国人で、住民基本台帳法の適用対象となり、住民登録されるもの等については国民年金の適用対象者とされることとなった。

被保険者の資格に関する事項は次の通りである。

1. 適用対象者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。）で国民年金法第7条第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者は同項第1号に規定する第1号被保険者となる（以下「外国人第1号被保険者」という。）が、その事務の取扱い、原則として住基法改正法による改正後の住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）であって住民基本台帳に記録された者を対象者とする。

ただし、外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者等のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者についても適用の対象とする。

なお、国民年金法附則第5条第1項第1号及び第2号、平成6年改正法附則第11条第1項第1号並びに平成16年改正法附則第23条第1項第1号の者についても同様の取扱いとする。

2. 被保険者の資格取得日及び資格喪失日

被保険者の資格取得及び喪失の事務は、次によるものであること。

(1) 資格取得及び種別変更

- ① 日本国内に住所を有する外国人第1号被保険者の資格取得年月日は、原則として外国人住民となった年月日とすること。
- ② 外国人住民が厚生年金の被保険者である国民年金第2号被保険者から引き続き外国人第1号被保険者に移行した場合の種別変更年月日は第2号被保険者でなくなった年月日とすること。
- ③ 外国人住民が第3号被保険者から引き続き外国人第1号被保険者に移行した場合の種別変更年月日は第3号被保険者でなくなった年月日とすること。
- ④ 住民基本台帳に記録されない短期滞在等の在留資格を有する者のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった外国人の資格取得年月日は、資格取得届出日以降に住所が明らかとなった年月日とすること。

(2) 資格喪失

- ① 外国人第1号被保険者が日本国内に住所を有しなくなったときの資格喪失年月日は、原則、出国の日の翌日とすること。
- ② 在留資格を取り消されたこと等により、市町村が外国人住民の住民票を消除したときの資格喪失年月日は、その消除事由該当年月日の翌日とすること。

ただし、短期滞在等の在留資格を有し、引き続き日本国内に住所を有することが明らかである場合は、資格喪失とならないことに留意すること。

- ③ 再入国許可の有効期限（みなし再入国許可期間）までに再入国をしなかったときの資格喪失年月日は、再入国許可期間（みなし再入国許可期間）を経過した日とすること。
- ④ 住民基本台帳に記録されない短期滞在等の在留資格を有する者のうち、外国人第1号被保険者とされている者の被保険者資格に関し、日本年金機構が被保険者や官公署に対して調査した結果、在留期間の経過若しくは出国事実又は客観的居住事実がないことを確認したときはその事実の翌日とすること。
(平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号)

＜任意脱退＞

第十条 被保険者でなかった者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

一 被保険者の資格を取得した日又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一号被保険者となつた日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二 その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険者期間

2 前項の場合においては、その者は、同項の承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失する。ただし、被保険者でなかった者が第一号被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなし、第二号被保険者又は第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合であつて、同項の承認の申請が、当該第一号被保険者となつた日から起算して三月以内になされたものであるときは、その者は、当該第一号被保険者となつた日にさかのぼつて被保険者の資格を喪失したものとみなす。

《趣旨・概要》

第1号被保険者となつたときに、過去と将来の被保険者期間を合算しても60歳までに老齢基礎年金の受給資格要件である加入期間（原則300月）を満たし得ないときは、本人は機構の承認を受けて第1号被保険者の資格を喪失することができます。

《参考》

年金通算二国間協定を締結している国の国籍を有する者にかかる任意脱退の取扱い

年金通算協定を締結している相手国の者で日本に住所を長期（原則5年以上）に有する者が、母国の年金加入期間を有していて、その母国の期間と来日以後60歳に到達するまでの国民年金の加入期間を合わせても受給資格期間を満たせない場合には、協定締結後も任意脱退の承認を受けることができますが、通算協定締結前に任意脱退の承認を受けている者の場合、この通算協定にあてはめると受給資格期間を満たせるときには、この協定発効日から3か月以内に申し出て国民年金の被保険者となることができます。

<被保険者期間の計算>

第十一条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

第十一条の二 第一号被保険者としての被保険者期間、第二号被保険者としての被保険者期間又は第三号被保険者としての被保険者期間を計算する場合には、被保険者の種別（第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

《趣旨・概要》

本条は、被保険者期間の計算について規定しています。

被保険者期間は、保険料の納付や免除の基礎となる期間、各種給付の受給資格要件や年金額の計算の基礎となる期間などとしての意味をもっています。

この規定は、同一月内に複数の被保険者種別がある場合、第1号被保険者（国民年金制度）として基礎年金に必要な費用を負担するのか、第2号被保険者や第3号被保険者（厚生年金制度、共済組合制度）として基礎年金拠出金を負担するのかを区分するために設けられたものです。

《解説》

1. 被保険者期間の計算（原則）（法第11条）

- ① 被保険者期間は、月を単位として計算します。（法第11条第1項）
- ② 資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月までが、被保険者期間に算入されます。（法第11条第1項）
- ③ 同一月内に資格取得日と資格喪失日がある場合は、1か月として被保険者期間に算入します。さらに、その月内に資格取得日がある場合は、後者の部分を1か月として算入します。（法第11条第2項）
- ④ 上記の期間が断続している場合は、すべて合算します。合算したものを被保険者期間とします。（法第11条第3項）

2. 同一月内に複数の種別がある場合（法第11条の2）

- ① 第1号、第2号、第3号被保険者としての被保険者期間の計算は、被保険者種別の変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなします。
（法第11条の2前段）
- ② 上記①の種別変更が同一月内に2回以上あった場合は、最後（月末時点）の種別の被保険者であった月とみなします。（法第11条の2後段）

4/1	4/10	4/30	
2号	1号		4月 = 第1号被保険者期間 (国民年金保険料の 納付対象期間)

4/1	4/10	4/25	4/30	
1号	3号	2号		4月 = 第2号被保険者期間 (基礎年金拠出金の 拠出対象期間)

＜届出＞

第十二条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令ⁱ⁾の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

- i) ・ 則第1条の2第1項
- ・ 則第3条第1項
- ・ 則第6条の2第1項、第3項
- ・ 則第7条第1項
- ・ 則第8条第1項

2 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

3 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで、第三十條の四十六又は第三十條の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九條の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したとき（氏名及び住所の変更に関する事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。）は、厚生労働省令ⁱⁱ⁾の定めるところにより、厚生労働大臣にこれを報告しなければならない。

- ii) 則第9条第1項

5 第三号被保険者は、厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、氏名及び住所の変更に関する事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

- iii) ・ 則第1条の2第2項
- ・ 則第3条第2項
- ・ 則第6条の2第2項、第3項
- ・ 則第6条の3
- ・ 則第7条第2項
- ・ 則第8条第2項

6 前項の届出は、厚生労働省令^{iv)}で定める場合を除き、厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。

- iv) 則第9条の2

7 前項に規定する第二号被保険者を使用する事業主とは、厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者を使用する事業所（同法第六条第一項に規定する事業所をいう。）の事業主（同法第二十七條に規定する事業主をいう。第百八条第三項において同じ。）をいう。

8 第六項に規定する第二号被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。

9 第六項の規定により、第五項の届出が第二号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに厚生労働大臣に届出があつたものとみなす。

《趣旨・概要》

本条は、被保険者の適用関係の届出事項等について規定しています。

国民年金の給付は、長期にわたる被保険者期間に応じてなされるものであることから、保険者である政府は、被保険者に関する一定の事実を正確に把握する必要があります。そのため、国民年金法は、本条で被保険者に対して、資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更に係る事項について、届出の義務を課しています。

《解説》

1. 被保険者の届出（法第12条）

(1) 第1号被保険者（法第12条第1項）

資格取得（20歳到達、海外から国内に居住等）、資格喪失（死亡、日本人が海外に居住、外国人が帰国等（60歳に達した場合を除く））、種別変更、氏名及び住所の変更をしたときは、本人が14日以内に市町村長に届出をしなければなりません。

(2) 第2号被保険者（法附則第7条の4第1項）

第2号被保険者の事業主が厚生労働大臣（機構）に各種届出を行うため、本人による届出は必要ありません。（厚生年金保険や共済組合の加入記録により確認をします）

(3) 第3号被保険者（法第12条第5項、第6項）

資格の取得、喪失（60歳に達した場合を除く）、種別変更、氏名及び住所の変更をしたときは、本人が第2号被保険者である配偶者の勤務する事業主・共済組合・医療保険の保険者である健康保険組合を経由して、14日以内に厚生労働大臣（機構）に届出をしなければなりません。

(4) 任意加入の被保険者（法附則第5条第1項、第2項、第5項）（(6)法附則第11条第1項、第2項、第6項）（(16)法附則第23条第1項、第2項、第6項）（法第12条第1項）（令第1条の2第1項第2号）

資格の取得申出、喪失申出は、本人が市町村長に届出をします。また、氏名及び住所の変更をしたときは、本人が14日以内に市町村長に届出をしなければなりません。

任意加入の被保険者の保険料納付は、口座振替が原則であるため、口座振替申出書の添付が必要です。

2. 第1項は、第1号被保険者は、資格の取得及び喪失並びに種別の変更に係る事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項を市町村長に届け出なければならないことを規定しています。

なお、これらの届出は、当該事実があった日から14日以内に、所定の事項を記載した届書を市町村長に提出することによって行わなければならないとされています。

	届出の種類	提出期限	届出先
第1号被保険者	資格取得届	当該事実があった日から14日以内	市町村長
	資格喪失届		
	種別変更届		
	氏名変更届		
	住所変更届		
	死亡届 ⇒法第105条第4項		

注1 第1号被保険者が60歳に達したことにより、その資格を喪失した場合は、資格喪失届の提出は不要。

3. 第2項は、第1号被保険者の属する世帯の世帯主は、第1号被保険者に代わって第1項の届出をすることができることを規定しています。

4. 第3項は、住民基本台帳法の規定による転入届、転居届又は転出届等の提出があったとき（当該届出に係る書面に住民基本台帳法第29条の規定による国民年金の被保険者の資格を証する事項等の付記がされたときに限ります。）は、その届出と同一の事由に基づく第1項の届出があったものとみなすことを規定しています。

5. 第4項は、届出の報告について規定しています。市町村長は、第1項又は第2項の届出を受理したときは、これを厚生労働大臣に報告しなければならないこととなっており、当該報告は、届出を受理した日から14日以内に所定の事項を記載した書類（又は所定の事項を記録した光ディスク）を機構に送付することにより行います。

6. 第5項は、第3号被保険者の届出について規定しています。第3号被保険者は、資格の取得及び喪失並びに種別の変更に係る事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項を厚生労働大臣に届け出なければならないこととなっており、当該届出は、当該事実があった日から14日以内に所定の事項を記載した届書（又は所定の事項を記録した光ディスク）を機構に提出することにより行うとされています。

7. 第6項は、第5項の届出は、厚生労働省令（則第9条の2）で定める場合を除き、第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者を使用する事業主、又は第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うことを規定しています。

	届出の種類	提出期限	経由	届出先
第3号被保険者	資格取得届	当該事実があった日から14日以内	第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者の事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（機構）
	資格喪失届			
	種別変更届			
	氏名変更届			
	住所変更届			
	種別確認届 ⇒則第6条の3			
	死亡届 ⇒法第105条第4項			

注2 第3号被保険者が60歳に達したことにより、その資格を喪失した場合は、資格喪失届の提出は不要。

注3 第3号被保険者からの届出を受理した事業主、共済組合等は、届書（又は光ディスク）を速やかに、厚生労働大臣（機構）に提出しなければなりません。

8. 第8項は、第3号被保険者の届出の経由に係る事務の一部を健康保険組合に委託できることを規定しています。
9. 第9項は、第5項の届出が事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに厚生労働大臣に届出があったものとみなされることを規定しています。

《参考》

1. 届出の報告について

被保険者からの届書の具体的な手続きは、「資格取得届（申出）書・種別変更（第1号被保険者該当）届書」、「資格喪失届（申出）書・種別変更（第2号被保険者該当届）届書」、「氏名変更届」、「住所変更届」、「死亡届」等により行うこととなります。

なお、これらの届出のうち、住所変更の届出および国外移住に伴う資格の喪失の届出については、住民基本台帳法の「住民異動届」によって行われることとなります。

(1) 届書様式の一元化

被保険者の届出は、それぞれの届書によって行われることになっていますが、住民の利便を図るため、住民の市町村に対する同一の事由に基づく届出等につい

ては、できるだけ一つの行為で行えるように、住民基本台帳の届書（住民異動届）によって行うことができるようにするなど、市町村の事情に応じて、それぞれの届書の一本化および届出窓口の一本化の措置がとられています。

① 住所変更の届出

住所変更の届出については、前述のように、住民基本台帳法の転入・転出の届出との一元化の法的措置が講じられています。

② 氏名変更・死亡の届出

氏名変更・死亡の届出については、届出の一元化の法的措置が講じられていませんが、それらと同一の事由に基づく戸籍法上の届出が行われることになっており、「住民異動届」によって行うことができるよう届出様式の統合が進められています。

③ 資格の得喪・種別の変更の届出

資格の得喪・種別の変更の届出については、「住民異動届」の様式と一元化を図ってもよいですが、この場合には、国民年金法施行規則に規定されている事項は必ず記載させるようにします。

(2) 報告

市町村は、前記(1)で述べた届出を受理したときは、受理した日から14日以内に、その旨を日本年金機構理事長（当該市町村と同一の都道府県の区域内に住所を有する機構の事務センター又は機構が定める年金事務所（以下「年金事務所等」という。）に報告しなければならないことになっており、所定の事項を記載した書類を送付することによって行います。

報告は、届書の原本またはその写を送付することによって行っても差しつかえありませんが、各種の届出の統合が図られると届出様式が複雑になりますので、市町村や年金事務所等での処理漏れや処理誤りが生じないように報告書を作成し、これを送付することによって報告することが望ましいとされています。この報告書による場合は複写で作成し、統合受付窓口と国民年金担当係の連絡票として使用するなど、工夫するようにします。

なお、住所変更報告書などの様式は、市町村事務処理基準で定められています。

(3) 届書の電子媒体申請

市町村から機構に報告する主要6届書、「資格取得届（基礎年金番号が付番されているものに限る）」、「資格喪失届」、「種別変更届」、「住所変更届」、「氏名変更届」、「死亡届」については、電子媒体による報告ができます。

2. 被保険者別の届出先のまとめ（適用関係）

区分 届出	第1号被保険者 (法第12条1項、法第105条第1項)	第2号被保険者 (法附則第7条の4第1項)	第3号被保険者 (法第12条第5項、第6項)
資格取得	市町村 (則第1条の2第1項)	—	年金事務所 (則第1条の2第2項) (則第6条の3)
資格喪失	市町村 (則第3条第1項、第4条第1項)	—	年金事務所 (則第3条第2項、第4条第2項)
種別変更	市町村 (則第6条の2) (2号・3号 → 1号)	— (1号・3号 → 2号)	年金事務所 (則第6条の2) (1号・2号 → 3号)
氏名変更	市町村 (則第7条第1項)	—	年金事務所 (則第7条第2項)
住所変更	市町村 (則第8条第1項)	—	年金事務所 (則第8条第2項)

区分	任意加入の被保険者 (法附則第5条第1項、第2項、第5項 (6) 法附則第11条第1項、第2項、第6項 (16) 法附則第23条第1項、第2項、第6項 法第12条第1項)
資格取得申出	市町村 (令第1条の2第1項第2号、則第2条)
資格喪失申出	市町村 (令第1条の2第1項第2号、則第6条)
資格喪失	市町村 (則第3条第1項、則第4条第1項)
氏名変更	市町村 (則第7条第1項)
住所変更	市町村 (則第8条第1項)

3. 在外邦人に対する国民年金の適用に関する事務の取扱い

在外邦人については、外国に居住するという特殊性から国内居住者と同様の手続により国民年金への加入、諸届の提出、保険料の納付を行わせることが困難であるため、国内に居住する親族等の協力者が本人に代わって諸手続を行うものとされています。なお、諸手続の事務の管轄は、下記のとおりです。

日本国内に住所を有したことがある者	日本国内における最後の住所地の市町村長 (協力者がいない場合は、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所)
日本国内に住所を有したことがない者	千代田年金事務所 (東京都)

4. 種別確認の届出について（第3号被保険者の配偶者に関する届出）

第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者が、転職などで1日の間隔もなく加入する年金制度が変わった場合、例えば、国家公務員（国家公務員共済組合）の夫が会社員（厚生年金保険）になった場合、妻は引き続き第3号被保険者のままです。

が、妻についての基礎年金拠出金を拠出する制度が変わるため、種別確認の届出が必要となります。(則第6条の3)

5. 第3号被保険者の届出の特例

第3号被保険者の届出のうち、資格取得の届出、種別変更(1号・2号→3号)については、届出が遅れた場合で届出の日の属する月の前々月から2年を超えた期間については、保険料徴収の時効との関係から第3号被保険者期間としての「保険料納付済期間」に算入されないこととなっていました。(法附則第7条の3第1項)

このような2年を超えた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間や年金額の計算期間に算入されない期間となり、未届や届出が遅れた人たちにとって、このままでは低年金や無年金となる場合が生じることが危ぶまれました。

平成6年の法律改正では、年金権の確保などを図る観点から、未届や届出が遅れたことなどにより保険料納付済期間に算入されない期間がある者について、特例届出期間(平成7年4月～平成9年3月)内に届出を行えば、2年を超えたため保険料納付済期間として認められなかった期間についても保険料納付済期間として算入するという特例措置が講じられました。

しかし、この特例措置が講じられた以後においても、過去に未届や届出の遅れによる保険料納付済期間として認められない期間が発生する事実が数多く判明したため、これらの人たちの年金権の確保などを図る観点から、つぎのような改正が行われることとなりました。

平成16年の法律改正では、平成17年4月1日前の第3号被保険者に該当する期間のうち、届出漏れのある2年以上前の期間について、本人の届出(「3号特例届」)により、届出を行った日以後、保険料納付済期間に算入されることとなりました。(過去期間分の特例)((16)法附則第21条第1項、第2項、第3項)

また、平成17年4月1日以降についても届出漏れのある2年以上前の期間は、やむを得ない事由があると認められるときは、本人の届出(「3号特例届」)により、届出を行った日以後、保険料納付済期間に算入することとしました。(将来期間分の特例)(法附則第7条の3第2項、第3項、第4項)

なお、年金受給者については、平成21年の厚生労働省年金局長通知により、第3号被保険者期間として機構が記録管理していた期間のなかに、第2号被保険者期間が判明した場合は、第2号被保険者資格喪失後の第3号被保険者期間について、未届期間であるとして受給していた年金額が減額とならないよう、第2号被保険者資格喪失時に第3号被保険者の届出がなされていたものとし、引き続き保険料納付済期間として取り扱うこととしていました。

さらに、平成23年の法律改正(年金確保支援法)により、第3号被保険者期間として機構が記録管理していた期間のなかに、第3号被保険者期間以外の期間が判明した場合は、「第3号被保険者該当届(年金確保支援法用)」の届出により、引き続き保険料納付済期間として取り扱うこととされました。(年金受給者に限られた取扱いではなく、被保険者も対象とされました。)

よって3号特例届は、第3号被保険者期間として一度も記録管理されていなかった期間についてのみの届出と位置づけられることとなりました。

第十二条の二 第三号被保険者であつた者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第六項から第九項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

《解説》

本来、第3号被保険者が被扶養配偶者に該当しなくなった場合は、市区町村役場に第1号被保険者への変更手続きが必要ですが、第1号被保険者への変更手続きが行われていないことにより国民年金の記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、第3号被保険者のままとなっている方がいるため、会社にお勤めの方等（第2号被保険者※）の配偶者（第3号被保険者※）が被扶養配偶者でなくなったことを厚生労働大臣（機構）に届け出ることとなりました。

なお、被扶養者でなくなった配偶者（第3号被保険者）の方が、第1号被保険者への変更手続きを行わずに被扶養配偶者でなくなった日から2か月以上経過した場合に、機構からご本人様に種別変更の手続きが通知されます。

1. 届出する場合

- (1) 収入が基準額以上に増加した場合
- (2) 離婚等により生計維持関係がなくなった場合

※届出義務者は被扶養配偶者であつた方本人です。

※被扶養配偶者であつた方が就職したとき（第2号被保険者に該当）は不要です。

※退職等により厚生年金の加入者でなくなったときは不要です。

2. 届出の内容

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 被扶養配偶者でなくなった年月日※及びその理由

※収入が基準額以上に増加した場合は認定解除（削除）日

離婚の場合は離婚日

- (3) 基礎年金番号
- (4) 配偶者の氏名及び生年月日
- (5) 配偶者の基礎年金番号

＜国民年金手帳＞

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者が既に国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合は、この限りでない。

2 国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に関して必要な事項は、厚生労働省令ⁱ⁾で定める。

i) 年金手帳の様式を定める省令
(昭和49年厚生省令第40号)

《趣旨・概要》

本条は、国民年金手帳について規定しています。

《解説》

1. 機構は、市町村長から第1号被保険者の資格取得の報告を受けたとき、または、事業主等から第3号被保険者の資格取得届を受理したときは、被保険者に対して基礎年金番号や氏名などを記載した年金手帳を交付します。なお、その被保険者がすでに年金手帳の交付を受け所持している場合には、交付しないこととなっています。また、この年金手帳を紛失や棄損した場合には、被保険者の申請により年金手帳を再交付することとなっています。

国民年金手帳の記載事項(則第10条)

基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、交付年月日及び資格取得年月日等

年金手帳 日本年金機構 (表紙)	基礎年金番号 フリガナ 氏名 生年月日 性別 交付年月日 変更後氏名 変更後氏名 (1 頁)	注意事項 この年金手帳は、あなたが将来年金を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。 また、次のような場合の届出などにこの年金手帳の提出が必要になります。 ○新たに厚生年金保険や国民年金に加入するとき ○氏名を変更したとき ○年金や一時金を請求するとき ○年金や一時金についての相談を受けるとき この年金手帳を誤って破いたり、紛失してしまった場合には、直ちに再交付の申請を行ってください。 (2 頁)

2. 市町村の法定受託事務について

【国民年金法施行令 第一条の二第三号】

第一条の二第三号 国民年金手帳の再交付の申請（法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。）に係るものに限る。）の受理に関する事務

＜国民年金原簿＞

第十四条 厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号（政府管掌年金事業（政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。）の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定めるものをいう。）その他厚生労働省令ⁱ⁾で定める事項を記録するものとする。

i) 則第15条

《趣旨・概要》

本条は、国民年金原簿の記録事項を規定しています。

《解説》

厚生労働大臣は国民年金原簿を備え、この原簿に基礎年金番号、被保険者の氏名・性別・住所・種別、資格の取得日・喪失日、保険料の納付や免除の状況及び給付に関する事項を記録することとされています。（則第15条）

この原簿は、各種年金や一時金の受給資格要件の確認をする際に使用するなど非常に重要なもので、現在では機構において一元的にコンピュータ管理されています。

《参考》

1. 基礎年金番号について

基礎年金番号は、平成9年1月から導入されました。それまでは公的年金制度ごとに異なった番号（7桁から12桁まで番号体系）が使用されていたため、複数の公的年金制度に加入した者には複数の番号が払い出されていました。

また、被保険者の加入期間などの記録も各制度ごとに管理されていたため、被保険者本人にとって年金請求手続きの際に各制度ごとの加入期間の確認を行う必要がありました。

そこで、各制度共通の基礎年金番号を導入し、その番号で被保険者資格記録等を一元的に管理することにより、手続きの煩雑さの解消や届出忘れ防止、年金の裁定請求に関する事前のお知らせなどを行うことが可能になりました。

基礎年金番号は課所符号4桁と一連番号6桁の数字10桁で構成されています。この番号を生涯（被保険者→年金受給者→死亡（死亡届・未支給請求））使用することとなります。

（課所符号） （一連番号）

基礎年金番号 ○○○○－○○○○○○○

（基礎年金番号） （年金コード）

基礎年金証書番号 ○○○○－○○○○○○○－○○○○○

2. 国民年金原簿の記録事項で「その他厚生労働省令」で定める事項は、下記のとおりです。(則第15条)

- ① 被保険者（第2号被保険者については、厚生年金保険の被保険者である者に限る。②において同じ。）の基礎年金番号
- ② 被保険者の性別、生年月日及び住所
- ③ 給付に関する事項
- ④ 保険料免除（法定免除、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、学生納付特例又は若年者納付猶予）の規定により納付することを要しないものとされた保険料に関する事項
- ⑤ 被保険者が国民年金基金の加入員であるときは当該基金の加入年月日

＜訂正の請求＞

第十四条の二 被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。

2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者	死亡した年金給付の受給権者
遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であつた者
寡婦年金を受けることができる妻	死亡した夫
死亡一時金を受けることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であつた者

＜訂正に関する方針＞

第十四条の三 厚生労働大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求(次条において「訂正請求」という。)に係る国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

＜訂正請求に対する措置＞

第十四条の四 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

＜被保険者に対する情報の提供＞

第十四条の五 厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令ⁱ⁾で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

i) 則第15条の2

《趣旨・概要》

本条は、国民年金制度への理解を深めるための取組みとして、被保険者に対し情報提供を行うことを定めたものです。

平成21年4月より、年金制度に対する理解を深め、信頼・安心を高めるため、被保険者に保険料の納付実績や年金見込額等の年金個人情報¹の定期的な通知（ねんきん定期便）が行われています。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

<メモ>

第3章

給 付

第3章 給付 第1節 通則

<給付の種類>

第十五条 この法律による給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 老齢基礎年金
- 二 障害基礎年金
- 三 遺族基礎年金
- 四 付加年金、寡婦年金及び死亡一時金

《趣旨・概要》

本条は、国民年金法における給付の種類を規定したものです。

《解説》

国民年金の給付には、全被保険者（第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者）に共通する給付として基礎年金（第1号から第3号）があります。

また、第1号被保険者としての被保険者期間に基づき支給される独自給付（第4号）があります。

給付事由	基礎年金		独自給付	
老齢	老齢基礎年金	法第26条～第29条	付加年金	法第43条～第48条
障害	障害基礎年金	法第30条～第36条の4	—	—
死亡	遺族基礎年金	法第37条～第42条	寡婦年金	法第49条～第52条
			死亡一時金	法第52条の2～第52条の6

《参考》

日本国籍を有しない者に対する脱退一時金（法附則第9条の3の2）は、実質的な意味において国民年金の給付に含まれますが、法第15条の用語の定義においては給付に含まれていません。

なお、国民年金制度では、20歳前傷病による障害基礎年金や旧国民年金法による老齢福祉年金など無拠出制の年金も設けられており、保険方式によらない給付も行われることから、「保険給付」という用語は用いられず、「給付」と表現されます。

＜裁定＞

第十六条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する。

《解説》

年金や一時金の受給権は、法律に定められた要件に該当すれば、そのときから発生しますが、年金や一時金の支給を受けるためには、受給権者が裁定請求をし、権利の発生を確認してもらうことが必要です。この確認を「裁定」といい、裁定は厚生労働大臣が行うこととされています。また、給付を受ける権利を「基本権」といいます。

《参考》

1. 基本権と支分権について

年金給付の基本権としての受給権は、老齢基礎年金では65歳に達した日、障害基礎年金では障害認定日などの国民年金法に定める支給要件を満たした時点で当然に発生します。

支分権としての年金給付の支給は、法第18条第1項では、年金給付を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から始め、年金給付を受ける権利が消滅した日の属する月で終わると規定されており、月を単位として行われます。支分権についても、その発生を裁定にかからしめる旨の規定が存在しないから、基本権に基づいて法第18条第1項に規定された期月から当然に発生します。

なお、「基本権と支分権の時効」については、法第102条「時効」を参照してください。

2. 給付に関する通知等について（則第65条第1項から第3項）

厚生労働大臣は、裁定を行ったときは、受給権があることを証する「年金証書」と確認した内容を示す「年金決定通知書」等を受給権者に送付します。

【国民年金法施行規則 第六十五条】（一部抜粋）

＜給付に関する通知等＞

1 厚生労働大臣は、法第十六条（法附則第九条の三の二第七項〔脱退一時金〕において準用する場合を含む。）の規定による受給権の裁定その他給付又は脱退一時金に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を受給権者又は請求者に通知しなければならない。ただし、障害基礎年金の裁定請求書に併せて厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは障害手当金又は障害共済年金若しくは障害一時金の請求書が提出された場合であつて、当該障害厚生年金若しくは障害共済年金（厚生年金保険法施行令第三条の八に定める三級の障害の状態に該当するものに限る。）又は当該障害手当金若しくは障害一時金の裁定又は支給決定が行われたときは、当該年金たる給付又は一時金の裁定又は支給決定をもって、障害基礎年金の不支給の処分に係る通知に代えることができる。障害基礎年金の裁定請求書に併せて障害共済年金若しくは障害一時金の請求書が提出さ

れた場合であつて、当該障害共済年金若しくは障害一時金の不支給の決定（当該障害共済年金又は障害一時金が支給される障害の状態に該当しないことに基づく不支給の決定に限る。）が行われた場合も、同様とする。

- 2** 厚生労働大臣は、法による年金たる給付の受給権の裁定をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を作成し、これを前項の通知書に添えて、当該受給権者に交付しなければならない。ただし、老齢基礎年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。次項において同じ。）の年金証書の交付を受けているとき、障害基礎年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の年金証書の交付を受けているとき及び遺族基礎年金の受給権を裁定した場合においてその受給権者が当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく遺族厚生年金の年金証書の交付を受けているときは、この限りでない。

- 一 年金の種類及びその年金の年金証書の年金コード
- 二 受給権者の氏名及び生年月日
- 二の二 基礎年金番号
- 三 受給権を取得した年月

- 3** 前項ただし書に該当する場合においては、当該老齢厚生年金の年金証書は当該老齢基礎年金の年金証書と、当該障害厚生年金の年金証書は当該障害基礎年金の年金証書と、当該遺族厚生年金の年金証書は当該遺族基礎年金の年金証書とみなす。

<調整期間>

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定〔財政の現況及び見通しの作成〕により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の国民年金勘定の積立金をいう。第五章において同じ。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額（以下この項において「給付額」という。）を調整するものとし、政令ⁱ⁾で、給付額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

i) 令第4条の2の2

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

《趣旨・概要》

本条は、調整期間について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、財政の現況及び見通しの作成に当たり、財政均衡期間において財政の不均衡が見込まれる場合には、給付額を調整するため、調整期間の開始年度を定めることとしています。

調整期間における給付額の調整は、賃金や物価の変動だけではなく、少子高齢化による労働力人口の減少や平均余命の伸びといった社会経済全体の変動を改定率に反映させるマクロ経済スライドにより行われます。

マクロ経済スライドでは、本来のスライド率（名目手取り賃金変動率又は物価変動率）にスライド調整率（公的年金被保険者総数の減少を反映させた率に平均的な年金受給期間の伸びを勘案した一定率（0.997）を乗じた率）を乗じた率が実際のスライド率として用いられます。

調整期間の開始年度は、政令（令第4条の2の2）で平成17年度と規定されています。ただし、平成26年度までは、物価スライド特例措置による特例水準の年金額が支給されていたため、マクロ経済スライドによる給付額の調整は行われていませんでした。マクロ経済スライドによる給付額の調整は、平成27年度から行われます。

2. 第2項は、財政の現況及び見通しにおいて、財政の均衡が見込まれる場合には、調整期間を終了することを規定しています。

3. 第3項省略

＜端数処理＞

第十七条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令ⁱ⁾で定める。

i) 令第4条の3

《趣旨・概要》

本条は、年金額の端数処理について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、年金給付を裁定するときや年金給付の額を改定するときの端数処理について規定しています。この場合、100円未満の端数が生じたときは、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げて計算します。(100円未満四捨五入)

◇満額の老齢基礎年金の額（平成27年度の場合）

$780,900 \times 0.999$ (改定率) ※ = 780,119.1 50円未満の端数は切り捨て⇒780,100円

※0.999 (改定率) は、マクロ経済スライドによるスライド調整率を反映させた率です。

2. 第2項は、年金給付の額を計算する過程における端数処理について規定しています。年金給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げて計算します。ただし、この端数処理を適用して計算した額と適用しないで計算した額との差額が100円を超える場合は、この1円未満の端数処理は行いません。(令第4条の3)

《参考》

年金給付の各支払期月の支払額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとなります。

(国等の債権債務の金額の端数計算に関する法律第2条第1項)

<年金の支給期間及び支払期月>

第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

《趣旨・概要》

本条は、年金の支給期間と支払期月について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、年金の支給期間について規定しています。

年金給付は、年金を支給すべき事由が生じた日（受給権発生日）の属する月の翌月から、権利が消滅した日（受給権消滅日）の属する月まで支給されます。

(1) 主な受給権発生日

(受給権発生日の属する月の翌月から支給が開始されます。)

年金の種類	主な受給権発生日
老齢基礎年金	①65歳に達した日（原則） （法第26条） ②65歳を過ぎてから受給資格要件を満たしたときは、当該要件を満たした日 ③支給繰上げの請求をしたときは、当該請求をした日 （法附則第9条の2）
障害基礎年金	①障害認定日（原則） （法第30条） ②事後重症による障害基礎年金については、65歳に達する日の前日までの間で請求をした日 （法第30条の2） ③20歳前傷病による障害基礎年金で、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日 （法第30条の4）
遺族基礎年金 寡婦年金	①被保険者等が死亡した日 （遺族基礎年金：法第37条、寡婦年金：法第49条） 注1 死亡の推定については、法第18条の2を参照 注2 失踪宣告の場合の取扱いについては、法第18条の3を参照 注3 遺族基礎年金で胎児が出生した場合は、法第37条の2第2項を参照

(2) 受給権消滅日

(受給権消滅日の属する月まで支給されます。)

年金の種類	受給権消滅日
老齢基礎年金	①死亡した日 (法第29条)
障害基礎年金	①死亡した日 ②障害厚生年金の障害等級3級以上(厚年法第47条第2項)に該当する程度の障害の状態にない者が65歳に達した日 (65歳に達した日に障害厚生年金の障害等級3級以上に該当する程度の障害の状態でなくなってから3年を経過していないときは、3年を経過した日) ③併合認定により、新たな障害基礎年金の受給権が発生した日 (法第31条第2項、法第35条)
遺族基礎年金	①配偶者及び子の共通の失権事由 ア) 死亡した日 イ) 婚姻をした日 ウ) 養子になった日(直系血族又は直系姻族の養子になったときを除く) ②配偶者が遺族基礎年金を受給していた場合の失権事由 すべての子が次の遺族基礎年金の減額改定事由のいずれかに該当した場合 ア) 死亡した日 イ) 婚姻をした日(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む) ウ) 配偶者以外の者の養子となった日(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む) エ) 離縁によって死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなった日 オ) 配偶者と生計を同じくしなくなった日 カ) 18歳に達した日以後の最初の3月31日(ただし、障害等級(1級又は2級)に該当する場合を除く) キ) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した後、障害等級(1級又は2級)に該当する子が、障害等級(1級又は2級)に該当しなくなった日 ク) 20歳に達した日 ③子が遺族基礎年金を受給していた場合の失権事由 次のいずれかに該当した場合 ア) 離縁によって死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなった日 イ) 18歳に達した日以後の最初の3月31日(ただし、障害等級(1級又は2級)に該当する場合を除く) ウ) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した後、障害等級(1級又は2級)に該当する子が、障害等級(1級又は2級)に該当しなくなった日 エ) 20歳に達した日 (法第40条)
寡婦年金	①65歳に達した日 ②死亡した日 ③婚姻をした日 ④養子になった日(直系血族又は直系姻族の養子になったときを除く) ⑤繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得した日 (法第51条)

2. 第2項は、支給期間の間に、年金給付の支給を停止すべき事由が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給が停止されることを規定しています。ただし、年金給付の支給停止事由が生じた月と支給停止事由が消滅した月が同一の月である場合は、支給停止は行われません。

3. 第3項は、年金の支払期月について規定しています。

(1) 定期支払

年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分けて、それぞれ前2月分が支払われます。

支払月	支払日	対象月
2月	2月15日	前年12月・1月分
4月	4月15日	2月・3月分
6月	6月15日	4月・5月分
8月	8月15日	6月・7月分
10月	10月15日	8月・9月分
12月	12月15日	10月・11月分

注4 旧国民年金法の老齢福祉年金は、毎年4月、8月及び12月（受給権者が請求した場合は11月）の3期に分けて支払われます。

注5 支払日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前の金融機関の営業日が支払日となります。

(2) 随時支払

次の①から③の年金については、その支払期月でない月であっても支払われます。

① 前支払期月に支払うべきであった年金

例：受給権が1月に発生したにもかかわらず、裁定請求の手続きが遅れ9月に裁定された場合

⇒裁定後の直近の支払期月である10月を待たずに、支払期月が過ぎてしまった、4月（2月・3月分）、6月（4月・5月分）、8月（6月・7月分）に支払われるべきであった年金は、裁定が行われ次第、支払われます。

② 権利が消滅した場合におけるその期の年金

例：6月の支払期月に遺族基礎年金の支払を受けた受給権者である子が7月に婚姻をしたことにより、受給権が消滅した場合

⇒受給権消滅後の直近の支払期月である8月を待たずに、6月及び7月分の年金は、失権手続が行われ次第、支払われます。

③ 支給を停止した場合におけるその期の年金

例：8月の支払期月に年金の支払を受けた受給権者が9月に全額支給停止に該当した場合

⇒支給停止直後の直近の支払期月である10月を待たずに、8月及び9月分の年金は、支給停止手続が行われ次第、支払われます。

＜死亡の推定＞

第十八条の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた者の生死が三箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合にも、同様とする。

《趣旨・概要》

本条は、死亡を支給事由とする給付について、年金法の観点から、死亡の推定を行うことを規定したものです。

《解説》

国民年金法で、死亡を支給事由とする給付は、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の3給付です。この死亡には、自然死のほか、民法上の失踪宣告（民法第30条）に該当するものも含まれます。民法は、利害関係人の請求により、普通失踪では7年間、特別失踪（戦争や船舶の沈没等）では1年間の失踪期間を定め、それぞれ生死不明の期間が継続した場合に家庭裁判所が失踪の宣告をし、行方不明者を死亡したものとみなすことにしています。

しかし、この失踪期間を待っていると、必要なときに国民年金法の給付を受けられないことが考えられるため、死亡の事実は明確に確認されていないが、その状況により、死亡したことがほとんど確実であると認められる事例については、下記のように、死亡及びその時期の推定の特例を設けています。

次の者の生死が3か月間分らない場合、又は次の者の死亡が3か月以内に明らかとなつたが、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その沈没、墜落等の日若しくは行方不明となつた日に、その者は死亡したものと推定します。

- (1) 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた者
- (2) 船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた者
- (3) 航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた者
- (4) 航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた者

※ 東日本大震災により行方不明となった者も上記と同様に取り扱います。

地方厚生(支)局年金調整課長・年金管理課長あて厚生労働省年金局事業管理課長通知：平成23年6月7日
年管管発0607第6号『東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについて』

＜失踪宣告の場合の取扱い＞

第十八条の三 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第三十七条〔遺族基礎年金の死亡者の要件〕、第三十七条の二〔遺族基礎年金の遺族の範囲〕、第四十九条第一項〔寡婦年金の支給要件〕、第五十二条の二第一項〔死亡一時金の死亡者の要件〕及び第五十二条の三第一項〔死亡一時金の遺族の範囲〕中「死亡日」とあるのは「行方不明となった日」とし、「死亡の当時」とあるのは「行方不明となった当時」とする。ただし、受給権者又は給付の支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となる者の身分関係、年齢及び障害の状態に係るこれらの規定の適用については、この限りでない。

《趣旨・概要》

本条は、民法の規定により失踪宣告を受け死亡したとみなされる場合について、死亡を支給事由とする給付の支給要件を問う時点を定めたものです。

《解説》

失踪宣告により死亡したとみなされる場合の支給要件を問う時点は、次のとおりです。

- (1) 生計維持関係、被保険者等要件及び保険料納付要件は、「行方不明となった日」で判断します。
- (2) 身分関係、年齢及び障害の状態は、「死亡したとみなされた日」で判断します。

＜未支給年金＞

第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていた被保険者又は被保険者であつた者の子は、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

4 未支給の年金を受けるべき者の順位は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 令第4条の3の2

5 未支給の年金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

《趣旨・概要》

本条は、年金の支払を受ける前に、受給権者が死亡した場合に、その未支給分の年金を請求に基づき、一定範囲の遺族に支給することを規定したものです。

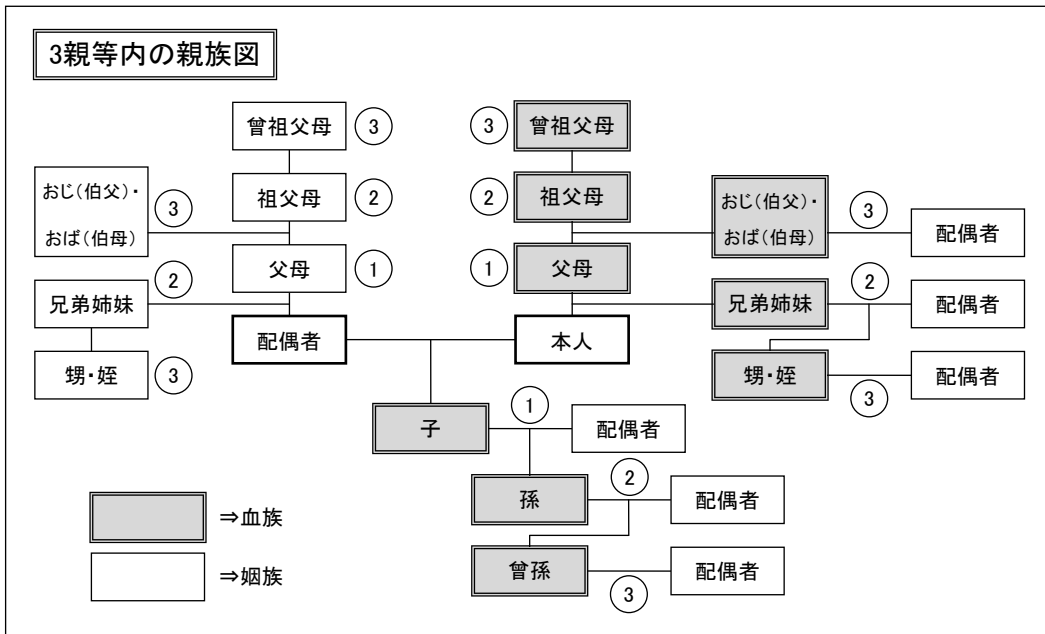
《解説》

1. 第1項は、未支給年金の請求権者の範囲について規定しています。

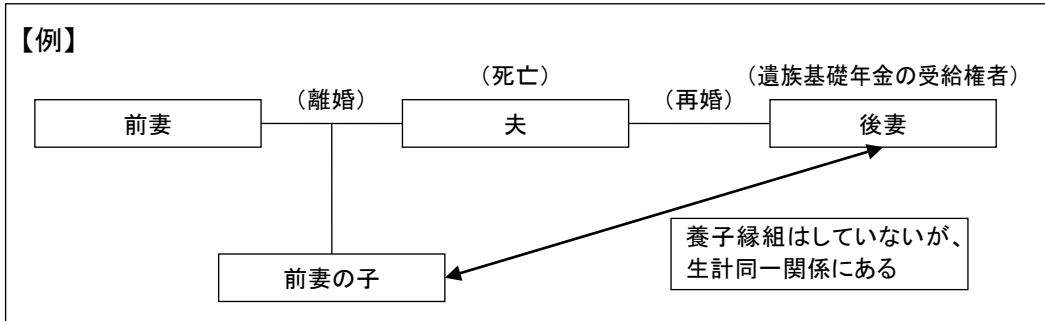
未支給年金の請求権者の範囲ですが、従来は二親等内の親族であつたのが、年金機能強化法に基づき、平成26年4月から三親等内の親族に拡大されました。

◇平成26年4月からの未支給年金の請求権者の範囲

年金給付の受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた	
配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（従来からの請求権者）	
子の配偶者、配偶者の父母（1親等）	 新たに請求権者に 加えられた遺族
孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母（2親等）	
曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ（伯父）・おば（伯母）、甥・姪の配偶者 おじ（伯父）・おば（伯母）の配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ（伯父）・おば（伯母）（3親等）	



2. 本来、未支給年金は、受給権者の遺族に支給されるものですが、第2項は、遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合で、その者の死亡の当時、遺族基礎年金の支給要件（加算の対象）となっていた、被保険者（又は被保険者であった者）の子は、法律上、遺族基礎年金の受給権者の子とされない子であっても、受給権者の子とみなし、未支給年金を請求できることを規定しています。（次図参照）



被保険者の夫が死亡した場合、後妻は、自分の子がいなくても、前妻の子と生計同一関係にあることから、遺族基礎年金の受給権が発生します。

その後、遺族基礎年金の受給権者である後妻が、前妻の子と養子縁組をすることなく死亡した場合、前妻の子は、遺族基礎年金の受給権者である後妻の法律上の子ではありません。

しかし、このような場合でも、遺族基礎年金の支給要件（加算の対象）となっていた、被保険者（又は被保険者であった者）の子は、受給権者の子とみなして未支給年金を請求できることとしています。

3. 第3項は、死亡した者に受給権があるにもかかわらず、死亡した者が生前に裁定請求の手続きをしていなかった場合、第1項に規定される者は、自己の名で年金の裁定請求手続きをすることができると規定しています。

なお、「自己の名で」とは、死亡した受給権者の代理ではなく、自己の権利として請求できるという意味です。

4. 第4項は、未支給年金を受けるべき者の順位は、政令（令第4条の3の2）で定めるとしており、具体的には下記のとおりです。

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦「①から⑥」以外の三親等内の親族

5. 第5項省略

《参考》

1. 未支給年金の請求権者となる遺族は、死亡した受給権者と「生計を同じくしていた者」で、死亡した受給権者によって「生計を維持していた者」ではありません。

2. 民法の相続人との違いについて

未支給年金を請求できる遺族の範囲及び順位は、民法に規定される相続人の範囲及び順位と異なります（下図参照）。未支給年金の請求権は、死亡した受給権者の遺族が、未支給年金を自己の固有の権利として請求するものであることから、遺産相続の対象にはなりません。

注1 未支給年金は、相続税の課税対象にはなりませんが、一時所得として、所得税の課税対象となります。

◇民法の相続人の範囲と順位

第1順位	子と配偶者	子が既に死亡しているときは、その者の子（死亡した者から見て孫）が相続人となる。
第2順位	直系尊属（父母・祖父母等）と配偶者	父母も祖父母もいるときは、死亡した者により近い世代である父母が相続人となる。
第3順位	兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹が既に死亡しているときは、兄弟姉妹の子（死亡した者から見て甥・姪）が相続人となる。

注2 死亡した者の配偶者は、常に相続人となる。

注3 第2順位の者は第1順位の者がいないときに相続人となる。また、第3順位の者は第1順位の者も第2順位の者もないときに相続人となる。

＜併給の調整＞

第二十条 遺族基礎年金又は寡婦年金は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けるときができる場合における当該老齢基礎年金及び障害基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けるときができる場合における当該障害基礎年金についても、同様とする。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は被用者年金各法による年金たる給付について、この項の本文若しくは次項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令ⁱ⁾で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

i) 令第4条の4

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

【国民年金法附則 第九条の二の四】＜併給調整の特例＞

第九条の二の四 第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「遺族基礎年金又は寡婦年金」とあるのは「年金給付（老齢基礎年金及び障害基礎年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに付加年金を除く。）」と、「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」と、「障害基礎年金の受給権者」とあるのは「障害基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

【国民年金法附則 第九条の二の四読替えによる法第二十条】

注1 ⇒「網掛け傍線」の箇所は、法附則第9条の2の4による当分の間読替え

第二十条 年金給付（老齢基礎年金及び障害基礎年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに付加年金を除く。）は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けるときができる場合における当該老齢基礎年金及び障害基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けるときができる場合における当該障害基礎年金についても、同様とする。

- 2** 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は被用者年金各法による年金たる給付について、この項の本文若しくは次項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令ⁱ⁾で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。
- 3** 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の申請があつたものとみなす。
- 4** 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

i) 令第4条の4

《趣旨・概要》

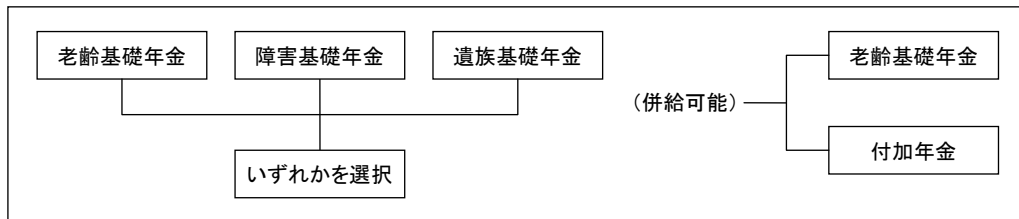
新法の年金制度（昭和61年4月以降）では、「1人1年金」を原則としており、2以上の年金給付の受給権が発生したときは、受給権者の選択により、選択したほうの年金給付が支給され、選択しなかった年金給付は支給停止となります。本条は、新法における年金給付間の調整について規定したものです。

《解説》

1. 併給の調整には、国民年金の年金給付間の調整と、国民年金の年金給付及び被用者年金各法による年金給付との調整があります。

(1) 国民年金の年金給付間の調整

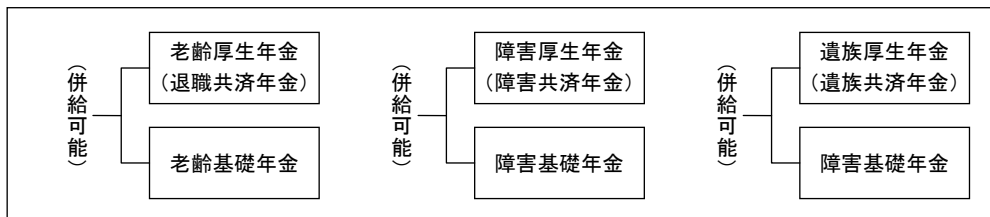
同時に2以上の基礎年金の受給権を取得したときは、受給権者の選択により、1つの年金を支給し、他は支給停止となります。ただし、老齢基礎年金と付加年金は、併給されます。



(2) 国民年金の年金給付と被用者年金各法による年金給付との調整

① 支給事由が同一の場合

国民年金の年金給付と同一の支給事由による被用者年金制度の年金給付は、併給されます。



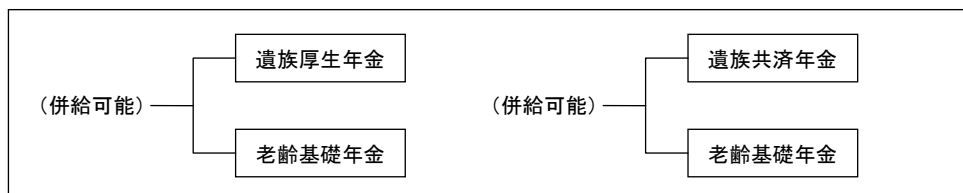
② 支給事由が異なる場合

ア) 原則

いったんすべての年金給付が支給停止となり、受給権者の選択により、一つの年金給付の支給停止が解除されます。

イ) 例外－1（老齢基礎年金との併給）

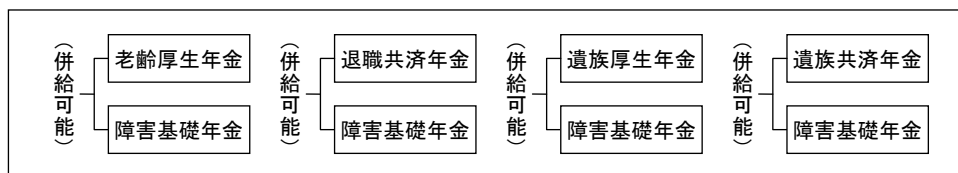
受給権者が65歳に達している場合は、次の組み合わせは併給されます。



遺族厚生年金及び遺族共済年金は、遺族の老後の生活保障に不可欠なものとなっている点に配慮して、受給権者が65歳に達している場合は、老齢基礎年金との併給が可能となっています。

ウ) 例外－2（障害基礎年金との併給）

受給権者が65歳に達している場合は、次の組み合わせは併給されます。



従来は、障害基礎年金と老齢又は死亡を支給事由とする厚生年金保険の年金給付は併給できなかったため、障害基礎年金の受給権者が障害を有しながら就労し、納付した保険料が年金給付に反映されにくい仕組みとなっていました。

障害を有する者の就労による貢献を年金制度上も評価し、また、自立支援を促進する観点から、平成16年の改正により、65歳に達した者の障害基礎年金と老齢厚生年金（退職共済年金）・遺族厚生年金（遺族共済年金）の併給が可能になりました。

2. 第2項は、第1項の規定により、いったんすべての年金給付が支給停止となった場合、受給権者は自分の希望する年金給付について、支給停止の解除を申請することができると規定しています。
3. 第3項は、第1項の規定により、支給停止となる年金給付について、既に支給されている年金給付がある場合には、申請がない限り、引き続きその年金を支給することとしています。
4. 第4項は、支給停止の解除の申請は、将来に向かって撤回できることを規定しており、選択替えを行うことが可能となっています。

《参考》

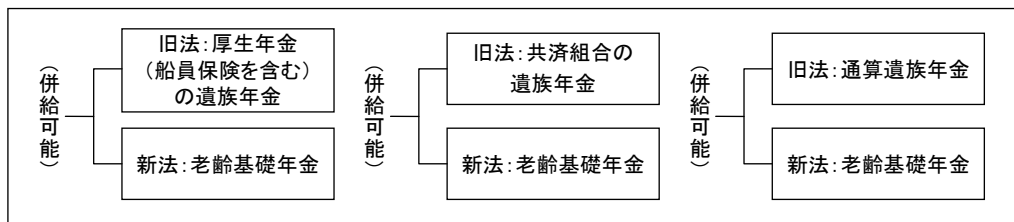
新法と旧法との間の調整について

新法・旧法間において、2以上の年金給付の受給権が発生したときは、原則として新法間の調整と同様に、受給権者の選択により、選択したほうの年金給付が支給され、選択しなかった年金給付は支給停止となります。

ただし、例外として、次の（1）～（3）は併給されます。

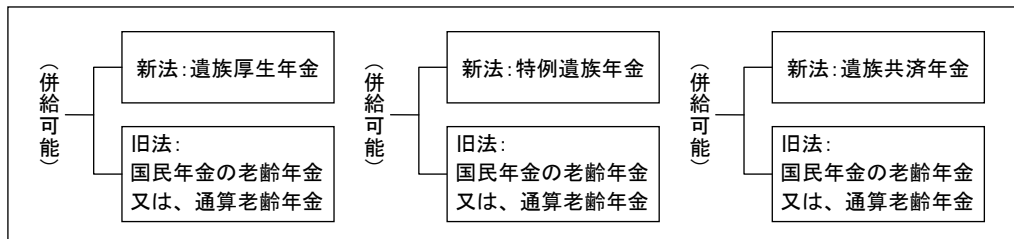
（1）例外－1（新法の老齢基礎年金との併給）

受給権者が65歳に達している場合は、次の組み合わせは併給されます。



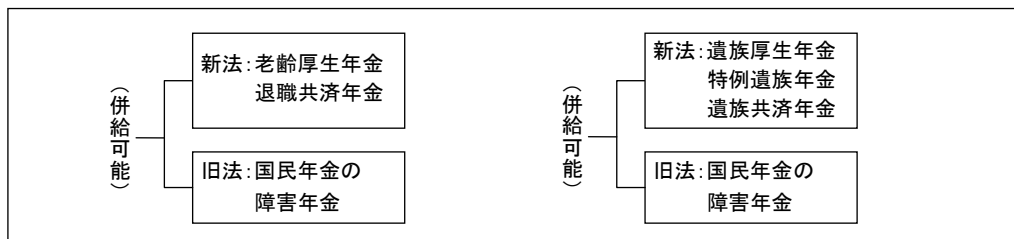
（2）例外－2（旧国民年金法の老齢年金又は通算老齢年金との併給）

受給権者が65歳に達している場合は、次の組み合わせは併給されます。



（3）例外－3（旧国民年金法の障害年金との併給）

受給権者が65歳に達している場合は、次の組み合わせは併給されます。



<受給権者の申出による支給停止>

第二十条の二 年金給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令ⁱ⁾で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

i) 令第4条の4の2

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

《趣旨・概要》

本条は、受給権者が自らの判断で年金給付の受給を希望しない場合には、申出により年金給付全額の支給を停止することを規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、支給停止の申出は、年金給付の全額について行うことを規定しています。（他の事由により、一部の支給が停止されている場合は、支給停止されていない残額すべてが支給停止となります。）
2. 第2項は、他の事由により、一部の支給が停止されている年金給付について、他の事由による支給停止が解除された場合は、その全額を支給停止するとしています。
3. 第3項は、支給停止の申出は、将来に向かって撤回できるとしています。つまり、支給停止の申出の撤回は、将来に向かってのみ効力が生じるので、過去にさかのぼって申出を撤回することはできません。（撤回前にさかのぼって年金の支給を受けることはできません。）
4. 第4項は、受給権者の申出により、支給が停止されている年金は、政令（令第4条の4の2）で定める法令の規定の適用については、支給停止が行われていないものとみなすこととしています。（実際には、支給が停止されていても、年金が支給されているものとして、他の給付等との支給調整を行います。）
5. 第5項省略

《参考》

支給停止の申出は、老齢基礎年金、老齢厚生年金ごとに行うことができます。（障害基礎年金・障害厚生年金、遺族基礎年金・遺族厚生年金についても同様です。）

<年金の支払の調整>

第二十一条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。障害基礎年金又は遺族基礎年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が支払われた場合における当該障害基礎年金又は遺族基礎年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

3 同一人に対して厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として同法による年金たる保険給付の支払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる保険給付は、年金給付の内払とみなすことができる。

《趣旨・概要》

本条は、年金の内払調整について規定しています。

内払調整とは、例えば、新たに甲年金の受給権を取得したことにより、乙年金が失権したにもかかわらず、従前の乙年金が支払われてしまった場合、本来であれば、乙年金を国庫に返還し、甲年金を支給するのが正規の取り扱いとなりますが、保険者及び受給権者の事務負担を考慮して、過去に支払われた年金を新たな年金の内払とみなして、支払の調整をすることです。

内払調整には、「国民年金制度内における異なる年金間の調整」、「国民年金制度内における同一の年金間の調整」及び「国民年金と厚生年金保険との間で行われる調整」の3つがあります。

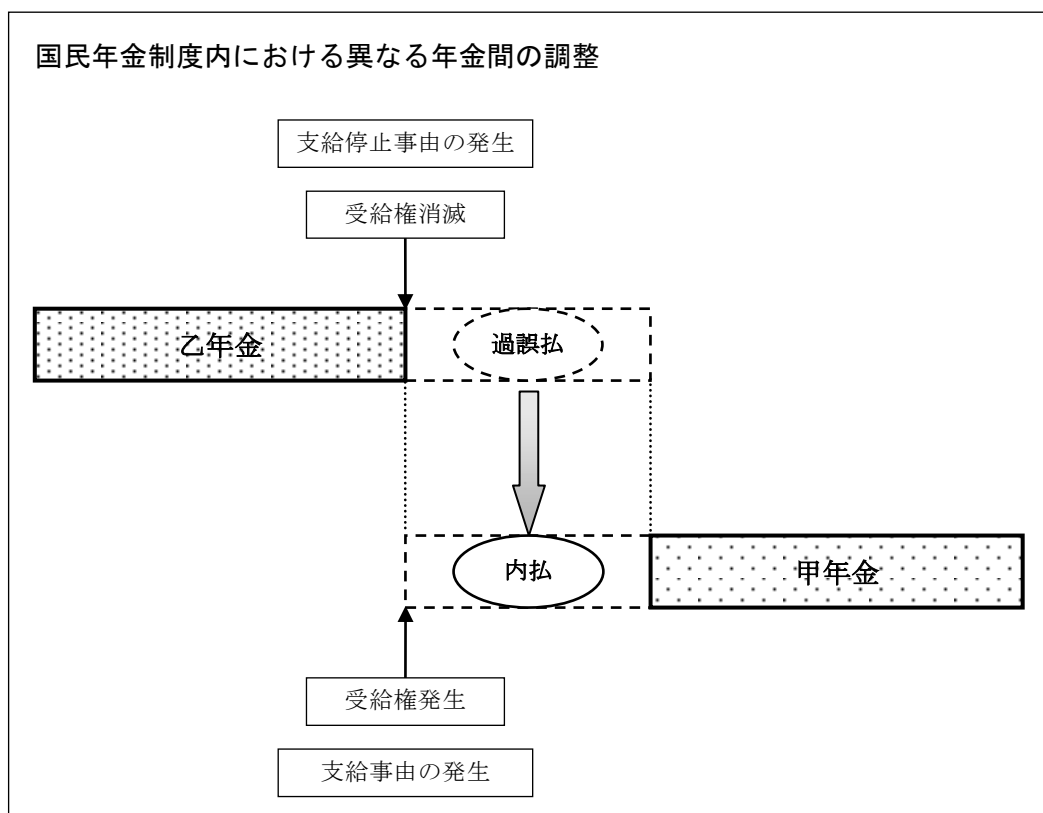
《解説》

1. 第1項は、「国民年金制度内における異なる年金間の調整」について規定しています。

年金の支給が調整されると、それに伴い、今まで支給されていた年金の支給を停止して、別の年金を支給するケースも起こってきます。しかし、受給権の裁定の請求は、常に受給権が発生して直ちに行われるとは限りません。それゆえ、新しく受給権の発生した年金のほうが、それまでに受けていた年金よりも有利で、受給権者が新しい年金の支給を受けたい場合であっても、新しい年金の裁定が行われるまでは、そのまま従前の年金の支給が継続される場合が起こり得るわけです。

このような場合は、新しい年金を受け直すのが、正しい手続となりますが、事務が煩雑となることから、それまでに支払われた従前の年金は、新しく支給すべき年金の内払とみなし、その差額のみを追給することになっています。このような2以上の年金の間の支払の調整は、国民年金の制度内において、次のような場合に行われます。

- (1) 乙年金の受給権者が、甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅した場合
- (2) 同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合



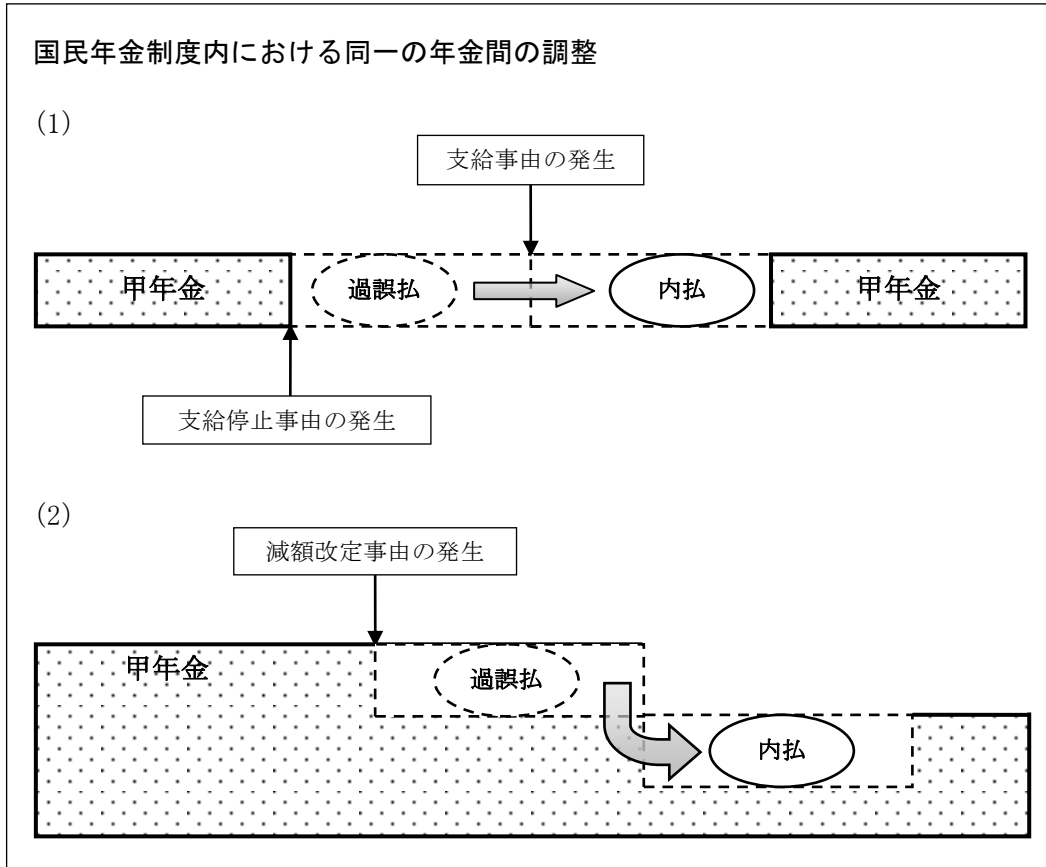
2. 第2項は、「国民年金制度内における同一の年金間の調整」について規定しています。

前記1. は、2以上の年金の支払を調整する場合でしたが、支払の調整は前記1. のほかに同一の年金についても行われます。

例えば、受給権者が支給停止事由に該当したにもかかわらず、支給停止事由該当の届出を怠ったことにより、停止をすべき期間の分として年金が支払われ、かつ、その支給停止がそれほど長期間をまたず解除される場合が起こり得ます。

このような場合には、本来の手続としては、過誤払分を返納し、支給停止解除後の年金については全額その支払を受けることとなるわけですが、これを内払調整によって処理し、過誤払分を返納させるかわりに支給停止解除後の支払分から差し引き、事務処理の簡素化を図ることとしています。このような年金の支払の調整は、次のような場合に行われます。

- (1) 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われた場合
- (2) 年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合

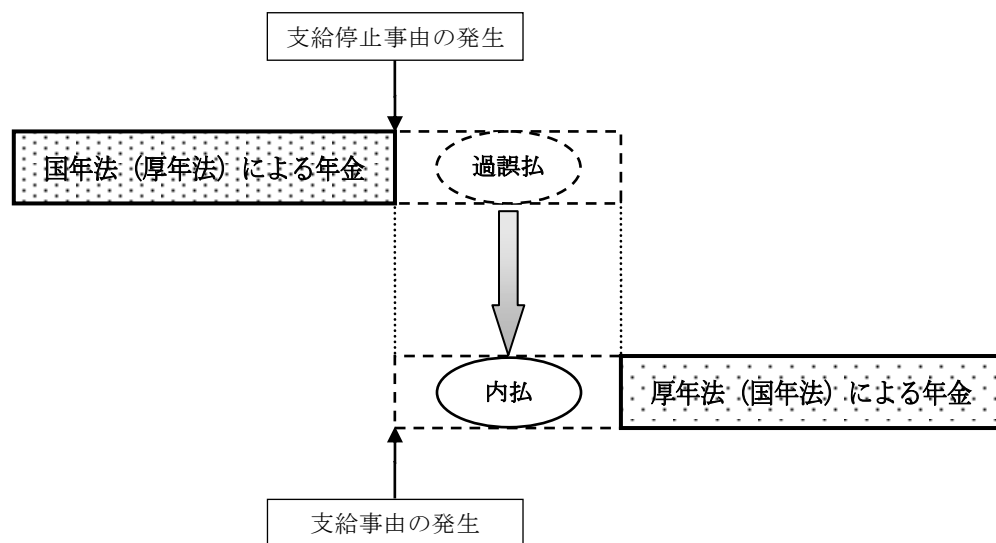


3. 第3項は、「国民年金と厚生年金保険との間で行われる調整」について規定しています。

国民年金法（厚生年金保険法）による年金給付の支給を停止して、厚生年金保険法（国民年金法）による年金給付を支給すべき場合において、当該事由の生じた月の翌月以後の分として国民年金法（厚生年金保険法）による年金給付が支払われた場合は、厚生年金保険法（国民年金法）による年金給付の内払とみなすことができます。

なお、旧法（60年改正前）には、法第21条第3項及び厚年法第39条第3項に相当する規定が設けられていないため、旧国民年金法による年金給付と旧厚生年金保険法による年金給付との間の支払調整はできません。

国民年金と厚生年金保険との間で行われる調整



注1 旧法の場合には、国民年金と厚生年金保険との間の調整ができない

第二十一条の二 年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令ⁱ⁾で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

i) 則第86条の2

《趣旨・概要》

本条は、年金給付の過誤払による返還金債権への充当について規定しています。

《解説》

年金の受給権者が死亡したため、その受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金があるときは、厚生労働省令の定めるところにより当該年金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができます。

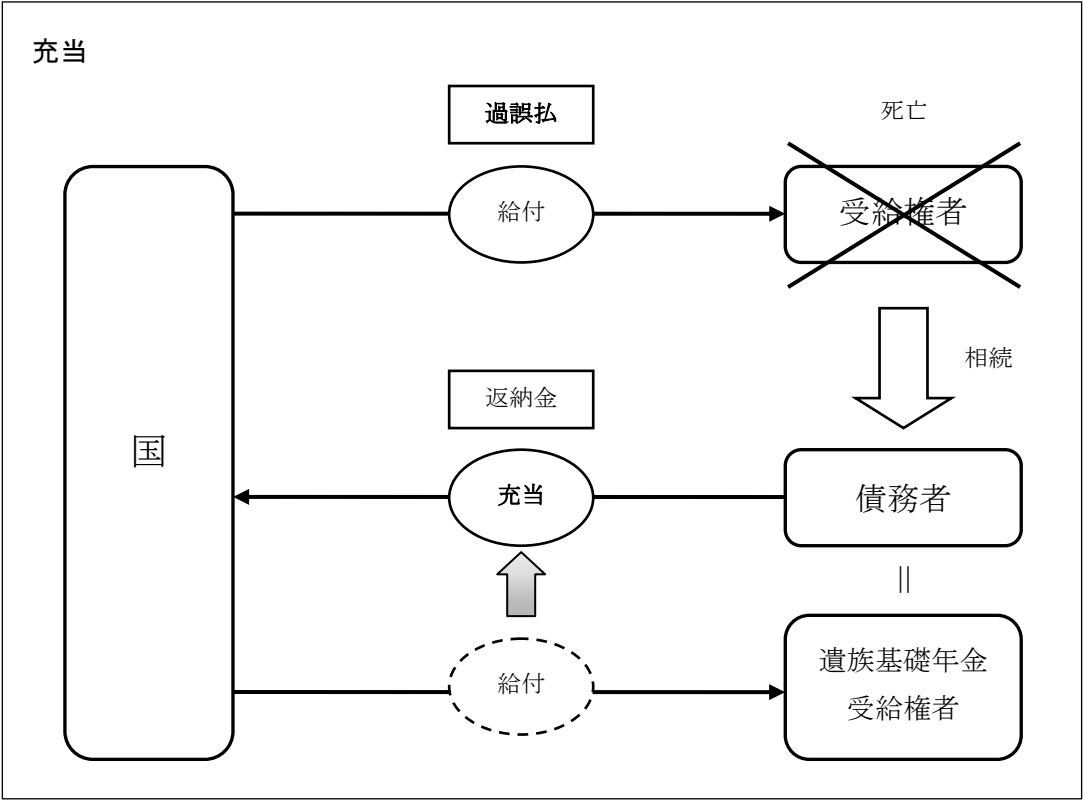
なお、具体的にどのような場合に充当できるのかは、則第86条の2に規定されています。

【国民年金法施行規則 第八十六条の二】

＜法第二十一条の二の規定による充当を行うことができる場合＞

法第二十一条の二〔充当処理〕の規定による年金たる給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

- 一 年金たる給付の受給権者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金の受給権者が、当該年金たる給付の受給権者の死亡に伴う当該年金たる給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。
- 二 遺族基礎年金の受給権者が同一の支給事由に基づく他の遺族基礎年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族基礎年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。



＜損害賠償請求権＞

第二十二條 政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる。

《趣旨・概要》

本条は、給付の支給事由である障害又は死亡の原因が、第三者の行為により引き起こされた場合に、国民年金による給付と損害賠償による補償との重複を避けるために必要な調整を規定したものです。

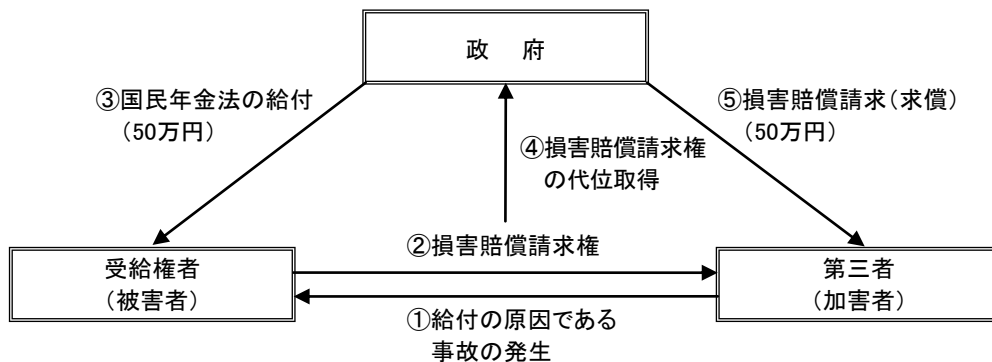
《解説》

1. 第1項は、給付の原因である事故が第三者の行為により引き起こされ、国民年金法の給付が損害賠償に先行してなされた場合、政府は給付の価格の限度で、損害賠償請求権を代位取得することを規定しています。

◇損害賠償請求権の代位取得のイメージ

【例】

第三者の行為により引き起こされた事故に対し、受給権者に50万円の給付をした場合、政府は損害賠償請求権を代位取得し、第三者に50万円請求することができる。

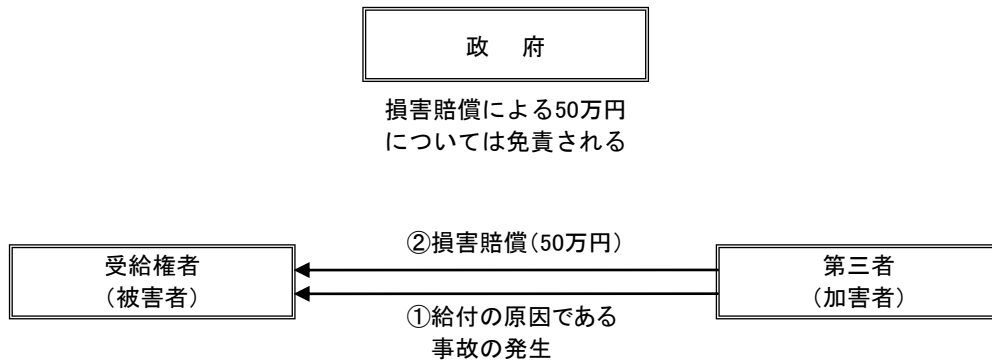


2. 第2項は、損害賠償が国民年金法の給付に先行してなされた場合について規定しています。この場合、受給権者が第三者から受けた損害賠償の価格の限度で、政府は免責されます。

◇免責のイメージ

【例】

第三者が受給権者に50万円の損害賠償をした場合、
政府はその50万円については給付を行う責を免れる。(免責される。)



《参考》

1. 調整の対象となる損害賠償額について

国民年金の給付と調整される損害賠償額は、生活補償費に相当する額（通常は逸失利益又は休業補償費）とされており、慰謝料、医療費、葬祭費等は調整の対象とされません。

2. 生活補償費部分が明確でない場合

生活補償費相当額は、当事者間の取り決めなどで生活補償部分が明確な場合はその額とされますが、生活補償部分が明確でない場合又は損害賠償額の全額又は大半が慰謝料とされている場合は、次のいずれかの低い額とされています。

(1) 損害賠償の総額から医療費及び葬祭費に相当する額を控除した額の3分の2に相当する額

(2) 損害賠償の総額から慰謝料、葬祭費、医療費、緊急経費（遭難救助費、死体搜索費、死体護送料等）及び雑損失（被害者の衣服、住居又は家財などの物的損失）を控除した額

3. 死亡一時金について

死亡一時金は、国民年金法の給付の支給事由となった事故について、受給権者が損害賠償を受けた場合であっても、損害賠償との調整は行われないこととされています。

＜不正利得の徴収＞

第二十三条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

《趣旨・概要》

本条は、不正利得の徴収手段を規定したものです。

国民年金法においては、不正利得の徴収という行政措置と並んで、不正受給者に対して、さらに罰則をもって臨む（法第111条）という二重の処分によって給付の適正化を図っています。

《解説》

国民年金法の給付は、被保険者の納付した保険料と国庫負担により行われます。そうしたことから、虚偽申請等の不正手段による給付を認めるようなことがあれば、財政及び制度の健全な発展が阻害される結果ともなりかねないため、偽りその他不正の手段により給付を受けた者に対し、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額を徴収することができるとしています。

国民年金法が制定された昭和34年当時、厚生省年金局長であった小山進次郎氏の著書には「本法の年金給付は、拠出制年金については国民の共同連帯思想に立脚した社会保険方式をとり、被保険者の保険料と国庫負担を財源としておこなわれるものであり、また、無拠出制年金については全額国庫負担による年金給付がおこなわれるものであって、いやしくも偽りの申請等の不正の手段によって年金給付を受けるがごときは、本制度の基盤を崩すものであって許されるべきことではない。」と記述されています。（小山進次郎「国民年金法の解説」P155 時事通信社 1959年）

《参考》

1. 本条の徴収金は、法第95条（徴収）の規定により、保険料と同様の取り扱いを受けます。また、法第96条（督促及び滞納処分）の規定も適用されます。

2. 不正受給者に対しては、罰則（法第111条）が定められています。

法第111条は、本条で述べたところの趣旨を罰則でもって担保したものです。すなわち、刑法によっては処断することができない不正受給者を行政犯として刑罰を課し、もって給付を真に受けるべき者に対して給付を行うという、国民年金法の最大目的の達成を側面から企図したものです。

3. 不当利得と不正利得について

民法は、不当利得について、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と規定しています（民法第703条）。これは、年金法

では、「裁定処分に基づき支給していた給付が、何らかの契機で過誤払（過剰給付）が生じた場合」が該当します。

これに対し、年金法での不正利得は、虚偽申請等、「偽りその他不正の手段により給付を受けた場合」が該当し、この場合、受給権者が積極的に不正を行った場合はもちろん、消極的に事実を歪曲し、又は隠すことによって不正を行い、給付を受けた場合も含まれます。

＜受給権の保護＞

第二十四条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付を受ける権利を別に法律ⁱ⁾で定めるところにより担保に供する場合及び老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

i) 独立行政法人福祉医療機構法
第12条第1項第12号

《趣旨・概要》

本条は、受給権の保護について規定したものです。

《解説》

国民年金法の給付は、老齢、障害又は死亡という所得能力の喪失、あるいは減退をきたすような事故が生じた際の所得保障を目的としています。したがって、一時的な利益のために受給権を譲渡したり、担保に供したり、あるいは受給権が他人によって差し押えられたりすると、長期にわたる給付の利益を失うおそれがあり、健全な国民の生活の安定を図る国民年金制度の趣旨を損なうこととなります。

このようなことから、次の（1）及び（2）の例外を除いて、受給権の移転を禁じ、受給権を受給権者の一身専属権として保護したのが本条の規定です。

（1）担保に供することができる場合

年金給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構が行う小口貸付の担保に供する場合

（独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号）

（2）差し押さえることができる場合

老齢基礎年金、付加年金又は脱退一時金を受ける権利を国税滞納処分により差し押さえる場合

（法附則第9条の3の2第7項、令第14条の5）

＜公課の禁止＞

第二十五条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。

《解説》

給付として支給された金銭に、租税その他の公課を課すことはできません。ただし、老齢基礎年金及び付加年金は雑所得として課税の対象となります。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25年改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

<メ モ>

第3章 給付 第2節 老齢基礎年金

<支給要件>

第二十六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（第九十条の三第一項[学生納付特例]の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

《趣旨・概要》

本条は、老齢基礎年金の支給要件について規定しています。

老齢基礎年金は、新法が施行された昭和61年4月1日以後に60歳に達する者（大正15年4月2日以後に生まれた者）が支給対象となります。したがって、昭和61年3月31日までに60歳に達した者（大正15年4月1日以前に生まれた者）については、旧法が適用され、老齢基礎年金は支給されません。また、大正15年4月2日以後に生まれた者であっても、次の者については旧法の年金が支給され、老齢基礎年金は支給されません。
((60)法附則第31条第1項)

- ① 昭和61年3月31日（新法施行日の前日）までに旧厚生年金保険法又は旧船員保険法の老齢年金の受給権が発生した者
- ② 昭和61年3月31日までに共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権が発生した者で昭和61年4月1日以前に生まれた者（昭和61年3月31日までに55歳に達している者）

《解説》

1. 老齢基礎年金の支給要件の原則

老齢基礎年金は、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年（300月）以上ある者が、65歳に達したときに支給されます。

$$\boxed{\text{保険料納付済期間}} + \boxed{\text{保険料免除期間}} \geq 25\text{年（300月）}$$

本条前段の保険料免除期間ですが、「学生納付特例及び若年者納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。」と規定されています。つまり、老齢基礎年金の受給権が発生するためには、原則として、「学生納付特例及び若年者納付猶予以外の保険料免除期間」又は「保険料納付済期間」を（1月以上）有していることが必要とされています。

注1 若年者納付猶予期間の取扱いを学生納付特例期間の取扱いと同様とみなす規定
⇒(16)法附則第19条第4項

一方で、本条後段（但し書き）の保険料免除期間については、「学生納付特例及び若年者納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。」とは規定されていないため、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているか否かの判断は、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を含めて行います。

2. 老齢基礎年金の支給要件をみる上での保険料納付済期間と保険料免除期間について

(1) 老齢基礎年金の支給要件をみる上では、下記の期間が保険料納付済期間となります。

① 第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての被保険者期間のうち保険料を全額納付した期間	法第5条第2項 法附則第5条第10項
② 第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間	法第5条第2項 (60)法附則第8条第4項
③ 第3号被保険者としての被保険者期間	法第5条第2項
④ 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの国民年金の被保険者（任意加入被保険者を含む）期間のうち保険料を全額納付した期間	(60)法附則第8条第1項
⑤ 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの厚生年金保険（船員保険）の被保険者期間又は共済組合の組合員等の期間のうち20歳以上60歳未満の期間	(60)法附則第8条第2項

(2) 老齢基礎年金の支給要件をみる上では、下記の期間が保険料免除期間となります。

① 第1号被保険者としての被保険者期間のうち保険料全額免除期間（法定免除期間、全額免除期間、学生納付特例期間又は若年者納付猶予期間）、保険料4分3免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の1免除期間を合算した期間 注2 追納により保険料が納付された期間を除く 注3 3/4免除、半額免除、1/4免除については、それぞれ免除されない部分の保険料が納付されている場合に限る	法第5条第4項～第7項
② 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの国民年金の被保険者期間のうち保険料の全額につき免除を受けた期間 注4 追納により保険料が納付された期間を除く	(60)法附則第8条第1項

《参考》

老齢基礎年金の支給要件の原則を取りまとめると、下記ようになります。

老齢基礎年金は、次の①から③の要件を満たしたときに支給されます。

① 65歳に達していること

② 「保険料納付済期間」又は「保険料免除期間（※1）」を有していること

※1 学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を除く

③ 受給資格期間を満たしていること

原則「保険料納付済期間」＋「保険料免除期間（※2）」が25年以上あること

※2 学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を含む

【国民年金法附則 第九条】

＜老齡基礎年金等の支給要件の特例＞

保険料納付済期間又は保険料免除期間(第九十条の三第一項(※1)の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。次条第一項(※2)及び附則第九条の二の二第一項(※3)において同じ。)を有し、かつ、第二十六条(※4)ただし書に該当する者であつて、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上であるものは、同条、第三十七条(第四号に限る。)(※5)、次条第一項(※2)、附則第九条の二の二第一項(※3)、第九条の三第一項(※6)及び第九条の三の二第一項(※7)の規定の適用については、第二十六条ただし書に該当しないものとみなす。

2 附則第七条第二項の規定は、前項に規定する合算対象期間の計算について準用する。

※1 第九十条の三第一項⇒学生納付特例

※2 次条第一項⇒老齡基礎年金の支給の繰上げ

※3 附則第九条の二の二第一項⇒老齡基礎年金の一部の支給繰上げ

※4 第二十六条⇒支給要件(老齡基礎年金の支給要件の原則)

※5 第三十七条(第四号に限る。)⇒遺族基礎年金の支給要件(老齡基礎年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したとき。)

※6 附則第九条の三第一項⇒旧陸軍共済組合等の組合員であった期間を有する者に対する老齡年金の支給

※7 附則第九条の三の二第一項⇒脱退一時金の支給

《趣旨・概要》

合算対象期間とは、受給資格期間には算入するが、年金額の計算の基礎に含めない、いわゆる「カラ期間」のことをいいます。合算対象期間は、年金制度の仕組みにより制度に加入できなかった期間等について、不利益が生じないように、年金権や公平性を確保するという観点から設けられています。

本条は、合算対象期間を含め25年以上となる者について、老齡基礎年金等の支給要件の特例を規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない場合であっても、合算対象期間を含め25年以上となる場合は、老齡基礎年金の受給資格期間を満たすことを規定しています。

受給資格期間

(原則) 保険料納付済期間 + 保険料免除期間 ≥ 25年(300月)

(特例) 保険料納付済期間 + 保険料免除期間 + 合算対象期間 ≥ 25年(300月)

2. 第2項は、合算対象期間の計算方法は、法第11条(被保険者期間の計算)の規定の例により、「月」によることを規定しています。

合算対象期間について

1. 被用者年金制度に加入していた期間

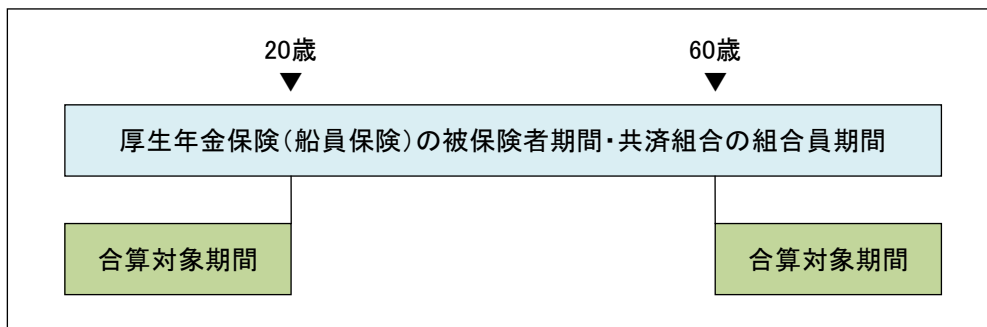
被用者年金制度に加入していた期間のうち合算対象期間となるのは、次の(1)から(3)の期間です。

(1) 昭和61年4月1日以後の期間

- ① 第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳に達した日の属する月前（20歳未満）の期間及び60歳に達した日の属する月以後（60歳以上）の期間
（(60)法附則第8条第4項）

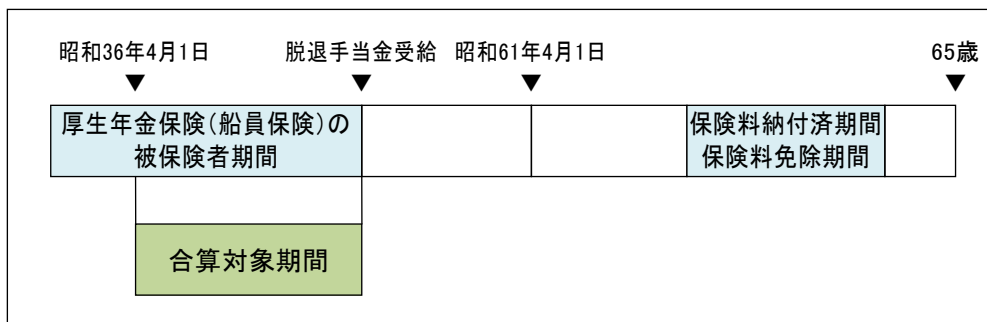
(2) 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

- ① 厚生年金保険（船員保険）の被保険者又は共済組合の組合員等であった期間のうち、20歳に達した日の属する月前（20歳未満）の期間及び60歳に達した日の属する月以後（60歳以上）の期間
（(60)法附則第8条第5項第6号）



- ② 昭和61年4月1日前に厚生年金保険（船員保険）の脱退手当金を受けた者の、その脱退手当金の計算の基礎となった期間（ただし、昭和61年4月1日以後65歳に達する日の前日までに保険料納付済期間又は保険料免除期間を有することとなった場合に限る。）

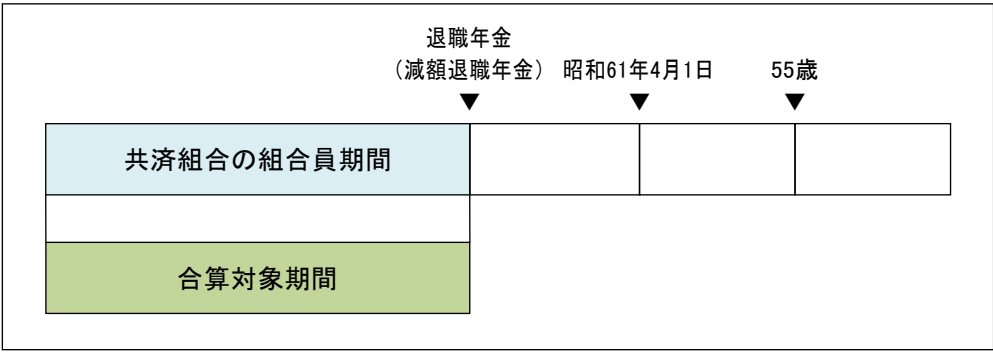
（(60)法附則第8条第5項第7号）



- ③ 共済組合の組合員等であった期間のうち、共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の計算の基礎となった期間（ただし、昭和61年3月31日において受給権者が55歳に達していないものに限る。）

((60)法附則第8条第5項第4号の2)

注1 昭和61年4月前に退職し、旧法の退職年金（減額退職年金）を受給している者であっても、昭和61年3月31日において55歳未満（昭和6年4月2日以後生まれの者）であった者については新法が適用され、退職年金（減額退職年金）の計算の基礎となった組合員等の期間を合算対象期間として、当該期間とその後の公的年金の加入期間とを合算して受給資格期間を満たすことにより、老齢基礎年金（老齢厚生年金・退職共済年金）も併給して受給することができます。



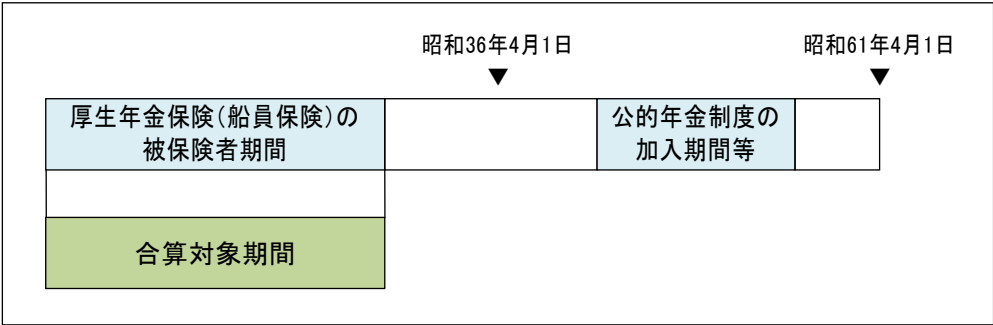
- ④ 共済組合が支給した退職一時金で政令で定めるものの計算の基礎となった期間

((60)法附則第8条第5項第7号の2、(61)措置令第11条)

(3) 昭和36年3月31日以前の期間

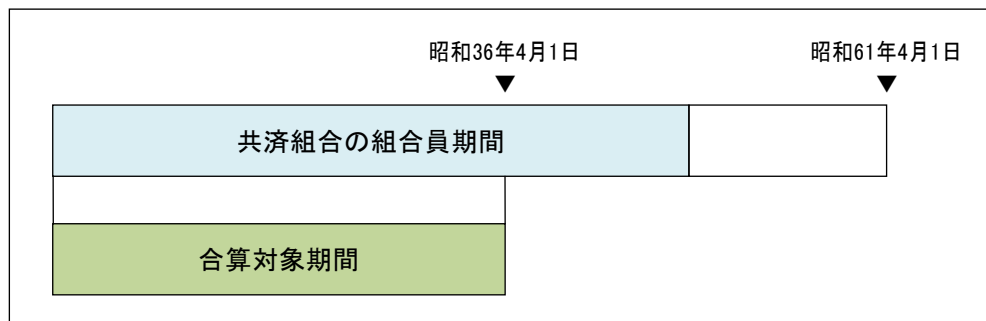
- ① 通算対象期間のうち、昭和36年4月1日前の厚生年金保険（船員保険）の被保険者であった期間（昭和36年4月1日以後の被保険者期間と合わせて1年以上の場合に限る。）

((60)法附則第8条第5項第3号)



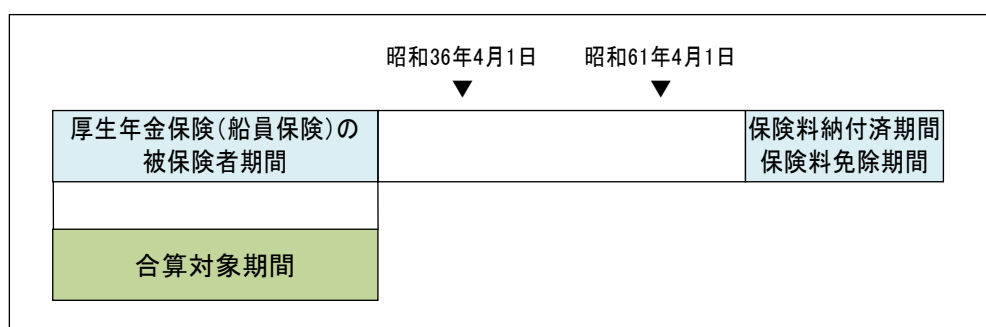
- ② 通算対象期間のうち、昭和36年4月1日前の共済組合の組合員等であった期間（昭和36年4月1日まで引き続く期間であり、かつ、組合員等の資格喪失日まで引き続く組合員等の期間が1年以上である場合に限る。）

((60)法附則第8条第5項第3号)



- ③ 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間に通算対象期間を有しない者が、昭和61年4月1日以後に保険料納付済期間又は保険料免除期間がある場合の、昭和36年4月1日前の厚生年金保険（船員保険）の被保険者期間（昭和61年4月1日以後の被保険者期間と合わせて1年以上の場合に限る。）

((60)法附則第8条第5項第4号)



注2 通算年金制度について

通算年金制度とは、複数の年金制度に加入していたが、各制度の加入期間が短く、1つの年金制度では老齢年金（退職年金）の受給資格期間を満たせない場合、各制度の加入期間を通算して一定の要件を満たしたときに、各制度の加入期間に応じて通算年金を支給する制度です。この通算の対象となる期間を通算対象期間といいます。

なお、昭和61年4月の基礎年金制度の導入に伴い、通算年金制度は廃止されました。

2. 被用者年金制度に加入していなかった期間

被用者年金制度に加入していなかった期間のうち、合算対象期間とされる期間は、下記の4種類に区分することができます。

合算対象期間	国民年金に任意加入することができなかった期間 ⇒適用除外期間
	国民年金に任意加入できた者が任意加入しなかった期間 ⇒任意未加入期間
	旧国民年金法の規定により任意脱退した期間
	国民年金の任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間 ⇒任意加入未納期間

具体的には、次の(1)から(14)の期間の**20歳以上60歳未満の期間**が合算対象期間となります。

- (1) 被用者年金各法に基づく老齢給付等（老齢・退職年金）の受給権者が任意加入しなかった昭和36年4月1日以後の期間

⇒任意未加入期間

（法附則第7条、(60)法附則第8条第5項第1号）

- (2) 上記(1)の配偶者（被用者年金各法に基づく老齢給付等（老齢・退職年金）の受給権者の配偶者）が任意加入しなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

⇒任意未加入期間

（(60)法附則第8条第5項第1号）

- (3) 被用者年金各法に基づく老齢給付等（老齢・退職年金）の受給資格期間を満たしている者とその配偶者が任意加入しなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

⇒任意未加入期間

（(60)法附則第8条第5項第1号）

- (4) 日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた者が任意加入することができなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

⇒適用除外期間

（(60)法附則第8条第5項第9号）

- (5) 日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有する者が任意加入しなかった昭和61年4月1日以後の期間

⇒任意未加入期間

（法附則第7条）

- (6) 被用者年金制度の加入者（被保険者又は組合員等）の配偶者が任意加入しなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間
⇒任意未加入期間
((60)法附則第8条第5項第1号)
- (7) 被用者年金各法に基づく障害給付（障害年金）の受給権者及びその配偶者が任意加入しなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間
⇒任意未加入期間
((60)法附則第8条第5項第1号)
- (8) 被用者年金各法に基づく遺族給付（遺族年金）の受給権者が任意加入しなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間
⇒任意未加入期間
((60)法附則第8条第5項第1号)
- (9) 国会議員が任意加入できなかった昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間（適用除外期間）と任意加入しなかった昭和55年4月1日から昭和61年3月31日までの期間（任意未加入期間）
((60)法附則第8条第5項第1号、第8号)
- (10) 国会議員の配偶者が任意加入しなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間
⇒任意未加入期間
((60)法附則第8条第5項第1号)
- (11) 地方議会議員及びその配偶者が任意加入しなかった昭和37年12月1日から昭和61年3月31日までの期間
⇒任意未加入期間
((60)法附則第8条第5項第1号)
- (12) 旧国民年金法の規定により都道府県知事の承認に基づき任意脱退した期間
((60)法附則第8条第5項第2号)
- (13) 昼間学生が任意加入しなかった昭和36年4月1日から平成3年3月31日までの期間
注3 専修学校及び各種学校の学生は昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの期間
⇒任意未加入期間
((60)法附則第8条第5項第1号、(元)法附則第4条第1項)
- (14) 外国人であった期間
昭和36年5月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した者（永住許可を受けた者を含む）については、次の期間（20歳以上60歳未満の期間に限り、被用者年金制度に加入していた期間を除く。）が合算対象期間となります。

注4 昭和36年5月1日前に日本国籍を取得等した場合、その者は昭和36年4月において、日本国籍を有している者となります。したがって、年齢等所定の要件を満たしていれば国民年金の被保険者となることから、合算対象期間は生じないこととなります。

- ① 日本国内に住所を有していた期間のうち、国民年金の被保険者とならなかった昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間

⇒適用除外期間

((60)法附則第8条第5項第10号)

注5 昭和57年1月1日から日本国内に住所を有する外国人についても国民年金が強制適用されるようになりました。昭和56年12月31日まで、日本国内に住所を有する外国人は国民年金に任意加入することができませんでした。

- ② 日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日等の前日までの期間

⇒適用除外期間

((60)法附則第8条第5項第11号)

- (15) 任意加入未納期間（任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間）

平成26年4月1日より、新法対象者の任意加入被保険者期間のうちの保険料未納期間（20歳以上60歳未満の期間に限ります。）についても合算対象期間に算入することとされました。具体的には、次の①～④の期間が合算対象期間となります。

なお、平成26年4月1日前の任意加入未納期間については、平成26年4月1日において合算対象期間に算入するのであって、過去に遡って合算対象期間に算入されるものではありません。

（法附則第7条、(24)法附則第10条～第12条）

- ① 新法対象者の昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの任意加入未納期間（学生であった期間を除く）
- ② 新法対象者の昭和61年4月1日から平成26年3月31日までの任意加入未納期間（昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの任意加入未納期間のうち、学生であった期間を除く）
- ③ 新法対象者の昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの任意加入未納期間（学生であった期間に限る）
- ④ 新法対象者の平成26年4月1日以後における任意加入未納期間

◇被用者年金制度に加入していなかった期間のうち合算対象期間となるもの
(20歳以上60歳未満の期間に限る)

昭和36年4月1日

昭和61年4月1日

(1) 被用者年金各法の老齢給付等の受給権者	任意未加入期間		
(2) 上記(1)の配偶者	任意未加入期間		強制加入期間
(3) 被用者年金各法の老齢給付等の受給資格期間を満たしている者とその配偶者	任意未加入期間		強制加入期間
(4)・(5) 日本国籍を有する者の海外居住期間	適用除外期間		任意未加入期間
(6) 被用者年金制度加入者の配偶者	任意未加入期間		強制加入期間
(7) 被用者年金各法の障害給付の受給権者及びその配偶者	任意未加入期間		強制加入期間
(8) 被用者年金各法の遺族給付の受給権者	任意未加入期間		強制加入期間

昭和55年4月1日

(9) 国会議員	適用除外期間	任意未加入期間	強制加入期間
(10) 国会議員の配偶者	任意未加入期間		強制加入期間

昭和37年12月1日

(11) 地方議会議員及びその配偶者	強制加入期間	任意未加入期間	強制加入期間
(12) 旧国民年金法の任意脱退期間			
(13) 昼間学生	任意未加入期間		強制加入期間

昭和57年1月1日

平成3年4月1日

(14)① 国内在住の外国人であった期間※	適用除外期間	強制加入期間	
(14)② 海外在住の外国人であった期間※	適用除外期間 (日本国籍を取得した日等の前日まで)		
(15) 任意加入未納期間 (学生であった期間以外)			
(15) 任意加入未納期間 (学生であった期間)			

平成3年4月1日

が合算対象期間となる

※昭和36年5月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した者
(永住許可を受けた者を含む)

受給資格期間短縮の特例について

老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間（原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上あること）を満たす必要がありますが、次の1．～3．に該当する者については、生年月日に応じて受給資格期間が短縮される経過措置が講じられています。

1. 昭和5年4月1日以前に生まれた者の特例

((60)法附則第12条第1項第1号、(60)法附則別表第1)

保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が、生年月日に応じて下記の表の期間以上である者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。

国民年金制度が発足した昭和36年4月1日において31歳以上の者（昭和5年4月1日以前に生まれた者）は、60歳までに25年の受給資格期間を満たすことが困難な場合もあると考えられたことから、生年月日に応じて21年から24年の受給資格期間を満たせば老齢基礎年金が支給されることとなっています。

生年月日	受給資格期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

2. 被用者年金制度の加入期間の特例

((60)法附則第12条第1項第2号及び第3号、(60)法附則別表第2)

厚生年金保険（船員保険）の被保険者期間、共済組合の組合員期間、私立学校教職員共済法による加入者期間、又はこれらの期間を合算した期間が生年月日に応じて下記の表の期間以上である者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。

旧法の被用者年金制度では、原則として、被保険者期間等が20年以上ある場合に老齢年金（退職年金）を支給していました。旧法の受給資格期間との均衡を図るため、新法施行時（昭和61年4月1日）に30歳以上の者（昭和31年4月1日以前に生まれた者）に対しては、受給資格期間短縮の経過措置が講じられています。

注1 国民年金の被保険者期間は含まれません。

注2 昭和36年4月1日以後の被用者年金制度の被保険者期間等と(60)法附則第8条第5項第3号～第5号に規定される合算対象期間を合算した期間が生年月日に応じて下記の表の期間以上である場合も老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたことになります。

生年月日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

3. 厚生年金保険の中高齢の特例

((60)法附則第12条第1項第4号及び第5号、(60)法附則別表第3)

次の(1)又は(2)の厚生年金保険の被保険者期間が、生年月日に応じて下記の表の期間以上である者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。

旧厚生年金保険法では、40歳（女子については35歳）以後の被保険者期間が15年以上あれば老齢年金を支給していました。（中高齢になってから被保険者となった者は受給資格期間を満たすことが困難なため。）

しかし、全国民共通の基礎年金制度が創設され、すべての国民が年金制度に加入し年金権を確保することとなったため、昭和26年4月1日以前に生まれた者に経過措置を設けたうえでこの特例は廃止されました。

注3 旧厚生年金保険法では、35歳以後の第3種被保険者（坑内員）としての被保険者期間が15年以上あれば老齢年金を支給しており、旧船員保険法にも同様の特例がありました。

- (1) 40歳（女子については35歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間。
ただし、その期間のうち7年6月以上は、第4種被保険者（任意継続被保険者）又は船員任意継続被保険者としての被保険者期間以外の期間であるときに限る。
- (2) 35歳に達した月以後の第3種被保険者（坑内員又は船員である厚生年金保険の被保険者）又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間。ただし、その期間のうち10年以上は、船員任意継続被保険者としての被保険者期間以外の期間であるときに限る。

生年月日	受給資格期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

厚生年金保険第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間の特例

厚生年金保険の第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間については、下記の特例が設けられています。

注1 第3種被保険者の被保険者期間の特例は受給資格期間を計算する際の特例であり、老齢基礎年金の年金額は実期間により計算します。

○昭和61年3月31日までの被保険者期間は実期間を3分の4倍する

○昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの被保険者期間は実期間を5分の6倍する

○平成3年4月1日以後の被保険者期間は実期間で計算する

（昭和60年改正厚生年金保険法附則第47条第2項～第4項）

（旧厚生年金保険法第19条第3項）

《参考》

1. 船員保険の被保険者として漁船に乗り組んだ期間の特例

((60)法附則第12条第1項第7号)

昭和27年4月1日以前に生まれた者で、昭和61年3月31日までに船員保険の被保険者として漁船に乗り組んだ期間（実期間）が11年3月（被保険者期間計算の特例により計算した期間が15年）以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。

注2 11年3月（135月） $\times 4 \div 3 = 15$ 年（180月）

2. 昭和29年4月以前に坑内員であった者の特例

((60)法附則第12条第1項第6号)

次の①又は②に該当する場合は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたものとされます。

① 継続した15年間に、昭和29年4月以前の坑内員としての厚生年金保険の被保険者期間が12年以上（実期間）あること。（被保険者期間の特例により計算した期間が16年以上あること。）

② 継続した15年間に、昭和29年4月以前の坑内員としての厚生年金保険の被保険者期間と昭和29年5月以後の坑内員としての厚生年金保険の被保険者期間とが12年以上（実期間）あること。（被保険者期間の特例により計算した期間が16年以上あること。）

注3 12年（144月） $\times 4 \div 3 = 16$ 年（192月）

＜年金額＞

第二十七条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の七に相当する月数
- 三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数
- 四 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数
- 五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数
- 六 保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の八分の五に相当する月数
- 七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数
- 八 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

《趣旨・概要》

本条は、老齢基礎年金の年金額の計算式について規定しています。

老齢基礎年金の年金額は、国民年金に20歳から60歳に達するまでの40年間（480月）加入し、その全期間が保険料納付済期間である場合、780,900円に改定率を乗じて得た額となります。改定率は、法第27条の2から第27条の5の規定により毎年度改定され、改定された改定率は、当該年度の4月以降の年金たる給付について適用されます。

平成16年の改正により、平成16年10月から本来の満額の老齢基礎年金の年金額は、平成11年から平成15年の消費者物価指数の下落分に応じ、平成12年改正後の年金額（満額804,200円）にマイナス2.9%を乗じた得た額を端数処理した780,900円になりました。（804,200円×0.971÷780,900円）

しかし、経過措置として平成16年改正後の本来水準の年金額と平成16年改正前の物価スライド特例措置による年金額（特例水準の年金額）とを比較し、後者が前者を上回る場合は、後者の年金額が支給されることになっていたため、平成16年の改正から平成26年度まで、特例水準による年金額が支給されていました。

平成25年4月の時点で、特例水準の年金額と本来水準の年金額との差は2.5%にまで拡大しました。この2.5%の差は、平成24年の改正により、平成25年度から平成26年度にかけて段階的に解消されました。このため、平成27年度以降は、特例水準の年金額を支給せず、本来水準の年金額を支給することになっています。

◇法第27条に規定される年金額

780,900円×改定率	注1 実際の年金支給額は、厚生労働省又は機構のホームページをご確認ください。

《解説》

1. 保険料納付済期間の月数が480月に満たない場合、老齢基礎年金の年金額は、原則として、下記の計算式で算出します。

$$\left[\begin{array}{c} 780,900\text{円} \\ \times \\ \text{改定率} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{c} \text{保険料納付済} \\ \text{期間の月数} \\ \text{(第1号)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{保険料1/4免除} \\ \text{期間の月数} \\ \times \frac{7}{8} \text{ ※2} \\ \text{(第2号)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{保険料半額免除} \\ \text{期間の月数} \\ \times \frac{3}{4} \text{ ※2} \\ \text{(第4号)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{保険料3/4免除} \\ \text{期間の月数} \\ \times \frac{5}{8} \text{ ※2} \\ \text{(第6号)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{保険料全額免除} \\ \text{期間の月数} \text{ ※1} \\ \times \frac{1}{2} \\ \text{(第8号)} \end{array}}{480 \text{ 月} \quad (\text{加入可能月数} \times 3 = \text{加入可能年数} \times 12)}$$

※1 保険料全額免除期間の月数に学生納付特例期間の月数及び若年者納付猶予期間の月数は含めません。

※2 保険料納付済期間及び各保険料免除期間を合算した月数が480月を超える場合（満額の老齢基礎年金を受給するために60歳以後に任意加入した場合等）は、「保険料4分の1免除期間の月数については3/8」、「保険料半額免除期間の月数については1/4」、「保険料3/4免除期間の月数については1/8」を乗じます。詳細は3.『「国庫負担分」と「本人負担分」の年金額への反映割合（給付割合）について（平成21年4月以後の期間）』を参照。

※3 加入可能月数について

昭和16年4月1日以前生まれの者については、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日において既に20歳以上であったため、60歳に達するまでの間に480月（40年）の加入期間を満たすことができません。そのため、480月を加入可能月数に置き換えて年金額を算出します。

生年月日	加入可能月数	生年月日	加入可能月数
大正15年4月2日 ～昭和2年4月1日	300月 (25年×12)	昭和9年4月2日 ～昭和10年4月1日	396月 (33年×12)
昭和2年4月2日 ～昭和3年4月1日	312月 (26年×12)	昭和10年4月2日 ～昭和11年4月1日	408月 (34年×12)
昭和3年4月2日 ～昭和4年4月1日	324月 (27年×12)	昭和11年4月2日 ～昭和12年4月1日	420月 (35年×12)
昭和4年4月2日 ～昭和5年4月1日	336月 (28年×12)	昭和12年4月2日 ～昭和13年4月1日	432月 (36年×12)
昭和5年4月2日 ～昭和6年4月1日	348月 (29年×12)	昭和13年4月2日 ～昭和14年4月1日	444月 (37年×12)
昭和6年4月2日 ～昭和7年4月1日	360月 (30年×12)	昭和14年4月2日 ～昭和15年4月1日	456月 (38年×12)
昭和7年4月2日 ～昭和8年4月1日	372月 (31年×12)	昭和15年4月2日 ～昭和16年4月1日	468月 (39年×12)
昭和8年4月2日 ～昭和9年4月1日	384月 (32年×12)		

((60)法附則第13条、(60)法附則別表第4)

2. 各号（第1号から第8号）に規定される内容について

① 第1号	保険料納付済期間の月数
② 第2号	保険料1/4免除期間の月数 (480月から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度) × 7/8に相当する月数
③ 第3号	上記②の括弧書きの限度を超える保険料1/4免除期間の月数 × 3/8に相当する月数
④ 第4号	保険料半額免除期間の月数 (480月から保険料納付済期間の月数及び保険料1/4免除期間の月数を控除して得た月数を限度) × 3/4に相当する月数
⑤ 第5号	上記④の括弧書きの限度を超える保険料半額免除期間の月数1/4に相当する月数
⑥ 第6号	保険料3/4免除期間の月数 (480月から保険料納付済期間の月数、保険料1/4免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数を限度) × 5/8に相当する月数
⑦ 第7号	上記⑥の括弧書きの限度を超える保険料3/4免除期間の月数 × 1/8に相当する月数
⑧ 第8号	保険料全額免除期間の月数 (480月から保険料納付済期間の月数、保険料1/4免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料3/4免除期間の月数を控除して得た月数を限度) × 1/2に相当する月数

3. 「国庫負担分」と「本人負担分」の年金額への反映割合（給付割合）について （平成21年4月以後の期間）

基礎年金の国庫負担の割合は、平成21年4月以後の各月については、2分の1となっています。例えば、第2号の保険料4分の1免除期間（4分の3納付）であれば、国庫負担分（ $1/2$ ）＋本人負担分（ $1/2 \times 3/4$ ）で年金額に反映される割合（給付割合）は $7/8$ となります。第1号から第8号について整理すると、下記の図のようになります。

	国庫負担分	本人負担分	年金額への反映割合 （給付割合）
第1号（保険料納付済期間）			1 $(1/2 + 1/2)$
第2号（保険料 $1/4$ 免除期間）			$7/8$ $1/2 + (1/2 \times 3/4)$
第3号（保険料 $1/4$ 免除期間）※4			$3/8$ $0 + (1/2 \times 3/4)$
第4号（保険料半額免除期間）			$3/4$ $1/2 + (1/2 \times 2/4)$
第5号（保険料半額免除期間）※4			$1/4$ $0 + (1/2 \times 2/4)$
第6号（保険料 $3/4$ 免除期間）			$5/8$ $1/2 + (1/2 \times 1/4)$
第7号（保険料 $3/4$ 免除期間）※4			$1/8$ $0 + (1/2 \times 1/4)$
第8号（保険料全額免除期間）※5			$1/2$ $1/2 + (1/2 \times 0)$

※4 年金額に反映される国庫負担の限度は480月となっています。一方で、満額の老齢基礎年金を受給するために60歳以後に任意加入した場合など、保険料納付済期間及び各保険料免除期間を合算した月数が480月を超えることがあります。このままでは、480月を超える月数について、本人負担分の保険料が掛け捨てとなってしまうため、保険料の納付実績を評価して第3号、第5号及び第7号では本人負担分のみ（第3号⇒ $3/8$ 、第5号⇒ $1/4$ 、第7号⇒ $1/8$ ）年金額に反映されるよう規定されています。

なお、満額の老齢基礎年金の額を超えることがないよう、本文括弧書きにおいて、各号に掲げる月数（各期間の月数に給付割合を乗じて得た月数）の合計の限度は480月と規定されています。

※5 第8号の保険料全額免除期間については、480月から保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料4分の3免除期間の月数を控除して得た月数を超える月数は年金額の算定に含めません。

【例】 保険料納付済期間の月数が450月、保険料4分の1免除期間の月数が25月、保険料全額免除期間の月数が15月の場合

⇒ $480\text{月} - 450\text{月（保険料納付済期間）} - 25\text{月（保険料4分の1免除期間）} = 5\text{月}$
が年金額の算定に含める全額免除期間の月数となります。

4. 年金額を算定する際の順序について

年金額を最大化するため、480月を満たすまでは下記の順序で算定します。

480月を超える月数は、国庫負担のない第3号、第5号、第7号を算定の対象とします。

第1号（保険料納付済期間）
↓
第2号（保険料1／4免除期間：国庫負担あり）
↓
第4号（保険料半額免除期間：国庫負担あり）
↓
第6号（保険料3／4免除期間：国庫負担あり）
↓
第8号（保険料全額免除期間）

5. 平成21年3月以前の保険料免除期間の取扱いについて

平成21年3月以前の各月の国庫負担の割合は3分の1となります（残りの3分の2が本人の負担分）。したがって、平成21年3月以前に保険料免除期間がある場合は、第2号の「8分の7」を「6分の5」に、第3号の「8分の3」を「2分の1」に、第4号の「4分の3」を「3分の2」に、第5号の「4分の1」を「3分の1」に、第6号の「8分の5」を「2分の1」に、第7号の「8分の1」を「6分の1」に、第8号の「2分の1」を「3分の1」に読み替えて適用します。

【平成十六年改正国民年金法附則 第十条第一項】

＜平成21年3月以前の期間に係る年金額＞ （平成21年3月以前の期間に係る部分のみ抜粋）

第十条 平成二十六年四月（以下「特定月」という。）の前月以前の期間に係る保険料免除期間を有する者であつて、第四条の規定による改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平成二十一年四月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の額については、同条ただし書（同法第二十八条第四項、附則第九条の二第四項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十八万九百円に同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一 保険料納付済期間の月数

四 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の六分の五に相当する月数

五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の二分の一に相当する月数

八 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数

九 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数

十二 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

十三 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の六分の一に相当する月数

十五 特定月の前月以前の期間（平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間を除く。）に係る保険料全額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数、保険料四分の三免除期間の月数並びに平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

◇「国庫負担分」と「本人負担分」の年金額への反映割合（給付割合）について
（平成21年3月以前の期間）

	国庫負担分	本人負担分	年金額への反映割合 （給付割合）
第1号（保険料納付済期間）			$\frac{1}{1/3+2/3}$
第4号（保険料1/4免除期間）			$\frac{5}{6}$ $1/3+(2/3 \times 3/4)$
第5号（保険料1/4免除期間）			$\frac{1}{2}$ $0+(2/3 \times 3/4)$
第8号（保険料半額免除期間）			$\frac{2}{3}$ $1/3+(2/3 \times 2/4)$
第9号（保険料半額免除期間）			$\frac{1}{3}$ $0+(2/3 \times 2/4)$
第12号（保険料3/4免除期間）			$\frac{1}{2}$ $1/3+(2/3 \times 1/4)$
第13号（保険料3/4免除期間）			$\frac{1}{6}$ $0+(2/3 \times 1/4)$
第15号（保険料全額免除期間）			$\frac{1}{3}$ $1/3+(2/3 \times 0)$

《参考》

高齢者及び障がい害者の最低保障について

昭和5年4月1日以前に生まれた者の老齢基礎年金の基本年金額については、次のすべての要件を満たす場合、老齢福祉年金の年金額（400,100円に改定率を乗じて得た額）が最低保障されます。

注2 老齢福祉年金

⇒国民年金制度が発足した昭和36年において、高齢等の理由により老齢年金の受給資格期間を満たすことができない者に対して支給される年金。

- (1) 昭和5年4月1日以前生まれであること
- (2) 第1号被保険者期間(旧国民年金の被保険者期間を含む)が25年未満であること
- (3) 第1号被保険者（旧国民年金の被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、生年月日に応じて下記の表の期間以上あること

生年月日	期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

- (4) 65歳以上70歳未満で障害等級1級又は2級の障害の状態にあるか、70歳以上であること（(60)法附則第17条、(16)法附則第8条、(60)法附則別表第5）

＜改定率の改定等＞

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ 〇.九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ 〇.九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 国民年金法による改定率の改定等に関する政令第1条

《趣旨・概要》

年金額の改定は、毎年度改定率を改定することにより行われ、新規裁定者（68歳到達年度前の受給権者）は、名目手取り賃金変動率（手取り賃金の伸びを物価変動率で調整して実質値にした率）を基準とした改定率で年金額が改定されます。

既裁定者（68歳到達年度以後の受給権者）は、物価変動率（物価の伸び）を基準とした改定率で年金額が改定されます。

本条は、通常期間（調整期間以外の期間）における新規裁定者の改定率を規定したものです。

一般的に、新規裁定者とは65歳到達年度前の受給権者のことで、既裁定者とは65歳到達年度以後の受給権者のことをいいますが、実際には、67歳到達年度までは新規裁定者の改定率（賃金スライド）が用いられ、68歳到達年度から既裁定者の改定率（物価スライド）が用いられます。この理由は、新規裁定者の改定率の算定基礎となる実質賃金変動率について2年度前までの実績を3年で平準化させるため、64歳到達年度の実質賃金変動率が67歳到達年度の年金額に反映されるからです。

《解説》

1. 第1項では、平成16年度の改定率を1とすることとしています。改定された改定率は、当該年度の4月以降の年金たる給付について適用されます。

なお、改定率の推移は下記の図のとおりです。

年度	改定率
平成17年度	1
平成18年度	0.997
平成19年度	0.997
平成20年度	0.997
平成21年度	1.006
平成22年度	0.992
平成23年度	0.985
平成24年度	0.982
平成25年度	0.982
平成26年度	0.985

2. 第2項は、新規裁定者の毎年度の改定率の改定指標となる名目手取り賃金変動率について規定しています。

◇当該年度の改定率（原則）＝前年度の改定率×名目手取り賃金変動率（賃金スライド）

◇名目手取り賃金変動率＝前年の物価変動率×3年度前の実質賃金変動率×3年度前の可処分所得割合変化率

- ① 第1号 前年の物価変動率⇒前年の消費者物価指数÷前々年の消費者物価指数

- ② 第2号 3年度前の実質賃金変動率 ⇒A÷Bの三乗根

A：前々年度の標準報酬額等平均額÷5年度前の標準報酬額等平均額

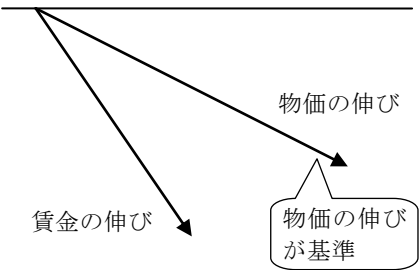
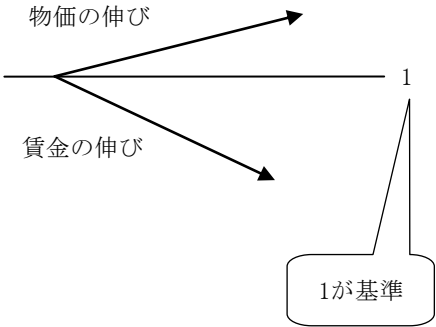
B：前々年の消費者物価指数÷5年前の消費者物価指数

- ③ 第3号 3年度前の可処分所得割合変化率⇒A÷B

A：0.910－3年前の9月の厚生年金保険の保険料率÷2（被保険者負担分）

B：0.910－4年前の9月の厚生年金保険の保険料率÷2（被保険者負担分）

3. 新規裁定者の改定率は、原則「前年度の改定率×名目手取り賃金変動率」ですが、第3項では、物価と賃金の変動が特異な状況にある場合の例外的な改定率の改定について規定しています。

名目手取り賃金変動率（賃金の伸び）が「1」を下回り、かつ、物価変動率（物価の伸び）が名目賃金手取り賃金変動率を上回る場合は、既裁定者との公平の観点から物価変動率を基準に改定率を改定する。 （世代間扶養の仕組みをとる公的年金制度において、既裁定者の改定率が新規裁定者の改定率を上回るとは適切であるといえないため。）	ただし、物価変動率が「1」を上回る場合は「1」を基準に改定率を改定する。 （本来はマイナス改定となるところ、物価変動率を基準にしてしまうとプラス改定となってしまうため。）
※イメージ 	
・要件 ⇒名目手取り賃金変動率<物価変動率 ≤ 1 ・改定率 ⇒前年度の改定率×物価変動率	・要件 ⇒名目手取り賃金変動率< 1 < 物価変動率 ・改定率 ⇒前年度の改定率×1 （改定なし）

4. 第4項省略

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率（以下「基準年度以後改定率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。
2 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率
二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一
3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 国民年金法による改定率の改定等に関する政令第1条

《趣旨・概要》

本条は、通常期間（調整期間以外の期間）における既裁定者の改定率を規定したものです。

《解説》

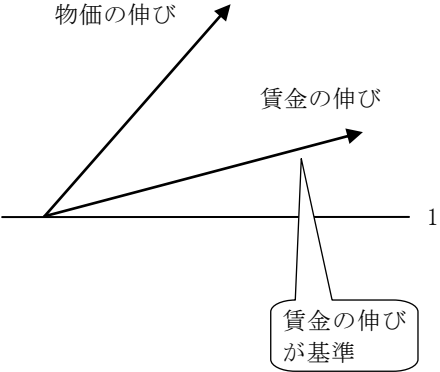
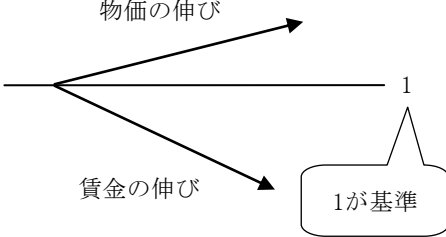
1. 第1項は、既裁定者の毎年度の改定率の改定指標を物価変動率とすることを規定しています。
- なお、基準年度以後改定率の「基準年度」とは、受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度をいいます。

◇当該年度の改定率（原則）＝前年度の改定率×前年の物価変動率（物価スライド）

◇新規裁定者との違い

区分	適用対象者	改定率
新規裁定者の改定率 （基準年度前改定率）	67歳到達年度までの者	前年度の改定率 ×名目手取り賃金変動率
既裁定者の改定率 （基準年度以後改定率）	68歳到達年度以後の者	前年度の改定率 ×前年の物価変動率

2. 既裁定者の改定率は、原則「前年度の改定率×物価変動率」ですが、第2項では、物価と賃金の変動が特異な状況にある場合の例外的な改定率の改定について規定しています。

①第1号 物価変動率（物価の伸び）が 名目手取り賃金変動率（賃金の伸び） を上回り、かつ、名目手取り賃金変動 率が「1」以上となる場合は、既裁定 者との公平の観点から名目手取り賃金 変動率を基準に改定率を改定する。 （世代間扶養の仕組みをとる公的年金 制度において、既裁定者の改定率が新 規裁定者の改定率を上回することは適切 であるといえないため。）	②第2号 物価変動率が「1」を上回り、 かつ、名目手取り賃金変動率が「1」を下 回る場合は、「1」を基準とする （本来はプラス改定となるところ、名 目手取り賃金変動率を基準にしてしま うとマイナス改定となってしまうた め。）
※イメージ 	
・要件 ⇒$1 \leq \text{名目手取り賃金変動率} < \text{物価変動率}$ ・改定率 ⇒前年度の改定率×名目手取り賃金変動率	・要件 ⇒$\text{名目手取り賃金変動率} < 1 < \text{物価変動率}$ ・改定率 ⇒前年度の改定率×1（改定なし）

3. 第3項省略

＜調整期間における改定率の改定の特例＞

第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者をいう。）の総数として政令ⁱ⁾で定めるところにより算定した数（以下「公的年金被保険者等総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

i) 令第4条の4の3

二 〇.九九七

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、前項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（次号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

四 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が一を上回るとき 一

3 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令ⁱⁱ⁾で定める。

ii) 国民年金法による改定率の改定等に関する政令第1条

《趣旨・概要》

平成16年の年金制度改正において、保険料水準固定方式が導入されました。保険料水準固定方式では、最終的な保険料水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本とし、年金財政が安定する見通しが立つまでの間（調整期間）は、賃金や物価の変動だけではなく、少子高齢化による労働力人口の減少や平均余命の伸びといった社会経済全体の変動に応じて給付水準が調整されることとなっており、この給付水準の調整をマクロ経済スライドといいます。

基本的なマクロ経済スライドの考え方ですが、賃金や物価の伸びがスライド調整率を上回る場合に年金額が調整されます（改定率が低く抑えられる）。賃金や物価の伸びが小さく、スライド調整率を適用すると前年度の年金額を下回る場合、調整は前年度の年金額が下限となります（改定率はマイナスとしない）。また、賃金や物価の伸びがマイナスとなる場合は、賃金や物価の下落分のみ年金額を改定しスライド調整は行いません。

本条は、調整期間における（マクロ経済スライドによる）新規裁定者（67歳到達年度までの者）の改定率を規定したものです。

なお、平成16年の改正以後、平成26年度までマクロ経済スライドが発動されたことはありませんでしたが、特例水準（物価スライド特例措置）の解消に伴い、平成27年度からマクロ経済スライドによる年金額の調整が行われることになりました。

《解説》

1. 第1項は、調整期間における新規裁定者の毎年度の改定率の改定指標を規定しています。

当該年度の改定率 (原則)	前年度の改定率×名目手取り賃金変動率×スライド調整率 ^(※1) ただし、当該年度の改定率が前年度の改定率を下回る場合には、「1」を基準として改定
① 第1号	3年度前の公的年金被保険者総数変動率⇒ $A \div B$ の三乗根 A：前々年の公的年金被保険者総数 B：5年前の公的年金被保険者総数
② 第2号	0.997（平均的な年金受給期間の伸びを勘案した一定率）

(※1)「スライド調整率」＝3年度前の公的年金被保険者総数変動率×0.997
公的年金被保険者総数変動率は現役世代の減少率です。

2. 調整期間における新規裁定者の改定率は、原則、第1項の規定によりますが、第2項では、物価、賃金及びスライド調整率が特異な状況にある場合の例外的な改定率の改定について規定しています。

	要件	改定率
① 第1号	名目手取り賃金変動率が「1」以上となり、かつ、調整率が「1」を上回る場合 1 ≤ 名目手取り賃金変動率 かつ 1 < スライド調整率	前年度の改定率 × 名目手取り賃金変動率
② 第2号	名目手取り賃金変動率が「1」を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 物価変動率 ≤ 名目手取り賃金変動率 < 1	
③ 第3号	名目手取り賃金変動率が「1」を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（第4号の場合を除く） 名目手取り賃金変動率 < 物価変動率 ≤ 1	前年度の改定率 × 物価変動率
④ 第4号	名目手取り賃金変動率が「1」を下回り、かつ、物価変動率が「1」を上回る場合 名目手取り賃金変動率 < 1 < 物価変動率	前年度の改定率 × 1 (改定なし)

3. 第3項省略

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。 2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。 一 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率 三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率 四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一） 五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一 3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 国民年金法による改定率の改定等に関する政令第1条

《趣旨・概要》

本条は、調整期間における（マクロ経済スライドによる）既裁定者（68歳到達年度以後の者）の改定率を規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、調整期間における既裁定者の毎年度の改定率の改定指標を規定しています。

当該年度の改定率 (原則)	前年度の改定率×前年の物価変動率×スライド調整率 ^(※1) ただし、当該年度の改定率が前年度の改定率を下回る場合には、「1」を基準として改定

(※1)「スライド調整率」＝3年度前の公的年金被保険者総数変動率×0.997

2. 調整期間における既裁定者の改定率は、原則、第1項の規定によりますが、第2項では、物価、賃金及びスライド調整率が特異な状況にある場合の例外的な改定率の改定について規定しています。

	要件	改定率
① 第1号	物価変動率が「1」を下回るとき 物価変動率<1	前年度の改定率×物価変動率
② 第2号	物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が「1」を上回るとき（第1号の場合を除く） $1 \leq \text{物価変動率} \leq \text{名目手取り賃金変動率}$ かつ $1 < \text{調整率}$	
③ 第3号	物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り（名目手取り賃金変動率は「1」以上）、かつ、調整率が「1」を上回るとき $1 \leq \text{名目手取り賃金変動率} < \text{物価変動率}$ かつ $1 < \text{調整率}$	前年度の改定率 ×名目手取り賃金変動率
④ 第4号	物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り（名目手取り賃金変動率は「1」以上）、かつ、調整率が「1」以下のとき $1 \leq \text{名目手取り賃金変動率} < \text{物価変動率}$ かつ 調整率 ≤ 1	前年度の改定率 ×名目手取り賃金変動率 ×スライド調整率 ^(※2)
⑤ 第5号	物価変動率が「1」を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が「1」を下回るとき 名目手取り賃金変動率<1<物価変動率	前年度の改定率×1 (改定なし)

(※2) ただし、当該基準による改定により、当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなる場合は、「前年度の改定率×1」

3. 第3項省略

物価スライド特例措置による年金額について

平成16年の改正により、平成16年10月から本来の満額の老齢基礎年金の年金額は、平成11年から平成15年の消費者物価指数の下落分に応じ、平成12年改正後の年金額（満額804,200円）にマイナス2.9%を乗じた780,900円（満額）となりました。

一方で、社会経済情勢への配慮から、経過措置として平成16年度の年金額は、平成11年から平成13年の消費者物価指数の下落分であるマイナス1.7%を取り込まない794,500円（満額）（※1）が実際の支給額となりました。

※1 平成12年改正後の年金額に、平成14年、平成15年の消費者物価指数の下落分（マイナス1.2%）を反映させた額。 $804,200円 \times 0.988 \div 794,500円$

年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
前年の物価水準との比率	△0.3%	△0.7%	△0.7%	△0.9%	△0.3%

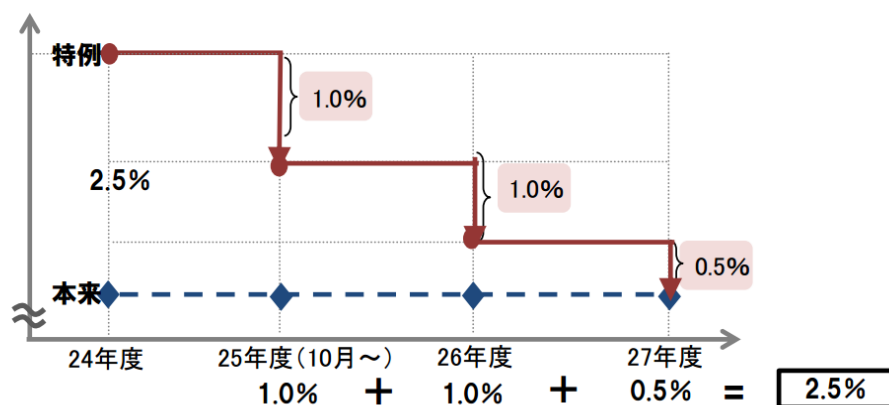
この本来水準よりも1.7%高い年金額を物価スライド特例措置（特例水準）による年金額といい、平成16年改正後の本来水準の年金額と特例水準の年金額とを比較し、後者が前者を上回る場合は、後者の年金額が支給されることになっています。

この特例水準ですが、物価が下落した場合のみ下落分をマイナス改定することとされているため、賃金や物価の上昇により解消されることを予定していましたが、物価の下落が続いたため、平成25年4月の時点で特例水準の年金額と本来水準の年金額の差は2.5%にまで拡大し、毎年約1兆円の給付増（※2）となっています。また、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、特例水準の解消後とされていることから、マクロ経済スライドの発動が遅れると、調整期間の終了時期が遅くなり、現役世代（将来の年金受給者）の給付水準が低下することになります。

こうしたことから、平成24年の改正により、この2.5%の差は平成25年度から平成26年度にかけて段階的に解消され、平成27年度以降は、特例水準の年金額を支給せず、本来水準の年金額が支給されることになっています。

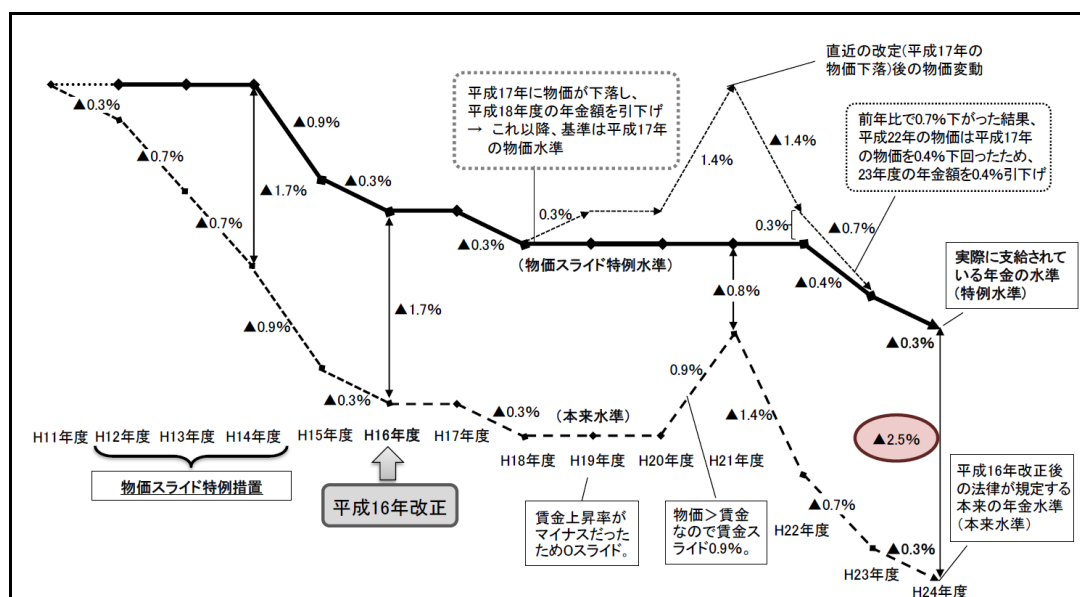
※2 平成12年から平成24年度の累計では、約8兆円の給付増となっています。

<概念図>（仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合）



※ 物価・賃金が増加した場合には、引下げ幅は縮小する。

1. 特例水準と本来水準の推移について



(出展：厚生労働省ホームページ)

2. 老齢基礎年金の年金額の計算例

【例1】20歳から60歳に達するまでの間に保険料納付済期間の月数が408月、保険料4分の1免除期間の月数が24月、保険料半額免除期間の月数が24月、保険料4分の3免除期間の月数が24月ある者が、60歳以後、国民年金に36月任意加入した場合の老齢基礎年金の年金額の計算。満額の老齢基礎年金の金額は780,100円とします。

① 法27条1号の月数	408月＋36月＝444月
② 法27条2号の月数	480月から444月（保険料納付済期間）を控除すると36月なので、24月×7/8＝21月
③ 法27条4号の月数	480月から444月（保険料納付済期間）と24月（保険料1/4免除期間）を控除すると12月なので、12月×3/4＝9月
④ 法27条5号の月数	24月（保険料半額免除期間）から12月を控除すると12月なので、12月×1/4＝3月
⑤ 法27条7号の月数	保険料納付済期間、保険料1/4免除期間、保険料半額免除期間月数の合計が480月を超えているため（444月＋24月＋24月）、24月×1/8＝3月

①～⑤の月数の合計は480月（444月＋21月＋9月＋3月＋3月）。

したがって、780,100円×480月÷480月＝780,100円

【例2】20歳から60歳に達するまでの間に保険料納付済期間の月数が360月、保険料4分の1免除期間の月数が48月、保険料半額免除期間の月数が36月、保険料4分の3免除期間の月数が16月、保険料全額免除期間の月数が8月、保険料の未納期間の月数が12月ある者の老齢基礎年金の年金額の計算。満額の老齢基礎年金の金額は780,100円とします。

① 法27条1号の月数	360月
② 法27条2号の月数	480月から360月（保険料納付済期間）を控除すると120月なので、48月×7/8＝42月
③ 法27条4号の月数	480月から360月（保険料納付済期間）と48月（保険料1/4免除期間）を控除すると72月なので、36月×3/4＝27月
④ 法27条6号の月数	480月から360月（保険料納付済期間）と48月（保険料1/4免除期間）と36月（保険料半額免除期間）を控除すると36月なので、16月×5/8＝10月
⑤ 法27条8号の月数	480月から360月（保険料納付済期間）と48月（保険料1/4免除期間）と36月（保険料半額免除期間）と16月（保険料3/4免除期間）を控除すると20月なので、8月×1/2＝4月

①～⑤の月数の合計は443月（360月＋42月＋27月＋10月＋4月）。

したがって、780,100円×443月÷480月≒720,000円（100未満の端数を四捨五入）

＜支給の繰下げ＞

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金たる給付（他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 七十歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 七十歳に達した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 七十歳に達した日

3 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令ⁱ⁾で定める額を加算した額とする。

i) 令第4条の5

《趣旨・概要》

老齢基礎年金は、原則として65歳から支給されます（65歳に達した日に受給権が発生し、65歳に達した日の属する月の翌月から支給が開始されます。）が、一定の要件を満たしている場合は、その支給を繰り上げたり繰り下げたりすることができます。

本条は、老齢基礎年金の支給の繰下げについて規定しています。

《解説》

1. 第1項は支給繰下げの要件を規定しています。

老齢基礎年金の受給権を有する者（※1）が、66歳に達するまでの間に裁定請求をしていなかった場合、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができます。

（※1）65歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した者の支給繰下げについては別《参考》3.）に記載します。

ただし、65歳に達したときに、付加年金又は被用者年金各法の老齢・退職を支給事由とする年金給付以外の年金給付（旧法による年金給付を含む。以下、「他の年金給付」といいます。）の受給権者であるとき、又は65歳に達した日から66歳に達した日までの間に他の年金給付の受給権者となつたときは、支給繰下げの申出をすることはできません。

2. 第2項は、他の年金給付の受給権者となった者又は70歳に達した日後にある者が支給繰下げの申出をした場合について規定しています。

- ① 第1号 66歳に達した日後、70歳に達する日までの間に他の年金給付の受給権が発生した場合は、他の年金給付の受給権が発生した日に支給繰下げの申出をしたものとみなされます。なお、この場合は、次のア) からウ) のいずれかを選択することになります。

注1 平成17年3月31日以前に他の年金給付の受給権が発生した場合は、支給繰下げの申出をすることはできません。

ア) 支給繰下げの申出をし、他の年金給付の受給権が発生したときから増額された老齢基礎年金を受給する。

イ) 支給繰下げの申出をしないで、65歳から他の年金給付の受給権が発生したときまでの本来受けるべきであった老齢基礎年金を遡及請求（一括受給）し、他の年金給付の受給権が発生した日以後は、増額されない老齢基礎年金を受給する。

ウ) 支給繰下げの申出をしないで、65歳から他の年金給付の受給権が発生したときまでの本来受けるべきであった老齢基礎年金を遡及請求（一括受給）し、他の年金給付の受給権が発生した日以後は、当該他の年金を受給する。

- ② 第2号 70歳に達した日後にある者（第1号に該当する者を除く。）が支給繰下げの申出をした場合は、70歳に達した日に支給繰下げの申出をしたものとみなされます。

3. 第3項は、支給開始の時期を規定しています。支給繰下げの申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、法第18条第1項（年金の支給期間）の規定にかかわらず、当該申出のあった日の属する月の翌月からとなります。

4. 第4項は、支給繰下げの申出をした者に支給される老齢基礎年金の加算額を規定しています。昭和16年4月2日以後生まれの者が支給繰下げの申出をした場合は、老齢基礎年金の額に増額率（※2）を乗じて得た額が加算されます。

(※2) 増額率	「受給権を取得した日の属する月から支給繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数（上限60月）」×7/1000
	【例】70歳に達した日以後に支給繰下げの申出をした場合 60月×0.007=0.42 増額率は42%となる

注2 付加年金を受給できる場合は、付加年金も繰下げ支給され、老齢基礎年金と同様に増額されます。

注3 老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合は、振替加算についても繰り下げて支給されるが、増額されません。

なお、昭和16年4月1日以前に生まれた者については、下記の表のとおり年単位で増額率が定められています。

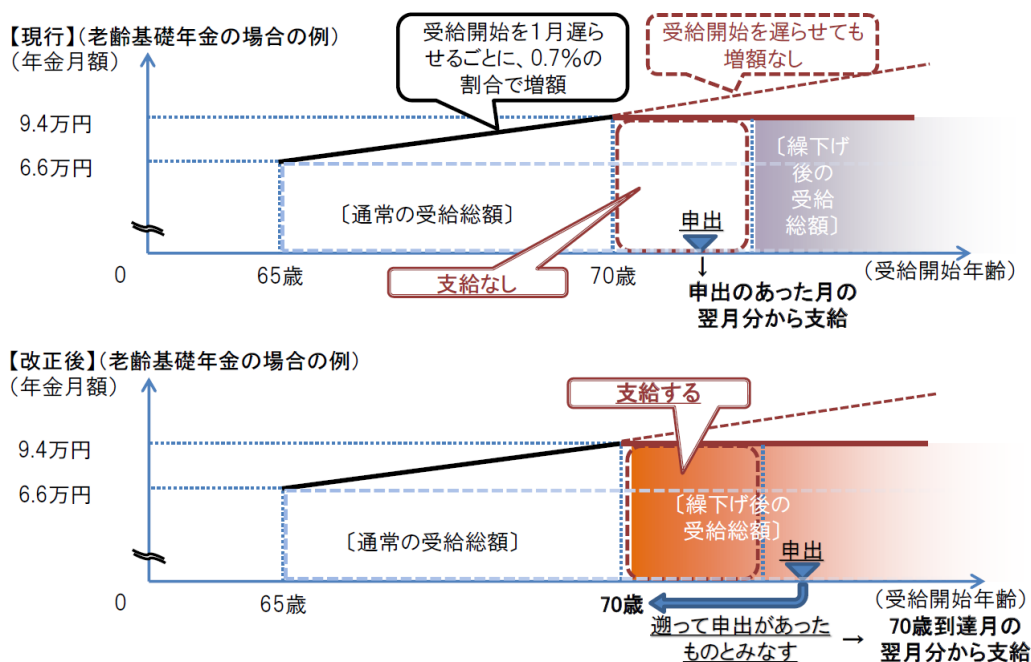
受給権を取得した日から起算して支給繰下げの申出をした日までの期間	増額率
1年を超え2年に達するまで	0.12 (12%)
2年を超え3年に達するまで	0.26 (26%)
3年を超え4年に達するまで	0.43 (43%)
4年を超え5年に達するまで	0.64 (64%)
5年を超える期間	0.88 (88%)

《参考》

1. 70歳に達した日後の支給繰下げの申出について

従来は、70歳到達月の翌月以後に支給繰下げの申出をした場合、年金の支給は申出月の翌月分からとなっていました（つまり、70歳到達月翌月から申出月までの分の年金が支給されなかった。）、平成26年4月以後に70歳に達する者（昭和19年4月2日以後生まれの者）が70歳以後に支給繰下げの申出をした場合は、70歳に達した日に支給繰下げの申出をしたものとみなし、70歳到達月の翌月分から年金が支給されるようになりました。

なお、平成26年3月以前に70歳に達した者（昭和19年4月1日以前生まれの者）が70歳以後に支給繰下げの申出をした場合は、平成26年4月に支給繰下げの申出をしたものとみなされます。



2. 支給繰下げの申出をする際の留意点

- ・65歳に達したときに、他の年金給付（付加年金及び被用者年金各法の老齢・退職を支給事由とする年金給付を除く）の受給権者であるときは、支給繰下げの申出はできないこと。
- ・65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、他の年金給付（付加年金及び被用者年金各法の老齢・退職を支給事由とする年金給付を除く）の受給権者となったときは、支給繰下げの申出はできないこと。
- ・振替加算は増額の対象とならないこと。また、繰下げ待機期間中に、振替加算部分のみを受けることができないこと。
- ・65歳に達したときに、老齢基礎年金の受給権を有する者は、70歳到達月を過ぎて支給繰下げの申出をしても増額率は増えないこと。
- ・66歳到達日後の繰下げ待機中に、他の年金給付の受給権を有した場合には、その時点で増額率が固定され、支給繰下げの申出が遅れても増額率は増えないこと。

3. (※1) 65歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した者の支給繰下げについて

65歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した者については、(60)法附則第18条第5項により、下記のように（『 』の部分）条文を読み替えます。

<支給の繰下げ>

【昭和六十年改正法附則第十八条第五項による読み替え】

第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて『その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下「一年を経過した日」という。）』前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が『当該老齢基礎年金の受給権を取得した』ときに、他の年金たる給付（他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は『当該老齢基礎年金の受給権を取得した』日から『一年を経過した』日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 『一年を経過した』日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 『老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（以下「五年を経過した日」という。）』前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 **他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日**

二 『五年を経過した日』後にある者（前号に該当する者を除く。） 『五年を経過した日』

3 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令ⁱ⁾で定める額を加算した額とする。

i) 令第4条の5

【国民年金法附則 第九条の二】

＜老齢基礎年金の支給の繰上げ＞

第九条の二 保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるもの（附則第五条第一項の規定による被保険者でないものに限るものとし、次条第一項に規定する支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、六十五歳に達する前に、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第二十六条ただし書に該当したときは、この限りでない。

2 前項の請求は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法（第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の規定でこれらに相当するものとして政令ⁱ⁾で定めるものにより支給繰上げの請求をすることができる者にあつては、当該請求と同時にに行わなければならない。

i) 令第12条

3 第一項の請求があつたときは、第二十六条の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齢基礎年金を支給する。

4 前項の規定により支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額から政令ⁱⁱ⁾で定める額を減じた額とする。

ii) 令第12条の2

5 寡婦年金の受給権は、受給権者が第三項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。

6 第四項の規定は、第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が第八十七条の二の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する場合における付加年金の額について準用する。この場合において、第四項中「第二十七条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

《趣旨・概要》

老齢基礎年金は、原則として65歳から支給されますが、一定の要件を満たしている場合は、その支給を繰り上げたり繰り下げたりすることができます。

本条は、老齢基礎年金の支給の繰上げ（全部の支給繰上げ）について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、支給の繰上げの要件を規定しています。

保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を除く）を有する60歳以上65歳未満の者は、次の(1)から(3)の要件を満たしている場合は、65歳に達する前に厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給の繰上げを請求することができます。

(1) 任意加入被保険者ではないこと

⇒附則第5条第1項の規定による被保険者ではないこと

(2) 老齢基礎年金の一部の繰上げ請求をすることができる者のうち、次条（法附則第9条の2の2）第1項に規定されるものでないこと

⇒厚生年金保険若しくは共済組合等の長期加入者（加入期間が44年以上の者）又は船員・坑内員として15年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有している者は、一定額以上の定額部分が支給されることから、老齢基礎年金の全部繰上げを認め、定額部分が支給停止されると本人にとって不利益となるため。

(3) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること

⇒法第26条の但し書きに該当しないこと

2. 第2項は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求は、老齢厚生年金又は退職共済年金の支給繰上げの請求をすることができる者にあつては、当該請求と同時に行わなければならないことを規定しています。

3. 第3項は、支給開始の時期を規定しています。支給繰上げの請求をした者の老齢基礎年金の受給権は、法第26条（支給要件）の規定にかかわらず、請求があつた日に発生し、請求があつた日の属する月の翌月から支給が開始されます。

4. 第4項は、年金額の減額について規定しています。昭和16年4月2日以後生まれの者が支給繰上げの請求をした場合は、老齢基礎年金の額に減額率（※1）を乗じて得た額が減額されます。

(※1) 減額率	「支給繰上げの請求をした日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数」×5/1000 【例】60歳到達月に支給繰上げの請求をした場合 60月×0.005=0.30 減額率は30%となる

注1 付加年金を受給できる場合は、付加年金も繰上げ支給され、老齢基礎年金と同様に減額されます。

注2 振替加算は繰上げ支給されません。

なお、昭和16年4月1日以前に生まれた者については、下記の表のとおり支給の繰上げを請求したときの年齢で減額率が定められています。

繰上げを請求したときの年齢	減額率
60歳以上61歳未満の間	0.42（42%）
61歳以上62歳未満の間	0.35（35%）
62歳以上63歳未満の間	0.28（28%）
63歳以上64歳未満の間	0.20（20%）
64歳以上65歳未満の間	0.11（11%）

5. 第5項は、寡婦年金の受給権を有する者が、繰上げ支給の老齢年金の受給権を取得したときは、寡婦年金の受給権が消滅することを規定しています。

（支給繰上げの請求をした後、寡婦年金は支給されない。）

6. 第6項は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者が付加年金を受給できる場合は、付加年金も繰上げ支給され、老齢基礎年金と同様に減額されることを規定しています。

《参考》

1. 全部の支給繰上げを請求する際の留意点

- ・減額率に応じて減額された年金を生涯受給することになること
- ・任意加入できなくなる（国民年金の任意加入被保険者になれないこと）
- ・後から裁定を取消したり変更したりできないこと
- ・原則として障害基礎年金は支給されないこと（※2）

（※2）全部繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者については、下記の規定は適用されません。

（法附則第9条の2の3）

- ・法第30条第1項第2号（60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった国内居住者の障害基礎年金）
- ・法第30条の2（事後重症による障害基礎年金）
- ・法第30条の3（基準障害による障害基礎年金）
- ・法第30条の4第2項（事後重症による20歳前傷病による障害基礎年金）
- ・法第34条第4項（その他障害との併合による年金額の改定請求）
- ・法第36条第2項但し書き（その他障害との併合による支給停止の解除）

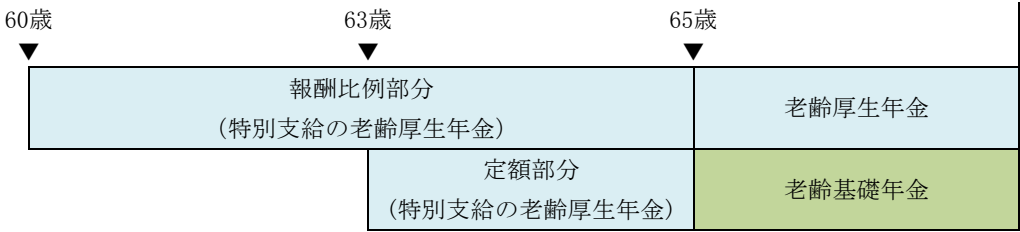
2. 老齢基礎年金の一部繰上げについて

平成6年の改正により、特別支給の老齢厚生年金（60歳代前半の老齢厚生年金）の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられました。この支給開始年齢の引き上げ途上の世代に対して、60歳代前半の年金受給額を手厚くする選択肢として設けられたのが一部繰上げの制度です。

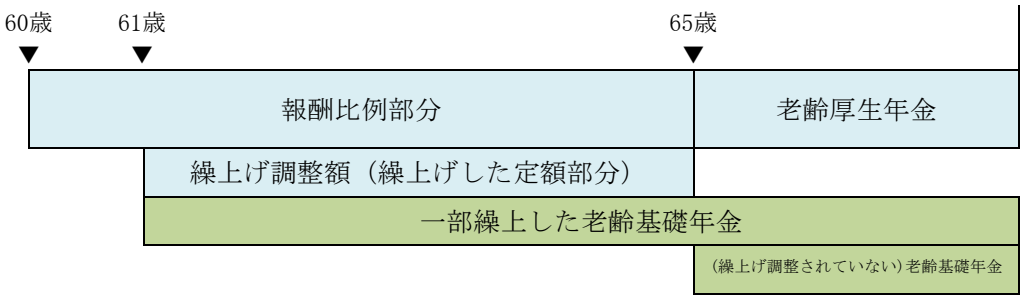
一部繰上げでは、老齢厚生年金の定額部分と老齢基礎年金の一部を同時に繰上げて受給し、65歳以降は、老齢厚生年金に加え、減額された老齢基礎年金（一部繰上げた分）と繰上げ調整されていない分の老齢基礎年金を受給することができます。

◇一部繰上げのイメージ

昭和20年4月2日生まれの一般男子
定額部分の支給開始年齢は63歳で、61歳のとき一部繰上げした場合
(通常受給した場合)



(61歳で一部繰上げした場合)



◇一部繰上げが可能な者 (通常受給又は全部繰上げを選択することも可能)

一般男子 (厚生年金保険)	昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれの者
一般女子 (厚生年金保険)	昭和21年4月2日～昭和29年4月1日生まれの者
男子・女子 (共済組合)	昭和16年4月2日～昭和24年4月1日生まれの者

◇定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられる者 (厚生年金保険)

(一般男子)

生年月日	定額部分の 支給開始年齢	報酬比例部分の 支給開始年齢
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳	60歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳	
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳	
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳	

(一般女子)

生年月日	定額部分の 支給開始年齢	報酬比例部分の 支給開始年齢
昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	61歳	60歳
昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	62歳	
昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	63歳	
昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	64歳	

振替加算について

《趣旨・概要》

昭和61年4月に新法が施行され、会社員（主に夫）の配偶者（主に専業主婦の妻）も国民年金に加入し、65歳になったときから自分自身の老齢基礎年金を受給できるようになりました。しかし、昭和61年3月以前は、被用者年金制度加入者の被扶養配偶者は、国民年金に任意加入とされていたため、昭和61年4月以後に第3号被保険者として国民年金に加入しても加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の金額が低額となることを見込まれました。そこで配偶者本人の老齢基礎年金に一定の加算を行う制度が設けられました。夫に支給されていた加給年金額が、妻の老齢基礎年金に振り替えて加算されるようにも考えられるため、振替加算とよばれています。

《解説》

1. 振替加算の支給要件

大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた老齢基礎年金の受給権者が、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たした場合、その者の老齢基礎年金に振替加算が行われます。

注1 振替加算が行われるのは、夫・妻とも大正15年4月2日以後に生まれた場合に限られます。

(1) 65歳に達した日において、次の①又は②のいずれかに該当する配偶者によって生計を維持（※1）しており、かつ、65歳に達した日の前日において当該配偶者の①又は②の年金給付の加給年金額の計算の基礎となっていたこと。

① 被用者年金各法の被保険者期間又は組合員等の期間が240月以上（中高齢の特例に該当する場合は240月未満であっても240月とみなす）である老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者

② 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者（同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。）

(2) 65歳に達した日以後に、配偶者が(1)の①又は②のいずれかに該当し、かつ、当該配偶者によって生計を維持（※1）していること。

注2 (2)の例

⇒妻が夫より年上の場合のように、妻が65歳に達した日以降に夫の老齢厚生年金の受給権が発生し、当該受給権が発生したときに加給年金額の対象となる要件を満たしている場合は、振替加算が行われる。

（※1）老齢基礎年金の受給権者（主に妻）の生計維持関係が認められるためには、配偶者（主に夫）と生計を同一にしており、厚生労働大臣が定める金額（年収850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要です。

2. 支給開始の時期

(1) 1. の(1)に該当するとき

老齢基礎年金の受給権者（主に妻）が65歳に達した日の属する月の翌月から支給されます。

(2) 1. の(2)に該当するとき

配偶者（主に夫）が要件を満たすに至った日の属する月の翌月から支給されます。

3. 支給額

振替加算の支給額は、224,700円に改定率を乗じて得た額に、老齢基礎年金の受給権者の生年月日に応じて定められている率を乗じて得た額となります。

振替加算の支給額 = 224,700円 × 改定率 × 生年月日に応じた率（1.000～0.067）

4. 振替加算を行わない場合

老齢基礎年金の受給権者が、被用者年金各法の被保険者又は組合員等の期間の月数が240月以上（中高齢の特例に該当する場合は240月未満であっても240月とみなす）である老齢厚生年金又は退職共済年金の支給を受けることができるときは、振替加算は行いません。

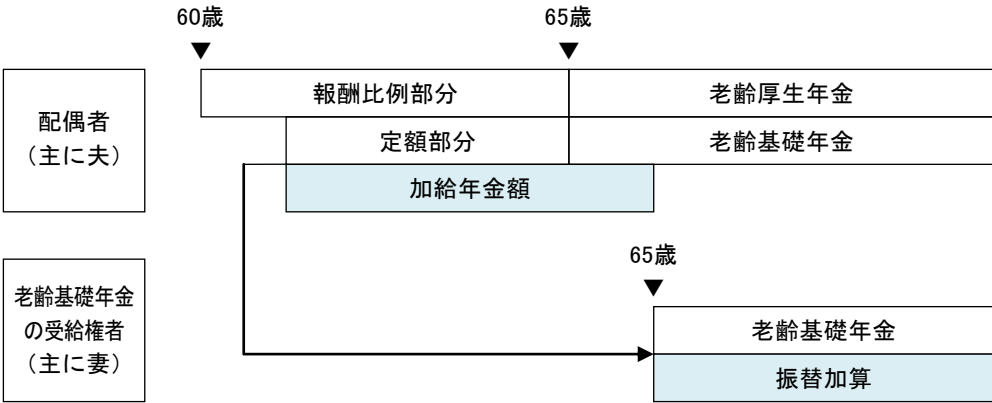
5. 振替加算を支給停止する場合

老齢基礎年金の受給権者が、障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等の支給を受けることができるときは、その間、振替加算は支給停止になります。（ただし、障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等の全額が支給停止されている場合を除く。）

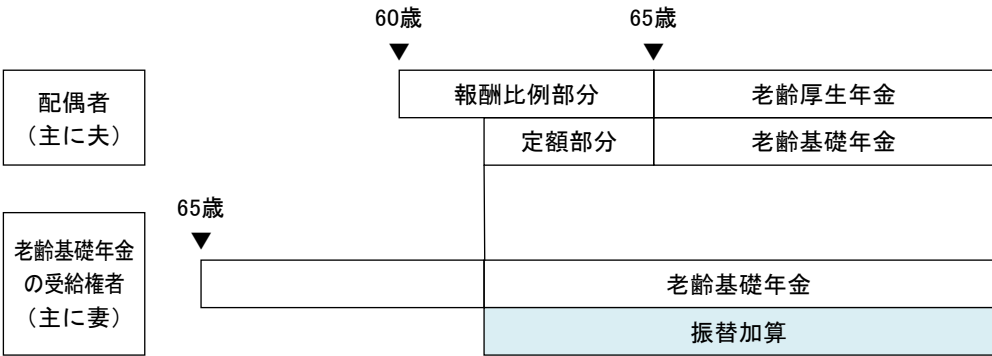
《参考》

- 1. 老齢基礎年金の支給の繰上げ、繰下げとの関係
老齢基礎年金の支給繰上げを請求しても、振替加算は繰上げ支給されません。また、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をしても、振替加算は増額されません。
- 2. 振替加算が行われる時期について

【《解説》 1. の(1)の場合】
配偶者（主に夫）に支給される老齢厚生年金等の加給年金額の対象となっていた老齢基礎年金の受給権者（主に妻）が、65歳に達した日の属する月の翌月から振替加算が行われます。



【《解説》 1. の(2)の場合】
妻が夫より年上の場合のように、妻が65歳に達したとき以後に夫の老齢厚生年金等の受給権が発生し、その受給権が発生したときに加給年金額の対象となる要件を満たしている場合は、配偶者（主に夫）が要件を満たすに至った日の属する月の翌月から振替加算が行われます。



＜失権＞

第二十九条 老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

《解説》

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときにのみ消滅します。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25年改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

第3章 給付 第3節 障害基礎年金

<支給要件>

第三十条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合には、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者であること。
- 二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 令第4条の6及び同令別表

《趣旨・概要》

障害基礎年金は、障害が原因で稼働能力が低下した者に対し、その生活を保障するために支給される給付です。

障害年金は、原則として、障害認定日が新法施行日前（昭和61年3月31日以前）にあるときは旧国民年金法の障害年金の対象となり、新法施行日以後（昭和61年4月1日以後）にあるときは新法の障害基礎年金の対象となります。

ただし、旧国民年金法の障害福祉年金については、新法施行日（昭和61年4月1日）に法第30条の4第1項（20歳前傷病による障害基礎年金）の規定に基づく障害基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されています。

本条は、障害認定日による障害基礎年金について規定しています。

注1 従前の障害福祉年金に関する規定 ⇒(60)法附則第25条

《解説》

1. 障害基礎年金は、原則として、「初診日要件」、「障害認定日要件」、「保険料納付要件」の3つすべてを満たしたときに支給されます。第1項は、この3つの要件について規定しています。

(1) 初診日要件について

疾病又は負傷、及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」といいます。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」といいます。）において、次のいずれかに該当していることが必要です。

① 第1号⇒ 被保険者であること

② 第2号⇒ 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること

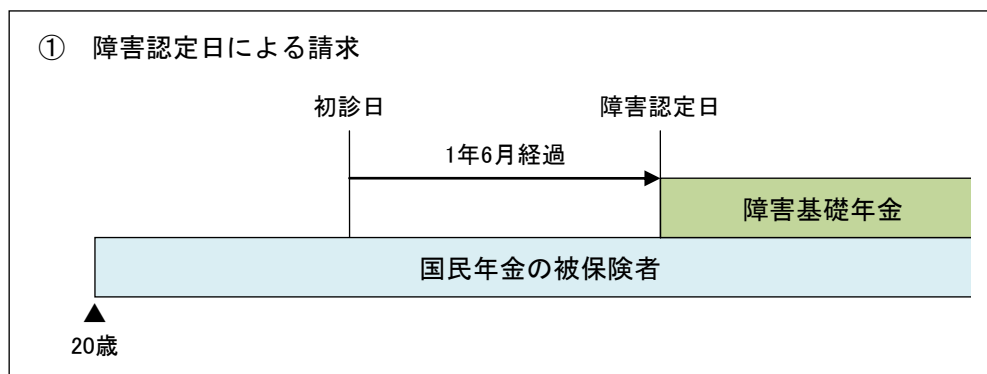
注2 過去に被保険者であったことがあり、初診日に60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有していることが要件となります。

(2) 障害認定日要件

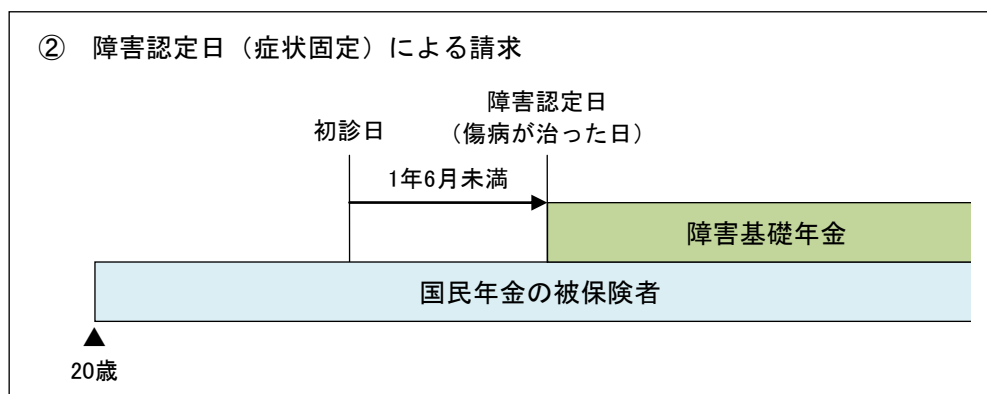
障害認定日において、障害等級の1級又は2級（第2項に規定する障害等級）に該当する程度の障害の状態にあることが要件となります。

なお、障害認定日とは、次のいずれかの日をいいます。

① 初診日から起算して1年6月を経過した日



② 上記①の期間内にその傷病が治った場合には、治った日（症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）



(3) 保険料納付要件

① 保険料の納付要件の原則は、下記のとおりです。(但し書きの部分)

初診日の前日(※2)において、初診日の属する月の前々月(※3)までに被保険者期間があるとき(※4)は、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間がその被保険者期間の3分の2以上であること

(※1)「初診日の前日」で保険料納付要件を見るのは、保険料納付要件を満たしていない者が、障害の原因となる事故が起きてから保険料を納付することで保険料納付要件を満たすことを防ぐためです。

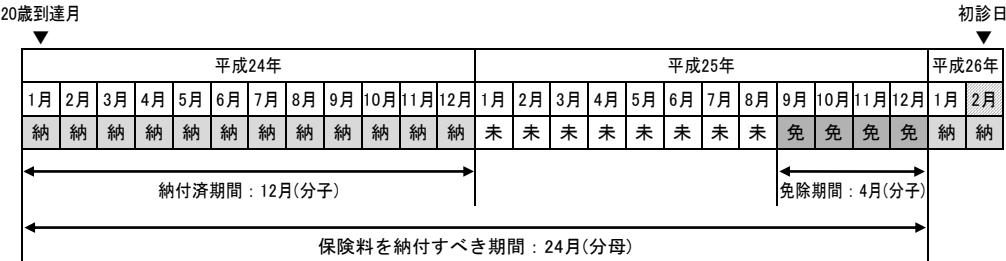
(※2) 国民年金の保険料の納期限は翌月末日であることから、初診日の前日において納期が経過しているのは前々月までの期間となります。そのため、保険料納付実績の判断は、初診日の属する月の前々月までの期間について行います。

(※3) 保険料納付要件は、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合に適用されます。したがって、20歳に達して国民年金に加入した直後の障害のように、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がない場合は、保険料納付要件は問われません。

【保険料納付要件の原則の例】

平成24年1月に20歳に達した者が、平成26年2月に初診日のある傷病で障害の状態となった場合

納	⇒納付済期間
未	⇒未納期間
免	⇒免除期間



保険料を納付すべき期間は、20歳到達月から初診日の属する月の前々月（平成25年12月）までの24月です。
その期間の保険料納付済期間（12月）と保険料免除期間（4月）とを合算した期間は16月です。
したがって、 $16 \div 24 = 2 \div 3$ となり、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上あるため、保険料納付要件を満たします。

② 保険料納付要件の経過措置について

初診日が平成38年4月1日前にある傷病による障害については、上記①の要件を満たしていなくても、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間（初診日において被保険者でなかった者については、初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間）に保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がない（保険料の未納期間がない）場合は、保険料納付要件を満たしたとされます。

ただし、初診日において65歳以上の者に対して、この経過措置は適用されません。

((60)法附則第20条第1項)

【保険料納付要件の経過措置の例】

平成26年8月に初診日のある傷病で障害の状態となった場合

納	⇒納付済期間
未	⇒未納期間
免	⇒免除期間

平成25年												平成26年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
未	未	未	未	未	未	納	納	納	納	納	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免	納	納	納

初診日の属する月の前々月までの1年間（平成25年7月から平成26年6月まで）に、保険料の未納期間がないため、保険料納付要件を満たします。

2. 第2項では、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令（令別表第4条の6関係）で定めるとしています。

障害の程度の認定は、厚生労働省が定める障害認定基準に基づいて機構の障害認定審査医員が行います。（障害認定基準の詳細については、機構のホームページをご確認ください。）

なお、厚生年金保険法の障害等級は1級から3級までであり、1級及び2級の障害の状態は国民年金法の障害の状態と同じです。

◇障害等級表（令別表第4条の6関係）

1級（障害の状態）
① 両眼の視力の和が0.04以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩ 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級（障害の状態）
① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの ④ そしやくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯ 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

《参考》

1. 老齢基礎年金の受給資格期間を見る上で、被用者年金制度加入期間のうち、昭和36年4月1日前の期間、20歳未満及び60歳以後の期間は、合算対象期間となりますが、障害基礎年金の支給要件を見る上では、保険料納付済期間とみなします。

((60)法附則第8条第9項)

2. 厚生年金保険の第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間は、障害基礎年金の支給要件を見る上では、実期間で計算します。（3分の4倍又は5分の6倍しない）

((60)法附則第8条第8項)

第三十条の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号〔初診日要件〕のいずれかに該当した者であつて、障害認定日において同条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

4 第一項の障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法第四十七条若しくは第四十七条の二の規定による障害厚生年金又は国家公務員共済組合法第八十一条第一項若しくは第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金について、厚生年金保険法第五十二条又は国家公務員共済組合法第八十四条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十九条の規定によりその額が改定されたときは、そのときに第一項の請求があつたものとみなす。

《趣旨・概要》

障害認定日において、障害の状態が障害等級（1級又は2級）に該当しなかつたため障害基礎年金を受けられなかつた場合でも、その後、障害が重くなり、一定の要件に該当する場合には障害基礎年金を請求することができ、これを事後重症による障害基礎年金といいます。本条は、事後重症による障害基礎年金について規定しています。

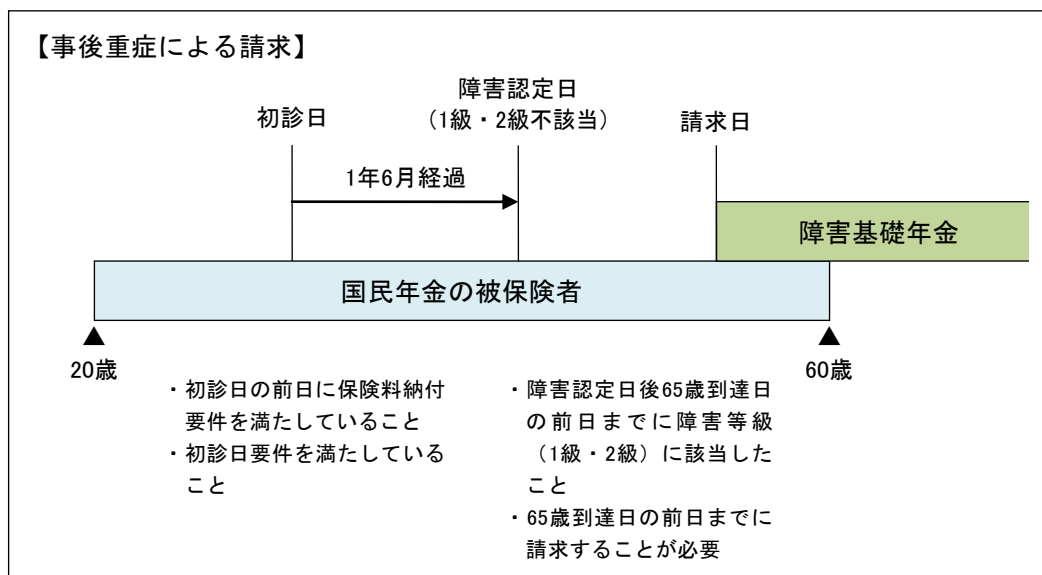
なお、事後重症による障害基礎年金は、請求することにより受給権が発生する請求年金です。

《解説》

1. 第1項は、事後重症による障害基礎年金の支給要件について規定しています。

障害認定日に障害等級（1級又は2級）に該当しなかつた者が、障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により障害等級に該当した場合は、その期間内（65歳に達する日の前日まで）に障害基礎年金の支給を請求することができます。

なお、障害認定日による障害基礎年金（法第30条の障害基礎年金）と同様に、初診日における初診日要件と初診日の前日における保険料納付要件を満たしていることが必要です。



2. 第2項は、保険料納付要件について、障害認定日による障害基礎年金（法第30条の障害基礎年金）の規定を準用することを定めています。
3. 第3項は、事後重症による障害基礎年金は、その請求があった日の属する月の翌月から支給することを規定しています。
4. 障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害等級3級の障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者の障害が重くなり、障害等級が2級以上に改定された場合には、その者はそのとき初めて障害基礎年金の障害等級（1級又は2級）に該当することとなるため、事後重症による障害基礎年金の対象となります。

第4項は、このような場合において、改めて請求することにより（事後重症の）障害基礎年金の受給権が発生するのではなく、障害厚生年金又は障害共済年金の額の改定に伴い（事後重症の）障害基礎年金が支給されるよう請求が行われたものとみなすことを規定しています。

《参考》

1. 新法施行日前（昭和61年3月31日以前）に初診日がある場合
昭和61年3月31日以前の国民年金の被保険者期間中に初診日のある障害についても、昭和61年4月1日以後に事後重症の要件に該当し、65歳に達する日の前日までに請求をした場合は、新法の障害基礎年金が支給されます。
((61)措置令第29条第1項)
2. 旧法の障害年金の受給権を有していたことがある場合
改正前の旧国民年金法、旧厚生年金保険法又は各共済組合法による障害年金の受給権を有していたことがある者については、同一の傷病による障害について、事後重症による障害基礎年金は支給されません。
((60)法附則第22条)

第三十条の三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この条において「基準傷病」という。）に係る初診日において第三十条第一項各号〔初診日要件〕のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この条において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 第三十条第一項ただし書〔保険料納付要件〕の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替えるものとする。

3 第一項の障害基礎年金の支給は、第十八条第一項〔年金の支給期間〕の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

《趣旨・概要》

2級以上の障害に該当しない既存の傷病による障害と後発の傷病による障害（基準障害）を併合して初めて2級以上の障害に該当した場合には、障害基礎年金が支給され、これをはじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）といいます。本条は、はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金について規定しています。

なお、障害を併合して初めて2級以上の障害に該当することとなったきっかけとなる（後発の）傷病を「基準傷病」といい、この基準傷病による障害を「基準障害」といいます。

《解説》

1. 第1項は、はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金の支給要件について規定しています。

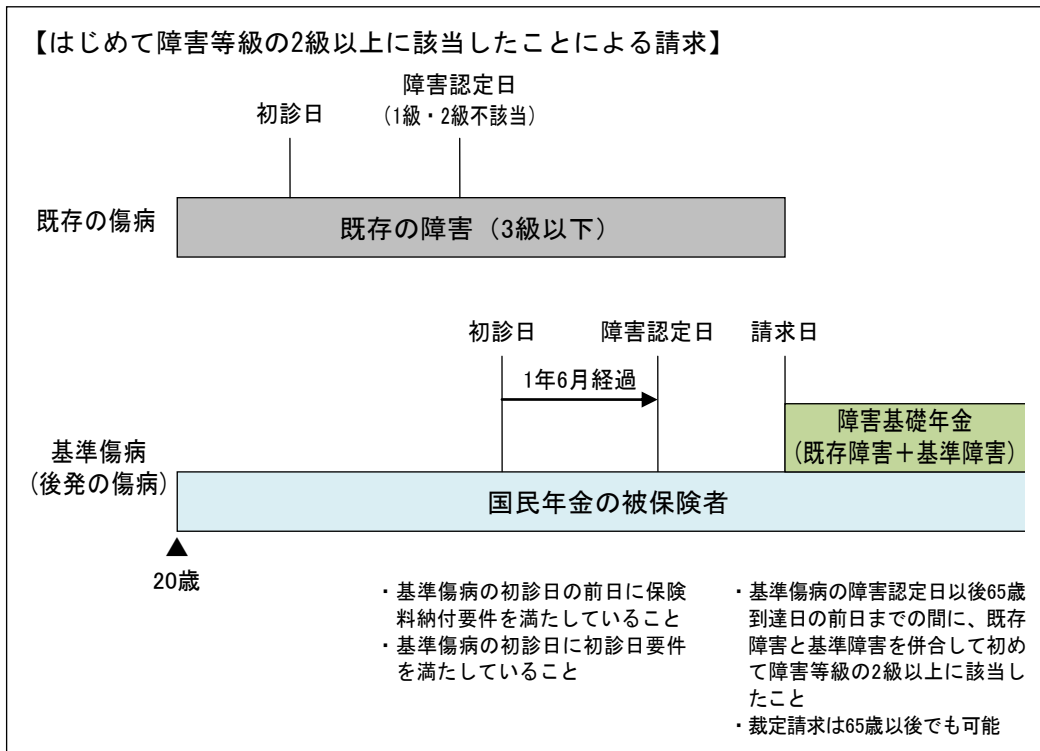
次の(1)から(4)のすべての要件を満たす者に対し、基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金が支給されます。

(1) 基準傷病に係る初診日において初診日要件を満たしていること

(2) 基準傷病に係る初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること

(3) 基準傷病の初診日以前に初診日がある基準傷病以外の傷病により、障害の状態にあること

(4) 基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、初めて、基準障害と他の障害を併合して障害等級（1級又は2級）に該当したこと



2. 第2項は、保険料納付要件について、障害認定日による障害基礎年金（法第30条の障害基礎年金）の規定を準用することを定めています。

3. 第3項は、はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金は、その請求があった日の属する月の翌月から支給することを規定しています。

注1 「受給権が発生した日の属する月の翌月から」支給が開始されるものではありません。

第三十条の四 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者（同日において被保険者でなかった者に限る。）が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

《趣旨・概要》

20歳前傷病による障害基礎年金は、国民年金の被保険者資格を取得する20歳に達する前に初診日がある傷病により、一定の障害状態にある者についても国民年金制度が保障する利益を受けることができるよう設けられた無拠出制の年金給付です。本条は、20歳前傷病による障害基礎年金について規定しています。

なお、本条の第2項は、事後重症の場合（初診日において20歳未満であつた者が、障害認定日に障害等級に該当せず、その後、障害が重くなり障害等級に該当した場合）を規定したものです。

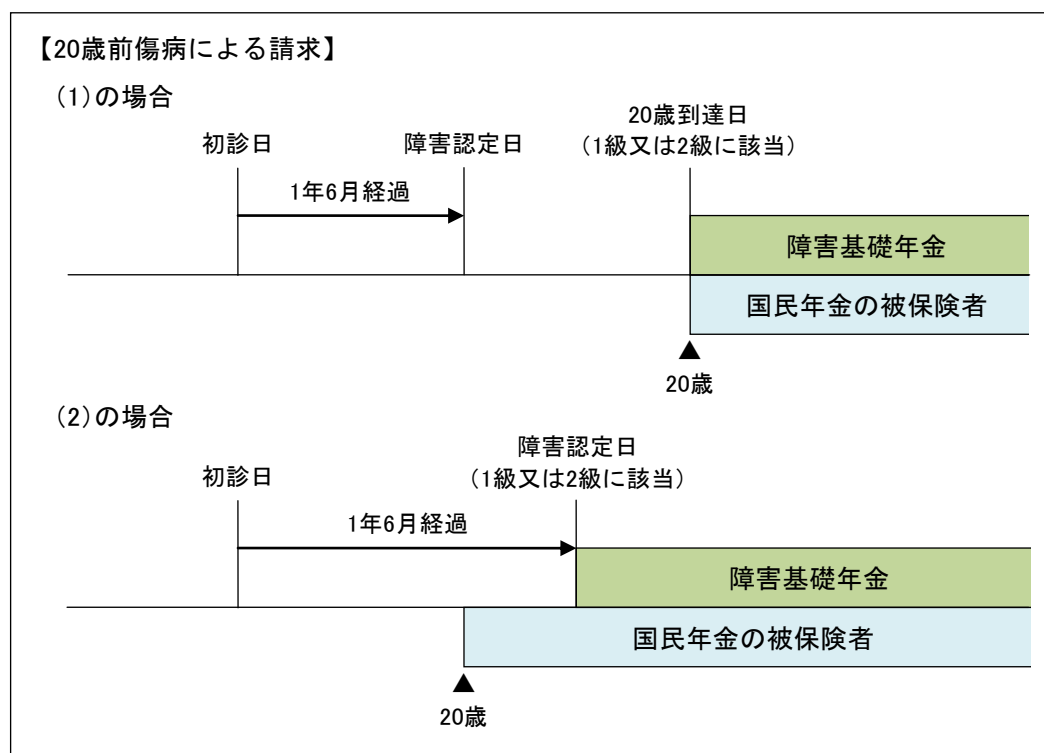
◇20歳未満の第2号被保険者について

20歳未満である第2号被保険者が障害等級に該当する障害の状態となった場合は、法第30条（障害認定日による障害基礎年金）の規定に基づき障害基礎年金の受給権が発生し、その後、その者が20歳に達したときに、20歳前傷病による障害基礎年金の規定に基づく障害基礎年金の受給権も発生します。ただし、この場合は、法第31条（併給の調整）の規定により、両年金を併合した（一本化した）障害基礎年金が支給されます。

《解説》

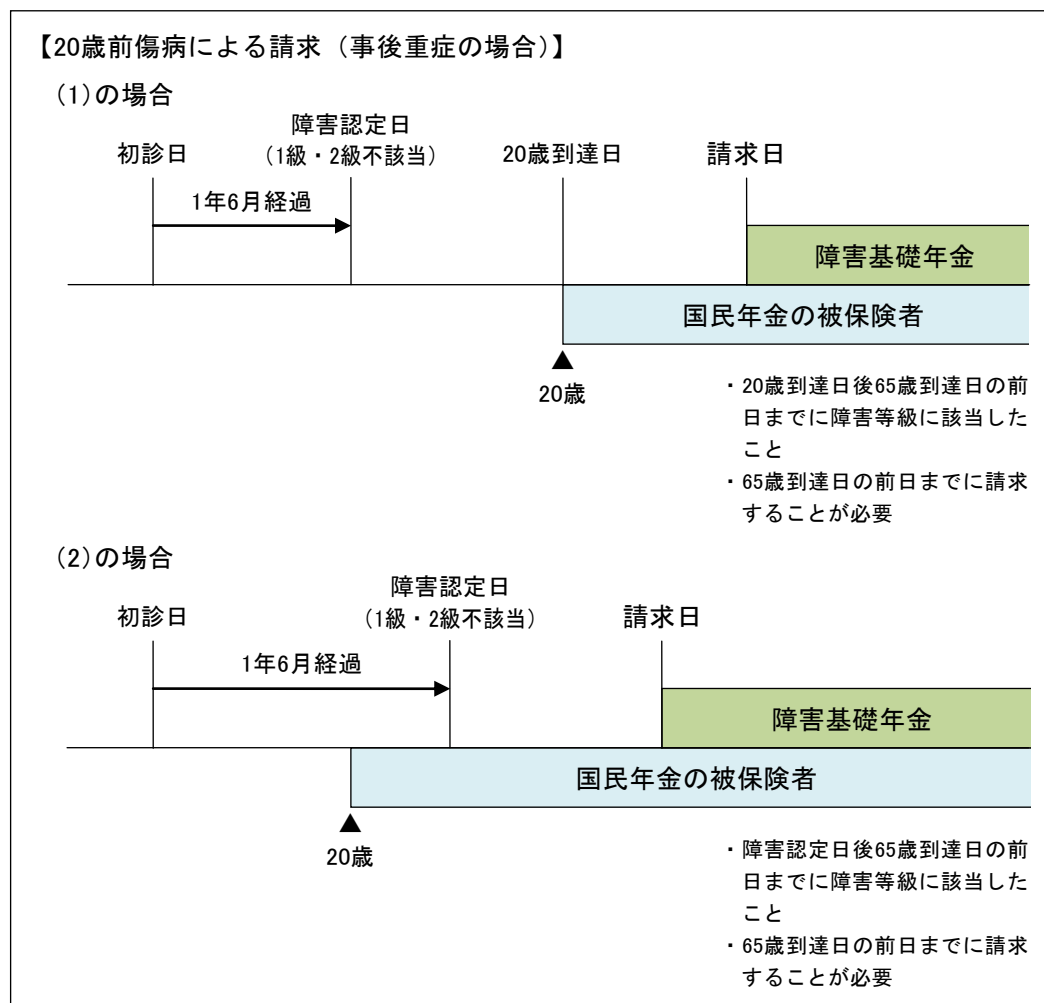
1. 第1項は、一般的な場合（事後重症でない場合）の20歳前傷病による障害基礎年金の支給要件について規定しています。初診日において20歳未満であつた者が、次の(1)又は(2)のいずれかの日に障害等級（1級又は2級）に該当するときは、その日が属する月の翌月から障害基礎年金が支給されます。

- (1) 障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日
- (2) 障害認定日が20歳に達した日後であるときは障害認定日



2. 第2項は、事後重症の場合の20歳前傷病による障害基礎年金の支給要件について規定しています。初診日において20歳未満であった者（同日において被保険者でなかった者に限る。）が、次の(1)又は(2)の日より後の日において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級（1級又は2級）に該当した場合、その者は、その期間内に障害基礎年金の支給を請求することができます。

- (1) 障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日
- (2) 障害認定日が20歳に達した日後であるときは障害認定日



3. 第3項は、事後重症の場合の20歳前傷病による障害基礎年金（第2項）の支給開始の時期について規定しています。事後重症の場合の20歳前傷病による障害基礎年金は、法第30条の2の事後重症による障害基礎年金と同じく、請求のあった日に受給権が発生し、その請求があった日の属する月の翌月から障害基礎年金の支給が開始されます。

《参考》

20歳前傷病による障害基礎年金は、保険料を納付していない期間（国民年金に加入する前）の傷病に係る障害について給付を行うことから、他の障害基礎年金とは異なる支給停止事由が設けられています。詳細は、法第36条の2から第36条の4を参照してください。

【平成六年改正国民年金法附則 第四条】（第一項のみ抜粋）

＜障害基礎年金の支給に関する経過措置＞

第四条 施行日〔平成六年十一月九日〕前に国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四〔二十歳前傷病による障害基礎年金〕の規定による障害基礎年金を除く。）の受給権を有していたことがある者（施行日において当該障害基礎年金の受給権を有する者を除く。）が、当該障害基礎年金の支給事由となつた傷病により、施行日において同法第三十条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十条第一項の障害基礎年金〔障害認定日による障害基礎年金〕の支給を請求することができる。

《趣旨・概要》

本条は、平成6年の改正で障害基礎年金の失権規定が改められたことにより設けられた経過措置です。平成6年の改正前は、障害基礎年金等（※4）の受給権者が厚生年金保険法の障害等級（3級以上）に該当しなくなつてから3年を経過すると、その受給権は消滅しましたが、改正により、65歳までの間は、受給権は消滅せずに支給停止することとされました。

これに伴い、平成6年11月9日（改正法の施行日）前に、障害等級（3級以上）に不該当のまま3年を経過したことを理由に、障害基礎年金等の受給権が消滅した者のうち、同一の傷病により、平成6年11月9日に障害等級（1級又は2級）に該当する者、又は平成6年11月10日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級（1級又は2級）に該当した者は、障害基礎年金の支給を請求することができるとしています。

※1 障害基礎年金等⇒障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金。以下、「障害年金等」という。

《解説》

経過措置による障害基礎年金の支給要件について

次の(1)から(3)のいずれにも該当する者は、平成6年11月9日（その日に障害等級（1級又は2級）に該当しない者は障害等級（1級又は2級）に該当したとき）から65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金（障害認定日による障害基礎年金）の支給を請求することができます。

なお、経過措置による障害基礎年金は、請求があつた日の属する月の翌月から支給が開始されます。

(1) 平成6年11月9日前に障害基礎年金等の受給権を有していたことがあること

- (2) 平成6年11月9日前に(1)の障害基礎年金等の受給権が消滅したこと
- (3) (1)の障害基礎年金等の支給事由となった傷病により平成6年11月9日において障害等級（1級又は2級）に該当すること、又は平成6年11月10日から65歳に達する日の前日までの間において障害等級（1級又は2級）に該当したこと

注1 昭和61年4月1日以後に裁定された20歳前傷病による障害基礎年金及び旧国民年金法の障害福祉年金の受給権を有していた者については、法第30条の4第1項の障害基礎年金（20歳前傷病による障害基礎年金）が支給されます。

【平成六年改正国民年金法附則 第六条】

＜障害基礎年金の支給に関する特例措置＞

第六条 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下この項において「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（その日が昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあるものに限る。以下この項において「初診日」という。）において、国民年金の被保険者、厚生年金保険の被保険者、船員保険の被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であった者であつて、当該傷病による障害について障害基礎年金又は国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令ⁱ⁾で定めるものの受給権を有していたことがないものが、当該傷病により、施行日〔平成六年十一月九日〕において国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第三十条の四第一項〔二十歳前傷病による障害基礎年金〕の障害基礎年金の支給を請求することができる。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るもの及び昭和六十年改正法附則第八条第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）があり、かつ、当該被保険者期間に係る昭和六十年改正法附則第八条第一項に規定する旧保険料納付期間（同条第二項の規定により保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）と同条第一項に規定する旧保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

i) (6)措置令第2条

2 前項の請求があつたときは、国民年金法第三十条の四第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害基礎年金を支給する。

《趣旨・概要》

本条は、特例措置による障害基礎年金について規定したものです。

昭和61年4月1日の旧法においては、現在より障害年金の支給要件が厳しかったため（※7）、公的年金制度に加入している間に障害状態となっても、障害年金を受給できなかった者がいます。

※1 例えば、国民年金では1年以上、厚生年金保険では6月以上の加入を支給要件としていた。

平成6年の改正では、こうした当時の支給要件に該当せず、障害年金を受給できなかった者についても、現在の支給要件に該当する場合には、特例的に法第30条の4第1

項（20歳前傷病による障害基礎年金）の規定による障害基礎年金の支給を請求できることとしました。

《解説》

特例措置による障害基礎年金の支給要件について

次の(1)から(3)のいずれにも該当する者は、平成6年11月9日（その日に障害等級（1級又は2級）に該当しない者は障害等級（1級又は2級）に該当したとき）から65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金（20歳前傷病による障害基礎年金）の支給を請求することができます。

なお、特例措置による障害基礎年金は、請求があった日の属する月の翌月から支給が開始されます。

(1) 初診日要件

傷病の初診日（昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間にあるものに限る）において、次のいずれかに該当しており、かつ、当該傷病による障害について障害基礎年金又は被用者年金各法による障害年金等の受給権を有したことがないこと。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 厚生年金保険の被保険者
- ③ 船員保険の被保険者
- ④ 共済組合の組合員

(2) 障害認定日要件

次のいずれかの日において、障害等級（1級又は2級）に該当する程度の障害の状態にあること。

- ① 平成6年11月9日（平成6年改正法の施行日）
- ② 平成6年11月10日から65歳に達する日の前日までの間

(3) 保険料納付要件

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは（国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間及び被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む）、その被保険者に係る旧保険料納付済期間（保険料納付済期間とみなされた期間を含む）と旧保険料免除期間とを合算した期間が、その被保険者期間の3分の2以上であること。

注1 保険料納付要件の経過措置は適用されません。

特別障害給付金について

《解説》

平成17年4月から「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が施行され、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない者について、福祉的措置として特別障害給付金が支給されています。

1. 特別障害給付金の支給要件

「平成3年3月31日以前に国民年金の任意加入対象であった学生（定時制、夜間部、通信制を除く）」、又は「昭和61年3月31日以前に国民年金の任意加入対象であった被用者年金制度加入者の配偶者等（※1）」で、次の(1)から(3)のすべての要件を満たす者に特別障害給付金が支給されます。

- (1) 国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があること
- (2) 現在、障害等級の1級又は2級に相当する障害の状態にあること
(ただし、65歳に達する日の前日までに、障害等級の1級又は2級に相当する障害の状態に該当した者に限る。)
- (3) 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の受給権を有していないこと

※1の対象者について

- ① 被用者年金制度加入者の配偶者
- ② 被用者年金各法の老齢給付の受給権者の配偶者及び受給資格期間満了者の配偶者
- ③ 被用者年金各法の障害給付の受給権者の配偶者
- ④ 国会議員の配偶者
- ⑤ 地方議会議員の配偶者（ただし、昭和37年12月1日以降に限る）

2. 特別障害給付金の支給額（平成27年度の基本月額）

- ① 障害等級1級相当に該当する者 51,050円
- ② 障害等級2級相当に該当する者 40,840円

ただし、特定障害者本人の前年の所得が一定の額を超える場合は、全額又は2分の1が支給停止となります。全額又は2分の1支給停止となる所得限度額は、20歳前傷病による障害基礎年金の所得限度額と同様ですので、法第36条の3を参照してください。

＜併給の調整＞

第三十一条 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得したときは、従前の障害基礎年金の受給権は、消滅する。

《趣旨・概要》

本条は、障害基礎年金の併合認定について規定したものです。

障害基礎年金の受給権者に、新たに別の障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合は、法第20条（併給の調整）の規定は適用されず、本条の規定が適用されます。

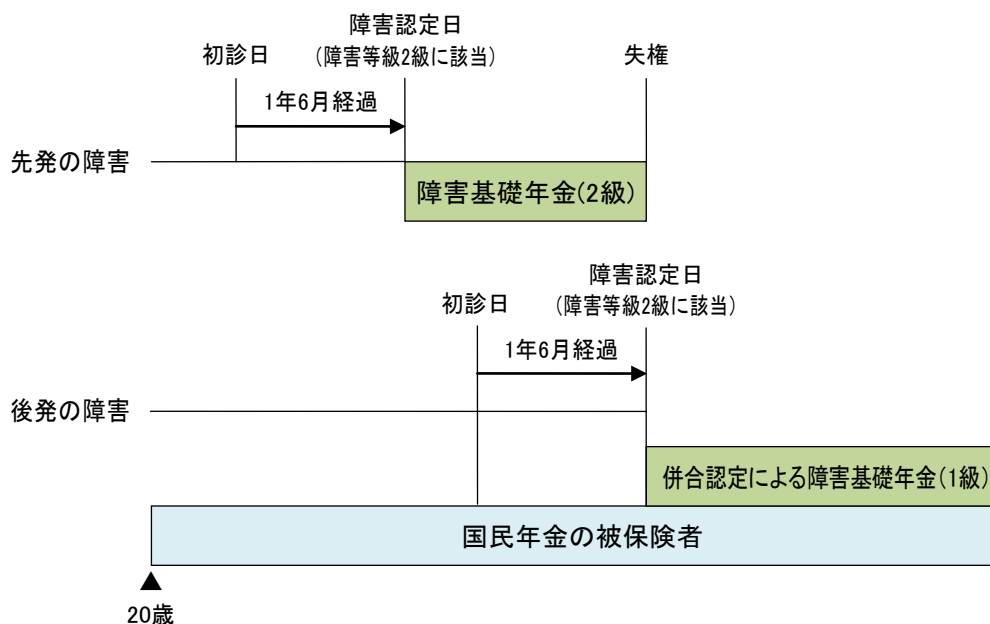
《解説》

障害基礎年金の受給権者に、新たに別の障害基礎年金を支給すべき事由が生じた場合は、本条（併合認定）の規定により、後発障害の障害認定日において、先発障害と後発障害を併合した障害の程度によって障害等級が定められ、新たな障害基礎年金が支給されます。また、併合認定が行われると、従前の障害基礎年金の受給権は消滅します。

この併合認定は、1級又は2級の障害基礎年金の受給権者が、新たに別の障害により、1級又は2級の障害基礎年金が支給される障害状態となった場合に限り行われます。

【併合認定の例】

先発障害(2級)と後発障害(2級)を併合した障害の程度が障害等級1級に該当した場合



第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金は、従前の障害基礎年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害基礎年金を支給する。

2 障害基礎年金の受給権者が更に障害基礎年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害基礎年金が第三十六条第一項〔労働基準法の障害補償による支給停止〕の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害基礎年金を支給する。

《趣旨・概要》

本条は、前条（併合認定）の規定により、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金（併合認定された障害基礎年金）を支給する際に、先発又は後発の障害基礎年金が支給停止されている場合の取扱いを定めたものです。

《解説》

1. 第1項は、先発の障害基礎年金が支給停止されている場合の取扱いを規定しています。先発の障害基礎年金の支給が停止されている期間は、併合認定された障害基礎年金は支給されず、後発の障害に基づく障害基礎年金が支給されます。また、併合認定された障害基礎年金は、先発の障害基礎年金の支給停止期間が終了した時点から支給されます。
2. 第2項は、後発の障害基礎年金が支給停止されている場合の取扱いを規定しています。後発の障害基礎年金が、労働基準法による障害補償を受けられるために支給を停止される場合は、その期間は併合認定された障害基礎年金は支給されず、先発の障害に基づく障害基礎年金が支給されます。また、併合認定された障害基礎年金は、後発の障害基礎年金の支給停止期間が終了した時点から支給されます。

<年金額>

第三十三条 障害基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

《趣旨・概要》

本条は、障害基礎年金の年金額について規定したものです。

障害基礎年金の年金額は、保険料納付済期間の月数や保険料免除期間の月数にかかわらず、780,900円に改定率を乗じて得た額とされています。

《解説》

障害基礎年金の年金額（基本年金額）は、下記のとおりです。

なお、障害等級1級の年金額は、障害等級2級の年金額の100分の125に相当する額となります。

障害等級	年金額
1級	780,900円×改定率×1.25
2級	780,900円×改定率

注1 実際の年金支給額は、厚生労働省又は機構のホームページをご確認ください。

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者

の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（（※1）第二十七条の三〔既裁定者の改定率の改定〕及び第二十七条の五〔調整期間における改定率の改定の特例〕の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

2 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）を有するに至つたことにより、前項の規定によりその額を加算することとなつたときは、当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 婚姻をしたとき。

四 受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五 離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

4 第一項又は前項第二号の規定の適用上、障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持している又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 令第4条の7

《趣旨・概要》

本条は、障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している子がある場合に、その子の人数に応じて、子の加算を行うことを規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、加算の対象となる子及び加算額について規定しています。

括弧書き（※1）の改定率に係る部分は、受給権者が68歳以上になっても、子の加算額は新規裁定者の改定率で改定を行うことを規定したものです。これは、障害基礎年金の子の加算は、受給権者に子がいることで生計費が多くかかることを理由に支給されるものであることから、受給権者本人の年齢（68歳以上かどうか）によって、加算額が異なること（既裁定者の改定率を適用すること）は妥当でないと考えられるためです。

(1) 加算の対象となる子

加算の対象となるのは、受給権者によって生計を維持しているその者の18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満であって障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態にある子です。

(2) 加算額

障害基礎年金の子の加算額は、下記のとおりです。

◇本来水準の子の加算額

加算対象の子	年金額
1人目・2人目の子 (1人につき)	224,700円×改定率
3人目以降の子 (1人につき)	74,900円×改定率

2. 第2項は、平成23年4月から障害年金加算改善法が施行されたことに伴い改正されました。従来（平成23年3月31日以前）は、障害基礎年金の受給権発生時に生計を維持している子がある場合に子の加算を行うこととされていましたが、改正後（平成23年4月1日以後）は、障害基礎年金の受給権発生後に受給権者によって生計を維持している子を有することになった場合（子の出生など）も子の加算を行うことに改められました。

なお、障害基礎年金の額は、子を有することになった日が属する月の翌月から改定されます。

3. 第3項は、減額改定の事由を列挙しています。加算の対象となる子が、第1号から第8号のいずれかに該当した場合は、該当した日の属する月の翌月から障害基礎年金の額が改定されます。

- ① 死亡したとき
- ② 受給権者による生計維持の状態がやんだとき
- ③ 婚姻をしたとき
- ④ 受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 離縁によって受給権者の子でなくなったとき
- ⑥ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（ただし、障害等級（1級又は2級）に該当する場合を除く）
- ⑦ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した後、障害等級（1級又は2級）に該当する子が、障害等級（1級又は2級）に該当しなくなったとき
- ⑧ 20歳に達したとき

4. 第4項は、子の加算に係る生計維持の認定に関し必要な事項は、政令（令第4条の7）で定めるとしています。「受給権者によって生計を維持している子」とは、障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者であって、厚生労働大臣が定める金額（年収850万円・年間所得655万5千円）以上の収入が得られないと認められる者をいいます。

なお、「生計維持及び生計同一関係に関する認定要件について」は、法第37条の2（遺族基礎年金を受けることができる遺族の範囲）に記載してありますので、そちらを参照してください。

《参考》

障害基礎年金には、配偶者に係る加算は行われません。また、障害厚生年金には、子に係る加給年金額の加算は行われません。

＜障害の程度が変わった場合の年金額の改定＞

第三十四条 厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

2 障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令ⁱ⁾で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

i) 則第33条の2の2

4 障害基礎年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において第三十条第一項各号〔初診日要件〕のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害（障害等級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び第三十六条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、厚生労働大臣に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

5 第三十条第一項ただし書〔保険料納付要件〕の規定は、前項の場合に準用する。

6 第一項の規定により障害基礎年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害基礎年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

《趣旨・概要》

障害基礎年金は、障害認定日における障害の程度に応じて支給されますが、その後、障害の程度が増進又は軽減したことにより障害等級が変更した場合は、年金額が改定されます。本条は、障害の程度が変わった場合の障害基礎年金の額の改定について規定しています。

なお、年金額の改定は、厚生労働大臣の職権により行われる場合と受給権者からの請求により行われる場合があります。

《解説》

1. 第1項は、厚生労働大臣の職権改定について規定しています。

厚生労働大臣は、障害基礎年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、障害基礎年金の額を改定することができます。

なお、第6項の規定のとおり、改定が行われた場合、改定後の額による障害基礎年金は、改定が行われた日の属する月の翌月から支給されます。

2. 第2項は、増進改定請求について規定しています。障害の程度が増進した場合、障害基礎年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害基礎年金の額の改定を請求することができます。

3. 第3項は、第2項の増進改定請求は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は第1項の厚生労働大臣の診査を受けた日から1年を経過した日（待期間）後でなければ行うことができないとしています。ただし、平成26年4月から、この1年間の待期間の要件が一部緩和され、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合（則第33条の2の2に定める場合）には、待期間を要さず増進改定請求を行うことができるようになりました。

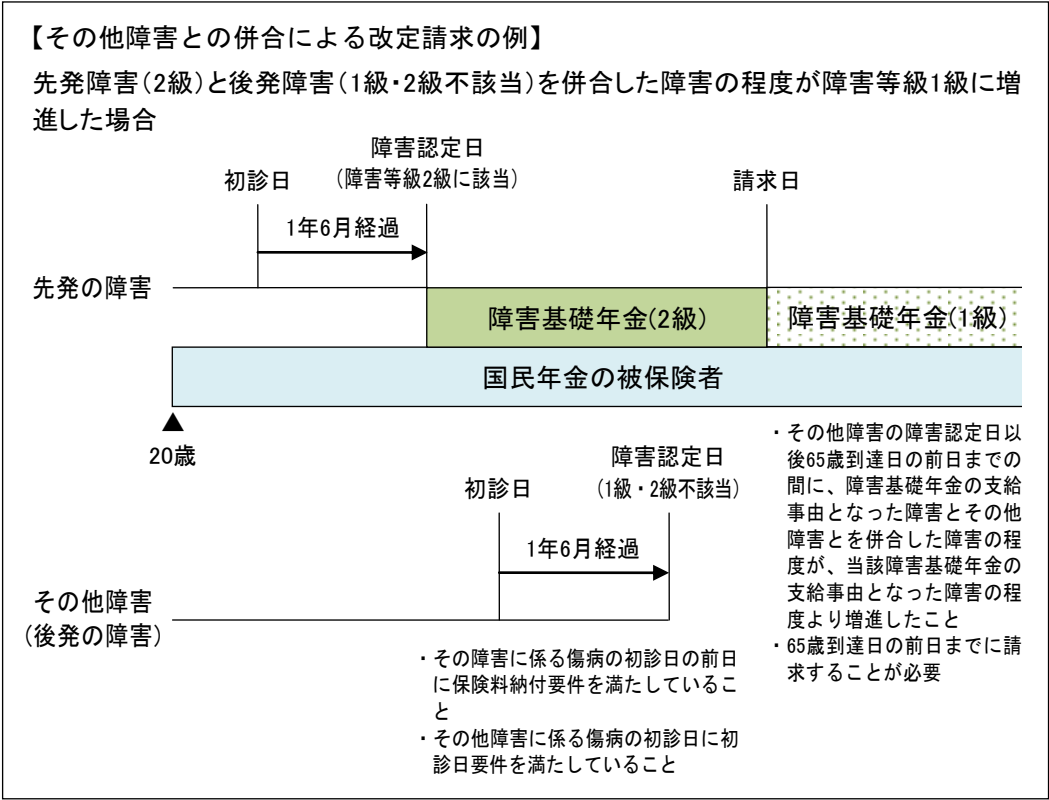
4. 第4項は、障害基礎年金の受給権者に、新たに別の障害等級の2級に満たない障害（その他障害）が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が既存の障害基礎年金の障害の程度よりも増進した場合に、障害基礎年金の額の改定を請求できることを規定しています。（例：2級の障害基礎年金の受給権者に、新たに2級に満たない障害が発生し、前後の障害を併合した障害の程度が1級に増進した場合。）

具体的な要件については、下記のとおりとなります。

次の(1)から(5)のいずれの要件も満たした者は、65歳に達する日の前日までに、厚生労働大臣に対し、障害基礎年金の額の改定を請求することができます。

なお、この場合には、請求があった日の属する月の翌月から障害基礎年金の額が改定されます。

- (1) 障害基礎年金の受給権者であること
- (2) 新たに別の障害等級に該当しない程度の障害（以下、「その他障害」という）が発生したこと
- (3) その他障害に係る傷病の初診日は、障害基礎年金の支給事由となった障害に係る傷病の初診日より後であること
- (4) その他障害に係る傷病の初診日において、法第30条第1項の初診日要件を、その前日に保険料納付要件をそれぞれ満たしていること
- (5) その他障害の障害認定日以後、65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が、当該障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進したこと



5. 第5項省略

6. 第6項省略

＜失権＞

第三十五条 障害基礎年金の受給権は、第三十一条第二項〔併合認定〕の規定によって消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級〔障害厚生年金の障害等級〕に該当する程度の障害の状態にない者が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。
- 三 厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

《趣旨・概要》

本条は、障害基礎年金の失権について規定しています。

《解説》

障害基礎年金の受給権は、法第31条第2項（併合認定）の規定によって消滅するほか、受給権者が(1)又は(2)のいずれかに該当した場合は消滅します。

なお、第2号と第3号の関係ですが、「第2号に規定されるとき」と「第3号に規定されるとき」といづれか遅いほうが到来したときに、障害基礎年金の受給権は消滅します。

(1) 死亡したとき

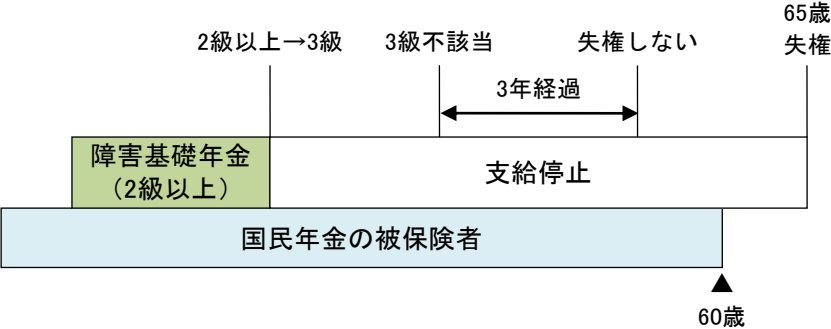
(2) ①又は②のいずれか遅いほうが到来したとき

① 障害厚生年金の障害等級（3級以上）に該当する程度の障害の状態にない者が65歳に達したとき

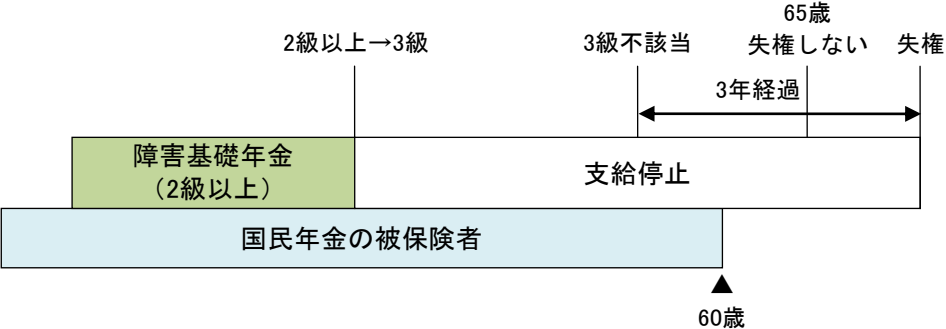
② 障害厚生年金の障害等級（3級以上）に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害厚生年金の障害等級（3級以上）に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過したとき

【障害基礎年金の失権】

- ① 3級に該当せず3年を経過したときが65歳に達する前であれば、受給権が消滅するのは65歳に達したとき。



- ② 3級に該当せず3年を経過したときが65歳に達した後であれば、受給権が消滅するのは、3級に該当せず3年を経過したとき。



<支給停止>

第三十六条 障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による障害補償¹⁾を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

i) 労基法第77条

2 障害基礎年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号〔初診日要件〕のいずれかに該当した場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 第三十条第一項ただし書〔保険料納付要件〕の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

《趣旨・概要》

本条は、障害基礎年金の支給停止について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、障害基礎年金と同一の支給事由により、労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、障害基礎年金は6年間、支給を停止することを規定しています。

2. 第2項は、前段で、障害基礎年金の受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった場合（障害の程度が2級より軽くなった場合）は、その該当しない間、障害基礎年金の支給を停止することを規定しています。

第2項の但し書きの部分は、その他障害（法第34条第4項）による支給停止の解除について規定しています。障害の程度が軽減して障害基礎年金の支給が停止されている間に、その他障害（障害等級の2級に満たない障害）が発生し、その他障害の障害認定日以後、65歳に達する日の前日までの間に、障害基礎年金の支給事由となつた障害とその他障害とを併合した障害の程度が障害等級（1級又は2級）に該当する場合は、障害基礎年金の支給停止が解除されます。

なお、この場合は、その他障害に係る傷病の初診日において、法第30条第1項の初診日要件を、その前日に保険料納付要件をそれぞれ満たしていることが必要です。

3. 第3項省略

《参考》

1. 【労働基準法 第七十七条】

<障害補償>

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

2. 【労働基準法 第八十二条】

<分割補償>

第八十二条 使用者は、支払能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七条〔障害補償〕又は第七十九条〔遺族補償〕の規定による補償に替え、平均賃金に別表第三に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

3. 労働者災害補償保険法との調整

障害基礎年金と同一の支給事由により、労働者災害補償保険法の規定による障害（補償）年金を受けることができる場合は、障害基礎年金は全額支給され、労働者災害補償保険法の側で支給の調整が行われます。ただし、法第30条の4（20歳前傷病による障害基礎年金）の規定による障害基礎年金は、労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付を受けることができる場合には、支給停止となります。

（法第36条の2第1項）

第三十六条の二 第三十条の四〔20歳前傷病による障害基礎年金〕の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき（第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令ⁱ⁾で定める場合に限る。）は、その該当する期間、その支給を停止する。

i) 則第34条の4

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であつて政令ⁱⁱ⁾で定めるものを受けるとき。

ii) 令第4条の8

二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

四 日本国内に住所を有しないとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が前条第一項〔労働基準法の規定による障害補償を受けることができるとき〕又は第四十一条第一項に規定する給付〔労働基準法の規定による遺族補償〕が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する障害基礎年金の額及び同項第一号に規定する給付の額（その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額。次項において同じ。）が、いずれも政令ⁱⁱⁱ⁾で定める額に満たないときは、第一項の規定を適用しない。ただし、これらの額を合算した額が当該政令で定める額を超えるとときは、当該障害基礎年金のうちその超える額に相当する部分については、この限りでない。

iii) 令第5条の2

4 第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるとときは、その超える部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。

5 第一項第一号に規定する給付が、恩給法による増加恩給、同法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料その他政令^{iv)}で定めるこれらに準ずる給付であつて、障害又は死亡を事由として政令^{iv)}で定める者に支給されるものであるときは、第一項、第三項及び前項の規定を適用しない。

iv) 令第5条の3

6 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法は、政令^{v)}で定める。

v) 令第5条

《趣旨・概要》

本条は、20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止について規定しています。

20歳前傷病による障害基礎年金は、保険料を納付していない期間（国民年金に加入する前）の傷病に係る障害について給付を行うことから、他の障害基礎年金とは異なる支給停止事由が設けられています。

《解説》

1. 第1項は、20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者が、次の①から④のいずれかに該当するときは、その間、障害基礎年金の支給を停止することを規定しています。

① 恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法の規定による年金たる給付、その他年金たる給付であって政令で定めるもの（※1）を受けることができるとき

（※1）「その他年金たる給付であって政令で定めるもの」とは、厚生年金保険法附則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付、国家公務員災害補償法による年金たる補償、地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償などです。（令第4条の8）

② 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき（※2）

③ 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき（※2）

（※2）上記②及び③について、具体的に障害基礎年金が支給停止となるのは、次の場合です。（則第34条の4）

ア）懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

イ）少年法第24条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

なお、平成17年4月から、刑事施設等に収容されている場合であっても、未決勾留中の者（判決が確定していない者）については、有罪が確定するまでは、支給停止は行わないこととされました。

④ 日本国内に住所を有しないとき

2. 第2項は、労働基準法の規定による障害補償又は遺族補償を受けることができる場合を除き、第1項第1号に規定される年金給付が、その全額につき支給を停止されているときは、障害基礎年金の支給を停止しないことを規定しています。

3. 第3項は、障害基礎年金の額及び第1項第1号に規定される年金給付の額が、いずれも712,000円に満たない場合は、障害基礎年金の支給を停止しないとしています。ただし、これらの額を合算した額が712,000円を超える場合は、その超える部分の額について障害基礎年金の支給が停止されます。

(令第5条の2)

4. 第4項は、障害基礎年金の額が712,000円以上であり、かつ、第1項第1号に規定される年金給付の額を超える場合は、その超える部分の額について障害基礎年金を支給することを規定しています。(令第5条の2)

5. 第5項は、第1項第1号に規定される年金給付が、増加恩給、扶助料その他政令(令第5条の3)で定める給付であって、障害又は死亡を支給事由として政令(令第5条の3)で定める者に支給されるものであるときは、障害基礎年金の支給を停止しないことを規定しています。

6. 第6項は、第1項第1号に規定される年金給付の計算方法は、政令(令第5条)で定めるとしています。

【国民年金法施行令 第五条】

＜法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の給付の額の計算方法＞

第五条 法第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める年金たる給付（以下この条において「年金給付」という。）の額は、次の各号によつて計算する。

一 当該年金給付に加算又は加給が行われるときは、その加算され、又は加給された後の額による。

二 二人以上の者が共同して同一の年金給付を受けることができるときは、その給付の額を受給権者の数で除して得た額による。

三 当該年金給付の額が月を単位として定められているときは、その額に十二を乗じて得た額による。

四 同一人が二以上の年金給付を受けることができるときは、その二以上の給付の額を合算した額による。

第三十六条の三 第三十条の四の規定〔20歳前傷病による障害基礎年金〕による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令ⁱ⁾で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、政令ⁱⁱ⁾で定めるところにより、その全部又は二分の一（第三十三条の二第一項〔子の加算額〕の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一）に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める。

i) 令第5条の4第1項

ii) 令第5条の4第2項

iii) 令第6条、第6条の2

《趣旨・概要》

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者本人の前年の所得が一定の額を超える場合、その全額又は2分の1が支給停止となります。

本条は、20歳前傷病による障害基礎年金の所得制限について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、20歳前傷病による障害基礎年金の所得限度額について規定しています。受給権者本人の前年の所得が扶養親族の人数等に応じて、下記の表の所得限度額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月まで障害基礎年金の全部又は2分の1（子の加算額がある場合はその額を控除した額の2分の1）が支給停止となります。

(1) 全額支給停止となる所得限度額

扶養親族の人数等	所得限度額
① 扶養親族なし	4,621,000円
② 特定扶養親族等（16歳以上23歳未満の扶養親族）1名につき	630,000円加算
③ 老人扶養親族等（70歳以上の老人控除対象配偶者又は70歳以上の老人扶養親族）1名につき	480,000円加算
④ ②又は③以外の扶養親族1名につき	380,000円加算

(2) 2分の1支給停止となる所得限度額

扶養親族の人数等	所得限度額
① 扶養親族なし	3,604,000円
② 特定扶養親族等（16歳以上23歳未満の扶養親族）1名につき	630,000円加算
③ 老人扶養親族等（70歳以上の老人控除対象配偶者又は70歳以上の老人扶養親族）1名につき	480,000円加算
④ ②又は③以外の扶養親族1名につき	380,000円加算

2. 第2項は、第1項の所得の範囲及びその額の計算方法は政令（令第6条、第6条の2）で定めるとしています。

《参考》

1. 20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者の所得状況の届出について

20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者に対しては、機構から所得状況届が送付され、毎年7月末までに市区町村へ提出することになっています。

【国民年金法施行規則 第三十六条の五】

＜法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出＞

第三十六条の五 法第三十条の四〔20歳前傷病による障害基礎年金〕の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2. 平成14年5月24日 庁保発第35号「受給権者本人の所得により支給を停止する場合の所得限度額」について

20歳前障害基礎年金等、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の受給権者本人の所得により支給を停止する場合の所得の限度額が所得税法（昭和40年法律第33号。以下「所得税法」という。）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及びその数に応じて次のとおり改められたこと。

(1) 20歳前障害基礎年金等が2分の1支給停止される場合の限度額

扶養親族の数	改正後の限度額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円、当該扶養親族が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円）を加算した額。

(2) 20歳前障害基礎年金等が全額支給停止される場合の限度額

扶養親族の数	改正後の限度額
0人	4,621,000円
1人以上	4,621,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円、当該扶養親族が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円）を加算した額。

第三十六条の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令ⁱ⁾で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十条の四〔20歳前傷病による障害基礎年金〕の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする前条の規定による支給の停止は、行わない。

i) 令第6条の3

2 前項の規定により第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかつた場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令ⁱⁱ⁾で定める額を超えるときは、当該被災者に支給する第三十条の四の規定による障害基礎年金で、前項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼつて、その支給を停止する。

ii) 令第5条の4第1項

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

《趣旨・概要》

本条は、20歳前傷病による障害基礎年金の所得制限の特例について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、震災、風水害、火災等による災害が原因で、住宅、家財又は政令（令第6条の3）で定める財産（※1）の被害金額が（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた月から翌年の7月まで、法第36条の3の規定による所得制限を理由とした、20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止を解除することを規定しています。

（※1）令第6条の3で定める財産は、下記のとおりです。

主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産。

2. 第2項省略
3. 第3項省略

障害基礎年金の裁定の請求について

障害基礎年金の裁定を請求する際、年金請求書に記載する事項や添付する書類等については、則第31条に規定されています。

【国民年金法施行規則 第三十一条】

＜裁定の請求＞

第三十一条 法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号
- 三 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨
 - イ 最後に厚生年金保険の被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者
 - ロ 昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者
- 四 障害の原因である疾病又は負傷（二以上の疾病又は負傷が障害の原因となつていときは、それぞれの疾病又は負傷とする。以下同じ。）の傷病名、当該疾病又は負傷に係る初診日、当該疾病又は負傷が治つていときはその旨及びその治つた年月日並びに当該疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものであるときはその発した年月日
- 五 次に掲げる者にあつては、その旨
 - イ 法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金の請求を行う者
 - ロ 法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金の請求を行う者
- 六 障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものであるとき又は業務上の事由によるものであるときは、その旨
- 七 加算額対象者（法第三十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定による加算額の計算の基礎となる子をいう。以下同じ。）があるときは、その者の氏名及び生年月日
- 八 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
- 九 法第三十六条第一項に規定する障害補償を受けることができる者にあつては、その旨
- 十 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求を行う者であつて令第四条の八に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、その旨
- 十一 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
 - イ 第十六条第一項第八号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金口

座の口座番号

ロ 第十六条第一項第八号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類

四 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

五 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム

六 障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日（疾病又は負傷が昭和六十一年四月一日前に発したものであるときは、当該疾病又は負傷が発した日を含む。）を明らかにすることができる書類

七 加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

八 加算額対象者があるときは、その者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

九 加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある子があるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

十 前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム

十一 公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十二 法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類

イ 令第四条の八に定める給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及び当該給付の額並びにその支給を受けることとなつた年月日を明らかにすることができる書類

ロ 障害基礎年金所得状況届（様式第三号）

十三 前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

3 前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。以下この項において

同じ。)が三百六十万四千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書

二 前年の所得が三百六十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ 受給権者の前年の所得の額並びに法第三十六条の三第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「老人控除対象配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ 受給権者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ 受給権者が令第六条の二第二項第一号から第三号までの規定に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書

ニ 受給権者が法第三十六条の四第一項の規定に該当するときは、障害基礎年金被災状況届（様式第四号）

4 第一項の裁定の請求は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金（以下「障害厚生年金」という。）の受給権を有する場合においては、厚生年金保険法第三十三条の規定による当該障害厚生年金の裁定の請求に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害厚生年金の裁定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

5 第一項の裁定の請求は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害共済年金又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた障害共済年金（以下「厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する障害共済年金」という。）の受給権者（平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国家公務員共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の三級又は廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級の三級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。）である場合であつて、平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた改正後国家公務員共済法第八十四条第一項又は廃止前農林共済法第四十四条第一項の規定による当該厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する障害共済年金の改定請求に併せて行われるときは、第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する障害共済年金の改定請求書に添えたものについては、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

6 法第三十条の四の規定による障害基礎年金に係る第一項の請求は、当該障害基礎年金の額の全部につき支給を停止される事由がある場合においては、第二項第十二

号に掲げる書類を添えないであることを妨げない。

7 法第三十条の四の規定による障害基礎年金に係る第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

8 第一項の裁定の請求が、平成六年改正法附則第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による障害基礎年金に係るものであるときは、第二項各号に掲げる書類等のほか、次の各号に掲げる年金の支給事由である障害の原因となつた疾病又は負傷の傷病名を記載した書類及びその年金の年金証書（年金証書を添えることができないときは、第六十五条第二項第二号の二並びにその年金について同項第一号及び第三号に掲げる事項を明らかにすることができる書類）を添えなければならない。この場合においては、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類は添えることを要しないものとする。

一 法による障害基礎年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害基礎年金

二 旧法による障害年金の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害年金

三 厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは旧厚生年金保険法による障害年金又は障害共済年金若しくは障害年金（以下この項において「障害厚生年金等」という。）の受給権を有していたことがある者にあつては、当該障害厚生年金等

9 令第一条第一項第二号の規定により共済組合等において第一項の請求書の受理及び事実の審査が行われる場合にあつては、同項の請求書に記載することとされた事項又は第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等について当該共済組合等が記載し、又は添えるときは、受給権者はこれを省略することができる。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25年改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

第3章 給付 第4節 遺族基礎年金

<支給要件>

第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者が、死亡したとき。
- 二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものが、死亡したとき。
- 三 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。
- 四 第二十六条ただし書に該当しないもの〔老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者〕が、死亡したとき。

《趣旨・概要》

本条は、遺族基礎年金の支給要件について規定しています。

遺族年金は、原則として、死亡日が新法施行日前（昭和61年3月31日以前）にあるときは旧国民年金法の死亡に係る給付（母子年金、準母子年金、遺児年金）の対象となり、新法施行日以後（昭和61年4月1日以後）にあるときは新法の遺族基礎年金の対象となります。ただし、旧国民年金法の母子福祉年金及び準母子福祉年金は、新法施行日に遺族基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されています。

なお、従来、遺族基礎年金は、一定の要件を満たした子のある妻又は子に支給されていましたが、平成26年4月1日から一定の要件を満たした子のある夫にも支給されることになりました。

注1 従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金に関する規定⇒(60)法附則第28条

《解説》

遺族基礎年金は、死亡した者（自殺を含む）が「被保険者等要件」、「保険料納付要件」を満たしている場合に、所定の要件を満たすその者の配偶者又は子に支給されます。

(1) 被保険者等要件

次の①から④のいずれかに該当する者が死亡したことが必要です。

① 第1号⇒ 被保険者

② 第2号⇒ 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者

注2 過去に被保険者であったことがあり、死亡日に60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有していることが要件となります。

③ 第3号⇒ 老齢基礎年金の受給権者

④ 第4号⇒ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者

(2) 保険料納付要件

① 保険料納付要件の原則

上記(1)の①（被保険者）及び②（被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者）の者の死亡については、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間がその被保険者期間の3分の2以上であることが必要です。

平成11年1月に20歳に達した者が、平成26年2月に死亡した場合

死亡日の属する月の前々月

- 1 保険料を納付すべき期間は、平成11年1月から平成25年12月（死亡日の属する月の前々月）までの180月です。
- 2 保険料を納付すべき期間のうち、保険料納付済期間（96月）と保険料免除期間（24月）を合算した期間は120月です。
- 3 したがって、 $120 \div 180 = 2/3$ となり、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上あるため、保険料納付要件を満たします。

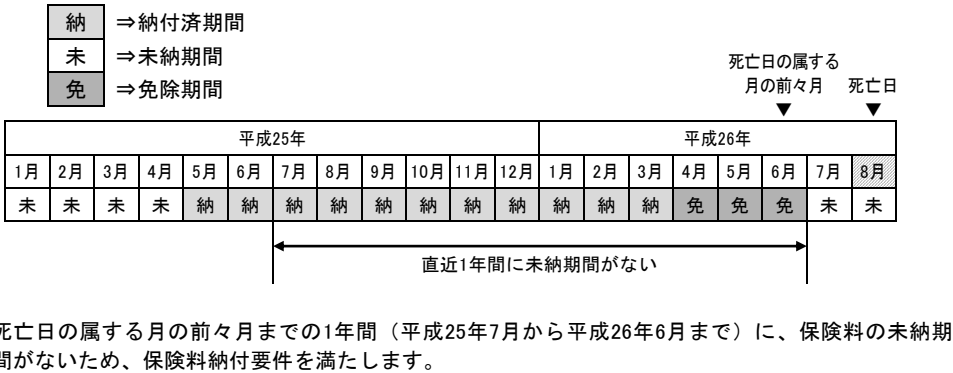
② 保険料納付要件の経過措置について

死亡日が平成38年4月1日前にある死亡については、上記①の要件（保険料納付要件の原則）を満たしていなくても、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間（死亡日において被保険者でなかった者については、死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間）に保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がない（保険料の未納期間がない）場合は、保険料納付要件を満たしたものとされます。

ただし、死亡日において65歳以上の者に対して、この経過措置は適用されません。

((60)法附則第20条第2項)

【保険料納付要件の経過措置の例】
平成26年8月に死亡した者の場合



《参考》

1. 老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合（第3号）又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合（第4号）は、保険料納付要件は問われません。
2. 老齢基礎年金の受給資格期間を見る上で、被用者年金制度加入期間のうち、昭和36年4月1日前の期間、20歳未満及び60歳以後の期間は、合算対象期間となりますが、遺族基礎年金の支給要件を見る上では、保険料納付済期間とみなします。
((60)法附則第8条第9項)
3. 厚生年金保険の第3種被保険者（坑内員・船員）の被保険者期間は、遺族基礎年金の支給要件を見る上では、実期間で計算します。（3分の4倍又は5分の6倍しない）
((60)法附則第8条第8項)

4. 旧母子年金について

旧母子年金は、夫が死亡し、死亡した夫に生計を維持されていた妻が、18歳未満の子又は20歳未満で障害の状態にある子と生計を同じくしている場合に妻に支給されていたものです。

なお、旧国民年金法では、死亡した夫が国民年金の被保険者であることは要件とされず、夫の死亡当時、妻自身が国民年金の被保険者であり所定の保険料納付要件を満たしているか、又は妻自身が老齢年金を受けるのに必要な受給資格期間を満たしていることが必要でした。

5. 旧準母子年金について

旧準母子年金は、男子（夫、子、父又は祖父）が死亡し、死亡した者に生計を維持されていた女子（祖母又は姉）が準母子状態（祖母と孫又は姉と弟妹が残された状態）である場合に、祖母又は姉に支給されていたものです。

母子年金の妻と同様に、祖母又は姉が所定の保険料納付要件又は老齢年金の受給資格期間を満たしていることが必要でした。

6. 旧遺児年金について

旧遺児年金は、父又は母が死亡し、死亡した者に生計を維持されていた18歳未満の子、又は20歳未満の障害の状態にある子が、父又は母の死亡の当時、生計を同じくする父又は母がいない場合に子に支給されていたものです。

また、死亡した者（父又は母）が、所定の保険料納付要件又は老齢年金の受給資格期間を満たしていることが必要でした。

＜遺族の範囲＞

第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子（以下単に「配偶者」又は「子」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする。

一 配偶者については、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 子については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

3 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 令第6条の4

《趣旨・概要》

本条は、遺族基礎年金の対象となる遺族の範囲について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、遺族基礎年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者又は子であり、被保険者等の死亡の当時、その者によつて生計を維持していた、次の①又は②に該当するものとしています。

① 下記の②の子と生計を同じくしている配偶者

② 「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」又は「20歳未満であつて障害等級（1級又は2級）に該当する障害の状態にある子」

注1 現に婚姻をしている子は②の子に該当しません。

2. 第2項は、胎児が出生した場合の取扱いについて規定しています。

被保険者等が死亡した当時、胎児であつた子が生まれたときは、その子は、被保険者等の死亡の当時、死亡した被保険者等によつて生計を維持していたものとみなされ、配偶者は、被保険者等の死亡の当時、その子と生計を同じくしていたものとみなされます。なお、この場合は、子が生まれたときから将来に向かつて、遺族基礎年金の受給権が発生します。（被保険者等の死亡の当時にさかのぼって受給権は発生しません。）

3. 第3項は、遺族の範囲に係る生計維持の認定に関し必要な事項は、政令（令第6条の4）で定めるとしています。なお、「被保険者等によって生計を維持していた配偶者又は子」とは、被保険者等の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者であって、厚生労働大臣が定める金額（年収850万円・年間所得655万5千円）以上の収入が得られないと認められる者をいいます。

《参考》

1. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者は、遺族基礎年金を受けることができる遺族に含まれます。しかし、子については、被保険者等の法律上の子であることが必要で、被保険者等と養子縁組を行っていない事実上の子（配偶者の連れ子）は、遺族基礎年金を受けることができる遺族に含まれません。なお、配偶者、夫及び妻の定義については、法第5条第8項を参照してください。

2. 生計維持及び生計同一関係に関する認定要件について

遺族基礎年金を受けることができる遺族とは、被保険者等が死亡した当時、その者によって生計を維持していたことが要件の1つとなっており、また、配偶者は子と生計を同じくしていることが要件となっています。

この生計維持及び生計同一関係に関する認定要件について、日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知：平成23年3月23日年発0323第1号『生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて』が発出されています。（最終改正：平成26年3月31日年発0331第7号）

生計維持・生計同一関係等に係る認定基準及びその取扱いについて

1 総論

(1) 生計維持認定対象者

次に掲げる者（以下「生計維持認定対象者」という。）に係る生計維持関係の認定については、2の生計維持関係等の認定日において、3の生計同一要件及び4の収入要件を満たす場合（⑦及び⑨にあっては、3の生計同一要件を満たす場合。）に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計維持関係があるものと認定するものとする。

ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。

- ① 老齢基礎年金のいわゆる振替加算等の対象となる者
- ② 障害基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号、以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国民年金法による障害年金を含む。）の加算額の対象となる子
- ③ 遺族基礎年金の受給権者
- ④ 昭和60年改正法による改正後の国民年金法による寡婦年金の受給権者
- ⑤ 老齢厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者及び子
- ⑥ 障害厚生年金の加給年金額の対象となる配偶者
- ⑦ 昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法による障害年金の加給年金額の対象となる配偶者及び子
- ⑧ 遺族厚生年金（昭和60年改正法による改正後の厚生年金保険法による特例遺族年金を含む。）の受給権者
- ⑨ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法による障害年金の加給年金額の対象となる配偶者及び子

(2) 生計同一認定対象者

次に掲げる者（以下「生計同一認定対象者」という。）に係る生計同一関係の認定については、2の生計維持関係等の認定日において、3の生計同一要件を満たす場合に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計同一関係があるものと認定するものとする。

ただし、これにより生計同一関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。

- ① 遺族基礎年金の支給要件及び加算額の対象となる子
- ② 死亡一時金の支給対象者
- ③ 未支給年金及び未支給の保険給付の支給対象者

2 生計維持関係等の認定日

(1) 認定日の確認

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計維持関係等の認定を行うに当たっては、次に掲げる生計維持関係等の認定を行う時点（以下「認定日」という。）を確認した上で、認定日において生計維持関係等の認定を行うものとする。

① 受給権発生日

② 老齢厚生年金に係る加給年金額の加算開始事由に該当した日

③ 老齢基礎年金に係る振替加算の加算開始事由に該当した日

④ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成22年政令第194号）の施行に伴い、障害厚生年金及び障害基礎年金並びに障害年金の受給権発生後において、当該受給権者が次のいずれかに該当する者である場合にあっては、次に掲げる日

ア 障害年金加算改善法（以下「法」という。）施行日の前日において、加給年金額及び加算額の加算の対象となっていない配偶者及び子を有する場合にあっては、法施行日の前日(平成23年3月31日)

イ 法施行日以後において、新たに生計維持関係がある配偶者及び子を有するに至った場合にあっては、当該事実が発生した日（以下「事実発生日」という。）

ウ 法施行日以後において、加給年金額及び加算額の加算の対象となっていない子を有する場合にあっては、当該子が新たに障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態となった日（以下「現症日」という。）

エ 法施行日以後において、加給年金額及び加算額の加算の対象となっていない子を有し、受給権者の配偶者等に対して当該子に係る児童扶養手当が支給されている場合にあっては、児童扶養手当の額が決定、改定又は停止となった月の前月の末日、若しくは障害基礎年金又は障害年金の当該子に係る加算の届出日

(2) 確認の方法

これらの認定日の確認については、受給権者からの申出及び認定日の内容に応じ別表1の書類の提出を求め行うものとする。

3 生計同一に関する認定要件

(1) 認定の要件

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

① 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が配偶者又は子である場合

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - (イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
 - (ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること
 - (イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

② 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が死亡した者の父母、孫、祖母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族である場合

- ア 住民票上同一世帯に属しているとき
- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - (イ) 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

(2) 認定の方法

これらの事実の認定については、受給権者から別表2の書類の提出を求め行うものとする。

4 収入に関する認定要件

(1) 認定の要件

- ① 生計維持認定対象者（障害厚生年金及び障害基礎年金並びに障害年金の生計維持認定対象者は除く。）に係る収入に関する認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。
 - ア 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること。
 - イ 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること。
 - ウ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記ア又はイに該当すること。
 - エ 前記のア、イ又はウに該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること。

- ② 障害厚生年金及び障害基礎年金の生計維持認定対象者に係る収入に関する認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を有すると認められる者以外の者に該当するものとする。

ア 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること。

イ 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること。

ウ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記ア又はイに該当すること。

エ 前記のア、イ又はウに該当しないが、定年退職等の事情により現に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること。

(2) 認定の方法

これらの認定については、受給権者からの申出及び生計維持認定対象者の状況に応じ別表3の書類の提出又は提示を求め行うものとする。

5 事実婚関係

(1) 認定の要件

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること。

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

(2) 除外の範囲

前記（1）の認定の要件を満たす場合であっても、当該内縁関係が反倫理的な内縁関係である場合、すなわち、民法第734条(近親婚の制限)、第735条(直系姻族間の婚姻禁止)又は第736条(養親子関係者間の婚姻禁止)の規定のいずれかに違反することとなるような内縁関係にある者（以下「近親婚者」という。）については、これを事実婚関係にある者とは認定しないものとする。

ただし、厚生年金保険法、国民年金法、船員保険法による死亡を支給事由とする給付（未支給の保険給付及び未支給年金を含む。）及び加給年金額並びに振替加算の生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計維持関係等の認定において、次に掲げるすべての要件に該当する近親婚者については、過去の判例を踏まえ、日本年金機構本部及び厚生労働省年金局に対し、その取扱いについて協議を行うものとする。

- ① 三親等の傍系血族間の内縁関係にあること。

- ② 内縁関係が形成されるに至った経緯が、内縁関係が開始された当時の社会的、時代的背景に照らして不当ではないこと。
- ③ 地域社会や周囲に抵抗感なく受け入れられてきた内縁関係であること。
- ④ 内縁関係が長期間（おおむね40年程度以上）にわたって安定的に継続されてきたものであること。

(3) 離婚後の内縁関係の取扱い

離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、その者の状態が前記（1）の認定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定するものとする。

(4) 認定の方法

これらの事実婚関係及び生計同一関係の認定については、3の（1）の①によるものとし、受給権者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者からの申出並びに別表5の書類の提出を求め行うものとする。

6 重婚的内縁関係

(1) 認定の要件

届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従って、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとする。

なお、内縁関係が重複している場合については、先行する内縁関係がその実体を全く失ったものとなっているときを除き、先行する内縁関係における配偶者を事実婚関係にある者とする。

- ① 「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして取扱うものとする。
 - ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき
 - イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき
- ② 「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げるすべての要件に該当することを要するものとする。
 - ア 当事者が住居を異にすること。
 - イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと。

ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと。

(2) 重婚的内縁関係に係る調査

重婚的内縁関係にある者を「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として認定するには、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていることを確認することが必要であり、このため、次の調査を行い、その結果を総合的に勘案して事実婚関係の認定を行うものとする。

なお、この調査は、相手方の任意の協力を得て行うものであるとともに、本人のプライバシーに関係する問題でもあるので、慎重に取り扱うものとする。

① 戸籍上の配偶者に対して、主として次の事項について、婚姻関係の実態を調査すること。

なお、戸籍上の配偶者の住所は、戸籍の附票(住民基本台帳法第16条～第20条参照)により確認することとする。

ア 別居の開始時期及びその期間

イ 離婚についての合意の有無

ウ 別居期間中における経済的な依存関係の状況

エ 別居期間中における音信、訪問等の状況

② 前記①による調査によっても、なお不明な点がある場合には、いわゆる内縁関係にある者に対しても調査を行うこと。

③ 厚生年金保険法及び船員保険法の未支給の保険給付並びに国民年金法の未支給年金についても同様の取扱いとすること。

この取扱いは、平成23年4月1日から適用するものとする。

別表1 生計維持関係等の認定日関係

認定日の区分	認定日の内容	提出書類
①	受給権発生日	不要
②	老齢厚生年金に係る加給年金額の加算開始事由に該当した日	不要
③	老齢基礎年金に係る振替加算の加算開始事由に該当した日	不要
④－ア	障害年金加算改善法施行日の前日	不要
④－イ	㉞婚姻日、出生日又は養子縁組日	戸籍謄（抄）本又は登録原票記載事項証明書
	㉟事実婚関係の開始日	それぞれの住民票（世帯全員）の写、別表6に掲げる書類又は事実婚関係の開始日に係る第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であつて、受給権者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない。以下同じ。）の証明書
	㊱生計同一関係の開始日	それぞれの住民票（世帯全員）の写、別表4に掲げる書類又は生計同一関係の開始日に係る第三者の証明書
	㊲収入又は所得が減少した年の翌年の初日（ただし平成23年にあつては3月31日）	源泉徴収票、課税証明書又は確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類
	㊳今後見込まれる収入が恒常的に減少することが確定した日	労働契約書、労働条件通知書、雇用契約書又は役員報酬改定を議決した議事録の写
	㊴退職日又は退任日の翌日	雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証又は役員変更・退任を議決した議事録の写若しくは事業主が発行した退職証明書
	㊵法人若しくは個人事業の解散日、廃業日又は休業日の翌日	解散登記の記入がある法人登記簿謄本、個人事業廃業届、解散・休業等異動事項の記載がある法人税・消費税異動届又は事業廃止を議決した議事録の写
	㊶その他㉞～㊵に準ずる場合	その他事実発生日を証する書類
④－ウ	現症日	障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
④－エ	㊷児童扶養手当の額の決定月、改定月又は停止月の前月の末日	児童扶養手当証書、児童扶養手当額改定通知書、児童扶養手当額支給停止通知書又は児童扶養手当額調書の写
	㊸届出日	児童扶養手当証書又は児童扶養手当額改定通知書の写

別表2 生計同一に関する認定関係

認定対象者の状況区分	提出書類
①－ア	住民票(世帯全員)の写
①－イ	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 別世帯となっていることについての理由書
①－ウ－（ア）	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 同居についての申立書 c 別世帯となっていることについての理由書 d 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類
①－ウ－（イ）	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 別居していることについての理由書 c 経済的援助及び定期的な音信、訪問等についての申立書 d 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類
②－ア	住民票（世帯全員）の写
②－イ	それぞれの住民票（世帯全員）の写
②－ウ－（ア）	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 同居についての申立書 c 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類
②－ウ－（イ）	a それぞれの住民票（世帯全員）の写 b 経済的援助についての申立書 c 第三者の証明書又は別表4に掲げる書類

別表3 収入に関する認定関係

1 本文4の(1)及び(2)のア又はイに該当する者に添付を求める書類

前年若しくは前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類又は認定対象者が次の表左欄に掲げる者である場合にあっては表右欄に掲げる書類

認定対象者	認定対象者の状況	提示書類
配偶者 父母 祖父母	① 健康保険等の被扶養者	健康保険被保険者証等
	② 国民年金の第3号被保険者	第3号被保険者認定通知書又は年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る。）
	③ 公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者	年金証書及び裁定通知書
	④ 国民年金保険料免除者、学生納付特例者又は若年者納付猶予者	国民年金保険料免除該当通知書又は国民年金保険料免除申請承認通知書等
	⑤ 生活保護受給者	保護開始決定通知書
子・孫	① 義務教育終了前	不要
	② 健康保険等の被扶養者	健康保険被保険者証等
	③ 高等学校等在学中	在学証明書又は学生証
	④ 公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者	年金証書及び裁定通知書

2 本文4の(1)及び(2)のウ又はエに該当する者に添付を求める書類

前年若しくは前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類並びに当該事情を証する書類等

別表4 生計同一関係を証明する書類（別表1及び別表2関係）

事項	提出書類
① 健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写
② 給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写
③ 税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税台帳等の写
④ 定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写
⑤ その他①～④に準ずる場合	その事実を証する書類

別表5 事実婚関係及び生計同一関係に関する認定関係

本文5の（1）に該当する者に添付を求める書類

婚姻の意思についての当事者それぞれの申立書（当事者が死亡している場合にあっては死亡者に係る婚姻の意思についての第三者の証明書。ただし、当事者の一方が、死亡者が受給していた公的年金に係る加給年金額対象者であり、かつ、死亡の当時、当該受給権者と同居していた場合にあっては、この限りではない。）及び認定対象者が次の表左欄に掲げる者である場合にあっては表右欄に掲げる書類

認定対象者の状況	提出書類
①－ア	住民票(世帯全員)の写
①－イ	a それぞれの住民票(世帯全員)の写 b 別世帯となっていることについての理由書 c 第三者の証明書又は別表6に掲げる書類
①－ウ－（ア）	a それぞれの住民票(世帯全員)の写 b 同居についての申立書 c 別世帯となっていることについての理由書 d 第三者の証明書及び別表6に掲げる書類
①－ウ－（イ）	a それぞれの住民票(世帯全員)の写 b 別居していることについての理由書 c 経済的援助及び定期的な音信、訪問等についての申立書 d 第三者の証明書及び別表6に掲げる書類

別表6 事実婚関係及び生計同一関係を証明する書類（別表1及び別表5関係）

認定対象者の状況	提出書類
① 健康保険の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証の写
② 給与計算上、扶養手当の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写
③ 同一人の死亡について、他制度から遺族給付が行われている場合	他制度の遺族年金証書等の写
④ 挙式、披露宴等が最近（1年以内）に行われている場合	結婚式場等の証明書又は挙式、披露宴等の実施を証する書類
⑤ 葬儀の喪主になっている場合	葬儀を主催したことを証する書類（会葬御礼の写等）
⑥ その他①～⑤のいずれにも該当しない場合	その他内縁関係の事実を証する書類（連名の郵便物、公共料金の領収証、生命保険の保険証、未納分の税の領収証又は賃貸借契約書の写等）

＜年金額＞

第三十八条 遺族基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

《趣旨・概要》

本条は、遺族基礎年金の年金額について規定したものです。

《解説》

遺族基礎年金の年金額（基本年金額）は、保険料納付済期間の月数や保険料免除期間の月数にかかわらず、780,900円に改定率を乗じて得た額となります。

注1 実際の年金支給額は、厚生労働省又は機構のホームページをご確認ください。

第三十九条 配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項〔遺族の範囲〕に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三〔既裁定者の改定率の改定〕及び第二十七条の五〔調整期間における改定率の改定の特例〕の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。（※1））を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

2 配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、配偶者がその権利を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。

3 配偶者に支給する遺族基礎年金については、第一項に規定する子が二人以上ある場合であつて、その子のうち一人を除いた子の一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。

三 配偶者以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。

五 配偶者と生計を同じくしなくなつたとき。

六 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八 二十歳に達したとき。

《趣旨・概要》

本条は、配偶者に支給する遺族基礎年金について、子の人数に応じて、子の加算を行うことを規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、加算の対象となる子の人数に応じて、下記の額を加算することを規定しています。

なお、括弧書き（※1）の改定率に係る部分は、配偶者が68歳以上になっても、子の加算額は新規裁定者の改定率で改定を行うことを規定したものです。

◇子の加算額

加算対象の子	年金額
1人目・2人目の子 (1人につき)	224,700円×改定率
3人目以降の子 (1人につき)	74,900円×改定率

注1 実際の年金支給額は、厚生労働省又は機構のホームページをご確認ください。

2. 第2項は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時胎児であった子が生まれた場合は、胎児であった子が生まれた日の属する月の翌月から遺族基礎年金の額を改定することを規定しています。
3. 第3項は、減額改定の事由を列挙しています。加算の対象となる子が2人以上ある場合であって、その子のうち1人を除いた子の1人又は2人以上が、第1号から第8号のいずれかに該当した場合は、該当した日の属する月の翌月から遺族基礎年金の額が改定されます。（配偶者に遺族基礎年金が支給されるのは、少なくとも1人以上加算の対象となる子がある場合です。加算の対象となる子のすべてが減額改定の事由に該当した場合は、配偶者の受給権は消滅します。）
- ① 死亡したとき
 - ② 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
 - ③ 配偶者以外の者の養子となったとき（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む）
 - ④ 離縁によって死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき
 - ⑤ 配偶者と生計を同じくしなくなったとき
 - ⑥ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（ただし、障害等級（1級又は2級）に該当する場合を除く）
 - ⑦ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した後、障害等級（1級又は2級）に該当する子が、障害等級（1級又は2級）に該当しなくなったとき
 - ⑧ 20歳に達したとき

《参考》

遺族厚生年金には、子に係る加給年金額の加算は行われません。

第三十九条の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率（第二十七条の三〔既裁定者の改定率の改定〕及び第二十七条の五〔調整期間における改定率の改定の特例〕の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、遺族基礎年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定する。

《趣旨・概要》

本条は、子に支給する遺族基礎年金について、子の人数に応じて、子の加算を行うことと、1人あたりの支給額について規定しています。

《解説》

1. 子に支給する遺族基礎年金の額は、受給権を取得した子が1人のときは、780,900円に改定率を乗じて得た額が支給され、加算は行われません。受給権を取得した子が2人以上ある場合のそれぞれの子に支給する遺族基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額に、2人目の子は224,700円に改定率を乗じて得た額、3人目以降の子は1人につき74,900円に改定率を乗じて得た額を加算し、年金を受ける子の人数で除して得た額となります。

整理すると、下記の図のようになります。

◇子に支給する遺族基礎年金の額

子の人数	基本年金額	加算額	1人あたりの支給額
1人	780,900円 × 改定率	—	780,900円×改定率
2人		224,700円×改定率	基本年金額と加算額の合計額を子の人数で除して得た額
3人		(224,700円×改定率) + (74,900円×改定率)	
4人		(224,700円×改定率) + (74,900円×改定率×2)	

注1 実際の年金支給額は、厚生労働省又は機構のホームページをご確認ください。

2. 第2項は、子の加算額の対象となる子の人数が増減した場合は、増減をした日の属する月の翌月から遺族基礎年金の額を改定することを規定しています。

＜失権＞

第四十条 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 養子となつたとき（直系血族又は直系姻族の養子となつたときを除く。）。

2 配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、第三十九条第一項〔配偶者に支給する遺族基礎年金の額〕に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてその全ての子が、同条第三項各号〔減額改定事由〕のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

3 子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によつて消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- 一 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。
- 二 十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。
- 三 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。
- 四 二十歳に達したとき。

《趣旨・概要》

本条は、遺族基礎年金の受給権の失権について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、配偶者及び子の共通の失権事由について規定しています。遺族基礎年金の受給権は、受給権者（配偶者及び子）が、次の①から③のいずれかに該当した場合は、消滅します。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻をしたとき
- ③ 養子になったとき（直系血族又は直系姻族の養子になったときを除く）

2. 第2項は、配偶者だけの失権事由について規定しています。すべての子が遺族基礎年金の減額改定事由（法第39条第3項）に該当した場合は、配偶者の遺族基礎年金の受給権は消滅します。

3. 第3項は、子だけの失権事由について規定しています。子が次の①から④のいずれかに該当した場合は、子の遺族基礎年金の受給権は消滅します。

- ① 離縁によって死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき
- ② 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（ただし、障害等級（1級又は2級）に該当する場合を除く）
- ③ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した後、障害等級（1級又は2級）に該当する子が、障害等級（1級又は2級）に該当しなくなったとき
- ④ 20歳に達したとき

《参考》

夫の死亡により遺族基礎年金の受給権者となった妻が、自分の祖父（直系血族）又は夫の父（直系姻族）と養子縁組をしたとしても、それを理由に遺族基礎年金の受給権が消滅することはありません。（第1項第3号の括弧書きの部分）

＜支給停止＞

第四十一条 遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、労働基準法の規定による遺族補償ⁱ⁾が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

i) 労基法第79条

2 子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項〔受給権者の申出による支給停止〕又は次条第一項〔所在不明による支給停止〕の規定によりその支給を停止されているときを除く。）、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

《趣旨・概要》

本条は、遺族基礎年金の支給停止について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、遺族基礎年金と同一の支給事由により、労働基準法の規定による遺族補償を受けることができるときは、遺族基礎年金は死亡日から6年間、支給を停止することを規定しています。

2. 第2項は、子に対する遺族基礎年金の支給停止について規定しています。子に対する遺族基礎年金は、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、支給停止となります。

① 配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者に対する遺族基礎年金が、配偶者の申出又は所在不明により支給停止されているときを除く）

② 生計を同じくするその子の父又は母があるとき

《参考》

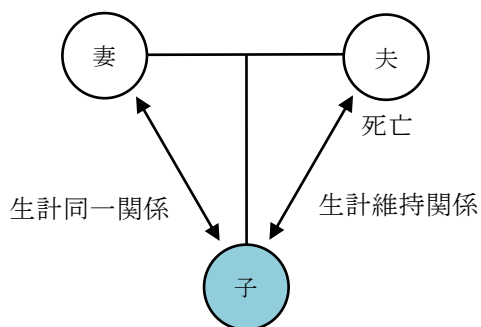
労働者災害補償保険との調整

遺族基礎年金と同一の支給事由により、労働者災害補償保険の遺族（補償）年金を受けられる場合は、遺族基礎年金は全額支給され、労働者災害補償保険の側で支給の調整が行われます。

【子に対する遺族基礎年金の支給停止について】

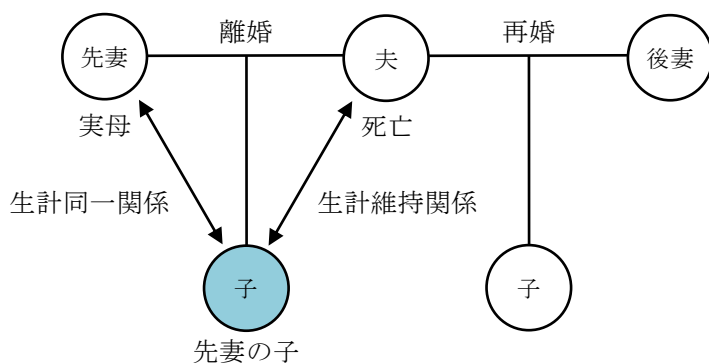
① 夫（配偶者）が死亡して妻（配偶者）が受給権を有する場合

この場合、遺族基礎年金の受給権は妻と子に発生しますが、妻に遺族基礎年金が支給され、子に対する遺族基礎年金は支給停止となります。



② 生計を同じくするその子の母がある場合

この場合、先妻の子にも遺族基礎年金の受給権が発生しますが、生計を同じくする母があるため、先妻の子に対する遺族基礎年金は支給停止となります。なお、先妻は、夫の死亡当時、夫の妻でないため遺族基礎年金の受給権は発生しません。



第四十一条の二 配偶者に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族基礎年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時に遡つて、その支給を停止する。

2 配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

《趣旨・概要》

本条は、遺族基礎年金の支給対象者である配偶者が所在不明な場合の支給停止について規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、配偶者の所在が1年以上明らかでないときは、受給権を有する子の申請によつて、所在が明らかでなくなつたときに遡つて、配偶者に対する遺族基礎年金の支給を停止することを規定しています。前条第2項（子に対する支給停止）の規定のとおり、遺族基礎年金の受給権を配偶者が有している間は、子に対する遺族基礎年金は支給を停止されますが、本条の規定により、配偶者の遺族基礎年金を支給停止とし、子の支給停止を解除することができます。
2. 第2項は、所在不明を理由に遺族基礎年金の支給を停止された配偶者は、いつでも第1項の規定による支給停止の解除を申請することができるとしています。

第四十二条 遺族基礎年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなった時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第三十九条の二第二項の規定は、第一項の規定により遺族基礎年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第二項中「増減を生じた日」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された日」と読み替えるものとする。

《趣旨・概要》

本条は、遺族基礎年金の支給対象者である子が所在不明な場合の支給停止について規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、遺族基礎年金の受給権を有する子が2人以上ある場合で、そのうち1人以上の子の所在が1年以上明らかでないときは、受給権を有する他の子の申請により、所在が明らかでなくなったときに遡つて、所在不明な子に対する遺族基礎年金の支給を停止することを規定しています。

2. 第2項は、所在不明を理由に遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも第1項の規定による支給停止の解除を申請することができるとしています。

3. 第3項は、加算の対象となる子が増減した場合の年金額改定の規定（法第39条の2第2項）を本条に準用するとしています。

第1項の規定により、遺族基礎年金の支給が停止された場合は、所在が不明となったときに遡り支給停止されるため、所在不明となった日が属する月の翌月から年金額が改定されます。

第2項の規定により、遺族基礎年金の支給停止が解除された場合は、支給停止の解除を申請した日の属する月の翌月から年金額が改定されます。（所在が明らかになったときに遡るわけではありません。）

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25年改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

第3章 給付 第5節 第1款 付加年金

＜支給要件＞

第四十三条 付加年金は、第八十七条の二第一項〔付加保険料の納付〕の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

《趣旨・概要》

本条は、付加年金の支給要件について規定しています。

国民年金は、「定額負担・定額給付」ですが、より高い給付を希望する第1号被保険者（65歳未満の任意加入被保険者を含む）は、付加保険料を納付することで、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受給することができます。

《解説》

付加年金の支給要件は、下記のとおりです。

付加年金は、付加保険料の納付済期間を有する者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給されます。

《参考》

付加年金は、老齢基礎年金と合わせて支給されます。したがって、付加保険料の納付済期間を有する者が、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給権を取得しても付加年金は支給されません。

＜年金額＞

第四十四条 付加年金額は、二百円に第八十七条の二第一項〔付加保険料の納付〕の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

《趣旨・概要》

本条は、付加年金の年金額について規定しています。

《解説》

付加年金の年金額は、下記のとおりです。

200円×付加保険料納付済期間の月数

例：40年間付加保険料を納付した場合の年金額

200円×480月＝96,000円（年額）

《参考》

1. 改定率が改定された場合でも、付加年金の年金額に変更はありません。
2. 平成26年4月から、付加保険料の納付期間が延長されました。従来、付加保険料は、納期限（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされていましたが、平成26年4月からは、国民年金保険料と同様に、納期限が経過した場合も期限から2年間は付加保険料を納付できるようになりました。

＜国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散の場合の取扱い＞

第四十五条 国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、次の各号に掲げる期間は、それぞれ、第八十七条の二第一項〔付加保険料の納付〕の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前二条の規定を適用する。

一 その解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間であつて、国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負っている年金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの（第八十七条〔国民年金の保険料〕の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。）

二 その解散に係る国民年金基金連合会がその支給に関する義務を負っていた年金の額の計算の基礎となる国民年金基金の加入員であつた期間であつて、納付された掛金に係るもの（第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。）

2 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が付加年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会が解散したものであるときは、その国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該付加年金の額を改定する。

3 第一項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢基礎年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会が解散したものである場合（前項の規定に該当する場合を除く。）におけるその者に対する第四十三条〔付加年金の支給要件〕の規定の適用については、同条中「老齢基礎年金の受給権を取得」とあるのは、「加入員であつた国民年金基金又はその者に対し年金の支給に関する義務を負っていた国民年金基金連合会が解散」と読み替えるものとする。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した場合、解散基金の加入員期間を付加保険料納付済期間とみなして、付加年金を支給することを規定したものです。

＜支給の繰下げ＞

第四十六条 付加年金の支給は、その受給権者が第二十八条第一項〔老齢基礎年金の支給の繰下げ〕に規定する支給繰下げの申出を行ったときは、第十八条第一項〔年金の支給期間〕の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

2 第二十八条第四項〔繰下げの加算額〕の規定は、前項の規定によつて支給する付加年金の額について準用する。この場合において、同条第四項中「第二十七条」〔老齢基礎年金の年金額〕とあるのは、「第四十四条」〔付加年金の年金額〕と読み替えるものとする。

《趣旨・概要》

本条は、付加年金の支給の繰下げについて規定しています。

《解説》

1. 第1項は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行った場合は、付加年金も老齢基礎年金に合わせて繰下げて支給されることを規定しています。
2. 第2項は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行った場合は、付加年金も老齢基礎年金と同じ割合で増額されることを規定しています。

《参考》

1. 老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行った場合は、付加年金も老齢基礎年金に合わせて繰上げて支給されます。また、この場合は、付加年金も老齢基礎年金と同じ割合で減額されます。
(法附則第9条の2第6項、令第12条の2第2項)
2. 老齢基礎年金の支給を繰り上げ、又は繰り下げた場合の付加年金と振替加算の取扱いの違いについて

区分	付加年金	振替加算
老齢基礎年金の支給を繰り上げた場合	老齢基礎年金と同様に繰り上げられ、同じ割合で減額される。	繰上げは行われなため、減額の問題も生じない。
老齢基礎年金の支給を繰り下げた場合	老齢基礎年金と同様に繰り下げられ、同じ割合で増額される。	増額されず、繰下げ待機期間中に振替加算部分だけの支給を受けることはできない。

<支給停止>

第四十七条 付加年金は、老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されているときは、その間、その支給を停止する。

《解説》

本条は、付加年金の支給停止について規定しています。付加年金は、老齢基礎年金に合わせて支給されるため、老齢基礎年金の支給が全額停止されている間は、付加年金の支給も停止されます。

<失権>

第四十八条 付加年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

《解説》

付加年金の受給権は、受給権者が死亡したときにのみ消滅します。（老齢基礎年金と同様です。）

第3章 給付 第5節 第2款 寡婦年金

＜支給要件＞

第四十九条 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である夫（保険料納付済期間又は第九十条の三第一項〔学生納付特例〕の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害基礎年金の受給権者であつたことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたときは、この限りでない。

2 第三十七条の二第三項〔遺族基礎年金の生計維持の認定〕の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは、「夫」と読み替えるものとする。

3 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項〔年金の支給期間〕の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

《趣旨・概要》

本条は、寡婦年金の支給要件について規定しています。

寡婦年金は、第1号被保険者として老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が老齢基礎年金を受給する前に死亡した場合に、保険料の掛け捨てを防止するため、残された妻に対して、妻が60歳から65歳に達するまでの間支給する有期年金です。

《解説》

1. 寡婦年金は、次のすべての要件を満たしている場合に、死亡した夫の妻に支給されます。

(1) 夫の要件

- ① 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者（※1）としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間（※2）とを合算した期間が25年（※3）以上あること

※1 65歳未満の任意加入被保険者及び昭和61年4月1日前の国民年金の被保険者は、第1号被保険者とみなされます。

※2 学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間のみを有する者が死亡した場合、寡婦年金は支給されません。

※3 大正15年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者は生年月日に応じて、21年から24年の期間短縮の特例があります。

② 障害基礎年金（※4）の受給権者であったことがないこと

※4 旧国民年金法の障害年金を含み、障害福祉年金を除きます。

③ 老齢基礎年金（繰上げ支給の老齢基礎年金を含む）の支給を受けていないこと

(2) 妻の要件

① 夫の死亡の当時夫によって生計を維持していたこと

② 夫との婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）が10年以上継続したこと

③ 65歳未満であること

④ 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者でないこと

2. 第2項は、死亡した夫との生計維持の認定については、遺族基礎年金の規定（法第37条の2第3項）を準用するとしています。

3. 第3項は、寡婦年金の支給期間について規定しています。夫の死亡当時妻が60歳未満の場合は、「妻が60歳に達した日の属する月の翌月から、65歳に達する日の属する月まで」支給され、夫の死亡当時妻が60歳以上の場合は、「夫の死亡日が属する月の翌月から、妻が65歳に達する日の属する月まで」支給されます。

《参考》

夫の死亡当時妻が60歳未満であっても、寡婦年金の受給権は発生しますが、寡婦年金の支給が開始されるのは、妻が60歳に達した日の属する月の翌月からとなります。

<年金額>

第五十条 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、第二十七条〔老齢基礎年金の年金額〕の規定の例によつて計算した額の四分の三に相当する額とする。

《趣旨・概要》

本条は、寡婦年金の年金額について規定しています。

《解説》

寡婦年金の年金額は、夫の死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間について、老齢基礎年金の年金額の計算方法（法第27条）の規定により計算した額の4分の3に相当する額とされています。

《参考》

死亡した夫が付加保険料を納付していた場合でも、付加年金は上乗せされません。

＜失権＞

第五十一条 寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号〔遺族基礎年金の失権事由〕のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

《趣旨・概要》

本条は、寡婦年金の受給権の失権について規定しています。

《解説》

寡婦年金の受給権は、受給権者が次のいずれかに該当した場合は、消滅します。

- ① 65歳に達したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 婚姻をしたとき
- ④ 養子になったとき（直系血族又は直系姻族の養子になったときを除く）
- ⑤ 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したとき

注1 旧国民年金法の寡婦年金は、老齢年金等を繰り上げて受給しても受給権は消滅せず、選択により一方の年金が支給されます。
((60)法附則第32条第9項)

＜支給停止＞

第五十二条 寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項〔遺族基礎年金の支給停止事由〕に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

《解説》

本条は、寡婦年金の支給停止について規定しています。寡婦年金と同一の支給事由により、労働基準法の規定による遺族補償を受けることができるときは、寡婦年金は死亡日から6年間、支給停止となります。

第3章 給付 第5節 第3款 死亡一時金

＜支給要件＞

第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が三十六月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により遺族基礎年金を受けることができる者があるとき。ただし、当該死亡日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

二 死亡した者の死亡日において胎児である子がある場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子又は死亡した者の配偶者が死亡した者の死亡により遺族基礎年金を受けることができるに至つたとき。ただし、当該胎児であつた子が生まれた日の属する月に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。

3 第一項に規定する死亡した者の子がその者の死亡により遺族基礎年金の受給権を取得した場合（その者の死亡によりその者の配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く。）であつて、その受給権を取得した当時その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより第四十一条第二項〔子に対する遺族基礎年金の支給停止〕の規定によつて当該遺族基礎年金の支給が停止されるものであるときは、前項の規定は適用しない。

《趣旨・概要》

本条は、死亡一時金の支給要件について規定しています。

死亡一時金は、国民年金の保険料を納付した者が、老齢基礎年金又は障害基礎年金等を受給しないで死亡した場合に、保険料の掛け捨てを防止するため、一定の遺族に対し支給されます。

《解説》

1. 第1項は、死亡した者の要件について規定しています。死亡した者が、次の(1)及び(2)の要件を満たしている場合に、一定の遺族に死亡一時金が支給されます。

(1) 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者（※1）としての被保険者期間に係る下記の月数を合算した月数が36月以上あること

保険料納付済期間の月数	左記の月数を合算した月数が36月以上あること
保険料1/4免除期間の月数の3/4に相当する月数	
保険料半額免除期間の月数の1/2に相当する月数	
保険料3/4免除期間の月数の1/4に相当する月数	

※1 任意加入被保険者、特例による任意加入被保険者及び昭和61年4月1日前の国民年金の被保険者は、第1号被保険者とみなされます。

(2) 死亡した者が次の給付を受けていないこと

- ① 老齢基礎年金
- ② 障害基礎年金
- ③ 旧国民年金法の老齢年金
- ④ 旧国民年金法の通算老齢年金
- ⑤ 旧国民年金法の障害年金
- ⑥ 旧国民年金法の母子年金及び準母子年金
- ⑦ 旧国民年金法の母子福祉年金又は準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金

2. 第2項は、死亡一時金が支給されない場合を規定しています。

- ① 原則として、同一の事由について遺族基礎年金を受けることができる者があるときは、死亡一時金は支給されません。ただし、死亡した者の死亡日が属する月に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合を除きます（※2）。

※2 死亡日の属する月が遺族たる子の18歳到達日の属する年度の年度末であった場合など、遺族基礎年金の受給権の発生と消滅が同一月である場合には、遺族基礎年金が支給されないため、死亡一時金が支給されます。

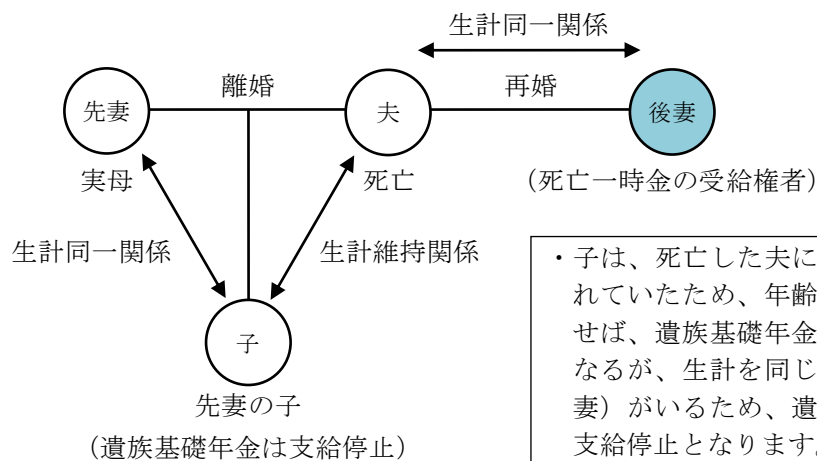
- ② 胎児であった子が生まれたことにより、遺族基礎年金を受けることができる場合は、死亡一時金は支給されません。ただし、胎児であった子が生まれた日の属する月に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合を除きます。

3. 第3項は、遺族基礎年金の支給が停止されている場合について規定しています。

死亡した者が遺族基礎年金の受給権を取得した場合（死亡した者の配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した場合を除く。）であって、その子と生計を同じくする父又は母があることにより、子の遺族基礎年金が支給停止されている場合は、死亡一時金が支給されます。

この場合には、死亡した者の配偶者であって、その死亡した者の死亡当時、死亡した者と生計を同じくしていた者に死亡一時金が支給されます。

◇子の遺族基礎年金が支給停止され、配偶者に死亡一時金が支給される場合



- ・子は、死亡した夫に生計を維持されていたため、年齢要件等を満たせば、遺族基礎年金の受給権者となるが、生計を同じくする母（先妻）がいるため、遺族基礎年金は支給停止となります。
 - ・死亡した者の死亡当時、死亡した者と生計を同じくしていた配偶者（後妻）が死亡一時金の受給権者となります。
- （法第52条の3第1項を参照）

＜遺族の範囲及び順位等＞

- 第五十二条の三** 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。
- 2** 死亡一時金（前項ただし書に規定するものを除く。次項において同じ。）を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。
- 3** 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

《趣旨・概要》

本条は、死亡一時金の対象となる遺族の範囲及び順位等について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、死亡一時金を受けることができる遺族について規定しています。
死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとなります。但し書きの部分は、法第52条の2第3項を参照してください。
2. 死亡一時金を受けるべき者の順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順位となります。
3. 第3項省略

<金額>

第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

(表については下記の※1を参照)

2 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項〔付加保険料の納付〕の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に八千五百円を加算した額とする。

※1の表

死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数	基本額
三六月以上 一八〇月未満	一二〇,〇〇〇円
一八〇月以上 二四〇月未満	一四五,〇〇〇円
二四〇月以上 三〇〇月未満	一七〇,〇〇〇円
三〇〇月以上 三六〇月未満	二二〇,〇〇〇円
三六〇月以上 四二〇月未満	二七〇,〇〇〇円
四二〇月以上	三二〇,〇〇〇円

《趣旨・概要》

本条は、死亡一時金の額について規定しています。

《解説》

1. 第1項は、死亡一時金の基本額について規定しています。

死亡一時金の基本額は、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者（※2）としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数に応じて下記の表（※3）のとおりのとなります。

※2 任意加入被保険者、特例による任意加入被保険者及び昭和61年4月1日前の国民年金の被保険者は、第1号被保険者とみなされます。

※3の表

保険料納付済期間の月数、保険料1/4免除期間の月数の3/4に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の1/2に相当する月数、保険料3/4免除期間の月数の1/4に相当する月数を合算した月数	基本額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

2. 第2項は、死亡一時金の加算額について規定しています。

死亡日の属する月の前月までの付加保険料の納付済期間が3年（36月）以上ある場合には、8,500円が加算されます。

《参考》

改定率が改定された場合でも、死亡一時金の額に変更はありません。

第五十二条の五 第四十五条第一項〔国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散の場合の取扱い〕の規定は、死亡一時金について準用する。この場合において、同項中「前二条」とあるのは、「第五十二条の四第二項」と読み替えるものとする。

《解説》

本条は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した場合は、法第45条第1項の規定を準用し、解散基金の加入員期間を付加保険料納付済期間とみなして、死亡一時金に係る加算額を支給することを規定しています。

＜支給の調整＞

第五十二条の六 第五十二条の三〔死亡一時金の遺族の範囲及び順位等〕の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二第一項〔死亡一時金の死亡した者の要件〕に規定する者の死亡により寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

《趣旨・概要》

本条は、死亡一時金について、寡婦年金との調整を規定したものです。

《解説》

夫の死亡により、死亡一時金の支給を受けることができる妻に対して、同時に寡婦年金の受給権が発生する場合があります。この場合は、受給権者の選択により、死亡一時金か寡婦年金のいずれか一方が支給されます。

「法第53条から法第68条まで 削除」

【国民年金法附則 第九条の三の二】

＜日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給＞

第九条の三の二 当分の間、請求の日の前日において請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が六月以上である日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る。）であつて、第二十六条ただし書に該当するもの〔老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者〕その他これに準ずるものとして政令ⁱ⁾で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

i) 令第14条の2

- 一 日本国内に住所を有するとき。
- 二 障害基礎年金その他政令ⁱⁱ⁾で定める給付の受給権を有したことがあるとき。
- 三 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して二年を経過しているとき。

ii) 令第14条の3

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 基準月（請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料四分の一免除期間、保険料半額免除期間又は保険料四分の三免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう。第八項において同じ。）が平成十七年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数（以下この項において「対象月数」という。）に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

（表については下記の※1を参照）

- 4** 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた第一号被保険者としての被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。
- 5** 脱退一時金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。
- 6** 第百一条第三項から第五項まで及び第百一条の二の規定は、前項の審査請求について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める。

iii) 令第14条の4

- 7 第十六条〔裁定〕、第十九条第一項、第四項及び第五項〔第十九条：未支給年金〕、第二十三条〔不正利得の徴収〕、第二十四条〔受給権の保護〕、第百五条第四項〔死亡の届出〕、第百七条第一項〔受給権者に関する調査〕並びに第百十一条〔不正受給に関する罰則〕の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令^{iv)}で定める。

8 基準月が平成十八年度以後の年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、毎年度、第三項の表の下欄に定める額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成十七年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令^{v)}で定める。

iv) 令第14条の5

v) 改定率改定令第3条

※1の表

対象月数	金額
六月以上一二月未満	四〇,七四〇円
一二月以上一八月未満	八一,四八〇円
一八月以上二四月未満	一二二,二二〇円
二四月以上三〇月未満	一六二,九六〇円
三〇月以上三六月未満	二〇三,七〇〇円
三六月以上	二四四,四四〇円

《趣旨・概要》

日本国籍を有しない者が日本国内に短期間滞在し帰国した場合には、その間に納付した国民年金の保険料が老齢給付に結びつかないという問題が指摘され、平成6年の改正により創設されたのが脱退一時金です。

本条は、日本国籍を有しない者に対する脱退一時金について規定しています。

なお、平成6年改正法の公布日（平成6年11月9日）において日本国内に住所を有しない者（同日において国民年金の被保険者であった者及び同日以後国民年金の被保険者となった者を除く。）に対し、脱退一時金は支給されません。

《解説》

1. 第1項は、脱退一時金の支給要件について規定しています。

次の(1)から(6)のすべての要件を満たす者は、脱退一時金の支給を請求することができます。

(1) 請求日の前日において、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者（※2）としての被保険者期間に係る下記の月数を合算した月数が6月以上あること

保険料納付済期間の月数	左記の月数を合算した月数が6月以上あること
保険料1/4免除期間の月数の3/4に相当する月数	
保険料半額免除期間の月数の1/2に相当する月数	
保険料3/4免除期間の月数の1/4に相当する月数	

※2 任意加入被保険者、特例による任意加入被保険者及び昭和61年4月1日前の国民年金の被保険者は、第1号被保険者とみなされます。

(2) 日本国籍を有しない者であること

(3) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと

（旧国民年金法の老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていないこと）

(4) 次の給付の受給権を有したことがないこと

① 障害基礎年金

② 旧令共済組合等の組合員期間を有する者に支給される老齢年金

③ 旧国民年金法の母子福祉年金又は準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金

④ 旧国民年金法の障害年金

⑤ 旧国民年金法の母子年金及び準母子年金

⑥ 旧国民年金法の老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む）

(5) 被保険者でなく、かつ、日本国内に住所を有していないこと

- (6) 最後に被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年を経過していないこと

2. 第2項省略

3. 第3項は、脱退一時金の額について規定しています。

(1) 基準月について

請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の3免除期間のうち、請求日の前日までに保険料が納付された月のうち直近の月（最後に保険料を納付した月）を基準月といい、基準月が所属する年度により支給額が異なります。

(2) 対象月数について

請求の日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数を対象月数といい、対象月数に応じて支給額が定められています。

(3) 脱退一時金の支給額の計算式について

脱退一時金の支給額の計算式は、下記のとおりです。

（第8項参照）

$$\text{脱退一時金の額} = \text{平成17年度の脱退一時金の額} \times \frac{\text{基準月の属する年度の保険料額}}{\text{平成17年度の保険料額}}$$

(4) 基準月が平成17年度に属する場合の脱退一時金の支給額について

法附則第9条の3の2第3項に規定される基準月が平成17年度（平成17年4月から平成18年3月まで）に属する場合の脱退一時金の支給額は下記のとおりです。

対象月数	金額
6月以上12月未満	40,740円
12月以上18月未満	81,480円
18月以上24月未満	122,220円
24月以上30月未満	162,960円
30月以上36月未満	203,700円
36月以上	244,440円

注1 各年度の脱退一時金の支給額は、厚生労働省又は機構のホームページをご確認ください。

4. 第4項は、脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった第1号被保険者としての被保険者期間は、被保険者でなかったものとみなすことを規定しています。
5. 第5項は、脱退一時金に関する処分に不服がある場合には、他の給付とは異なり、社会保険審査官への審査請求を経ずに、社会保険審査会に対して審査請求をすることができるとを規定しています。
6. 第6項省略
7. 第7項省略
8. 第8項は、脱退一時金の支給額の改定方法を規定しています。脱退一時金の支給額は、保険料額の改定に応じて毎年度改定されます。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25年改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

第3章 給付 第6節 給付の制限

第六十九条 故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。

《趣旨・概要》

本条は、故意の障害に対しては、障害基礎年金を支給しない旨を規定したものです。

《解説》

「故意」とは、一般的にある行為が意図的であることを指します。つまり、そうすれば障害に至るであろうと認識していながら、あえて行動に移し、障害を生じさせた者に対して、障害基礎年金は支給されません。

なお、「支給しない」とは、所定の要件を満たしていても、受給権を法律上発生させないという意味です。

《参考》

自殺が未遂に終わった場合、自殺行為をした時点では、死亡の意思はあったとしても、障害を生じさせる意思はなかったものと考えられるため、自殺未遂の結果、障害の状態となったとしても、障害基礎年金の支給は制限されません。また、本条は、障害基礎年金の給付制限であることから、自殺によって死亡した場合も、死亡を支給事由とする給付（遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金）の支給は制限されません。

第七十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる（※1）。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

《趣旨・概要》

本条は、障害基礎年金及び死亡を支給事由とする給付（遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金）の全部又は一部の給付制限について規定しています。

《解説》

(1) 「故意の犯罪行為（※2）」、「重大な過失（※3）」又は「正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないこと」が原因で生じた障害、あるいは障害の程度が増進した障害については、障害基礎年金の全部又は一部の支給が制限されます。

※1 全部又は一部を行わないことができる	「故意の犯罪行為」、「重大な過失」又は「正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないこと」の程度等を勘案して支給制限の範囲を保険者が決定できること
※2 故意の犯罪行為	障害の発生を意図した故意はないが、その原因となる犯罪行為が故意であること
※3 重大な過失	一定の結果を生ずべきであることを何人も容易に知るべきでありながら不注意で知らないですること

(2) 「自己の（※4）故意の犯罪行為」、「自己の（※4）重大な過失」又は「正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないこと」が原因による死亡については、死亡を支給事由とする給付の全部又は一部の支給が制限されます。

※4 本条後段の「自己の」について	「自己の」と限定されている理由は、「他人の」故意の犯罪行為又は重大な過失によって死亡した者の遺族にも死亡を支給事由とする給付が支給されるため

《参考》

自殺は、故意の犯罪行為若しくは重大な過失に該当しないため、給付制限の対象とはなりません。

第七十一条 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

2 遺族基礎年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

《趣旨・概要》

本条は、受給権者たるべき者が、被保険者等を故意に死亡させた場合には、その死亡を支給事由とする遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金を支給しない旨を規定したものです。

《解説》

1. 被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者に対しては、その死亡を支給事由とする遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は支給されません。第1項後段の規定の趣旨は、遺族基礎年金又は死亡一時金の第1次的に受給権者となれる立場にある者を同順位又は後順位の立場にある者が故意に死亡させた場合において、その死亡させた者が国民年金法の給付の利益を得ることを防止するためです。
2. 第2項は、すでに遺族基礎年金の受給権が発生している場合の支給制限を規定しており、遺族基礎年金の先順位にある受給権者を同順位又は後順位の立場にある受給権者が故意に死亡させた場合、その者の受給権は消滅します。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

- 一 受給権者が、正当な理由がなくて、第一百七条第一項〔受給権者に関する調査〕の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。
- 二 障害基礎年金の受給権者又は第一百七条第二項に規定する子が、正当な理由がなくて、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

《解説》

国民年金法の給付を公正に行うため、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、受給権者に対して正当な受給権があるかどうか調査をすることができます。(法第107条)

本条は、この調査に対し、受給権者が正当な理由なく書類の提出を拒んだり、職員の質問に応じなかったり、又は正当な理由なく医師の診断を拒んだりした場合等は、年金給付の全部又は一部の支給を停止できる旨を規定したものです。

第七十三条 受給権者が、正当な理由がなくて、第百五条第三項〔届出〕の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

《解説》

国民年金法では、受給権者に各種の届出及び物件の提出義務を課していますが、この届出が行われない場合には、年金の給付事務に支障をきたし、正当な年金給付の支払いが困難となります。そのため、本条は、受給権者が正当な理由なく届出をせず、又は物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる旨を規定しています。

なお、「一時差し止める」とは、支払いを一時延期するという意味で、受給権者から所定の届出が行われれば、時効消滅していない過去に差し止められた分の年金は支払われることになります。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25年改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

第4章

国民年金事業の円滑な 実施を図るための措置

第4章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置

＜国民年金事業の円滑な実施を図るための措置＞

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 教育及び広報を行うこと。
- 二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。
- 三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

4 政府は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

《趣旨・概要》

本条は、平成19年の改正により、年金福祉施設の設置等の根拠であった、「政府は、第1号被保険者及び第1号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止し、新たに「教育・広報、相談、情報提供等の事業を行うことができる」旨の規定が設けられました。

《参考》

【独立行政法人福祉医療機構法 第十二条第一項第十二号】

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

<メ モ>

第5章

積立金の運用

第5章 積立金の運用

（運用の目的）

第七十五条 積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

（運用職員の責務）

第七十七条 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員（政令ⁱ⁾で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

i) 令第6条の4の2

（秘密保持義務）

第七十八条 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（懲戒処分）

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

（年金積立金管理運用独立行政法人法との関係）

第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）の定めるところによる。

「法第81条から法第84条 削除」

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

<メモ>

第6章

費用

第6章 費用

<国庫負担>

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令¹⁾で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

1) 令第11条の2

二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 次に掲げる数を合算した数

(1) 当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

(2) 当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に四分の一を乗じて得た数

(3) 当該保険料四分の三免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の三を乗じて得た数

(4) 当該保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）に二分の一を乗じて得た数

ロ 第二十七条各号に掲げる月数を合算した数

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金事業に要する費用のうち、国庫負担について規定したものです。

《解説》

1. 老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付費用については、毎年度、国庫（一般会計）からも負担されることとなっています。（法第85条第1項）

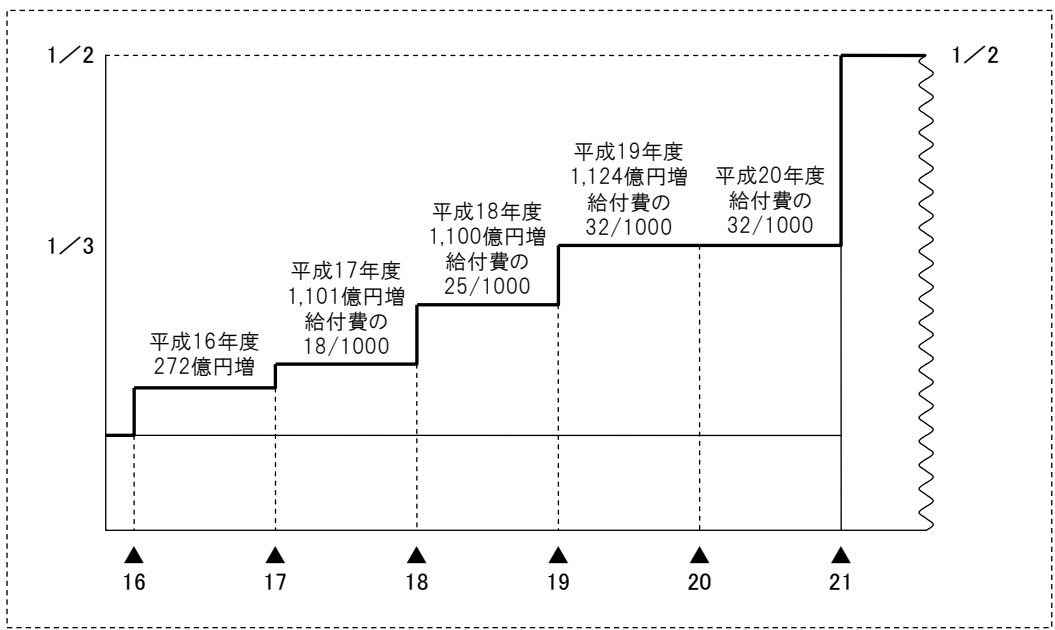
平成16年の法律改正では、これまで3分の1であった国庫負担割合について、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障制度全般の改革などを勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行ったうえで、平成21年度までのいずれかの年度に基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることを法律の本則に規定しました。

平成16年度からその引き上げに着手し、平成21年度から国庫負担割合は、2分の1になりました。

なお、平成16年度以後の国庫負担割合については、定率割合（3分の1）の国庫負担のほかに法律で定められた率や額を上乗せさせ段階的に引き上げられています。

（（16）法附則第13条、第15条、第16条、第32条）

2. 国庫負担割合の段階的引き上げ概要（予算ベース）



参考 基礎年金給付費に占める国庫負担割合（予算ベース）

平成17年度	約35.1%	平成18年度	約35.8%
平成19年度	約36.5%	平成20年度	約36.5%

3. 第1項第2号は、当該年度における保険料免除期間を有する者の給付費に相当する特別国庫負担の割合について規定したものです。

◇給付費に対する国庫負担の割合

①	基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）の給付費の総額（下記②から⑥除く）のうち、第1号被保険者に係る額	1/2		1/2		給付割合 1	給付費に対する国庫負担の割合は1/2
②	保険料4分の1免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	1/8	3/8	3/8		給付割合 7/8	給付割合が7/8のため、給付費に対する国庫負担の割合は4/7
③	保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	1/4	1/4	1/4		給付割合 3/4	給付割合が3/4のため、給付費に対する国庫負担の割合は2/3
④	保険料4分の3免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	3/8	1/8	1/8		給付割合 5/8	給付割合が5/8のため、給付費に対する国庫負担の割合は4/5
⑤	保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	1/2				給付割合 1/2	給付費に対する国庫負担の割合は1
⑥	20歳前傷病による障害基礎年金の給付費	ア) 特別国庫負担が20/100 イ) ア) の残りの 80/100 の 1/2 (40/100) が第1項第1号の国庫負担				—	給付費に対する国庫負担の割合は60/100

⇒第1項第1号の国庫負担（給付費の2分の1）

⇒第1項第2号の特別国庫負担

4. 第2項は、国民年金事業の事務費は、予算の範囲内で国庫が負担することを規定しています。

＜事務費の交付＞

第八十六条 政府は、政令ⁱ⁾の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

i) 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（第1条、第2条）

《趣旨・概要》

本条は、市町村長（特別区の区長を含む。）が、国民年金の事務を処理するのに必要な費用の交付について規定したものです。

《参考》

1. 【国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令】

（事務費交付金の総額）

第一条 国民年金法（以下「法」という。）第八十六条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。）が法又は法に基づく政令の規定によつて行う事務（以下「市町村事務」という。）の処理に必要な費用として、政府が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金（次条において「事務費交付金」という。）の総額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 市町村事務のうち老齢福祉年金及び老齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）に係る事務以外の事務（次条において「基礎年金等事務」という。）の執行に通常要する被保険者（法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。以下同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が千二百五十二円を基準として定める額に、当該年度の各月末における被保険者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

二 市町村事務のうち福祉年金に係る事務（次条において「福祉年金事務」という。）の執行に通常要する福祉年金の受給権者（受給権の裁定を受けた者に限る。以下同じ。）一人当たりの費用の額として厚生労働大臣が五十一円を基準として定める額に、当該年度の各月末における福祉年金の受給権者の見込数の合計数を十二で除して得た数を乗じて得た額

（各市町村ごとの事務費交付金の額）

第二条 毎年度各市町村に対して交付すべき事務費交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該年度において、第一号及び第三号に係る事務費交付金の合計額は、現に市町村事務の執行に要した人件費の総額を、第二号及び第四号に係る事務費交付金の合計額は、現に市町村事務の執行に要した物件費の総額をそれぞれ超えることができない。

一 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分について、各市町村における被保険者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分について、

各市町村における被保険者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

三 福祉年金事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分について、各市町村における福祉年金の受給権者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 福祉年金事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分について、各市町村における福祉年金の受給権者の数を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2. 【国民年金の事務費交付金の算定に関する省令】

（用語の定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人件費算定基礎額 二百三十八万円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表第一（1）、（3）及び（4）の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

二 物件費算定基礎額 百五万六千円に、市町村の地域の区分による別表第一（2）及び（4）の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

三 年間平均被保険者数 前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。以下同じ。）の数の合計数を十二で除して得た数をいう。

四 年間平均福祉年金受給権者数 前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた老齢福祉年金及び老齢特別給付金（以下「福祉年金」という。）の受給権者（受給権の裁定を受けた者に限る。以下同じ。）の数の合計数を十二で除して得た数をいう。

（被保険者及び福祉年金の受給権者の数を基準として算定する額）

第二条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号。以下「令」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、人件費算定基礎額に当該市町村における年間平均被保険者数に応じて別表第二に定める点数に厚生労働大臣が定める調整係数を乗じて得た点数を乗じて得た額とする。

2 令第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、物件費算定基礎額に当該市町村における年間平均被保険者数に応じて別表第二に定める点数に厚生労働大臣が定める調整係数を乗じて得た点数を乗じて得た額（厚生労働大臣が災害その他特別の事情があると認める市町村にあつては、その額と厚生労働大臣が定める基準により算定した額とを合計した額）とする。

3 令第二条第三号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、

四十四円を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。
4 令第二条第四号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、七円に当該市町村における年間平均福祉年金受給権者数を乗じて得た額とする。
5 前各項の規定による額の算定において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第一 （第一条関係）

(1) 地域差の係数（第一条第一号関係）

区分	係数	区分	係数
1級地の1	0.088	5級地の1	0.080
2級地の1	0.086	5級地の2	0.080
2級地の2	0.086	5級地の3	0.080
2級地の3	0.086	5級地の4	0.080
3級地の1	0.084	6級地の1	0.079
3級地の2	0.084	6級地の2	0.079
3級地の3	0.084	6級地の3	0.079
3級地の4	0.084	無級地の1	0.077
4級地の1	0.083	無級地の0	0.077
4級地の2	0.083		
4級地の3	0.083		
4級地の4	0.083		

備考 区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

(2) 地域差の係数（第一条第二号関係）

区分	係数	区分	係数
I の地域10種地	0.025	II の地域10種地	0.014
I の地域9種地	0.025	II の地域9種地	0.014
I の地域8種地	0.023	II の地域8種地	0.014
I の地域7種地	0.018	II の地域7種地	0.013
I の地域6種地	0.010	II の地域6種地	0.009
I の地域5種地	0.007	II の地域5種地	0.007
I の地域4種地	0.000	II の地域4種地	0.000
I の地域3種地	0.000	II の地域3種地	0.000
I の地域2種地	0.000	II の地域2種地	0.000
I の地域1種地	0.000	II の地域1種地	0.000

備考 区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

(3) 寒冷度の係数

区分	係数
1級地	0.019
2級地	0.017
3級地	0.016
4級地	0.013

備考 区分欄の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条の規定による寒冷地手当の支給地域の区分による。

(4) 移動差の係数

移動率の区分	係数
36%以上	0.020
34%以上 36%未満	0.019
32%以上 34%未満	0.017
30%以上 32%未満	0.016
28%以上 30%未満	0.014
26%以上 28%未満	0.012
24%以上 26%未満	0.011
22%以上 24%未満	0.009
20%以上 22%未満	0.008
18%以上 20%未満	0.006
16%以上 18%未満	0.004
14%以上 16%未満	0.003
12%以上 14%未満	0.001

備考 移動率の区分欄の移動率は、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末日において当該市町村の区域に住所を有していた被保険者の数の合計数を12で除して得た数に対する同期間の当該市町村における被保険者の住所変更の届出件数の割合である。

別表第二 (第二条関係)

年間平均被保険者数の区分		点数
2,500人未満		0.3点
2,500人以上	5,400人未満	1点
5,400人以上	8,300人未満	2点
8,300人以上	11,100人未満	3点
11,100人以上	13,900人未満	4点
13,900人以上	16,700人未満	5点
16,700人以上	19,500人未満	6点
19,500人以上	27,900人未満	7点
27,900人以上	36,000人未満	10点
36,000人以上	44,100人未満	13点
44,100人以上	52,200人未満	16点
52,200人以上	60,600人未満	19点
60,600人以上	69,000人未満	22点
69,000人以上	77,400人未満	25点
77,400人以上	85,800人未満	28点
85,800人以上	94,200人未満	31点
94,200人以上	100,000人未満	34点
100,000人以上		36点

＜保険料＞

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

平成十七年度に属する月の月分	一万三千五百八十円
平成十八年度に属する月の月分	一万三千八百六十円
平成十九年度に属する月の月分	一万四千百四十円
平成二十年度に属する月の月分	一万四千四百二十円
平成二十一年度に属する月の月分	一万四千七百円
平成二十二年度に属する月の月分	一万四千九百八十円
平成二十三年度に属する月の月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月の月分	一万五千五百四十円
平成二十五年度に属する月の月分	一万五千八百二十円
平成二十六年度に属する月の月分	一万六千百円
平成二十七年度に属する月の月分	一万六千三百八十円
平成二十八年度に属する月の月分	一万六千六百六十円
平成二十九年以後の年度に属する月の月分	一万六千九百円

4 平成十七年度における前項の保険料改定率は、一とする。

5 第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の六年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の六年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年における物価指数の比率

6 前項の規定による保険料改定率の改定の措置は、政令ⁱ⁾で定める。

i) 改定率改定令第2条

《趣旨・概要》

本条は、保険料に関する基本事項を規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、国民年金事業の保険者である政府が保険料徴収権者として、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することを規定しています。
2. 第2項は、保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月（被保険者の資格を取得した日の属する月から被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで）につき、徴収するものと規定しています。したがって、資格取得の日が月の末日であっても1月分の保険料が徴収され、資格喪失の日が月の末日であってもその月分の保険料は徴収されません。
3. 第3項は、国民年金の保険料の額について規定しています。実際の各年度の保険料の額は、第3項の表の各年度の保険料額に保険料改定率を乗じた額となります。

◇実際の各年度の国民年金の保険料額

平成16年の改正による保険料額 × 保険料改定率

4. 第4項では、平成17年度の保険料改定率を1とすることとしています。
5. 第5項は、保険料改定率の改定について規定しています。保険料改定率は、平成18年度以降については、各年度の前年度の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じた率とされています。

◇保険料改定率

前年度の保険料改定率 × 名目賃金変動率

◇名目賃金変動率

前々年の物価変動率 × 4年前の年度の実質賃金変動率

注1 実質賃金変動率は3年前、4年前、5年前の3年平均

◇平成17年度以降の保険料額

年度	前年度の 保険料改定率	前々年の 物価変動率	4年前の年度の 実質賃金変動率	保険料改定率	平成16年度価格	実際の保険料額
平成17年度	—	—	—	1.000	13,580円	13,580円
平成18年度	1.000	1.000	—	1.000	13,860円	13,860円
平成19年度	1.000	0.997	—	0.997	14,140円	14,100円
平成20年度	0.997	1.003	0.999	0.999	14,420円	14,410円
平成21年度	0.999	1.000	0.998	0.997	14,700円	14,660円
平成22年度	0.997	1.014	0.997	1.008	14,980円	15,100円
平成23年度	1.008	0.986	0.990	0.984	15,260円	15,020円
平成24年度	0.984	0.993	0.987	0.964	15,540円	14,980円
平成25年度	0.964	0.997	0.989	0.951	15,820円	15,040円
平成26年度	0.951	1.000	0.996	0.947	16,100円	15,250円
平成27年度	0.947	1.004	1.001	0.952	16,380円	15,590円
平成28年度	0.952	1.027	0.998	0.976	16,660円	16,260円
平成29年度					16,900円	

6. 第6項では、保険料改定率は政令で定められることとしています。

第八十七条の二 第一号被保険者（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行うことができる。

3 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料（既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの（国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るものを除く。）を除く。）につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

4 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

《趣旨・概要》

本条は、付加保険料の納付について規定したものです。

《解説》

1. 付加保険料は、第1号被保険者（法附則第5条の任意加入被保険者を含む）が申し出ることによって納付できる保険料のことです。付加保険料は、月額400円で定額保険料に加えて納付します。

保険料納付の法定免除を受けている者や保険料納付の申請免除（全額免除、一部免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けている者、また、国民年金基金の加入員は、この付加保険料を納付することができません。

付加保険料を納付した期間（月数）があるものが、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、付加年金を受給することができます。

2. 農業者年金の被保険者で付加保険料を納付することができる者は、農業者年金の被保険者になったときから付加保険料を納付する必要があります。（農業者年金基金法第31条）

農業者年金の被保険者については、付加保険料を納期限までに納めなかった場合でも、付加保険料を納付しない旨の申出をしたものとはみなされないため、付加保険料の徴収権の消滅時効が完成するまでの2年間は納付義務があります。（農業者年金基金法第17条）

3. 国民年金基金は付加年金の代行をするものとされているため、国民年金基金の加入員は付加保険料を納付することはできません。
4. 第2項は、付加保険料は、法第87条第3項の保険料を納付した月についてのみ納付することができることを規定しています。ただし、保険料の追納が行われた期間又は後納保険料の納付が行われた期間については、付加保険料を納付することができません。
5. 付加保険料を納期限までに納付しなかった場合は、その納期限の日に辞退の申出があったものとみなす取扱いとなっていました。平成26年4月の改正で、本体保険料と同様に過去2年まで納付できることとなりました。

<保険料の納付義務>

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

《解説》

保険料の納付義務は、第1号被保険者本人にあります。被保険者本人に収入がないときなどは、世帯主や被保険者の配偶者も連帯して保険料を納付する義務を負います。

これは、国民年金制度においては、自らの収入を持たない方も被保険者としているため、本人の収入による拠出能力を持たない方についても保険料の徴収ができるようにするためのものです。

＜免除制度概説＞

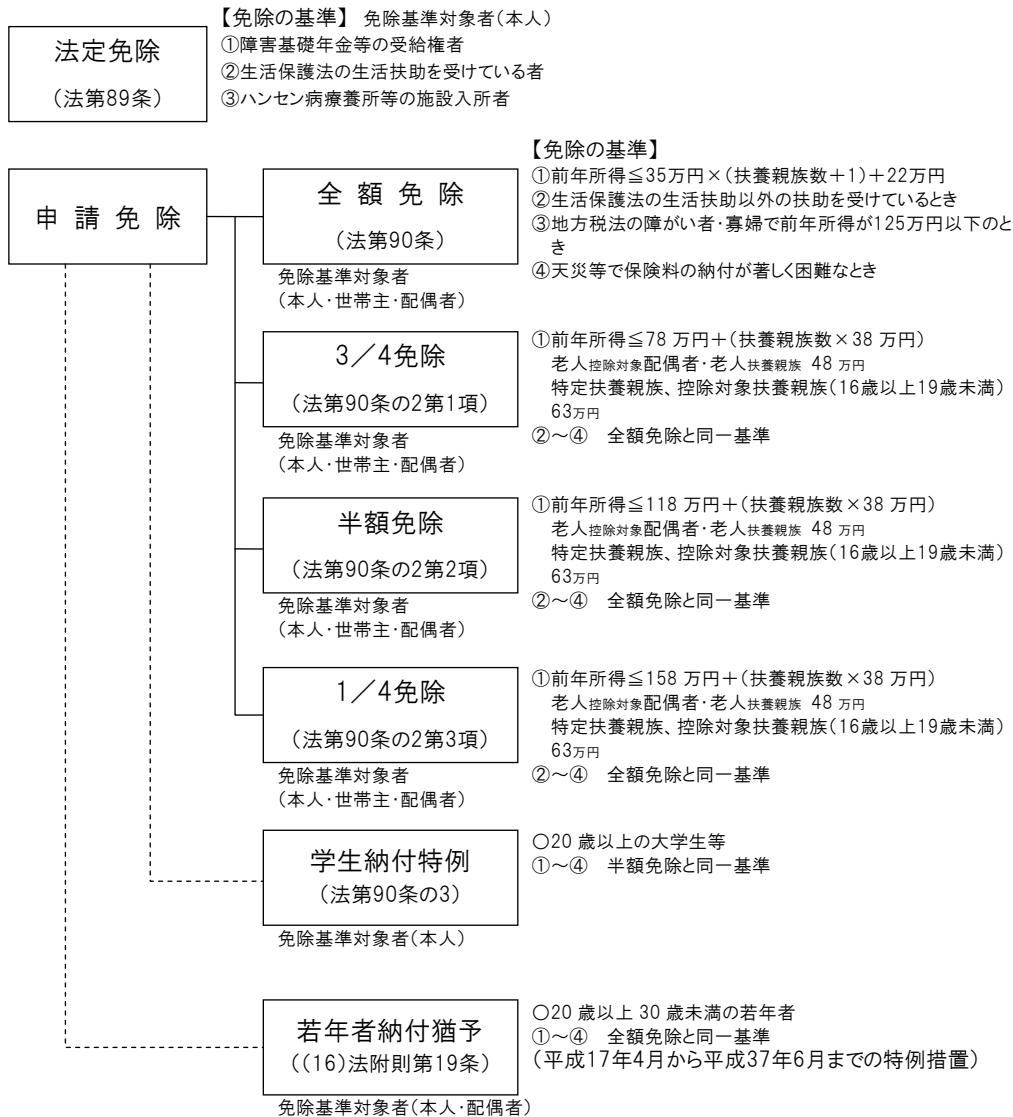
国民年金では、第1号被保険者は、本人の保険料の負担能力に関係なく、20歳から60歳に達するまでの長期間にわたり定額の保険料を納めることとなります。

しかし、第1号被保険者のなかには、様々な事情で保険料を一時期納付することが困難な人もでできます。そこで、国民年金では法律で定められた一定の要件（生活保護の受給者・障害基礎年金の受給権者など）に該当したときや所得が一定基準より少ないとき、失業・災害に罹災し保険料を納付することが著しく困難なときなどには、被保険者本人の届や申請により納付されていない保険料の納付義務を免除することで、将来の年金受給権を確保できるようにしています。

なお、任意加入被保険者は、本人の希望により加入していることから、この保険料免除・猶予制度の適用を受けることはできません。（法附則第5条第11項）

この免除制度は大きく区分して「法定免除制度」と「申請（4段階）免除制度」の2種類があります。また、対象者や期間を限定し保険料の納付を猶予する制度として、学生を対象とした「学生納付特例制度」や30歳未満の若年者を対象とした「若年者納付猶予制度（平成17年4月～平成37年6月の期間）」もあります。

○ 保険料免除制度の種類（第1号被保険者のみが対象（任意加入被保険者は対象外））



○ 保険料免除制度の承認期間と給付への影響等 注：3/4・1/4免除は平成18年7月1日施行

	承認期間	老基受給要件	老基年金額		障害・遺族	追納	免除基準対象者	単身者の所得
			*1	*2				
法定免除	免除基準該当期間	○	1/3	1/2	○	○	本	—
全額免除	7月～翌年6月	○	1/3	1/2	○	○	本・世・配	57万円
3/4免除	7月～翌年6月	○	1/2	5/8	○	○	本・世・配	78万円
半額免除	7月～翌年6月	○	2/3	3/4	○	○	本・世・配	118万円
1/4免除	7月～翌年6月	○	5/6	7/8	○	○	本・世・配	158万円
学生納付特例	4月～翌年3月	○	×	×	○	○	本	118万円
若年者納付猶予	7月～翌年6月	○	×	×	○	○	本・配	57万円

老基年金額 *1＝平成21年3月以前の免除期間 *2 平成21年4月以後の免除期間

免除基準対象者欄 本＝本人 世＝世帯主 配＝配偶者

○ 保険料免除・猶予の承認期間の遡及（平成17年4月実施）

保険料の申請免除や学生納付特例の承認期間は、従来は申請月の前月以降でしたが、改正後は社会保険長官（現在は厚生労働大臣）の告示により指定した承認期間について必要と認められるときは、遡って承認されることができるようになりました。

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）

が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令ⁱ⁾で定めるものの受給権者（最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令ⁱⁱ⁾で定める者を除く。）であるとき。

i) 令第6条の5第1項

ii) 令第6条の5第2項

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定めるものを受けるとき。

iii) 則第74条

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令^{iv)}で定める施設に入所しているとき。

iv) 則第74条の2

2 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

《解説》

1. 第1項は、法定免除の要件と期間について規定しています。法定免除とは、第1号被保険者本人が法律に定められている次のいずれかに該当するときに、本人の届出により、納付されていない保険料の納付義務が免除される制度です。

- ① 障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき（厚生年金保険の障害等級に該当しなくなってから、3年を経過していない者に限る。）（令第6条の5、第4条の6）
- ② 生活保護法による「生活扶助」を受けているとき（則第74条）
- ③ 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所など）に入所しているとき（則第74条の2）

2. 法定免除の該当期間は、要件に該当した日の属する月の前月から該当しなくなった日の属する月までの期間（該当前に保険料を納付した期間を除く）です。

3. 平成16年改正による多段階免除制度導入後は、その保険料について免除されている額を確定させる必要があるため、各々の適用者について、相互に適用除外となることを規定したものです。

このため、第1項本文括弧書において「第90条の2第1項から第3項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。」と規定し、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の適用を受けている期間が、法定免除の対象とならないこととしています。

4. 第2項は、納付申出制度について規定しています。平成26年4月以降の期間は、法定免除の該当期間であっても納付申出をすることにより、保険料の納付ができることになりました。従来は、法定免除に該当すると保険料の納付又は前納はできませんでしたが、法定免除の該当期間であっても納付申出をすることにより、保険料の納付又は前納が可能となりました。

納付申出期間は、一般の第1号被保険者となるため、付加年金の納付又は国民年金基金に加入することができます。(法第89条第2項)

《参考》

1. 手続き

被保険者などが法定免除の要件のいずれかに該当したとき、または法定免除を受けていた者が法定免除の要件のいずれにも該当しなくなったときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市町村長に提出します。（則第75条、第76条）

2. 給付との関係

法定免除を受けた期間は、「保険料免除期間」あるいは「保険料全額免除期間」として、各種基礎年金等の受給資格期間に算入されます。（法第5条第3項、第4項）また、老齢基礎年金等の年金額の計算においても、法定免除を受けた平成21年3月以前の期間は1か月を1/3として、法定免除を受けた平成21年4月以後の期間は1か月を1/2として計算されます。（法第27条、(16) 法附則第10条）

3. 生活保護法の扶助の種類

生活保護の「各種扶助」 （生活保護法第11条第1項）

生活扶助 / 住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助
(法定免除) / (申請免除：全額～1/4免除、学生納付特例、若年者納付猶予)

4. 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置（昭和29年5月8日社発382号）に基づき保護を受けている外国人については、生活保護法に基づいていないことから法定免除の対象では無く、法第90条に基づく申請免除の対象となります。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令ⁱ⁾で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

i) 令第6条の6

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める額以下であるとき。

ii) 則第77条の2

iii) 令第6条の7⇒注1

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令^{iv)}で定めるものを受けるとき。

iv) 則第76条の2

三 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令^{v)}で定める額以下であるとき。

v) 令第6条の8

四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。

五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令^{vi)}で定める事由があるとき。

vi) 則第77条の7

2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

3 第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。

4 第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令^{vii)}で定める。

vii) 令第6条の10及び第6条の11

注1 第1項1号 政令で定める額

⇒国民年金法施行令第6条の7

前年の所得金額 ≤ (扶養親族等の人数+1) × 35万円 + 22万円

《趣旨・概要》

本条は、保険料納付義務のいわゆる申請免除について規定したものです。この申請免除は前条に規定する法定免除と対をなすものです。

《解説》

1. 申請免除とは、第1号被保険者本人、保険料連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれもが、経済的理由や災害に罹災したなどの事由で保険料を納めることが困難なときは、第1号被保険者本人が申請し承認を受ければ、厚生労働大臣が指定する期間（申請前に保険料を納付した期間は除く）について、保険料の全額または一部の納付義務が免除される制度です。

(1) 承認基準

第1号被保険者本人及び保険料の連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれもが、次のいずれかに該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間（申請前に保険料を納付した期間は除く）について、保険料全額の納付義務が免除される制度です。（令第6条の7、第6条の8、第6条の11）（則第76条の2）

① 前年の所得が下記の計算式で計算して得た額以下であるとき

$$\text{前年の所得} \leq 35\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 22\text{万円}$$

② 本人またはその世帯の人が生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき

③ 地方税法に定める障がい者または寡婦で前年の所得が125万円以下のとき

④ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき

- ・ 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅・家財その他の財産につき被害額が、その価格の概ね1/2以上の損害を受けたとき
- ・ 失業により保険料を納めることが困難と認められるとき（被保険者本人が「雇用保険被保険者離職票」等の交付を受けているとき）
- ・ 厚生労働省の行う総合支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき

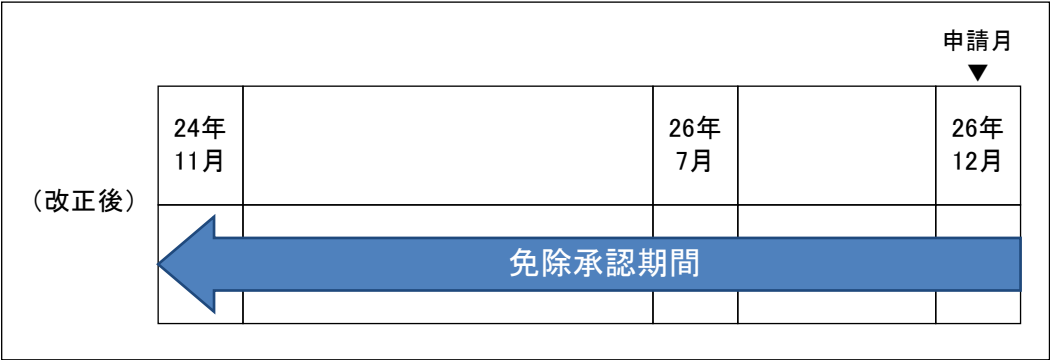
2. 第1項では、第1項第1号から第5号までに該当する被保険者又は被保険者であった者から申請があった場合には、免除することができることとしており、免除すると決定したときに、その効力が発生します。

3. 平成 26 年 4 月より、国民年金保険料の徴収権の時効が成立する前（2 年以内）の保険料未納期間について、本人の申請に基づき、遡及して保険料の免除、学生納付特例又は若年者納付猶予の承認ができるようになりました。

改正前の仕組みでは、「免除等の申請日の前年（又は前々年）の所得」が審査基準であったため、保険料の免除、学生納付特例又は若年者納付猶予の承認は、前年の所得が確認できる直近の 7 月（学生納付特例の場合は 4 月）までしか遡及することができませんでした。

このため、保険料の負担能力がなかったことを確認できる場合であっても、直近の 7 月（学生納付特例の場合は 4 月）までしか、免除等の対象とすることができませんでした。

この問題を解消するため、改正により、申請日の前年の所得という要件を、「保険料を納付することを要しないとされた月の属する年の前年の所得」に改め、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去 2 年分まで、保険料の免除等の対象とすることができるようになりました。



4. 免除の承認期間については、次のようになっています。

- ① 申請のあった日の属する月が7月である場合、当該月の属する年の前年7月から当該月の属する年の翌年6月までの期間において必要と認める期間
- ② 申請のあった日の属する月が8月から翌年6月までの月である場合、申請のあった日の属する年の7月から翌年の6月までの期間（申請のあった日の属する月が1月から6月までの月である場合にあっては、申請のあった日の属する年の前年7月から当該年の6月までの期間）において必要と認める期間

《参考》

1. 申請免除の手続き

被保険者などが承認基準のいずれかに該当したときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市町村長に提出します。(則第77条第1項、第2項)

なお、平成17年7月から「継続的免除申請方式」が導入され、(1)承認基準の①と③により承認された被保険者に限り、被保険者の希望により次年度以降も改めて免除申請を提出することなく、引き続き審査を受けることができるようにし、被保険者の申請手続きの負担の軽減や届出漏れ防止措置が講じられました。(則第77条第3項)(平成18年3月23日庁保険発第0323001号、平成18年7月18日庁保険発第0718001号)

2. 給付との関係

全額免除を受けた期間は「保険料免除期間」あるいは「保険料全額免除期間」として、各種基礎年金や一時金の受給資格期間に算入されます。(法第5条第4項)

また、老齢基礎年金の年金額の計算においても、全額免除を受けた平成21年3月以前の期間は1か月を1/3として、全額免除を受けた平成21年4月以後の期間は1か月を1/2として計算されます。(法第27条)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、

厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令ⁱ⁾で定める額以下であるとき。
- 二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める事由があるとき。

i) 令第6条の8の2⇒注1

ii) 則第77条の7

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める額以下であるとき。
- 二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。
- 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由^{iv)}があるとき。

iii) 令第6条の9⇒注2

3 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令^{iv)}で定める額以下であるとき。

iv) 令第6条の9の2⇒注3

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める事由があるとき。

4 前条第三項の規定は、前三項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。

5 第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令^{v)}で定める。

6 第一項から第三項までの規定により納付することを要しないものとされたその一部の額以外の残余の額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

v) 令第6条の10及び第6条の12

注1 政令で定める額

⇒国民年金法施行令第6条の8の2

前年の所得金額 ≤ 78万円 + (扶養親族等の数 × (*) 38万円)

注2 政令で定める額

⇒国民年金法施行令第6条の9

前年の所得金額 ≤ 118万円 + (扶養親族等の数 × (*) 38万円)

注3 政令で定める額

⇒国民年金法施行令第6条の9の2

前年の所得金額 ≤ 158万円 + (扶養親族等の数 × (*) 38万円)

(*) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(70歳以上)の場合48万円

特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の場合63万円

控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)の場合63万円

《趣旨・概要》

本条は、平成16年改正によって導入された多段階免除制度について規定したものです。

少子高齢化の進展に伴い、国民年金の保険料が徐々に引き上げられ、被保険者の所得に占める保険料の割合も年々増加する状況下において、免除か非免除かという二者択一の免除制度では、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな対応が困難となりました。

そこで、平成12年の改正において半額免除制度が、平成16年の改正において4分の3免除制度及び4分の1免除制度が設けられ、所得水準に応じた4段階の免除制度（全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除）となりました。

《解説》

1. 第1項では4分の3免除を受ける要件、第2項では半額免除を受ける要件、第3項では4分の1免除を受ける要件が規定されています。

2. 第1項は、4分の3免除の該当事由と期間について規定しています。なお、全額免除、半額免除、4分の1免除の適用を受けている期間、又は学生等である期間若しくは学生等であった期間は、4分の3免除の対象となりません。また、若年者納付猶予の適用を受ける期間も4分の3免除の対象となりません。

(1) 承認基準

第1号被保険者本人及び保険料連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれもが、次のいずれかに該当したときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間（申請前に保険料を納付した期間は除く）について、保険料の3/4の納付義務が免除（残りの1/4を納付）される制度です。（令第6条の8、第6条の8の2、第6条の12、則第76条の2）

① 前年の所得が下記の計算式で計算して得た額以下であるとき

前年の所得 ≤ 78万円 + (扶養親族等の数 × ※38万円)

※ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族（70歳以上）	48万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	63万円
控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）	63万円

② 本人またはその世帯の人が生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき

③ 地方税法に定める障がい者または寡婦で前年の所得が125万円以下のとき

④ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき

(2) 手続き

被保険者などが承認基準のいずれかに該当したときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市町村長に提出します。（則第77条の3第1項、第2項）

(3) 給付との関係

3/4免除を受け1/4の保険料を納めた期間は「保険料免除期間」あるいは「保険料3/4免除期間」として、各種基礎年金や一時金の受給資格期間に算入されます。

（法第5条第5項）また、老齢基礎年金の年金額の計算においても、3/4免除を受け1/4の保険料を納めた平成21年3月以前の期間は1か月を1/2として、3/4免除を受け1/4の保険料を納めた平成21年4月以後の期間は1か月を5/8として計算されます。（法第27条）

3. 第2項は、半額免除の該当事由と期間について規定しています。なお、全額免除、4分の3免除、4分の1免除の適用を受けている期間、又は学生等である期間若しくは学生等であった期間は、半額免除の対象となりません。また、若年者納付猶予の適用を受ける期間も半額免除の対象となりません。

4. 半額免除制度（保険料の半額を納付する制度）（法第90条の2第2項）

(1) 承認基準

第1号被保険者本人及び保険料連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれもが、次のいずれかに該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間（申請前に保険料を納付した期間は除く）について、保険料の半額の納付義務が免除（残りの半額を納付）される制度です。（令第6条の8、第6条の9、第6条の12、則第76条の2）

① 前年の所得がつぎの計算式で計算して得た額以下であるとき

前年の所得 $\leq$ 118万円 + (扶養親族等の数 $\times$ ※38万円)

※ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族（70歳以上）	48万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	63万円
控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）	63万円

② 本人またはその世帯の人が生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき

③ 地方税法に定める障がい者または寡婦で前年の所得が125万円以下のとき

④ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき

(2) 手続き

被保険者などが承認基準のいずれかに該当したときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市町村長に提出します。（則第77条の3第1項、第2項）

(3) 給付との関係

半額免除を受け半額の保険料を納めた期間は「保険料免除期間」あるいは「保険料半額免除期間」として、各種基礎年金や一時金の受給資格期間に算入されます。（法第5条第6項）

また、老齢基礎年金の年金額の計算においても、半額免除を受け半額の保険料を納めた平成21年3月以前の期間は1か月を2/3として、半額免除を受け半額の保険料を納めた平成21年4月以後の期間は1か月を3/4として計算されます。（法第27条）

5. 第3項は、4分の1免除の該当事由と期間について規定しています。なお、全額免除、4分の3免除、半額免除の適用を受けている期間、又は学生等である期間若しくは学生等であった期間は、4分の1免除の対象となりません。また、若年者納付猶予の適用を受ける期間も4分の1免除の対象となりません。

(1) 承認基準

第1号被保険者本人及び保険料連帯納付義務者である世帯主・配偶者のいずれもが、次のいずれかに該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間（申請前に保険料を納付した期間は除く）について、保険料の1/4の納付義務が免除（残りの3/4を納付）される制度です。（令第6条の8、第6条の9の2、第6条の12、則第76条の2）

① 前年の所得が下記の計算式で計算して得た額以下であるとき

前年の所得 ≤ 158万円 + (扶養親族等の数 × ※38万円)

※ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族（70歳以上） 48万円

特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 63万円

控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満） 63万円

② 本人またはその世帯の人が生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき

③ 地方税法に定める障がい者または寡婦で前年の所得が125万円以下のとき

④ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき

(2) 手続き

被保険者などが承認基準のいずれかに該当したときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市町村長に提出します。（則第77条の3第1項、第2項）

(3) 給付との関係

1/4免除を受け3/4の保険料を納めた期間は「保険料免除期間」あるいは「保険料1/4免除期間」として、各種基礎年金や一時金の受給資格期間に算入されます。（法第5条第7項）

また、老齢基礎年金の年金額の計算においても、1/4免除を受け3/4の保険料を納めた平成21年3月以前の期間は1か月を5/6として、1/4免除を受け3/4の保険料を納めた平成21年4月以後の期間は1か月を7/8として計算されます。（法第27条）

6. 第6項は、免除後の保険料の端数処理について規定しています。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令ⁱ⁾で定める額以下であるとき。

i) 令第6条の9⇒注1

二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める事由があるとき。

ii) 則第77条の7

2 第九十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める。

iii) 令第6条の10及び第6条の12

注1 ⇒国民年金法施行令第6条の9（半額免除の政令で定める額と同様です。）

前年の所得金額 ≤ 118万円 + (扶養親族等の数 × (*) 38万円)

(*) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族（70歳以上）の場合48万円

特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合63万円

控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合63万円

《趣旨・概要》

障害無年金者の発生などにより制度発足以来任意加入であつた20歳以上の大学生は、平成3年4月から強制加入被保険者となりました。しかしながら、学生納付特例制度導入前は、学生等については親と同居しているか別居しているかに関わらず、親元に扶養されている実態があるため、親の所得を考慮して免除の判定を行ってきました。

学生納付特例制度導入後は、学生本人の所得が一定額以下の場合等は、親に保険料の負担を求めることなく、学生本人が社会人になってから保険料を追納することを期待し、保険料の納付義務を猶予することとなりました。

《解説》

1. 学生納付特例制度は高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校・各種学校などの学生や生徒である第1号被保険者本人が、次のいずれかに該当（半額免除の免除基準と同一）するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間（申請前に保険料を納付した期間は除く）について、保険料の納付義務が猶予される制度です。（令第6条の8、第6条の9、第6条の12、則第76条の2）

① 前年の所得が下記の計算式で計算して得た額以下であるとき

前年の所得 $\leq$ 118万円 + (扶養親族等の数 $\times$ ※38万円)

※ 老人控除対象配偶者・老人扶養親族（70歳以上）	48万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	63万円
控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）	63万円

② 本人またはその世帯の人が生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき

③ 地方税法に定める障がい者または寡婦で前年の所得が125万円以下のとき

④ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき

2. 学生納付特例の承認期間については以下のとおりとなっています。

(1) 申請のあった日の属する月が4月である場合、当該月の属する年の前年4月から当該月の属する年の翌年3月までの期間のうち学生等である間において必要と認める期間

(2) 申請のあった日の属する月が5月から翌年3月までの月である場合、申請のあった日の属する年の4月から翌年の3月までの期間（申請のあった日の属する月が1月から3月までの月である場合にあっては、申請のあった日の属する年の前年4月から当該年の3月までの期間）のうち学生等である間において必要と認める期間

《参考》

1. 手続き（則第77条の4）

学生である被保険者本人が承認基準のいずれかに該当するときは、年金事務所長あての「国民年金保険料学生納付特例申請書」を市町村長に提出します。

なお、平成20年4月から、「ターンアラウンド方式」が導入され、最初の申請の際に卒業予定年月日を把握し、卒業するまでの間、毎年必要事項を印刷した申請書を被保険者に送付することとし、申請手続の簡素化が図られています。

また、大学等の機関が学生である被保険者の委任を受けることで、本人に代わり申請手続きを代行することができます。

2. 給付との関係

この制度により保険料の納付を猶予された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間の「保険料免除期間」に算入されますが（法第5条第3項、第4項、法第27条ただし書）、老齢基礎年金の年金額を計算する際の「保険料免除期間」には、この期間は算入されません。（法第27条第1項第8号前段括弧書き）

なお、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給資格要件をみるときは、この期間は「保険料免除期間」として取り扱うことになります。（法第30条、第37条）

3. 学生納付特例の対象となる学生や生徒（令第6条の6）は以下のとおりとなっています。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するつぎの学校
「大学」「短期大学」「高等専門学校」「専修学校」「高等学校（盲学校・聾学校等の高等部含む）」
- ② 学校教育法（同上）に規定する「各種学校」その他の教育施設であって上記の「専修学校」に準ずるもので厚生労働省令に定める教育施設（則第77条の6）
（一例：理容・美容師養成施設、栄養士・調理師養成施設など）
- ③ また、昼間部だけでなく、定時制課程、通信課程に在学する者も含まれます。

【平成十六年改正国民年金法附則 第十九条】

＜国民年金の保険料の免除の特例＞

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。以下この条において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものから申請があったときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であった期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令ⁱ⁾で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令ⁱⁱ⁾で定める額以下であるとき。

i) 則第77条の2

二 第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

ii) 平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度経過措置政令第22条

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定める事由があるとき。

iii) 則第77条の7

2 平成十八年七月から平成三十七年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等であって次の各号のいずれかに該当するものから申請があったときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であった期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第四条の規定による改正後の国民年金法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令ⁱ⁾で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令ⁱⁱ⁾で定める額以下であるとき。

二 第四条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 国民年金の保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定める事由があるとき。

3 国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及びこれらの規定により納付することを要しないものとされた保険料については、国民年金法その他の法令の規定を適用する場合においては、同法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた者及び同項の規定により納付することを要しないものとされた保険料とみなすほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令^{iv)}で定める。

5 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者については、第一項及び第二項の規定を適用しない。

6 第一項第一号及び第二項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令^{v)}で定める。

iv) 平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度経過措置政令第23条

v) 平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度経過措置政令第24条及び第25条

《趣旨・概要》

本条は、若年者（30歳未満）に対する保険料の納付猶予制度について規定したものです。

若年者の雇用情勢や雇用形態が不安定ななか、就職が困難で所得がなかったり、フリーターなどといった低所得である若年者が、親（世帯主）と同居している場合には、保険料免除に該当しませんでした。

このため、親と同居している若年者が、将来に無年金者や低年金者になることを防止するため、本人が将来就職をし保険料を負担できる状態になったときに追納できる仕組みを用意した制度を創設しました。

なお、平成26年の法律改正では、若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用者が増加している状況を踏まえ、若年者納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されており、平成28年7月から平成37年6月までの期限で実施されることとなっています。

《解説》

1. 若年者納付猶予制度は、第1号被保険者本人（30歳未満）及び保険料の連帯納付義務者である配偶者のいずれもが、次のいずれかに該当（全額免除の免除基準と同一）するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間（申請前に保険料を納付した期間は除く）について、保険料の納付義務が猶予される制度です。ただし、学生納付特例制度の対象となる学生等は、若年者納付猶予の対象となりません。

- ① 前年の所得が下記の計算式で計算して得た額以下であるとき（平成16年経過措置政令第22条）

$$\text{前年の所得} \leq 35\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 22\text{万円}$$

- ② 本人またはその世帯の人が生活保護法による「生活扶助」以外の扶助を受けているとき
 ③ 地方税法に定める障がい者または寡婦で前年の所得が125万円以下のとき
 ④ 天災その他の理由により保険料を納めることが著しく困難なとき

《参考》

1. 手続き

被保険者などが承認基準のいずれかに該当したときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市町村長に提出します。

（則第77条の5第1項、第2項）

なお、平成17年7月から「継続的免除申請方式」が導入され、被保険者の希望により次年度以降も改めて免除申請を提出することなく、引き続き審査を受けることができるようにし、被保険者の申請手続きの負担の軽減や届出漏れ防止措置が講じられました。（則第77条の5第3項）

（平成18年3月23日庁保険発第0323001号、平成18年7月18日庁保険発第0718001号）

2. 給付との関係（（16）法附則第19条第4項）

この制度により保険料の納付を猶予された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間の「保険料免除期間」に算入されますが（法第5条第3項、第4項、法第27条ただし書）、老齢基礎年金の年金額を計算する際の「保険料免除期間」には、この期間は算入されません。（（16）法附則第19条第4項で読み替えた法第27条第1項第8号前段括弧書き）

なお、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給資格要件をみるときは、この期間は「保険料免除期間」として取り扱うことになります。（法第30条、第37条）

<保険料の納期限>

第九十一条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

《趣旨・概要》

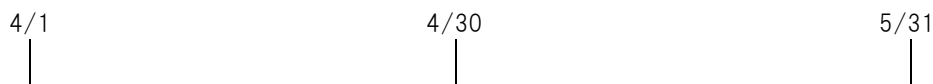
本条は、保険料の納付期限について規定したものです。

《解説》

1. 保険料の納付義務は、被保険者期間の計算となる各月について、その月が経過するつど、翌月の初日に発生します。つまり、保険料は毎月納付し、当月分の保険料は翌月末までに納めなければなりません。

例:4 月分の保険料

(4 月分保険料の納期限)



2. 国民年金の保険料の納期限は、納付月分の翌月末日です。ただし、末日が土曜日、日曜日又は祝日等、金融機関が休みの場合は翌営業日です。(行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第2条）

<保険料の通知及び納付>

第九十二条 厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令ⁱ⁾で定める事項を通知するものとする。

i) 則第70条

2 前項に定めるもののほか、保険料の納付方法について必要な事項は、政令ⁱⁱ⁾で定める。

ii) 令第6条の13

《趣旨・概要》

本条は、保険料の通知及び納付方法について規定したものです。

《解説》

平成14年4月から、市町村が行っていた保険料の収納に関する事務が廃止され、保険料は第1号被保険者が金融機関などを通じて国へ直接納めることとなりました。

第1号被保険者は、厚生労働省（機構）から送付される保険料の「納付書」により、金融機関などの窓口、コンビニエンスストアで納付することとなります。また、電子納付も利用できます。このほか、クレジットカードによる方法でも納付することができます。

<口座振替による納付>

第九十二条の二 厚生労働大臣は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（附則第五条第二項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

《趣旨・概要》

口座振替は、被保険者が指定した金融機関の口座から、月々の保険料を納付期日に自動的に引き落としする制度です。また、当月分の保険料を当月末（納付期限前）に引き落とす早割制度を利用すると、月額50円の割引が適用されます。

＜指定代理納付者による納付＞

第九十二条の二 被保険者は、厚生労働大臣に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であつて、政令ⁱ⁾で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの（以下この条において「指定代理納付者」という。）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

i) 令第6条の14

2 厚生労働大臣は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 第一項の指定の手続その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める。

ii) 則第71条の2～第71条の7

＜保険料の納付委託＞

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（※1 第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

一 国民年金基金又は国民年金基金連合会

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令ⁱ⁾で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの

i) 令第6条の15

三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令ⁱⁱ⁾で定める。

ii) 令第6条の16

3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。

4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令ⁱ⁾で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。

i) 則第72条の6

3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。

4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。

5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。

6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令¹⁾で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

i) 則第72条の7

2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条の六 厚生労働大臣は、第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第九十二条の三第一項第二号に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第九十二条の四第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

＜保険料の前納＞

第九十三条 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令ⁱ⁾で定める額を控除した額とする。

i) 令第8条

3 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料四分の一免除期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令ⁱⁱ⁾で定める。

ii) 令第7条、第8条の2、第9条、第11条第2項

《趣旨・概要》

本条は、保険料の前納について規定したものです。

《解説》

1. 国民年金制度は、他の社会保険制度とその仕組みが異なり、保険料については、被保険者個人の自主納付による方法をとることとされているため、被保険者の手続と利便を考慮して前納制度が設けられています。

2. 第1項は、被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができるとしています。前納制度は2年間（口座振替に限定）、1年間、半年間あるいはその年度の一定期間について保険料を前もって一括して納付する制度で、保険料が割引されるというメリットがあります。

3. 第2項の政令について

【国民年金法施行令 第八条】＜前納の際の控除額＞

第八条 法第九十三条第二項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年四分の利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月（法第九十二条の二に定める方法により納付する場合にあつては、当該各月の翌月）までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（この額に十円未満の端数がある場合において、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。次項において同じ。）を控除した額とする。

2 厚生労働大臣は、前納に係る期間の各月の保険料の額から前項に規定する額を控除した額（保険料を前納する場合に納付すべき額）を告示するものとする。

4. 第3項は、前納された保険料は、保険料納付済期間又は保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料4分の1免除期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなすとしています。保険料の前納は今後発生する保険料の納付のために、あらかじめ預託しておくという意味合いがあり、前納にかかる期間の各月が経過した際に、それぞれの月の保険料が納付されたものとなるものです。このため、まだ前納期間が経過しないうちに、他の公的年金制度に加入する等により、被保険者資格を喪失した場合には、未経過分の前納保険料は資格喪失したときにその未経過分について還付される取り扱いとなります。

5. 第4項は、保険料の前納手続、前納された保険料の還付等については、政令で定めるとしています。

(1) 前納保険料の還付について

保険料を前納した後、前納に係る期間が経過する前に被保険者がその資格を喪失した場合、又は第1号被保険者が第2号被保険者若しくは第3号被保険者となった場合には、その者（死亡したときは、その者の相続人）の請求に基づき、前納した保険料のうち、未経過期間に係るものは還付されます。（令第9条第1項）

(2) 前納保険料の還付手続について

前納した保険料の還付を請求しようとする者は、国民年金保険料還付請求書に国民年金手帳を添えて、厚生労働大臣に提出しなければなりません。（則第80条第1項）

《参考》

国民年金の被保険者が保険料を前納した後、前納した保険料に係る期間の途中で被保険者資格を喪失した場合の保険料の還付の取扱いについて

(平成22年11月29日年々発1129第1号)

日本年金機構事業管理部門担当理事あて厚生労働省年金局年金課長通知

国民年金の被保険者が保険料を前納した後に、前納した保険料に係る期間(以下「前納期間」という。)の途中で被保険者資格を喪失した場合には、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定により、資格喪失時点における未経過期間に係る前納保険料を還付することとなっている。

このため、任意加入被保険者が資格を喪失した後引き続いて第1号被保険者となった場合においても、前納した保険料のうち未経過期間に係るものが還付され、改めて、当該未経過期間について、第1号被保険者として保険料の納付を求めることとなっている。

この点について、資格喪失した後、引き続き第1号被保険者となったにもかかわらず、改めて、前納割引のない保険料の納付を求められるのは不合理であるとの国民の声が寄せられたため、今般、以下のとおり取扱いを改めることとしたので宜しく取り計らわれたい。

記

1. 政令第9条第1項の趣旨

政令第9条第1項は、被保険者資格を喪失した時点における未経過期間に係る前納保険料を還付する旨を規定している。

これは、前納期間の途中で被保険者資格を喪失し、未経過期間について保険料を納付する必要がなくなった場合に、未経過期間に係る前納保険料を還付する趣旨である。

したがって、例えば、任意加入被保険者が保険料を前納したが、前納期間の途中で資格喪失した後に引き続き第1号被保険者となった場合には、第1号被保険者として保険料を納付することが引き続き必要であるため、未経過期間に係る前納保険料を還付して、改めて第1号被保険者として当該未経過期間分の保険料納付を求めなければならないわけではない。ただし、同項には、その者の請求に基づき未経過期間に係る前納保険料を還付する旨規定されていることから、請求があれば、当該未経過期間に係る前納保険料は還付することとなる。

2. 国民年金法第93条の解釈

また、国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)第93条第1項においては、被保険者は将来の一定期間に係る保険料を前納できるとされており、この被保険者には、第1号被保険者及び任意加入被保険者が含まれる。

一方、法第93条第3項においては、同条第1項の規定により前納した保険料について、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす旨が規定されているが、どの被保険者資格として前納したものは区別していないことから、前納した時点での被保険者資格の下でのみ保険料納付済期間に算入すると限定的に解する必要はない。

したがって、例えば、任意加入被保険者が保険料を前納したが、前納期間の途中で資格を喪失した後、引き続き第1号被保険者となった場合において、任意加入被保険者として納付する保険料と第1号被保険者として納付する保険料はどちらも国民年金の保険料であることから、未経過期間に係る保険料は第1号被保険者として前納された保険料として取り扱い、前納期間に係る各月が経過した場合に保険料納付済期間に算入されると解すべきである。

3. 今後の取扱い

以上のことから、今般、被保険者資格を喪失した際に一律に還付の請求を求め、その請求に基づき未経過期間に係る前納保険料を還付するという取扱いを改め、国民年金の被保険者が保険料を前納したが、前納期間の途中で被保険者資格を喪失した後、引き続き第2号被保険者及び第3号被保険者以外の被保険者資格を取得した場合について、当該被保険者が希望した場合には、未経過期間に係る前納保険料について還付の請求を求めず、引き続き取得した被保険者資格として保険料納付済期間に算入することとするので、宜しく取り計らわれたい。

4. 施行期日等

この取扱いは、平成22年12月1日より実施することとする。

なお、同日において、上記に該当する場合であって既に未経過期間に係る前納保険料が還付された者についても、本人の希望があれば、同様の取扱いとすることとされたい。

＜保険料の追納＞

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条第一項若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3 第一項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令ⁱ⁾で定める額を加算した額とする。

i) 令第10条

4 第一項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令ⁱⁱ⁾で定める。

ii) 令第11条

《趣旨・概要》

本条は、保険料の免除等を受けた者に係る保険料の追納について規定したものです。

《解説》

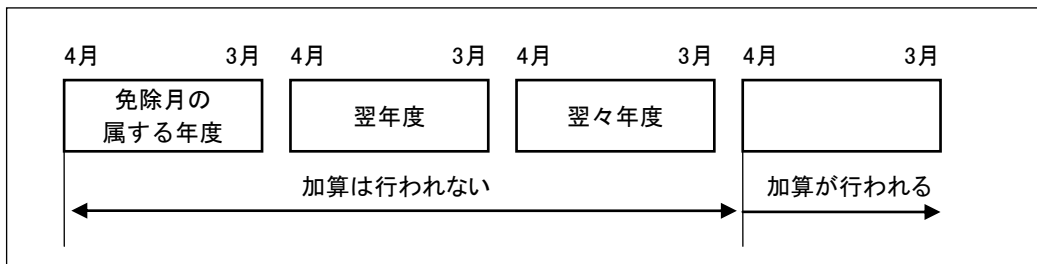
1. 国民年金制度は他の公的年金制度と異なり、保険料の免除や猶予制度を設けて、保険料の拠出が難しい人にも年金の受給要件を満たせるような配慮がされています。

免除を受けた人は、老齢基礎年金の額の計算上、保険料納付済期間より低く評価されて計算されます。また、学生納付特例及び若年者納付猶予の規定により、保険料を納付することを要しないものとされた期間は、老齢基礎年金の額の計算に反映されません。

このため、保険料の免除や猶予を受けた人は、年金額が保険料を納付した場合と比較して低額となることから、保険料の免除や猶予を受けた人が、その後、経済的に余裕ができたときなどは、本人の申出により承認を得て、その承認月前10年以内の免除や猶予された月分の保険料の全部または一部を納付することができます。

追納するときは、先に経過した月から順次納めなければなりませんが、学生納付特例の期間よりも前に保険料免除期間があるときは、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

なお、保険料免除を受けた人と免除を受けずに保険料を納付した人との均衡という観点から、追納する保険料額は保険料の免除や猶予された当時の保険料額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。なお、前2年度の期間については、追納加算額はありません。(令第10条)



2. 第1項は、追納の対象となる保険料について規定しています。追納の対象となる保険料は、厚生労働大臣の承認の日の属する月前10年以内の期間に係る納付することを要しないものとされた保険料（法定免除、全額免除、学生納付特例又は若年者納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び4分の3免除、半額免除又は4分の1免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料）です。

ただし、4分の3免除、半額免除又は4分の1免除に係る保険料を追納する場合は、その残余の額（免除されていない部分の額）を納付していなければ、追納をすることはできません。

注1 老齢基礎年金の受給権者は追納をすることはできません。

注2 付加保険料を追納することはできません。

注3 滞納した保険料を追納することはできません。

《参考》

1. 手続き（令第11条、則第78条）

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所長に提出します。

2. 給付との関係（法第27条、第30条、第37条、第94条第4項）

追納した月分は、追納したその日に保険料が納付されたこととみなされ、基礎年金等の受給資格期間や年金額等の計算期間においては「保険料納付済期間」として取り扱うことになります。

【平成二十三年改正国民年金法附則 第二条】

＜国民年金の保険料の納付の特例＞

(第5項から第10項は省略)

第二条 前条第三号に規定する政令で定める日から起算して三年を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前十年以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令ⁱ⁾で定める額を加算した額の国民年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかった国民年金の保険料であってこれを徴収する権利が時効によって消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

11 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令ⁱⁱ⁾で定める。

i) 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令第1条

ii) 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令第3条

《趣旨・概要》

本条は、国民年金制度の後納制度を規定したものです。

国民年金保険料は、納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、過去10年間の納め忘れた保険料については、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することが可能になりました。（「後納制度」といいます。）

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

ただし、後納制度が施行されても国民年金保険料を徴収する権利が納期限から2年を経過した時点で時効により消滅することについては変更ありません。

なお、後納する保険料額は当時の保険料額に政令で定める額を加算した額となり、この加算額は、毎年度、改定されます。

《解説》

1. 第1項は、保険料の後納の対象期間を定めています。保険料の後納を行うことができる対象期間は、強制被保険者期間と任意加入の未納期間で、保険料徴収権が時効消滅した期間のうち、後納の承認が行われた日の属する月前10年以内の期間とされています。

※保険料免除期間や任意加入の未加入期間は対象外となります。

2. 第1項は、後納制度が低年金や無年金の回避のために後納するという本人の意思を認めるものです。

しかし、この制度は、本来徴収時効が経過する前に納付すべきであった期間の納付を認めるものであるため、現に保険料徴収時効が経過する前に納付している方々との公平性を踏まえ、承認を受けようとする人に徴収権が時効消滅していない被保険者期間中の未納がある場合には、その保険料の納付を求めることとするものです。

3. 第3項は、過去の未納期間から先に後納の機会が失われていくこととなるため、後納の順序を規定するものです。

4. 第4項は、後納の効果について定めています。国民年金制度は、あらかじめ制度に加入し保険料を拠出することで事故が発生した場合に給付を受けるという保険原則を鑑みると、特に、不測の事故に対し保険料の拠出額の多寡によらず、一定の給付額を保障している障害や死亡に対する給付については、事後的な保険料拠出に基づき給付することは認められません。

したがって、現行制度における障害基礎年金、遺族基礎年金については、それぞれ「初診日の前日」、「死亡日の前日」に保険料納付済み期間が一定以上あることを受給資格要件としています。

このことを踏まえ、後納により保険料納付済期間に算入される期間について、後納が行われた日を納付された日とすることを明確に規定することで、後納が行われた日前に発生した障害や死亡による障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給資格要件に算入しないよう措置しています。

＜基礎年金拠出金＞

第九十四条の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

《趣旨・概要》

本条は、基礎年金拠出金の負担（納付）義務を定めたものです。

基礎年金拠出金は、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、公的年金制度の保険者が、毎年度、負担（納付）する拠出金のことです。

第九十四条の三 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府にあつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、年金保険者たる共済組合等にあつては、当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。）の総数の比率に相当するものとして毎年度政令ⁱ⁾で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

i) 令第11条の2

2 前項の場合において被保険者の総数及び被用者年金保険者に係る被保険者の総数は、第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令ⁱⁱ⁾で定める者を基礎として計算するものとする。

ii) 令第11条の3

3 前二項に規定するもののほか、年金保険者たる共済組合等に係る基礎年金拠出金の納付に関し必要な事項は、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める。

iii) 令第11条の4、第11条の5

《趣旨・概要》

本条は、被用者年金制度の保険者が負担（納付）する基礎年金拠出金の額等について規定したものです。

基礎年金拠出金の額は、第1号被保険者については保険料を納付した者の総月数、第2号被保険者及び第3号被保険者については、各被用者年金制度ごとにその制度の第2号被保険者（20歳以上60歳未満）の総月数及び第3号被保険者の総月数に応じて算出されます。

第九十四条の四 各地方公務員共済組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）は、毎年度、政令ⁱ⁾で定めるところにより、地方公務員共済組合連合会が納付すべき基礎年金拠出金の額のうち各地方公務員共済組合における給料の総額等（全国市町村職員共済組合連合会にあつては、すべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合における給料の総額等）を考慮して政令で定めるところにより算定した額を負担する。

i) 令第11条の6

《趣旨・概要》

本条は、地方公務員共済組合連合会が納付する基礎年金拠出金の各地方公務員共済組合の負担について規定したものです。

<報告>

第九十四条の五 厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等に対し、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者の数その他の厚生労働省令ⁱ⁾で定める事項について報告を求めることができる。

i) 則第82条の8

2 各年金保険者たる共済組合等は、厚生労働省令ⁱ⁾の定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して前項の報告を行うものとする。

3 年金保険者たる共済組合等は、厚生労働省令ⁱⁱ⁾の定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、第九十四条の二第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項として厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

ii) 則第82条の9

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令ⁱⁱ⁾の定めるところにより、前項に規定する予想額その他これに関連する事項で厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定めるものについて、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に報告を行うものとする。

5 厚生労働大臣は、前各項に規定する厚生労働省令を定めるときは、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

《趣旨・概要》

本条は、基礎年金拠出金の算定に必要な被保険者の数等、厚生労働省令で定める事項の年金保険者たる共済組合等の報告について規定したものです。

＜第二号被保険者及び第三号被保険者に係る特例＞

第九十四条の六 第八十七条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者としての被保険者期間及び第三号被保険者としての被保険者期間については、政府は、保険料を徴収せず、被保険者は、保険料を納付することを要しない。

《趣旨・概要》

本条は、第2号被保険者及び第3号被保険者については、各被用者年金制度が国民年金制度に対して、基礎年金拠出金を負担（納付）していることから、国民年金の保険料を直接負担しないことを規定したものです。

＜徴収＞

第九十五条 保険料その他この法律（第十章を除く。以下この章から第八章までにおいて同じ。）の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

《趣旨・概要》

本条は、保険料等の徴収金は、国税徴収の例によつて徴収することを規定したものです。徴収金の徴収は、この法律に別段の規定があるほかは、国税通則法や国税徴収法の規定によるものとされています。

《解説》

1. 保険料のほか、国民年金法の規定による徴収金には、不正利得の徴収金（法第23条）、国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収金（法第95条の2）及び延滞金（法第97条）があります。
2. 徴収金の徴収については、この法律に別段の規定がある他は、国税通則法（昭和37年4月2日法律第66号）や国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）の規定によることとされており、包括的な準用が行われます。

本法で別段の規定をしているものとしては、法第88条から第98条まで（本条を除く）及び第102条があります。

<国民年金基金又は国民年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収>

第九十五条の二 政府は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金又は国民年金基金連合会が年金の支給に関する義務を負っている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会から徴収する。ただし、第百三十七条の十九第一項の規定により国民年金基金連合会が当該解散した国民年金基金から徴収すべきときは、この限りでない。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金基金又は国民年金基金連合会が解散した場合における責任準備金の徴収について規定したものです。

<督促及び滞納処分>

- 第九十六条** 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。
- 2** 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。
- 3** 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。
- 4** 厚生労働大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。
- 5** 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。
- 6** 前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金の保険料の徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分について規定したものです。

納入告知後の保険料や延滞金などの徴収金については、国税徴収法に基づき徴収することと規定され、徴収金を滞納した者に対しては、日本年金機構理事長は督促を行い、指定した日（指定期限）までに保険料が納入されないときは厚生労働大臣の認可を受け、滞納処分（差押・換価・充当（配当））を行うことができます。

《解説》

1. 第1項は、国民年金の保険料等の徴収金を滞納する者に対して、厚生労働大臣は、期限を指定して、督促をすることができるとしています。保険料の納付が自主納付という原則であっても、国民年金制度が他の被用者年金制度と同様に、強制加入の社会保険である以上、強制的に保険料を徴収する原則が根底にあります。

しかしながら、他の被用者年金制度とは異なり、第一の納付義務は国民年金の被保険者となっており、保険料納付がなければ給付はないという仕組みになっていることが、自動調整の働きが期待できること、および自営業者は必ずしも収入が定期的にあるとは言えないことから、保険料の滞納があるつど督促し、強制徴収することは現実的ではないと考えられているため、「これを督促することができる」としており、他の被用者年金制度と異なり義務規定とされておりません。

なお、督促には、下記の2つの効力があります。

- (1) 差押えの前提要件
- (2) 時効中断の効力（法第102条第5項）

2. 第2項の督促状は、則第83条に規定される様式第15号となります。
3. 第3項は、督促状により指定する納期限は、督促をする日から10日以上経過した日を指定することとしています。
4. 第4項は、厚生労働大臣は、督促を受けた者が、督促状の指定する納期限までに保険料等を納付しなかったときは、国税滞納処分の例によって処分することができ、また、厚生労働大臣が処分を行うことが困難な場合には、滞納者の居住地若しくは財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができるとしています。
5. 第5項は、市町村は、厚生労働大臣より処分の請求を受けたときは、地方税法による市町村民税の滞納処分の例によって処分することができるとしています。また、この場合、厚生労働大臣は、徴収金の4%に相当する金額を当該市町村に滞納処分手数料として交付しなければならないことになっています。
6. 第6項は、滞納処分によって徴収した金額を保険料に充当する場合は、先に経過した月の保険料から順次充当し、1か月分の保険料に満たない金額は、納付義務者に交付するとしています。

《参考》

滞納処分等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されています。

1. 機構は、滞納処分等実施規程を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（法第109条の7第1項）
2. 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。
（法第109条の6第1項）
3. 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令（則第111条）で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。
（法第109条の6第3項）

＜延滞金＞

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

《趣旨・概要》

本条は、滞納者に対して督促をした場合に、延滞金を徴収すること、及びその計算方法について規定しています。

《解説》

滞納した保険料に係る延滞金の利率は、つぎのとおりです。

- ① 納期限の翌日から3月を経過する日までの期間：年7.3%の割合
- ② 納期限の翌日から3月を経過する日の翌日以後の期間：年14.6%の割合

【国民年金法附則 第九条の二の五】

＜延滞金の割合の特例＞

第九条の二の五 第九十七条第一項(第百三十四条の二第一項において準用する場合及び第百三十七条の二十一第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

《趣旨・概要》

本条は、滞納した保険料等に係る延滞金の割合について、現下の低金利の状況を踏まえ、延滞税の利率設定を参考にしつつ、軽減することを規定したものです。

《解説》

平成27年1月1日から滞納した保険料等に係る延滞金の利率が軽減されました。

【特例基準割合が年7.3%に満たない場合の保険料に係る延滞金の利率の特例】

- ① 納期限の翌日から3月を経過する日までの期間
：年7.3%の割合→「特例基準割合＋年1%」（年7.3%の割合を限度）
- ② 納期限の翌日から3月を経過する日の翌日以後の期間
：年14.6%の割合→「特例基準割合＋年7.3%」

なお、租税特別措置法第93条第2項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

＜先取特権＞

第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

《解説》

本条は、保険料等の徴収金の徴収権が、国税及び地方税に次ぐ順位にあり、一般債権に優先する順位にあることを規定したものです。

「法第99条から法第100条まで 削除」

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24年改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25年改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

第7章

不服申立て

第7章 不服申立て

<不服申立て>

第百一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第十四条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

5 第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

6 共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、当該共済組合等に係る被用者年金各法の定めるところにより、当該被用者年金各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

7 前項の規定による共済組合等が行った障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金法に基づく一定の処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して審査（又は再審査）の請求ができることを規定したものです。

本条による審査制度は、被保険者及び被保険者であった者等の権利・利益の救済を簡易迅速に行うことを目的とし、第1次審査機関として地方厚生（支）局に社会保険審査官が置かれ、第2次審査機関として厚生労働省に社会保険審査会が置かれています。

なお、審査請求と訴訟との関係については、次条（法第101条の2）により、不服申立て前置主義が採られており、保険者の処分に対する取消しの訴えは、社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないことになっています。

《解説》

1. 第1項は、被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く）又は保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分に不服がある場合は、社会保険審査官に対して審査請求をし、社会保険審査官の決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるとしています。

注1 法第14条の4第1項又は第2項の規定による年金記録の訂正（不訂正）の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、厚生労働大臣に対して審査請求を行うか、地方厚生（支）局長の決定の取消しを求めて、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、裁判所に訴訟を提起することになっています。

(1) 審査請求の期間

社会保険審査官に対する審査請求は、被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分、保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければなりません。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではありません。

しかし、被保険者の資格に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、することができません。

（社審法第4条第1項、第2項）

(2) 審査請求の手続き

審査請求は、文書又は口頭ですることができます。

日本年金機構年金事務所が行った処分については、その日本年金機構年金事務所を管轄する地方厚生（支）局に置かれた社会保険審査官に対して審査請求をします。

なお、審査請求は、処分に関する事務を処理した日本年金機構年金事務所又は審査請求人の居住地を管轄する日本年金機構年金事務所を経由してすることもできます。

（社審法第3条第1項、第5条第1項、第5条第2項）

(3) 脱退一時金に関する処分について

脱退一時金に関する処分に不服がある場合は、社会保険審査官に対する審査請求は行わず、社会保険審査会に対して審査請求を行うこととされています。

（法附則第9条の3の2第5項）

(4) 再審査請求

社会保険審査官の決定に不服がある場合は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができます。再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にしなければなりません。ただし、正当な事由によりこの期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではありません。

なお、再審査請求は、文書又は口頭ですることができます。

(社審法第32条第1項、第3項、第4項)

2. 第2項は、社会保険審査官に審査請求をした日から60日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査の請求をことができると規定しています。

3. 第3項は、審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなすとしています。本来であれば、裁判上の請求等を行わなければ時効中断の効力は生じませんが、審査請求及び再審査請求については、これを裁判上の請求とみなして、裁判上の請求と同様に時効中断の効力が付与されています。

なお、審査請求及び再審査請求が却下又は取り下げられた場合には、時効中断の効力は生じません。

4. 第4項は、被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができないとしています。

5. 第5項は、行政不服審査法との関係について規定しています。

行政処分に関する不服申立てについては、特別の定めがない限り、行政不服審査法の規定が適用されますが、同法の第2章第1節（通則）、第2節（処分についての審査請求※1）及び第5節（再審査請求）の規定は、国民年金の不服申立てには適用されません。

※1 行政不服審査法第18条及び第19条（誤った教示をした場合の救済）の規定は適用されます。

＜再審査請求と訴訟との関係＞

第百一条の二 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

《解説》

国民年金法においては、不服申立て前置主義が採られており、前条（法第101条）第1項に規定される保険者が行った処分（被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分）に対する取消しの訴えは、その処分についての再審査請求（脱退一時金については、審査請求）に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、社会保険審査会の裁決を経ずに取消訴訟を提起することができるとされています。

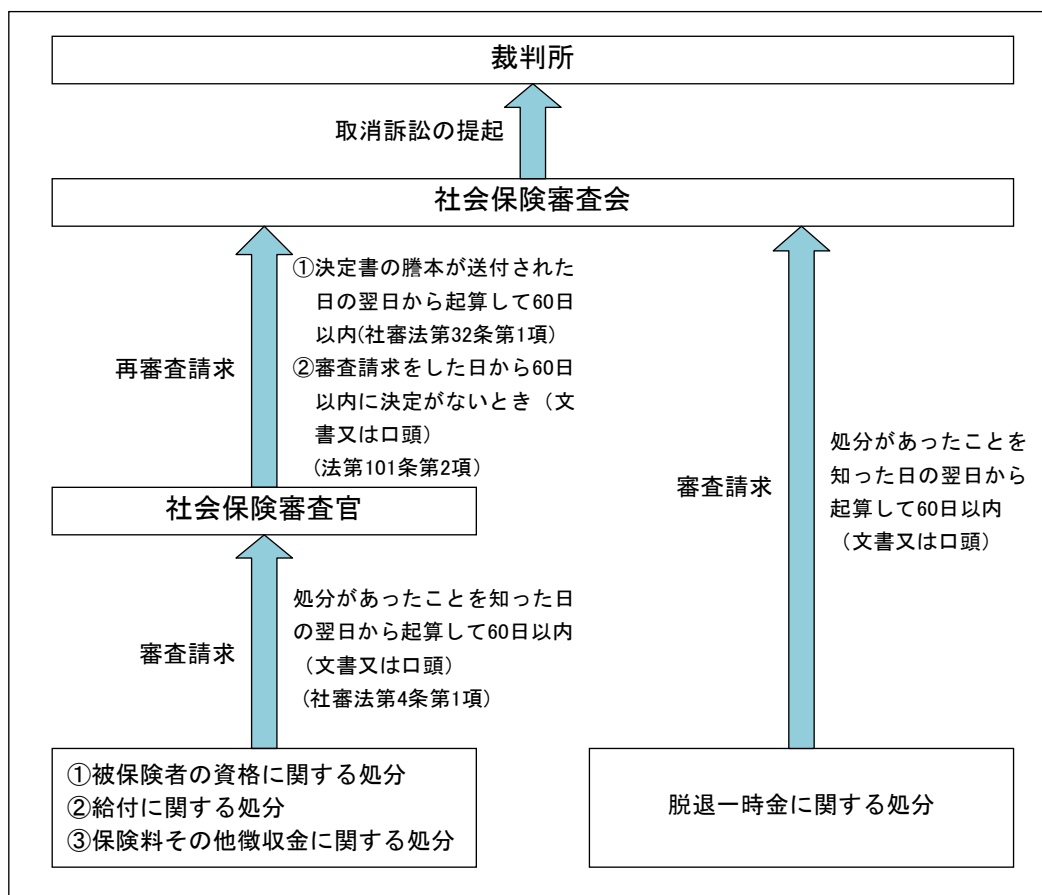
- （1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

なお、上記の取消しの訴えは、原則として、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内、かつ、処分又は裁決の日から1年以内に提起しなければなりません。

（行政事件訴訟法第8条第2項、第14条）

《参考》

不服申立ての流れ



1. 社会保険審査官について(社審法第1条)

健康保険法第189条、船員保険法第138条、厚生年金保険法第90条、石炭鉱業年金基金法第33条第1項、国民年金法第101条及び年金給付遅延加算金支給法第8条の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)に社会保険審査官が置かれています。

社会保険審査官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命じます。

2. 社会保険審査会について(社審法第19条)

健康保険法第189条、船員保険法第138条、厚生年金保険法第90条、石炭鉱業年金基金法第33条第1項、国民年金法第101条及び年金給付遅延加算金支給法第8条の規定による再審査請求並びに健康保険法第190条、船員保険法第139条、厚生年金保険法第91条、石炭鉱業年金基金法第33条第2項、年金給付遅延加算金支給法第9条及び国民年金法附則第9条の3の2第1項(脱退一時金)の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会が置かれています。

社会保険審査会は、委員長及び委員5人をもって組織され、委員長及び委員は、人格が高潔であって、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命します。

本テキスト中の法令、略令一覧

法…………… 国民年金法

法附則…………… 国民年金法附則

(60)法附則…………… 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則…………… 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則…………… 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則…………… 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則…………… 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則…………… 平成24改正国民年金法附則

(25)法附則…………… 平成25改正国民年金法附則

令…………… 国民年金法施行令

改定率改定令… 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則…………… 国民年金法施行規則

厚年法…………… 厚生年金保険法

厚年令…………… 厚生年金保険法施行令

社審法…………… 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令…………… 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令…………… 国民年金基金令

労基法…………… 労働基準法

<メ モ>

第8章

雑則

第8章 雑則

＜時効＞

第一百零二条 年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。）は、その支給事由が生じた日から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 給付を受ける権利については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十一条の規定を適用しない。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

6 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法第三十二条の規定を適用しない。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金法に基づく債権債務に関する時効について規定したものです。

従来、支分権（基本権に基づき支払期月ごとに年金給付の支給を受ける権利）については、会計法第30条及び第31条第1項の規定により、5年間権利を行使しないときは、時効の援用を要せず、時効により消滅することとされてきました。

しかし、平成19年7月6日に施行された厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（以下「年金時効特例法」といいます。）の附則第5条の規定により本条が改正され、これまで規定されていた基本権（給付を受ける大もとの権利）の消滅時効に加え、支分権についての消滅時効が規定される（第1項）とともに、会計法第31条の規定を適用しない旨の規定（第3項）が設けられました。この改正によって、基本権及び支分権は、その権利が発生した時から5年を経過したときに、個別に時効の援用を行った場合に限り、時効により消滅することとされました。

(1) 時効の援用について

時効による権利の取得や消滅は、法律の定める時効期間が経過すると自動的に効力を生じるものではなく、援用があってはじめて生じます。時効の援用とは、時効によって利益を受ける者が、時効の利益を受ける意思を表示することをいいます。

つまり、基本権及び支分権は、消滅時効の期間（5年）が経過すると自動的に消滅するわけではなく、時効を成立させるためには、時効の利益を受ける（年金を支払わない）意思表示をする必要があります。

(2) 年金時効特例法の施行前と施行後の取扱いについて

① 基本権の取扱いについて

	基本権
施行前	ア) 消滅時効の期間は5年（法第102条第1項） イ) 保険者が時効の利益の放棄をすることは許されないが、宥恕すべき理由（※1）がある場合は、時効の援用をしない。 ※1 宥恕すべき理由 ⇒請求者が時効完成前に裁定請求を行った旨又は行うことができなかった旨を申し立てた場合（申立書が提出された場合）
施行後	ウ) 消滅時効の期間は5年（法第102条第1項） エ) 時効の援用の要否の判断は、上記イ) と同じ基準であるが、下記の場合は申立書の提出を不要とする。 年金記録の訂正や事務処理誤りと認定する場合（支分権の消滅時効を援用しない場合）において、時効完成前に、裁定請求を行うことができなかったということが明らかであるとき。

② 支分権の取扱いについて

	支分権
施行前	ア) 消滅時効の期間は5年。時効の援用を要せず、権利の発生から5年で自動的に時効により消滅する。 （会計法第30条、第31条第1項）
施行後	イ) 消滅時効の期間は5年（法第102条第1項） ウ) 会計法第31条の規定を適用しない旨の規定が設けられ、時効を成立させるためには、時効の援用が必要。

《解説》

1. 第1項は、年金給付の消滅時効の期間は、基本権及び支分権ともに5年であることを規定したものです。

◇基本権と支分権の消滅時効の起算日について

(1) 基本権の消滅時効の起算日は、受給権発生日の翌日

(2) 支分権の消滅時効の起算日は、支払期月の翌月初日

支払期月ごと支払われる給付については、法第18条第3項により「支払期月」として支払月のみが規定されており、支払日が定められていないため、法令上「支払期月」の月末に支払いが行われる可能性もあること、及び民法第140条の初日不算入の考え方から「支払期月の翌月初日」が起算日となります。

なお、一時金として支払うものとされる給付については、「受給権発生日の翌日」が起算日となります。

2. 第2項は、年金給付の全額が支給停止されている間は、時効が進行しないことを規定したものです。

3. 《趣旨・概要》での説明のとおり、第3項は、給付を受ける権利については、会計法第31条の規定を排除する旨を規定したものです。

4. 第4項は、保険料等の徴収金を徴収する権利、その還付を受ける権利、死亡一時金を受ける権利の消滅時効の期間は、2年であることを規定したものです。

これらは短期間で債権債務関係を確定し、法的関係の早期安定を図る必要から、会計法による国の債権債務の5年の消滅時効の原則よりもさらに短期の時効期間を設定しています。なお、消滅時効の起算日については、次のとおりです。

(1) 保険料の徴収権の消滅時効の起算日は、納期限の翌日

(2) 保険料の還付を受ける権利の消滅時効の起算日は、還付の請求をすべき旨の通知（保険料過誤納額還付通知書）が債権者に到達した日の翌日（国民年金保険料の還付事務の取扱いについて：昭和44年7月15日庁保険発第13号）

(3) 死亡一時金の消滅時効の起算日は、死亡日の翌日

5. 第5項は、法第96条第1項の規定による督促は、時効中断の効力を有することを定めたものです。民法第153条は「催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、差押え等が行われなければ、時効中断の効力を生じない。」と規定していますが、本項により、督促そのものが時効中断の効力を有することとなります。

6. 第6項は、保険料等の徴収金については、会計法第32条の規定を排除する旨を規定したものです。会計法第32条は「国がなす納入の告知は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。」と規定していますが、国民年金法においては除外されます。

《参考》

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より通知が発出されています。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて

(平成24年9月7日年管発0907第6号)

日本年金機構理事長あて厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知

従来、支払期月ごとに支払うものとされる厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付（以下「年金」という。）の支給を受ける権利については、会計法（昭和22年法律第35号）第30条及び第31条第1項の規定により、5年間これを行わないときは、時効の援用を要せず、時効により消滅することとされていた。

平成19年7月6日に施行された厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号。以下「法」という。）により、施行日において年金を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者等について、年金記録の訂正がなされた上で裁定（裁定の訂正を含む。以下同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る年金を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利について、当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく年金が支払われることとなった。

また、法の施行日後に受給権を取得する者の支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利については、法による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第92条第4項及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第102条第3項において、会計法第31条の規定を適用しない旨の規定が設けられたことにより、時効による当該権利の消滅の効果は、当該権利の発生から5年の時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、国により時効が援用されたときに初めて確定的に生ずるものとされた。

ついては、平成19年7月7日以降に受給権が発生する支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いを下記のとおりとするので、年金事務所等に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1 時効の援用の取扱いの対象となる者

時効の援用の取扱いの対象となる者は、法の施行日後に受給権が発生した者（未支給の保険給付又は年金の請求権者を含む。）を対象とする。

2 時効の援用の取扱い

支払期月ごとに支払うものとされる年金の支給を受ける権利の発生から5年を経過し、その権利について消滅時効が完成した場合は、時効を援用する。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、時効の援用はせず、年金を支払うこととする。

(1) 年金記録の訂正を行ったもの

厚生年金保険法第28条又は国民年金法第14条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で裁定が行われた場合

(2) 時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの

別紙「時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準」により時効援用しない事務処理誤りと認定された場合。ただし、(1)に該当する場合を除く。

3 保険給付遅延特別加算金等の取扱い

2の(1)に該当する場合は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）第2条及び第3条並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第133号）第1条及び第3条の規定に基づき、保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給を行う。

4 実施時期

この取扱いは、平成24年11月1日から適用する。

別紙

時効援用しない事務処理誤りに係る認定基準

時効の援用の取扱いにおいて、次の1から8までのいずれかの事由に該当する場合は時効援用しない事務処理誤りがあったものと認定する。

1 受付時の書類管理誤り

日本年金機構（以下「機構」という。）において保有している請求書、申請書、届出書又は申出書及びこれらに関する添付書類（以下「請求書等」という。）の担当部署への回付漏れ、又は請求書等へ押印された受付印の年月日の誤り若しくは押印漏れの事実が確認できる場合

2 確認又は決定誤り

法令及び機構の諸規程（以下「法令等」という。）と社会保険オンラインシステムに登録されている内容を照らし合わせ、機構における請求書等の内容の確認誤り、受給要件に係る事実関係の誤認、又は法令等の適用誤りに基づく誤った行政処分が行われた等の事実が確認できる場合であって、当該事実が発生したことについて、受給権者の責に帰すべき事由が認められない場合

3 未処理又は処理の遅延

請求書等の未処理（社会保険オンラインシステムへの入力漏れ及び機構本部等への進達漏れ）又は処理の遅延の事実が確認できる場合

4 入力誤り

適正に審査された請求書等とは異なる内容が、社会保険オンラインシステムに登録されていることが確認できる場合

5 通知書の作成誤り

通知書（年金証書、裁定通知書又は支給額変更通知書等の処分通知書に限る。以下同じ。）の様式誤り又は処分の名宛人の記載誤りが確認できる場合

6 誤送付又は誤送信

社会保険オンラインシステム又は請求書等に記載された住所地若しくは処分の名宛人以外への通知書の誤送付、誤送信若しくは誤交付の事実が確認できる場合

7 説明誤り

機構若しくは市区町村の窓口若しくは電話等における制度の説明誤り及び説明漏れ、又は請求書等の作成若しくは添付に係る指示誤りを行った事実が確認できる場合であって、受給権者の責に帰すべき事由が認められない場合。ただし、市区町村が行った説明については、国民年金法に基づく法定受託事務を執り行う過程で行ったものに限るものとする。

8 受理後の書類管理誤り

受付した請求書等を紛失した事実が確認できる場合

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（年金時効特例法）について

【年金時効特例法 第二条】

＜国民年金法による給付に係る時効の特例＞

第二条 厚生労働大臣は、施行日において国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第六条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を支払うものとする。

【年金時効特例法附則 第二条】

＜時効の特例に関する経過措置＞

第二条 第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

《趣旨・概要》

1. 年金時効特例法の施行前は、年金記録の訂正により年金額が増額した場合でも、5年以上前に支払われた年金の増額分は時効により消滅するため、その支払を受けることができませんでした。
2. 平成19年7月6日に年金時効特例法が施行されたことに伴い、年金記録の訂正がなされた上で年金が裁定された場合には、年金の支給を受ける権利（支分権）の消滅時効は適用されず、受給権発生月の翌月までの全期間について遡って年金給付やその差額の支払を受けることができるようになりました。
なお、年金の受給権者本人が既に死亡している場合には、未支給年金の請求をすることができる遺族の請求により、その遺族が年金給付やその差額の支払を受けることができます。
3. 平成22年4月30日に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（遅延加算金法）が施行され、年金時効特例法による年金記録の回復によって支給される過去5年よりも前の分の年金について、現在価値に見合う額となるよう、物価上昇相当分の遅延特別加算金が上乘せられ支給されています。

＜期間の計算＞

第百三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

《解説》

本条は、国民年金における期間の計算については、「この法律に別段の定めがある場合を除き、民法の期間に関する規定による」とするものです。

国民年金制度では、一定期間保険料を納付したことを前提として給付を行うものであるため、期間の計算が非常に重要となります。

具体的には、障害基礎年金の障害認定日は、傷病の初診日から1年6か月を経過した日（法第30条第1項）などがあります。

民法第140条では、期間を定めるにあたり、日、週、月または年をもってしたときは、その初日は算入しないとしています。が、本条では、例えば、法第30条第1項の障害認定日の起算点には初診日（初日）を含むものとされます。

また、法第11条の被保険者期間の計算についても同様であり、最初の月も算入されます。これに対して法第36条第1項の支給停止期間や前条の時効期間については、特段の定めがないため、民法の原則により計算されることとなります。

《参考》

【民法 第百三十八条から第百四十三条】

＜第六章 期間の計算＞

（期間の計算の通則）

第百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

（期間の起算）

第百三十九条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

（期間の満了）

第百四十一条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第百四十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取り消しをしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

（暦による期間の計算）

第百四十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によ

て期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

<戸籍事項の無料証明>

第百四条 市町村長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）

は、厚生労働大臣又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

《解説》

国民年金の年金給付の支給を受ける場合は、年齢や家族関係を確認する必要から、年金請求書に戸籍の記載事項証明書を添付して提出することが少なくありません。

本条の趣旨は、こうした手続きの際、被保険者や受給権者等の費用負担を軽減することにあります。ただし、本条は、戸籍の無料証明の根拠を規定したもので、市町村長にその無料証明を法律上課したものではありません。

また、本条は、戸籍記載事項証明のみに係るものであって、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び抄本（戸籍個人事項証明書）並びに住民票の謄本等を無料で交付するものではありません。

《参考》

1. 戸籍又は住民票の謄本又は抄本を添付すべき場合であっても、戸籍の記載事項証明書によって当該謄本又は抄本の記載事項のすべてを明らかにすることができる場合は、これをもって戸籍の謄本等に代えて差し支えない。

（昭和34年9月10日年福発57号）

2. 生活保護法により現に保護を受けている世帯に属する者のほか保護を必要とする生活困窮状態にあると認められる世帯に属する者については、民生委員等の調査を必要とするため戸籍の謄抄本の請求があつた場合には無料交付の取扱がなされる。

（昭和34年10月24日年福発178号）

＜届出等＞

第百五条 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、第十二条第一項又は第五項に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を第三号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第三号被保険者にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第十二条第二項及び第四項の規定は、第三号被保険者以外の被保険者に係る前項の届出について、同条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。

3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令ⁱ⁾の定めるところにより、その旨を第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定める場合に限る。）は、この限りでない。

i) 則第4条、第24条

ii) 則第24条第5項

iii) 則第24条第6項

5 第十二条第六項から第九項までの規定は、第三号被保険者に係る前項の届出について準用する。この場合において、同条第六項中「第三号被保険者」とあるのは、「第三号被保険者の死亡に係るもの」と読み替えるものとする。

《趣旨・概要》

本条は、被保険者及び受給権者の住所などの生活関係等の変動について、その所要事項を届け出る義務を規定したものです。

これは、国民年金における被保険者の適用及び保険料の納付・給付は長期継続するため、その間において当然に予想される被保険者または受給権者の身分関係や生活関係の変動が国民年金の事務に大きな影響をもたらすことになるため、所要の届出義務を規定したものです。

《解説》

1. 死亡の届出について

第4項は、被保険者又は受給権者が死亡したときの届出義務を規定しています。

戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、被保険者又は受給権者が死亡したときは、厚生労働省令（則第4条、第24条）の定めるところにより、第1号被保険者が死亡したときは市町村長に、第3号被保険者あるいは受給権者が死亡したときは厚生労働大臣に届け出なければなりません。

2. 届出の省略について

平成23年7月より、受給権者の死亡の日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合に限り、機構に住民票コードが収録されている受給権者については、直接、機構で住民基本台帳ネットワークから本人確認情報の取得が可能となったため、年金事務所への「死亡届」の提出が不要となりました。

＜被保険者に関する調査＞

第百六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

《趣旨・概要》

国民年金の被保険者の資格及び保険料の納付状況などの確認については、将来の給付と結びつくものであり、重要であります。

本条は、これらの事項について、保険者が確認できるよう調査権を付与したものです。

《解説》

1. 国民年金保険料の滞納処分及び免除勧奨等を的確に行うため、市区町村の課税情報が必要となりますが、市区町村から課税情報等の提供を受けるためには、税法上の守秘義務（地方税法第22条）の問題を解決する必要があります。その問題を解決するため、介護保険法や高齢者の医療の確保に関する法律と並びの規定とし、法第108条と相まって市区町村から課税情報の提供が受けられるよう、税法上の守秘義務の問題を解決するものです。
2. 受給権者に関する調査の規定では、受給権の消滅や年金額の改定、支給の停止に関する事項について書類やその他の物件を提出することを命じ、又は、当該職員をして受給権者に質問させることができることになっています。
3. 法第112条では、本条の規定による国民年金手帳の提出命令に従わない被保険者、資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出命令に従わない被保険者（若しくは虚偽の書類その他物件を提出した被保険者）、又は当該職員（機構の職員を含む）の質問に対して答弁をしない被保険者（若しくは虚偽の陳述をした被保険者）に対して、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することを規定しています。

＜受給権者に関する調査＞

第百七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

《解説》

本条は、法第106条（被保険者に関する調査）と同様の趣旨に基づき、受給権者等に対する保険者の調査権について規定したものです。

1. 第2項は、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子（18歳到達年度の末日が終了した後、障害等級1級又は2級の障害の状態に該当することにより障害基礎年金の加算の対象となっている子）又は、障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有している子（18歳到達年度の末日が終了した後、障害等級1級又は2級の障害の状態に該当することにより遺族基礎年金の受給権を有している子）等にその指定する医師等の診断を受けることを命じ、又は当該職員をして障害の状態を診断させることができることを規定しています。
2. 法第72条では、本条の規定による調査に対して、受給権者が、正当な理由なく書類等の提出を拒んだり、職員の質問に応じなかったりした場合、又は障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることにより障害基礎年金の加算の対象となっている子等が、正当な理由なく医師等の診断を拒んだりした場合は、年金給付の全部又は一部の支給を停止できることを規定しています。

＜資料の提供等＞

第百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者(以下この項において「被保険者等」という。)、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第百九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

《趣旨・概要》

本条は、法第106条または前条が被保険者または受給権者等に対する直接の調査権を規定しているのに対し、関係官公署等の協力による実態把握の道を規定したものです。

《解説》

1. 第1項は、被保険者の資格に係る資料の提供を規定しています。従来の国民年金法においては、被保険者の資格に関し、他の機関に対し、資料の提供を求めることを可能とする根拠規定が存在しなかったことから、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年7月6日法律第110号）により改正されました。
2. 第3号被保険者不整合記録不整合問題への対処のため、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律において（平成25年法律第63号）「共済組合等又は健康保険組合」を加え、組合員、加入者、健康保険の被保険者及び配偶者に関する情報（①配偶者の第2号被保険者資格喪失に関する情報、②被扶養配偶者でなくなったことに関する情報）を得られるように改正しています。
3. なお、本条は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）により、厚生労働大臣が被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときに、必要な書類の閲覧又は必要な資料を求めることができる機関として、法第109条に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金及び国民健康保険組合が追加され、また、銀行、信託会社その他の機関または被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に対して報告を求めることができることとされています。

これは、国民年金の原簿記録は、一般の行政機関が保有する個人情報とは異なり、超長期的な管理が必要であるからです。このため、厚生労働大臣は、被保険者等に関する原簿記録の作成の過程全般にわたって、原簿記録の正確性を常に確保する業務運営を行うべきであり、その時々々の原簿記録の管理が正確・厳格に行われていることを、原簿記録の管理に関する業務処理の前提としなければなりません。

その際、厚生労働大臣が、被保険者等から提出された資料や機構が保有する資料等のみにならず、できる限り事実関係を明らかにした上で原簿記録を適正に管理することができるよう、現行の「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）を参考に、被保険者の資格のみならず保険料に関し、公的年金制度や公的年金制度と密接に関連する医療保険制度の実施機関、保険料の納付状況等を確認できる金融機関、被保険者の配偶者、世帯主等に対して資料の提供又は報告を求めることができることとしています。
4. 第2項は、厚生労働大臣が年金給付または保険料に関する処分を行う場合に官公署等の協力を得て把握しなければならないもののうち、①保険料の法定免除や申請免除に際しての被保険者の資産や収入、生活保護の情報及び②いわゆる公的年金受給制限に際しての受給権者等の公的年金受給状況について規定しています。

5. 本条に基づく関係官公署等への照会は個人情報保護法第23条第1項第1号や行政機関個人情報保護法第8条第2項第2号に該当することとなり、本人同意原則の例外にあたります。

「法第108条の2から法第108条の3まで 省略」

＜基礎年金番号の利用制限等＞

第百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令ⁱ⁾で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令ⁱⁱⁱ⁾で定める。

i) 則第97条第1項、第2項

ii) 則第97条第3項

iii) 令第11条の6の2

《趣旨・概要》

本条は、法第14条に規定される基礎年金番号について、住民基本台帳法における市町村長等に対する住民票コードの告知要求制限に係る規定を準用し、市町村長等に対する基礎年金番号の告知要求制限を規定したものです。

＜国民年金事務組合＞

第百九条 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。

2 前項に規定する団体（以下「国民年金事務組合」という。）は、同項に規定する委託を受けようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の認可を受けた国民年金事務組合がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、同項の認可を取り消すことができる。

《趣旨・概要》

本条は、国民年金事務組合について規定しています。

＜学生納付特例の事務手続に関する特例＞

第百九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人その他の政令ⁱ⁾で定める法人であつて、厚生労働大臣がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請（以下この条において「学生納付特例申請」という。）に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第八十三条に規定する大学その他の政令ⁱⁱ⁾で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者（以下この条において「学生等被保険者」という。）の委託を受けて、学生等被保険者に係る学生納付特例申請をすることができる。

2 学生等被保険者が学生納付特例事務法人に学生納付特例申請の委託をしたときは、第九十条の三第一項の規定及び同条第二項において準用する第九十条第二項の規定の適用については、当該委託をした日に、学生納付特例申請があつたものとみなす。

3 学生納付特例事務法人は、学生等被保険者から学生納付特例申請の委託を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定めるところにより、当該学生納付特例申請をしなければならない。

4 厚生労働大臣は、学生納付特例事務法人がその行うべき事務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、学生納付特例事務法人に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、学生納付特例事務法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 第一項の指定の手続その他前各項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令^{iv)}で定める。

i) 令第11条の7

ii) 令第11条の8

iii) 則第77条の4の3

iv) 則第83条の4、第83条の5

《趣旨・概要》

本条は、学生納付特例事務法人について規定しています。

学生納付特例の申請を行いやすい環境を整備して、学生・生徒の年金受給権の確保を図る観点から、平成20年4月より、厚生労働大臣の指定を受けた大学等（学生納付特例事務法人）は、在籍する学生等である被保険者の委託を受けて、本人に代わり学生納付特例の申請手続を行うことができるようになりました。

なお、平成26年10月から、学生納付特例事務法人が学生納付特例の申請を受理してから厚生労働大臣に申請をするまでの間に生じた事故によって、障害基礎年金の支給要件を満たせなくなる等の不利益を生じさせないようにするため、学生等が学生納付特例事務法人に学生納付特例の申請を委託した日に、厚生労働大臣に申請があつたものとみなされることになりました。

<保険料納付確認団体>

第百九条の三 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他これに類する団体で政令ⁱ⁾で定めるものであつて、厚生労働大臣がこれらの団体からの申請に基づき、次項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして指定するもの（以下この条において「保険料納付確認団体」という。）は、同項の業務を行うことができる。

i) 令第11条の9

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員その他これに類する者である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実（次項において「保険料滞納事実」という。）の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる。

4 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体がその行うべき業務の処理を怠り、又はその処理が著しく不当であると認めるときは、保険料納付確認団体に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、保険料納付確認団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他保険料納付確認団体に関し必要な事項は、厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める。

ii) 則第83条の6、第83条の7

《趣旨・概要》

本条は、保険料納付確認団体について規定しています。

＜機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任＞

- 第百九条の四** 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。
- 一 第七条第二項の規定による認定並びに附則第五条第一項及び第二項の規定による申出の受理
 - 二 第十条第一項の規定による承認及び附則第五条第五項の規定による申出の受理
 - 三 第十二条第四項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理及び第十二条第五項の規定による届出の受理
 - 三の二 第十二条の二第一項の規定による届出の受理
 - 四 第十三条第一項（附則第五条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第七条の四第二項の規定による国民年金手帳の作成及び交付
 - 四の二 第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理
 - 五 第十六条（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理
 - 六 第二十条第二項の規定による申請の受理
 - 七 第二十条の二第一項の規定による申出の受理
 - 八 第二十八条第一項（附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理並びに附則第九条の二第一項（附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第九条の二の二第一項の規定による請求の受理
 - 九 第三十条の二第一項及び第三十条の四第二項の規定による請求の受理
 - 十 第三十三条の二第四項の規定による認定
 - 十一 第三十四条第二項及び第四項の規定による請求の受理
 - 十二 第三十七条の二第三項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定
 - 十三 第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による申請の受理
 - 十四 第四十六条第一項の規定による申出の受理
 - 十五 第八十七条の二第一項及び第三項の規定による申出の受理
 - 十五の二 第八十九条第二項の規定による申出の受理
 - 十六 第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請（第百九条の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。）の受理及び処分（これらの規定による指定を除く。）並びに第九十条第三項（第九十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分の取消し
 - 十七 第九十二条の二の規定による申出の受理及び承認
 - 十八 第九十二条の二の二第一項の規定による申出の受理及び同条第二項の規定による承認
 - 十九 第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定

による届出の受理

二十 第九十二条の四第二項の規定による報告の受理

二十一 第九十二条の五第二項の規定による報告徴収及び同条第三項の規定による立入検査

二十二 第九十四条第一項の規定による承認

二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令ⁱ⁾で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

i) 則第98条

二十四 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索

二十五 第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

二十六 第四百条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

二十七 第四百五条第一項、第三項及び第四項（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第四百五条第三項の規定による書類その他の物件の受領

二十八 第四百六条第一項の規定による命令及び質問

二十九 第四百七条第一項（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問並びに第四百七条第二項の規定による命令及び診断

三十 第四百八条第一項及び第二項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第三項の規定による協力の求め並びに附則第八条の規定による資料の提供の求め（第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。）

三十の二 第四百八条の二の二の規定による情報の受領

三十一 第四百八条の三第二項の規定による情報の提供の求め

三十二 第四百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告の求め及び立入検査

三十三 第四百九条の二第一項の規定による指定の申請の受理

三十四 前条第一項の規定による申請の受理

三十五 次条第二項の規定による報告の受理

三十六 附則第七条の三第二項の規定による届出の受理

三十七 附則第九条の三の二第一項の規定による請求の受理

三十七の二 附則第九条の四の二第一項の規定による届出の受理

三十七の三 附則第九条の四の三第一項の規定による承認

三十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める権限

ii) 則第99条

2 機構は、前項第二十四号に掲げる権限及び同項第二十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労

働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

iii) 則第100条

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令^{iv)}で定める事項を通知しなければならない。

iv) 則第101条

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令^{v)}で定める。

v) 則第102条

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《趣旨・概要》

本法に定める厚生労働大臣の業務については、法第109条の4第1項の規定により、厚生労働大臣自身が権限を行使するのでなければ公的年金制度の保険者としての国の責任を果たし得ないと考えられるものを除き、可能な限り機構に行わせることとしております。

主な業務についての整理は、以下のとおりとなっています。

① 厚生労働大臣が処分も実際の事務も行うもの

（例）年金制度の設計、財政見通し、積立金の運用等

② 厚生労働大臣が処分を行う（＝処分権者となる）が、実際の事務の処理は機構が行うもの（＝事務の委託）

（例）年金の受給権の裁定・額の改定・給付の制限、保険料の納入告知・督促等

③ 厚生労働大臣から委任を受け、機構が処分も実際の事務も行うもの（＝権限に係る事務の委任）

（例）被保険者資格の得喪確認、保険料等の滞納処分、受給権者調査等

《参考》

機構について

機構は、社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月に設立された非公務員型の公法人です。機構の本部は東京に設置されていて、全国にブロック本部、事務センター、年金事務所が設置されています。

機構は、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金にかかる一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付等）を担うこととされています。

＜財務大臣への権限の委任＞

第百九条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第二十三号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令ⁱ⁾で定めるもの（以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令ⁱⁱ⁾で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令ⁱⁱⁱ⁾で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

i) 則第104条

ii) 令第11条の10

iii) 令第11条の11

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令^{iv)}で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

iv) 則第107条

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に関し必要な事項は、厚生労働省令^{v)}で定める。

v) 則第108条、第109条

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行っている滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令^{vi)}で定める。

vi) 則第110条

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令^{vii)}で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任することができる。

vii) 令第11条の12

7 国税局長は、政令^{viii)}で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任することができる。

《趣旨・概要》

本条は、厚生労働大臣が財務大臣に滞納処分等その他の処分に係る権限を委任する場合の要件・手続、財務大臣からの報告、財務大臣から国税庁長官への委任について規定するものです。

<機構が行う滞納処分等に係る認可等>

第百九条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令ⁱ⁾で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

i) 則第111条

《趣旨・概要》

本条は、機構が滞納処分等を行う場合の厚生労働大臣の事前認可や、滞納処分等を行う機構の職員、滞納処分等の結果の厚生労働大臣への報告等について規定しています。

＜滞納処分等実施規程の認可等＞

第百九条の七 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令ⁱ⁾で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

i) 則第112条

《趣旨・概要》

本条は、機構が滞納処分等を行う場合の実施方法を記載した滞納処分等実施規程を定め厚生労働大臣の認可を受けなければならないことや、滞納処分等実施規程が不適当となつたと認める場合の厚生労働大臣の変更命令等について規定しています。

《参考》

【国民年金法施行規則 第百十二条】

＜滞納処分等実施規程の記載事項＞

第百十二条 法第百九条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 滞納処分等の実施体制
- 二 滞納処分等の認可の申請に関する事項
- 三 滞納処分等の実施時期
- 四 財産の調査に関する事項
- 五 差押えを行う時期
- 六 差押えに係る財産の選定方法
- 七 差押財産の換価の実施に関する事項
- 八 保険料その他法（第十章を除く。）の規定による徴収金の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項
- 九 その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

<機構が行う立入検査等に係る認可等>

第百九条の八 機構は、第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第百九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第百六条並びに第一百七条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

《趣旨・概要》

本条は、機構が受給権者調査等の立入検査を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと等を規定しています。

＜地方厚生局長等への権限の委任＞

第百九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令ⁱ⁾（第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令ⁱⁱ⁾）で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

i) 則第113条

ii) 令第11条の12の2第1項

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令ⁱ⁾（第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令ⁱⁱ⁾）で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

iii) 令第11条の12の2第2項

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。）には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

《趣旨・概要》

本条は、地方厚生局長等への権限の委任について規定したものです。

《参考》

【国民年金法施行規則 第百十三条】

＜地方厚生局長等への権限の委任＞

第百十三条 法第百九条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第百八条第一項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め（訂正請求に係るものに限る。）
- 二 法第百九条第二項の規定による認可及び同条第三項の規定による認可の取消し
- 三 法第百九条の二第一項の規定による指定、同条第二項の規定による命令及び同条第三項の規定による指定の取消し
- 四 法第百九条の三第一項の規定による指定、同条第三項の規定による情報の提供、同条第四項の規定による命令及び同条第五項の規定による指定の取消し
- 五 法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限
- 六 法第百九条の四第四項の規定による公示
- 七 法第百九条の四第五項の規定による通知
- 八 法第百九条の六第一項及び第二項の規定による認可
- 九 法第百九条の六第三項の規定による報告の受理
- 十 法第百九条の八第一項の規定による認可
- 十一 法第百九条の十第二項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該事務に係る権限

十二 法第百九条の十一第二項の規定による認可

十三 法第百九条の十一第四項の規定による報告の受理

- 2** 法第百九条の九第二項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

<機構への事務の委託>

第百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

- 一 第十四条の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）
- 二 第十四条の五の規定による情報の通知に係る事務（当該通知を除く。）
- 三 第十六条（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定に係る事務（第百九条の四第一項第五号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。）
- 四 第十九条第一項（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務
- 五 第二十条第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第六号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）
- 六 第二十条の二第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第七号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）
- 七 第二十三条（附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に係る事務（第百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令^イで定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。）
- 八 第二十六条並びに附則第九条の二第三項（附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）、第九条の二の二第三項及び第九条の三第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第八号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。）
- 九 第三十条第一項、第三十条の二第三項（第三十条の四第三項において準用する場合を含む。）、第三十条の三第一項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項及び第三十二条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第九号に掲げる請求の受理及び当該障害基礎年金の裁定を除く。）
- 十 第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第二項、第三十六条の二第一項及び第四項、第三十六条の三第一項並びに第三十六条の四第一項及び第二項の規定による障害基礎年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）
- 十一 第三十三条の二第二項及び第三項並びに第三十四条第一項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第十号に掲げる認定及び同項第十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。）
- 十二 第三十七条の規定による遺族基礎年金の支給に係る事務（当該遺族基礎年金の裁定を除く。）
- 十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）
- 十四 第四十一条、第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による遺族基礎年金の支給の停止に係る事務（第百九条の四第一項第十三号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

イ）則第114条

- 十五 第四十三条の規定による付加年金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第十四号に掲げる申出の受理及び当該付加年金の裁定を除く。）
- 十六 第四十五条第二項の規定による付加年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）
- 十七 第四十七条の規定による付加年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）
- 十八 第四十九条第一項及び第五十二条の六の規定による寡婦年金の支給に係る事務（当該寡婦年金の裁定を除く。）
- 十九 第五十二条の規定による寡婦年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）
- 二十 第五十二条の二第一項及び第二項並びに第五十二条の六の規定による死亡一時金の支給に係る事務（当該死亡一時金の裁定を除く。）
- 二十一 第六十九条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務（当該障害基礎年金の裁定を除く。）
- 二十二 第七十条の規定による給付の支給に係る事務（当該給付の裁定を除く。）
- 二十三 第七十一条第一項の規定による遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の支給に係る事務（当該遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の裁定を除く。）
- 二十四 第七十二条の規定による年金給付の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）
- 二十五 第七十三条の規定による年金給付の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）
- 二十六 第八十七条第一項及び第九十二条の四第六項の規定による保険料の徴収に係る事務（第百九条の四第一項第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令ⁱ⁾で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。）
- 二十七 第九十二条第一項の規定による保険料の通知に係る事務（当該通知を除く。）
- 二十八 第九十二条の二の二第一項の規定による指定に係る事務（第百九条の四第一項第十八号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。）
- 二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定による指定に係る事務（第百九条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。）
- 三十 第九十二条の六第一項の規定による指定の取消しに係る事務（当該取消しを除く。）
- 三十一 第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）
- 三十二 第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令ⁱ⁾で定める権限を行使する事務並びに前号及び第三十八号に掲げる事務を除く。）
- 三十三 第百八条の三第一項の規定による統計調査に係る事務（第百九条の四第一項第三十一

i) 則第114条

i) 則第114条

号に掲げる情報の提供の求め並びに当該統計調査に係る企画及び立案、総合調整並びに結果の提供を除く。)

三十四 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第四項の規定による勧告及び同条第五項の規定による命令に係る事務（当該勧告及び命令を除く。）

三十五 第百九条第二項の規定による認可及び同条第三項の規定による認可の取消しに係る事務（当該認可及び認可の取消しを除く。）

三十六 第百九条の二第一項の規定による指定に係る事務（第百九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。）、第百九条の二第四項の規定による命令に係る事務（当該命令を除く。）及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十七 第百九条の三第一項の規定による指定に係る事務（第百九条の四第一項第三十四号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。）、第百九条の三第三項の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）、同条第四項の規定による命令に係る事務（当該命令を除く。）及び同条第五項の規定による指定の取消しに係る事務（当該指定の取消しを除く。）

三十八 第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

三十九 附則第七条の三第四項及び第九条の二の二第五項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務（第百九条の四第一項第三十六号に掲げる届出の受理及び当該改定に係る決定を除く。）

四十 附則第九条の三の二第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務（第百九条の四第一項第三十七号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。）

四十一 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

ii) 則第115条

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定める事務

iii) 則第116条

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不相当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《趣旨・概要》

本条は、機構への事務の委託について規定したものです。

主な業務についての整理は、以下のとおりとなっています。

① 厚生労働大臣が処分も実際の事務も行うもの

（例）年金制度の設計、財政見通し、積立金の運用等

- ② 厚生労働大臣が処分を行う（＝処分権者となる）が、実際の事務の処理は機構が行うもの（＝事務の委託）

（例）年金の受給権の裁定・額の改定・給付の制限、保険料の納入告知・督促等

- ③ 厚生労働大臣から委任を受け、機構が処分も実際の事務も行うもの（＝権限に係る事務の委任）

（例）被保険者資格の得喪確認、保険料等の滞納処分、受給権者調査等

＜機構が行う収納＞

- 第百九条の十一** 厚生労働大臣は、会計法第七条第一項の規定にかかわらず、政令ⁱ⁾で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令ⁱⁱ⁾で定めるもの（以下この条において「保険料等」という。）の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。
- 2** 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
- 3** 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。
- 4** 機構は、厚生労働省令ⁱⁱⁱ⁾で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。
- 5** 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従って収納を行わなければならない。
- 6** 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令^{iv)}で定める。

i) 令第11条の13

ii) 則第118条

iii) 則第127条

iv) 令第11条の16、第11条の17

《趣旨・概要》

本条は、厚生労働大臣が会計法の特例として、一定の場合に保険料等の収納を機構に行わせることができること、その場合の日銀への納付や厚生労働大臣への報告等を定めるものです。

《参考》

【国民年金法施行令 第十一条の十三】

＜機構が収納を行う場合＞

- 第十一条の十三** 法第百九条の十一第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第九十六条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料その他法の規定による徴収金の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次条第二項において「年金事務所」という。）において行うことを希望する旨の申出があつた場合
- 二 法第百九条の十一第二項の規定により任命された同条第一項の収納を行う機構の職員（第四号及び第十一条の十七において「収納職員」という。）であつて併せて法第百九条の六第一項の徴収職員として同条第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため、前号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料その他法の規定による徴収金の収納を希望した場合
- 三 職員が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため法第百九条の四第

一項第二十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合
四 前三号に掲げる場合のほか、法第百九条の十一第一項に規定する保険料等（この号及び次条から第十一条の十七までにおいて「保険料等」という。）の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

＜情報の提供等＞

第百九条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令ⁱ⁾で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、保険料の免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

i) 則第132条

2 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

《趣旨・概要》

本条は、機構による厚生労働大臣に対する情報の提供について規定したものです。

機構は、厚生労働大臣の求めに応じて、速やかに、被保険者の資格に関する事項、保険料免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとされています。（則第132条）

<経過措置>

第百九条の十三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

《解説》

本条は、国民年金法に基づく政令を制定し、又は改廃する場合において、必要な経過措置を政令で定めることを規定したものです。

《参考》

【国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 第一条】

<趣旨>

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の施行に伴い、同法の施行の日前の期間を有する者の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の適用、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の年金額、国民年金事業及び厚生年金保険事業に要する費用の負担等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

<実施命令>

第百十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

《解説》

本条は、国民年金法の施行細則を省令で定めることを規定したものです。

本条及び本法における特別の規定に基づき制定されているものとしては、例えば、国民年金法施行規則（昭和35年4月23日厚生省令第12号）があります。

本テキスト中の法令、略令一覧

法・・・・・・・・・・ 国民年金法

法附則・・・・・・・・ 国民年金法附則

(60)法附則・・・・・・ 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則・・・・・・ 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則・・・・・・・・ 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則・・・・・・ 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則・・・・・・ 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則・・・・・・ 平成24改正国民年金法附則

(25)法附則・・・・・・ 平成25改正国民年金法附則

令・・・・・・・・・・ 国民年金法施行令

改定率改定令・・・ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則・・・・・・・・・・ 国民年金法施行規則

厚年法・・・・・・・・ 厚生年金保険法

厚年令・・・・・・・・ 厚生年金保険法施行令

社審法・・・・・・・・ 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令・・・・・・・・ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令・・・・・・・・ 国民年金基金令

労基法・・・・・・・・ 労働基準法

<メ モ>

第9章

罰則

第9章 罰則

第百十一条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

《趣旨・概要》

本条から法第114条までは、罰則・過料の額を示したものになります。

《解説》

本条は、刑法によっては処断することができない不正受給者を行政犯として罰することを規定したものです。

本条は、法第23条で述べたところの趣旨を罰則でもって担保したものです。

すなわち、刑法によっては処断することができない不正受給者を行政犯として刑罰を課し、もって給付を真に受けるべき者に対して給付を行うという、国年法の最大目的の達成を側面から企図したものです。

① 偽り

積極的に虚偽の事実を構成することのほか、消極的に真実を隠蔽又は歪曲することも含みます。

② 不正な手段

刑法第246条の詐欺罪の構成要件である欺罔行為の程度に至らない広い意味における不正手段をいいます。

つまり、通常の真実の状態であれば給付を受けられないにもかかわらず、給付を受けた場合において、その際に用いた行為が、不正手段と言い得ます。

③ 給付を受けた者

不正手段と給付との間に因果関係が存在していることを必要とします。したがって、実際に不正手段があっても裁定庁がこれに陥ることなく、また、不正手段の有無とは関係なく給付がなされたような場合は、本条の適用外となります。

つまり、裁定庁側の過誤に基づく違法又は不当ないわゆる誤裁定・誤決定によって給付を受けた者は、不正受給には該当せず、給付の過誤払の返納の問題に止まるだけです。

第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

「法第111条の3 省略」

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項又は第五項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者
- 二 第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主
- 三 第百六条第一項の規定により国民年金手帳、資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の書類その他の物件の提出をし、又は同項の規定による当該職員（第百九条の八第二項において読み替えて適用される第百六条第一項に規定する機構の職員を含む。）の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

《解説》

次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることになっています。

- (1) 第1号被保険者又は第3号被保険者による資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更の届出の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者
- (2) 世帯主による第1号被保険者に係る資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更の届出の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主
- (3) 法第106条第1項（被保険者に関する調査）の規定による提出命令に従わず、若しくは虚偽の書類その他の物件の提出をし、又は厚生労働省の職員（機構の職員を含む。）の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

第百十三條 第十二条第一項又は第五項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされたときは、この限りでない。

第百十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者
- 三 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第百九条の三第六項の規定に違反した者

「法第113条の3から法第113条の4まで 省略」

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第百五条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。
- 二 第百五条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者
- 三 第百五条第二項において準用する第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主
- 四 第百五条第四項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者

「第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会 省略」

(法第115条から第148条まで 省略)

本テキスト中の法令、略令一覧

法・・・・・・・・ 国民年金法

法附則・・・・・・・・ 国民年金法附則

(60)法附則・・・・ 昭和60年改正国民年金法附則

(元)法附則・・・・ 平成元年改正国民年金法附則

(6)法附則・・・・ 平成6年改正国民年金法附則

(16)法附則・・・・ 平成16年改正国民年金法附則

(23)法附則・・・・ 平成23年改正国民年金法附則

(24)法附則・・・・ 平成24改正国民年金法附則

(25)法附則・・・・ 平成25改正国民年金法附則

令・・・・・・・・ 国民年金法施行令

改定率改定令・・・ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令

則・・・・・・・・ 国民年金法施行規則

厚年法・・・・・・・・ 厚生年金保険法

厚年令・・・・・・・・ 厚生年金保険法施行令

社審法・・・・・・・・ 社会保険審査官及び社会保険審査会法

措置令・・・・・・・・ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

基金令・・・・・・・・ 国民年金基金令

労基法・・・・・・・・ 労働基準法

【索 引】

	項 目	章テーマ等	ページ
あ	遺族基礎年金の支給停止	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	203
	遺族基礎年金の支給要件	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	180
	遺族基礎年金の年金額	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	197
	遺族の範囲	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	185
	一時差し止め	第 3 章第 6 節 給付の制限	233
	一時庇護許可者	第 2 章 被保険者	20
	内払調整	第 3 章第 1 節 通則	79
	延滞金	第 6 章 費用	297

	項 目	章テーマ等	ページ
か (1)	外国人の資格喪失日	第 2 章 被保険者	37
	外国人の資格取得日及び種別変更年月日	第 2 章 被保険者	36
	改定率	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	113
	学生納付特例	第 6 章 費用	271
	学生納付特例事務法人	第 8 章 雑則	328
	過誤払による返還金債権への充当	第 3 章第 1 節 通則	83
	合算対象期間	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	96
	寡婦年金の支給要件	第 3 章第 5 節第 2 款 寡婦年金	213
	寡婦年金の年金額	第 3 章第 5 節第 2 款 寡婦年金	215
	加入可能月数	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	108
	管掌	第 1 章 総則	3
	既裁定者	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	113
	既裁定者の改定率	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	116
	基準障害	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	146
	基準傷病	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	146
	基礎年金	第 3 章第 1 節 通則	60
	基礎年金拠出金	第 6 章 費用	291
	基礎年金拠出金の額	第 6 章 費用	291
	基礎年金番号	第 2 章 被保険者	53
	基本権	第 3 章第 1 節 通則	61
	給付の種類	第 3 章第 1 節 通則	60

か (2)	項 目	章テーマ等	ページ
	旧遺児年金	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	184
	旧準母子年金	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	184
	旧母子年金	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	184
	経過措置による障害基礎年金	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	151
	減額改定の事由(障害基礎年金)	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	161
	減額改定の事由(遺族基礎年金)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	199
	厚生年金保険の中高齢の特例	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	104
	厚生労働大臣の職権改定	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	163
	後納制度	第 6 章 費用	289
	後発の障害基礎年金が支給停止されている場合の取扱い	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	157
	国籍喪失による経過滞在者	第 2 章 被保険者	20
	国民年金原簿	第 2 章 被保険者	53
	国民年金事務組合	第 8 章 雑則	327
	国民年金手帳	第 2 章 被保険者	51
	国民年金の給付	第 1 章 総則	2
	戸籍の無料証明	第 8 章 雑則	319
	国庫負担	第 6 章 費用	244
	子に支給する遺族基礎年金の額	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	200
	子の加算(遺族基礎年金 配偶者・子)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	198・ 200
	子の加算(障害基礎年金)	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	160

さ (1)	項 目	章テーマ等	ページ
	再審査請求	第 7 章 不服申立て	304
	裁定	第 3 章第 1 節 通則	61
	三親等内の親族	第 3 章第 1 節 通則	70
	資格取得	第 2 章 被保険者	35
	資格喪失	第 2 章 被保険者	35
	時効	第 8 章 雑則	310
	時効の援用	第 8 章 雑則	311
	事後重症による障害基礎年金	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	144
	事実婚関係	第 1 章 総則	11
	事実婚関係(認定の要件)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	190

	項 目	章テーマ等	ページ
さ (2)	失権(遺族基礎年金)	第3章第4節 遺族基礎年金	201
	失権(寡婦年金)	第3章第5節第2款 寡婦年金	216
	失権(障害基礎年金)	第3章第3節 障害基礎年金	165
	失踪宣告	第3章第1節 通則	69
	支分権	第3章第1節 通則	61
	死亡一時金の額	第3章第5節第3款 死亡一時金	222
	死亡一時金の支給要件	第3章第5節第3款 死亡一時金	217
	死亡一時金を受けることができる遺族	第3章第5節第3款 死亡一時金	220
	死亡の推定	第3章第1節 通則	68
	事務の委託	第8章 雑則	342
	事務の委任	第8章 雑則	332
	社会保険審査会	第7章 不服申立て	306
	社会保険審査官	第7章 不服申立て	306
	若年者納付猶予	第6章 費用	275
	重婚的内縁関係	第1章 総則	11
	重婚的内縁関係(認定の要件)	第3章第4節 遺族基礎年金	191
	受給権者等に対する保険者の調査権	第8章 雑則	323
	受給権消滅日	第3章第1節 通則	66
	受給権の保護	第3章第1節 通則	89
	受給権発生日	第3章第1節 通則	65
	受給資格期間短縮の特例	第3章第2節 老齢基礎年金	103
	種別確認の届出	第2章 被保険者	48
	収入に関する認定要件	第3章第4節 遺族基礎年金	189
	住所	第2章 被保険者	18
	住所に関する法令の解釈	第2章 被保険者	18
	出生による経過滞在者	第2章 被保険者	20
	障害基礎年金の支給停止	第3章第3節 障害基礎年金	167
	障害基礎年金の年金額	第3章第3節 障害基礎年金	158
	障害等級	第3章第3節 障害基礎年金	141
	障害認定日	第3章第3節 障害基礎年金	139
	障害認定日による障害基礎年金	第3章第3節 障害基礎年金	138
	障害認定日要件	第3章第3節 障害基礎年金	139

	項 目	章テーマ等	ページ
さ (3)	昭和 5 年 4 月 1 日以前に生まれた者の特例	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	103
	所在不明な場合の支給停止(子)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	206
	所在不明な場合の支給停止(配偶者)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	205
	初診日	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	139
	初診日要件	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	139
	新規裁定者	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	113
	新規裁定者の改定率	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	113
	審査請求	第 7 章 不服申立て	302
	申請免除	第 6 章 費用	263
	新法と旧法との間の調整	第 3 章第 1 節 通則	77
	生計維持関係等の認定日	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	188
	生計維持認定対象者	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	187
	生計同一に関する認定要件	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	188
	生計同一認定対象者	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	187
	全額免除	第 6 章 費用	265
	先発の障害基礎年金が支給停止されている場合の取扱い	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	157
	増進改定請求	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	163

	項 目	章テーマ等	ページ
た (1)	第 1 号被保険者	第 2 章 被保険者	16
	第 1 号法定受託事務	第 1 章 総則	3・12
	第 2 号被保険者	第 2 章 被保険者	16
	第 3 号被保険者	第 2 章 被保険者	17
	第 3 号被保険者の届出の特例	第 2 章 被保険者	49
	滞納処分	第 6 章 費用	295
	脱退一時金	第 3 章第 5 節(法附則第 9 条の 3 の 2) 脱退一時金	226
	脱退一時金の額	第 3 章第 5 節(法附則第 9 条の 3 の 2) 脱退一時金	227
	脱退一時金の支給要件	第 3 章第 5 節(法附則第 9 条の 3 の 2) 脱退一時金	226
	遅延特別加算金	第 8 章 雑則	316
	地方厚生局長等への権限の委任	第 8 章 雑則	338

	項 目	章テーマ等	ページ
た (2)	中長期在留者	第 2 章 被保険者	20
	調整期間	第 3 章第 1 節 通則	63
	追納する保険料額	第 6 章 費用	287
	通算年金制度	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	98
	独自給付	第 3 章第 1 節 通則	60
	督促	第 6 章 費用	295
	特別永住者	第 2 章 被保険者	20
	特別障害給付金	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	155
	特例措置による障害基礎年金	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	153
	特例による任意加入被保険者	第 2 章 被保険者	30
	(特例による任意加入被保険者)の資格取得日と喪失日	第 2 章 被保険者	31
	届出の義務	第 2 章 被保険者	44
	届出の報告	第 2 章 被保険者	46

	項 目	章テーマ等	ページ
な	任意加入制度	第 2 章 被保険者	24
	任意加入被保険者	第 2 章 被保険者	23
	任意加入被保険者の資格取得日と喪失日	第 2 章 被保険者	24
	任意加入未納期間	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	101
	任意脱退	第 2 章 被保険者	40
	任意未加入期間	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	99
	年金額の端数処理	第 3 章第 1 節 通則	64
	年金給付の消滅時効	第 8 章 雑則	312
	年金時効特例法	第 8 章 雑則	316
	ねんきん定期便	第 2 章 被保険者	56
	年金の支給期間と支払期月	第 3 章第 1 節 通則	65
	年金の内払調整	第 3 章第 1 節 通則	79

	項 目	章テーマ等	ページ
は (1)	配偶者、夫及び妻	第 1 章 総則	11
	配偶者に支給する遺族基礎年金の額	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	199
	はじめて 2 級以上に該当したことによる障害基礎年金	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	146
	20 歳前傷病による障害基礎年金	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	148

	項 目	章テーマ等	ページ
は (2)	20 歳前傷病による障害基礎年金の支給停止	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	170
	20 歳前傷病による障害基礎年金の所得制限	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	172
	半額免除	第 6 章 費用	269
	被扶養配偶者	第 2 章 被保険者	17
	被扶養配偶者の認定基準	第 2 章 被保険者	21
	被保険者の届出	第 2 章 被保険者	44
	被保険者期間の計算	第 2 章 被保険者	41
	被保険者等要件(遺族基礎年金)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	181
	被用者年金各法	第 1 章 総則	9
	被用者年金各法に基づく老齢給付等	第 2 章 被保険者	19
	被用者年金制度に加入していた期間	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	96
	被用者年金制度の加入期間の特例	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	103
	被用者年金制度に加入していなかった期間	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	99
	付加年金の支給の繰下げ	第 3 章第 5 節第 1 款 付加年金	211
	付加年金の支給要件	第 3 章第 5 節第 1 款 付加年金	208
	付加年金の年金額	第 3 章第 5 節第 1 款 付加年金	209
	付加保険料の納付	第 6 章 費用	255
	不正受給者	第 9 章 罰則	350
	不正利得の徴収	第 3 章第 1 節 通則	87
	物価スライド特例措置	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	122
	不服申立て前置主義	第 7 章 不服申立て	305
	振替加算の支給要件	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	133
	併給の調整	第 3 章第 1 節 通則	75
	併合認定	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	156
	法定免除	第 6 章 費用	260
	保険料	第 6 章 費用	253
	保険料水準固定方式	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	118
	保険料納付確認団体	第 8 章 雑則	329
	保険料納付済期間	第 1 章 総則	9
	保険料納付要件(遺族基礎年金)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	181
	保険料納付要件(障害基礎年金)	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	140
	保険料納付要件の経過措置(遺族基礎年金)	第 3 章第 4 節 遺族基礎年金	183
	保険料納付要件の経過措置(障害基礎年金)	第 3 章第 3 節 障害基礎年金	141

	項 目	章テーマ等	ページ
は (3)	保険料の額	第 6 章 費用	253
	保険料の前納	第 6 章 費用	282
	保険料の追納	第 6 章 費用	286
	保険料の通知及び納付方法	第 6 章 費用	278
	保険料の納付期限	第 6 章 費用	277
	保険料の納付義務	第 6 章 費用	257
	保険料全額免除期間	第 1 章 総則	10
	保険料半額免除期間	第 1 章 総則	10
	保険料免除期間	第 1 章 総則	9
	保険料免除・猶予制度	第 6 章 費用	258
	保険料 4 分の 1 免除期間	第 1 章 総則	10
	保険料 4 分の 3 免除期間	第 1 章 総則	10
	本来水準の年金額	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	122

	項 目(逐条テキスト)	章テーマ等	ページ
ま	マクロ経済スライド	第 3 章第 1 節 通則	63
	未支給年金	第 3 章第 1 節 通則	70
	民法の相続人	第 3 章第 1 節 通則	72
	名目手取り賃金変動率	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	114

	項 目(逐条テキスト)	章テーマ等	ページ
や	4 分の 1 免除	第 6 章 費用	270
	4 分の 3 免除	第 6 章 費用	268

	項 目(逐条テキスト)	章テーマ等	ページ
ら	老齢基礎年金等の支給要件の特例	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	95
	老齢基礎年金の一部繰上げ	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	131
	老齢基礎年金の支給の繰上げ	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	129
	老齢基礎年金の支給の繰下げ	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	125
	老齢基礎年金の支給要件の原則	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	92
	老齢基礎年金の年金額	第 3 章第 2 節 老齢基礎年金	106

【参考文献】（平成 27 年 4 月 1 日現在）

- （１）株式会社 社会保険研究所
年金事業運営改善法の解説 発行：平成 26 年 8 月発刊
年金制度改正の解説（関係法令条文付） 発行：平成 26 年 6 月発刊
- （２）株式会社 日本評論社
国民年金法 全訂社会保障関係法 2 有泉亨、中野徹雄〔喜多村悦史〕
- （３）中央法規出版株式会社
七訂 国民年金 厚生年金保険 改正法の逐条解説 平成 21 年 2 月 20 日 発行
- （４）T A C 株式会社
2015 年度版 ナンバーワン社労士 ハイレベルテキスト 8 国民年金法
2015 年 3 月 8 日 初版 第 1 刷発行

国民年金法 逐条解説テキスト

(平成 27 年 4 月 1 日現在施行法令準拠)

平成 27 年 4 月 1 日 第 1 版刷

制作 T A C 株式会社

〒101-8383 東京都千代田区三崎町 3-2-18

